

ICD NEWS

LAW FOR DEVELOPMENT

法務省法務総合研究所国際協力部報

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE
MINISTRY OF JUSTICE

第58号
2014.2

目次

巻頭言

アジア研の活動と法整備支援 国連アジア極東犯罪防止研修所長 赤根 智子 …… 1

特集

連携企画「アジアのための国際協力 in 法分野2013」

―法整備に関する学生のシンポジウム― 国際協力部教官 渡部 吉俊 …… 6

外国法令紹介

中国消費者権益保護法の改正決定について

元JICA長期派遣専門家・弁護士 白出 博之 …… 39

2013年ベトナム社会主義共和国憲法 …… 59

ベトナム法規範文書発行法 …… 90

国際研修

第45回ベトナム法整備支援研修（破産法） 国際協力部教官 毛利 友哉 …… 121

第9回ラオス本邦研修 国際協力部教官 川西 一 …… 136

第2回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援本邦研修 国際協力部教官 辻 保彦 …… 142

第6回中央アジア地域法制比較研究セミナー 国際協力部教官 渡部 吉俊 …… 148

第1回ネパール本邦研修 国際協力部教官 横幕 孝介 …… 154

活動報告

第5回国際協力人材育成研修 国際協力部教官 辻 保彦 …… 161

日本の法整備支援活動の紹介

―韓国法制処主催「第1回アジア立法関係専門家シンポジウム」にて―

国際協力部教官 國井 弘樹 …… 196

―国際協力の現場から―

主任国際協力専門官 山田美紀子 …… 205

～ 巻頭言 ～



アジア研の活動と法整備支援

国連アジア極東犯罪防止研修所長

(法務省法務総合研究所国際連合研修協力部長)

赤根 智子

1 はじめに

昨年(2013年)7月に、国連アジア極東犯罪防止研修所(通称「アジア研」、英語の略称は「UNAFEI」、ユナフェイと読みます。)に異動になり、3度目のアジア研勤務を楽しく、そしてなるべく新機軸も含め、自分らしさを出そうと努力しつつ励んでおります。ICD NEWSに巻頭言を書かせていただくのは、法務総合研究所国際協力部長をしていた時以来で、2度目です¹。

アジア研は、国連と日本国政府の協定に基づき国連の地域研修所として設立されました。1962年にアジアを中心とする国と地域から刑事司法関係者を招いて第1回の国際研修を開始してから約52年が経過しています。今までに、世界131か国の国と地域の4,900人近くにも及ぶ刑事司法関係者が、アジア研の研修やセミナーに参加しております。継続は力なりといいますが、まさに諸先輩方がたゆまぬ努力を重ね、また、JICA(独立行政法人国際協力機構)、アジア刑政財団²、その他の多くの個人・団体の変わら

ぬ協力を得て国際研修等を実施してきた結果、キャパシティ・ビルディングを通じ、各国の刑事司法運営の向上に多大な影響を与えているのを実感しています。また、アジア研の研修参加者を中心に、強力なアジア研ネットワークが形成され、我が国の刑事司法関係者との間に強力な信頼関係を醸成しており、我が国の刑事司法関係者が世界で活躍する際にも大きな強みになっています。

アジア研の活動は、いわゆるマルチ研修、つまり複数の国々からの参加者が一堂に会し、一定期間、一定のテーマで研修を実施するというのが基本形です。テーマとしては、例えば、国際組織犯罪、あるいは汚職犯罪等、グローバル化する犯罪を防止し適正に訴追する方策等、各国のみならず、国際社会の刑事司法機関が協力して取り組むべき課題を選んだり、刑務所の過剰収容問題、少年、女性犯罪者に対する処遇改善、犯罪者の更生と再犯防止策等、各国の矯正・保護行政をはじめとする関係諸機関が抱える共通課題を取り上げたりしています。そのようなマルチ研修においては、国連条約等の国際条約、国連等国際社会で用いられる準則や基準、あるいは研修で取り上げる課題に対する世界や日本の先進的な取組等を参考にしつつ、アジア研教官や客員専門家を含め、参加者みんなで考え、討議する方法で実施しています。

アジア研では、マルチ研修以外にも、後述するとお

¹ ICDNEWS39号巻頭言「夢との出会い!法整備支援」参照。

² 1982年、アジア研の活動の支援などを主な目的として設立された財団法人(2014年4月からは公益財団法人)であり、アジア研の研修などに際し、意見交換・交流会や支部への招待旅行などの開催により、アジア研の活動の充実・強化に協力していただいています。国連NGO(国連において諮問的地位が認められる国際的非政府組織)のトップカテゴリーである総合協議資格を付与され、国内外に多数の支部を有し、国内外におけるセミナーなどの活動を行っています。

り、一国を対象とする継続的な研修・セミナー等を行ってきました。それらは、その国の特定の組織・機関のキャパシティ・ビルディングを通じた制度運用の向上等に協力してきたものであり、これまでのところ、特定の法律についての立法支援を行うことは、ほとんどなかったといえます。

では、こうしたアジ研の活動は、国際協力部が行ってきた法整備支援活動とは、全く異なったものというべきなのでしょうか。また、今後アジ研が、法整備支援に関わっていくとしたら、どのように進めていくべきなのでしょうか。また、そもそも論として、刑事分野の法整備支援を法整備支援全体の中でどのように位置づけるのか、あるいは刑事分野の法整備支援の理論的根拠をどこに求めるのかという根本問題もいずれは考えてみる必要があるように思われます。

2 アジ研の活動は法整備支援の一翼を担う？

私がアジ研に勤務する中で、今まで一番長く滞在した国はケニア³です。2003年と2004年（当時、私はアジ研の次長をしていました。）の2回、アジ研の矯正教官、保護教官各1名とともに、それぞれ約3週間にわたり、ケニアのナイロビに滞在し、そこを拠点にいくつかの主要な地方都市にも出張しました。

当時アジ研では、JICAの協力を得て、ケニアの「内務・国家遺産省」の下にあった児童局（ケニアにおける組織改編の結果、児童局は現在では「ジェンダー・児童・社会開発省」に所属しています。）に対する協力を行っていました。児童（少年）の権利や保護に関しては、児童の権利に関する宣言（1959年）、

少年司法の運用のための国際連合最低基準規則（いわゆる「北京ルールズ」、1985年）、児童の権利に関する条約（1989年採択、1990年発効）などの国連条約や国連基準がありますが、特に児童の権利に関する条約が国連で採択され、これに加盟した国々の間で、その条約の趣旨に沿った国内法の立法が進みました。ケニアは、1990年に同条約を批准し、それに伴って「児童法」を全面的に改正し（2001年、以後この新・児童法を「児童法」といいます。）、これが施行されて、その趣旨に沿って児童に対する刑事司法及び福祉政策の転換が図られることになりました。アジ研は、1997年から毎年、長いときには2か月間程度、短くとも3週間程度は矯正教官、保護教官等をケニアに派遣してきました。今まで15年以上にもわたり、ケニアの児童法の運用を担う組織の一つである児童局職員のキャパシティ・ビルディングに力を貸したことになります。ケニアに派遣されたアジ研教官等は児童局が運営する収容施設内や社会内で実施していた児童に対する保護活動を、国連基準等の国際基準に沿って、あるいは世界的にも先進的な日本の少年司法運営の観点から支援してきました。地方都市を含む現地を訪れて詳しい調査を行うなどして実務の実態を把握し、児童局の関係者と協議し、児童法の施行に必要な通達の立案・改定作業から、非行を行う児童の保護や分類、矯正教育に関するマニュアル作り、児童保護司の採用・教育、その他こまごまとした日常的な業務についてまで、様々なアドバイスをを行いました。アジ研による協力は、以上のような現地におけるもののほか、毎年児童局の幹部らをアジ研に招き、アジ研の矯正教官、保護教官を担当者とする3週間程度の本邦研修を行うことも含んでいました（アジ研では、これらをまとめてケニアプロジェクトなどと呼んでいました。ケニアプロジェクトは、途中で形式・内容を若干変えながら、また巻き込む関係機関を増やしたりしながら、本年度まで継続され、児童局のほか裁判所や矯正局等、

³ アジ研は、国連の地域研修所ではありますが、その活動範囲や対象国はアジアに限られているわけではありません。もっとも、アジ研の活動は、地理的にも近く、文化的にも共通の基盤を持つアジア諸国に対する協力が主となっております。その意味で、ケニアプロジェクトは、アフリカに対する数少ない協力の例であることは間違いありません。

児童・少年司法関係諸機関連携による統一かつ継続的な処遇に結び付ける糸口を見つけるところまでたどり着くことができたほか、日本の保護司制度にヒントを得てケニアが始めた児童保護司制度の定着を見るなど、一定の成果を上げました。)

私は、自分がこのケニアプロジェクトに関与したところには、これを法整備支援の一環として明確に認識していたとはいえませんが、今振り返って考えてみれば、ケニアプロジェクトは、まさにアジ研が行った法整備支援活動であったと思います。ちなみに、ケニアの児童法は、旧宗主国の英国やその他の英連邦諸国の例にならい、制定されたものようであり、その普及活動に関してはユニセフが協力していましたし、児童局に対してはドイツなど他の国のドナーや国際 NGO などが多数協力していましたが、驚いたことに、私がケニアを訪問した当時は、児童の刑事処分や保護処分を担当する裁判官においても、同法の内容をよく理解していませんでした。また同法にはどう考えてもケニアの実情には合わず、実行が不可能と思われる条文が存在し、さらには、法の一部の条文が同国刑事訴訟法などと抵触するように思われるのに、誰もこれを指摘せず放置したままであるなどの点も散見され、「ケニアは、児童法の立法段階から、その誠実な施行を目指していたのだろうか。」と、疑問に思わざるを得ない点もありました。私は、当時は国際協力部の行う法整備支援の方法や内容に関しては詳しい知識はありませんでしたが、もしも、ケニアの児童法制定過程で、日本がこれに関与していたならばこんなことはなかったであろう、と少し残念に思わずにはいられなかったことを今改めて思い出しています。

今までにアジ研が関与した法整備支援的な活動には、ほかにもタイの国家汚職防止委員会に対する捜査能力向上等に関する支援プロジェクト(2004年～2007年)、フィリピンの保護局に対する同国保護司再活性化プロジェクト(2003年～2010年)などがあ

ります。ケニアの場合を含め、いずれも、関係する法律の制定には関与していませんが、アジ研は、JICA やアジア刑政財団のほか、保護司アジ研協力会⁴などにも協力を得ながら、それぞれのプロジェクトにおいて、相手国の特定の制度のよりよい運営のための現地専門家との協議、関係職員等のキャパシティ・ビルディングを目的とした現地及び日本におけるセミナーや研修を積み重ね、成果を上げました。これらは、いずれもアジ研が行った法整備支援活動の例であるといえ、少なくとも刑事分野においては、アジ研は法整備支援の一翼を担ってきたといえると考えています。

3 アジ研の活動は、法整備支援の基礎固めに貢献!

前述のとおり、アジ研の活動の基本形は、いわゆるマルチ研修です。これは、アジ研設立以来、JICA の協力を得るようになる前から 50 年以上にわたって一貫して行われてきたものです。それぞれのマルチ研修においては、各国からの参加は基本的には 1 人ずつ、研修や国によっては複数人という場合もあるものの、一国から一度に参加できる数はせいぜい数名程度です。したがって、一度の研修、あるいは数年間の研修のみによって、特定の国における特定の機関のキャパシティ・ビルディングに大きく貢献することは難しいともいえます。他方、アジ研のように息の長い国際研修等を積み重ねてくると、多くの参加国内にアジ研の研修参加者のネットワークが形成され、それぞれのネットワークが国内における刑事司法の改善に取り組んだり、アジ研の強い味方になってくれたりする現象が現れてきます。例えば、

⁴ 2002 年にアジ研での保護司国際研修を受けた保護司が中心となって設立された任意団体です。アジ研の活動に対する協力として、たとえば上記フィリピンの保護司再活性化プロジェクトに際し、会の主要なメンバーがフィリピンに出向いて現地の保護局関係者や保護司と交流するなど、人と人のつながりを通じて、フィリピンでの保護司活動の活性化に尽力していただいています。

タイの場合、今までに320名もの研修参加者を輩出しており、その中には法務省の事務次官や検察長官、矯正局長、保護局長などの重要なポストに就く方々が出て、それらの方々がキーパーソンとなって司法改革に取り組んだり、アジ研の活動をサポートしてくれたりしています。タイを例にとりましたが、これらの現象はタイに限ったことではありません。世界に存在するアジ研ネットワークが、日本への尊敬の念や信頼感ともなり、困った場合にはまずアジ研あるいは日本に頼みたい、という気運が高まる一因にもなっているようにも思われます。また、各国の刑事司法関係情報もネットワークを通じて入ってきますので、その動向についても把握しやすい環境が作り出されています。

国際協力部は、2001年に創設された法整備支援を専門に行う部署であり、カンボジアやベトナムをはじめとして、近年ますますその活動の範囲や協力内容を充実させ、多くのアジア諸国に国際協力の場を広げてきていますが、それらの多くが古くからのアジ研の国際研修等への参加国であり、アジ研ネットワークの重要な一員です。国際協力部の行う法整備支援事業の多くが民商事法関連ではあるものの、それら各国の司法関係機関幹部の中には、多くのアジ研研修参加者がいます。また、それらの国々の多くは、現在も開発途上国であり、人的リソースに限りがある場合もあり、優秀な一定数の職員が、民商事・刑事を問わず、国の法制度及びその運営に係る重要な事柄に関わるということも少なくなく、アジ研ネットワークが見えない糸のように働いて、日本の法整備支援に快く協力してくれる素地を作っています。ちなみに、最近でも、国際協力部が行っているネパールに対する協力活動においては、かつてアジ研で学んだ人々がネパール側のキーパーソンとなって、見えないところで積極的にバックアップしてくれていることは明らかです。つまり、アジ研のマルチ研修のみを取り上げても、それがいわゆる法整備

支援の基礎固めに役立っていると自負しています。

4 これからの法整備支援とアジ研

アジ研においては、本年度、国際協力部の行うネパールへの協力事業の刑事分野に関して、アジ研教官を担当教官に据えて国際協力部の担当教官に協力しつつ、日程やプログラムの内容への積極的関与に努めました。また、来年度からは、従来国際協力部が、JICAプロジェクトの一環として実施してきたベトナム最高人民検察院に対する本邦研修の実施場所をアジ研に移すとともに、その内容にも深く関与していく予定です。それとともに、キャパシティ・ビルディングを通じて行う法整備支援については、今までと同様、既述の国々や機関以外からの協力を求められた場合においても、アジ研が積み重ねてきた経験と知見をいかして、できる限り積極的に対応していきたいと思っています。

既に紙面が尽きてしまったのですが、私個人としては、今後、刑事分野における立法支援、あるいは法令制定過程への協力にも、必要性和先方からの要請があれば、できる限り積極的に関与していきたいと考えています。もっとも、アジ研の過去の活動においては、いわゆる国内支援委員会、あるいはアドバイザリー・グループなどと呼称される学者や法律実務家による専門家グループから継続的な協力を得たという経験はありません。また、アジ研においては、教官等をJICAの長期専門家などとして海外に派遣した経験もありません。これらのことは、国際協力部のこれまでの経験と知見に依拠しつつ、国際協力部とも協力し合って、できることから進められたらと思っています。

ただ、刑事分野の立法支援に関しては、クリアしなければいけない大きな課題もあるように思われます。多くの開発途上国における刑事分野の立法支援のニーズの多くが国連をはじめとする国際社会の

「法の支配」や「人権保障の立場」からの強い要請、あるいはその結果として法制度を整え、国際協力を推進するための国際条約の締結・批准、あるいはそれに伴う国内担保法の制定の必要性など外的要因によって発生するよう思われます。同様に、そのような法律を備えることがひいてはその国の投資環境を整えることにつながるのかもしれません。

そうした外的要因が引き金になることは容易に理解できるものの、その場合、当該国に、そうしてできる新法を「実質的に運用」していく強い意志はあるのか（つまり、単なる「ショーウインドウにおける飾り物」では困るのです。）が問われなければならないと思います。それを占うものとして、法の施行に必要とされる国内の組織体制、人的リソースを十分整えようとしているのか、それまでの国内法体系との整合性に関する議論状況はどうか、アジ研が関与することによって、当該国の刑事司法制度の発展に寄与できるかといえるのかなどの問いかけをし続け、その都度それらのハードルを越えられるかを検討すべきだと思います。その上で初めて前に進めるのであって、そうでなければ、せっかくの我々の協力も、相手国に何らのメリットをもたらさず、あるいは相手国にどこまでもアジ研や日本を頼る依頼心のみを育ててしまうような事態にもなりかねません。そうなれば、結局は投入した物的・人的資源も無駄になってしまう可能性も高く、日本の国益にも反してしまうことにもなりかねないと思います。民商事法の立法支援にもまして慎重な対処が必要であるとも思っています。

もう一つ、法整備支援には一今更言うまでもないことですが一日本の国家事業の一環としての戦略的目的を持つことやそのための方向付けなどとともに、理論的根拠も必要であると思っております。理論的根拠としてどのようなものがあるのか云々の議論をすることは、もはや私の能力をはるかに超えていま

す。法整備支援論、開発法学などと呼ばれる領域の議論がそれで、名古屋大学副総長の鮎京正訓先生や慶應義塾大学大学院法務研究科教授の松尾弘先生などをはじめとする多くの著名な先生方の研究成果が積み重ねられていることは、御承知のとおりだと思います。正直なところ、私などは、それらの理論を十分には理解できず、咀嚼できない部分が多いのですが、他方でそれらの理論に触れると、何かしら言葉には表せないような深い感動を覚え、ある種の強い啓示を受けます。そうした理論的領域における議論は、法分野の研究領域としてますます発展・展開する魅力を持っているように思いますが、それと同時に、民法、民事訴訟法、憲法、行政法といった特定の法分野を極められた先生方が、法整備支援という切り口に出会い、その実践に携わることによって新たな境地を開き、実質的裏付けを得た理念として展開するからこそ意義があるとも思えてきます。それら理論的根拠は、法律実務家が頼りとするべきバックボーンであることはもちろんのこと、今後も継続して法整備支援ないしは司法協力を行っていく上の原動力の一部になるとも考えられますし、これから法整備支援活動への参加を目指す若い人々への温かいメッセージにもなるように思います。

今後のアジ研の活動のことを考えると、各国の刑事分野における法体系を正しく理解しつつ立法支援を行うことによって、それが契機となり、その国の法理念の発展をさらに促すような筋の通ったものとするためにも、刑法、刑事訴訟法など刑事法分野の学者の先生方にも継続的な御支援をいただくことが極めて重要であるように思われます。今までご協力をいただいていた先生方、そして将来新たに加わっていただくことになるかもしれない先生方にも、そうした思いを込めて、「我々もがんばりますので、どうか、よろしく願いいたします。」

～ 特集 ～

連携企画「アジアのための国際協力 in 法分野 2013」

－ 法整備に関する学生のシンポジウム －

国際協力部教官

渡部 吉俊

第1 学生シンポジウムについて

大学生・大学院生を中心とする若者に対し、日本の法整備支援について学ぶ機会を提供し、シンポジウムにおいて研究の成果を発表してもらおうという試みは、2009年度から行われ、今回で5年目を迎えることとなった。その経緯の詳細については、本誌54号13頁以下を御参照いただきたいが、2010年度からは名古屋大学との連携企画となり、その後、慶應義塾大学等も加わって、アジアの法と社会や日本の法整備支援について関心を持つ学生を対象とするイベントとして次第に内容が充実化され、2012年度には、キックオフセミナー、サマースクール及びシンポジウムという3部構成により行われることとなった。

本年度についても、昨年度と同様に3部構成とし、様々な大学の学生らが参加して行われた。まず、イントロダクションとしてのキックオフセミナーが、2013年6月15日（土）に慶應義塾大学において行われ、これに続き、集中講義を通じて秋の発表に向けたインプットを行うためのサマースクールが、同年8月7日（水）から9日（金）までの3日間、名古屋大学において実施された。これらの準備過程を経た上で、学生が自ら研究した成果を発表し、参加者間で討論する場としてのシンポジウム「アジアのための国際協力 in 法分野 2013」が、同年11月16日（土）に、本年度から主催者に加わった早稲田大

学を会場として開催されたものである。

なお、昨年度においても、ポスターや配布資料の作成、あるいは会場の準備や当日の司会進行等を含め、運営の多くの部分が学生自身の手により行われていたが、本年度はより一層、学生たちに企画段階から運営を任せ、研究・発表のテーマについても、自分たちで話し合っ自由に決めてもらうという手法をとった。これは、私の理解するところでは、アジアの法制度という共通の枠組みは設けつつも、様々な国の、様々な問題事項に関心を有する学生に、主体的に自らの関心に従って研究してもらおうという意図に基づくものと考えている。一方で、全くバラバラに調査・研究したのでは、様々な国を横断的に比較することが困難になってしまうこと及び継続性の観点から、研究・発表するテーマと並行して、昨年の学生シンポジウムにおいてまとめた国別基礎情報及び司法アクセスに関する各国の情報について、各学生グループにおいて修正した上、改めて資料として整理が行われている。

第2 本年度のシンポジウムの概要

1 プログラムの構成

本年度の学生シンポジウムのプログラムは、別紙のとおりである。最初に、早稲田大学比較法研究所の棚澤能生教授による開会の挨拶と、名古屋大学法学研究科の中村真咲特任准教授による趣旨説明が行

われた。その後、全部で7つの学生のグループから、1グループ20分程度でそれぞれの研究成果の発表と質疑応答がなされた後、会場の参加者を含めた全体での討論が行われた。その後、主催大学、JICA及び法務総合研究所国際協力部の各担当者による講評が行われ、最後に公益財団法人国際民商事法センターの北野貴晶事務局長による閉会の挨拶が行われた。

学生が作成した発表資料等については、名古屋大学法制国際教育協力研究センター（CALE）のホームページに掲載されているので御参照いただきたい（本誌でも一部掲載している）。なお、テーマの選択及び発表内容については、すべて学生の自由な研究に基づくものであり、法務総合研究所その他の機関の見解を反映したものではないことを念のためお断りしておく。



今回発表を行った学生たち

2 全体討論での議論

各グループからの発表に続いて行われた全体討論では、多くの興味深い論点について積極的な討論が行われた。以下ではその一部につき、全体討論の後に行われた講評者によるコメントと併せて紹介し、今後の参考に供したい。なお、会場の聴衆として参加していたのは、大学生・大学院生、司法修習生（修習予定の者を含む。）、社会人（本シンポジウム参加経験者を含む。）、大学教員・研究者、元 JICA 長期専門家などの方々である。

¹ (<http://cale.law.nagoya-u.ac.jp/>)

(1) データ収集及び実態把握の困難性

ある発表グループから、開発途上国では正確なデータが必ずしも公表されておらず実態を把握するのに苦労したことが指摘され、他の発表グループではデータ収集に当たってどのような工夫をしたかとの質問がなされた。これに対し、政府や NGO など機関によって公表する数字に差異があったため、できる限り数多くのデータを収集し比較したというグループ、論文等の情報のほか留学生に聞いたり NGO を訪問して情報提供を受けたというグループや、国全体では地域差が大きいため地域を限定して分析を行ったグループなどがあった。

いずれのグループも、データ収集・実態把握については苦労しながらも様々に工夫しつつ、あるいは開発途上国の調査における制約条件として留保した上で、研究を進めていったことがうかがわれた。情報のバイアスの可能性についても十分に認識した上で、様々な情報源を比較する姿勢をとっていた。なお、講評者からは、途上国の調査では特に国に合った調査手法をとるべきことや、現地の実務家や研究者と一緒に調査する方法などのアドバイスがあった。

(2) 制度の評価の視点

複数のグループから、それぞれの研究テーマについて統治者側（政府側）の見方と被統治者側（市民側）の見方が分かれており、それぞれに言い分があるように見受けられる場合に、どのように向き合えばよいのか悩んだというコメントがあった。最初は一方の立場からスタートしたが、いろいろ調べていくうちにもう一方の立場に次第に傾斜するようになったとのコメントもあった。これに対し、会場からは、制度の建前ではなく結果で判断すべきという意見や、結果の評価も分かれる場合があるため、一辺倒な意見を持たないことが重要であるという意見などが示された。

各々、理想とする状態を念頭に描きつつも、開発途上国の現実的状況、あるいは(1)で述べたような事情もあいまって、スタンスを決めかねる部分もあったようである。なお、講評者からは、良い政府、悪い政府と一概に言えないのは当然であり、少しでも良くしていくためにどうすべきかを考えてほしいというコメントや、グッド・ガバナンスの構築においては政府の監視役となる市民社会の育成も不可欠であり、法整備支援においても市民社会をいかに巻き込んでいくかという視点が重要であるといったコメントなどがあつた。

(3) テーマ選定理由とその捉え方

会場から、各グループのテーマ選定理由について質問がなされるとともに、当該テーマの捉え方について議論がなされた。例えば、当該テーマはその国固有の問題ではなく、ある程度普遍的なものとして考えられるのかどうかといった点や、問題としている法制度は、結論として国によって制度や取扱いが異なってもよいもの（つまり、多様性が容認され得るもの）なのか、それとも最低限守られるべき領域（いわばミニマム・スタンダード）のものとして捉えるべきなのかといった観点での議論である。

学生たちが各テーマに興味を持ったきっかけは、授業、映画、旅行先での実体験、インターンシップなど様々にあるようであったが、問題の捉え方については、例えば、国籍や児童買春などのように、国や民族に関わらず当然に保障・保護されるべきものがそうになっていないのはおかしいのではないかといった疑問に端を発しつつ、当該問題は開発や国づくり（state building）の文脈においてどのように位置づけられるのかについて考えようという姿勢がいくつかのグループにおいて見られた。あるいは、ベトナムの監督審など、日本には見られない法制度という点で関心を持ったというグループもあった。当初は、法の多様性（legal pluralism）

を尊重すべきとの立場に立っていたが、調べていくうちに最低限守られるべき部分もあるように思えたとのコメントもあつた。

講評者からは、単純に日本法や欧米法をものさしとしてアジア各国を評価するのではなく視点が相対化されている点が印象的であつた、とのコメントなどがあつた。



全体での質疑の様子

(4) その他

以上のほか、会場及び講評者からは、次のようなコメントがあつた（類似の発言は適宜まとめさせていただいた。また、逐一記載はしていないが、発表に対する多くの賛辞の声があつた。）。

- ・取り上げられたいくつかの問題（民族問題、土地開発問題など）は、開発途上国固有の問題ではなく、日本でも見られる、あるいは過去に見られたものであり、日本の社会科学研究の蓄積を活用するのもよい方法である。日本の歴史を知ることが重要。
- ・一部の提言が国の実情とかけ離れているように思える（農村の貧困の実態など）。本来豊かであった農村地域において貧困が発生するのはなぜかを考えてほしい。
- ・今回の研究成果の引き継ぎ方を考えるべき。引き継ぎに当たっては、今回調べきれなかった欠点部分、当初の構想と現実解とのズレ、スケジュール感なども伝えてほしい。

- ・ 図らずも複数のグループで同じようなテーマを取り上げており、グローバルな視野をもって、これらの問題を他人事ではなく自分たちの問題として意識していることがうかがわれた。
- ・ 提言に当たっては、制度が機能する前提を考えるべき。前提を考えることで別の課題も見えてくる。また、制度のネガティブな側面も考えるべき。
- ・ 監督審の問題等については、アジアだけでなく、ロシアや東欧各国において体制移行時にどのような対応がなされたかなど、全体的に研究するとより面白いと思う。

第3 終わりに

どの学生グループも、様々な制約の中で大変精力的に研究を進めており、また、法制度だけでなく、歴史、政治機構、社会経済状況等を含め多角的に分析を行っていた。複数のアジアの国やテーマを取り上げて発表・討論する中で、ある程度共通して見られる問題点も浮かび上がったように思う。このような困難な課題に関心を持ち、果敢にチャレンジした学生の皆さんに心より敬意を表するとともに、今後とも多くの学生の積極的な参加を期待したい。

連携企画「アジアのための国際協力 in 法分野 2013」学生シンポジウム

プログラム

2013年11月16日(土) 12:00~18:30 (於・早稲田大学小野記念講堂)

■ **開場** 11:30

■ **開会式** 12:00

開会挨拶 棚澤 能生 (早稲田大学比較法研究所長/同大学院法学研究科教授)
趣旨説明 中村 真咲 (名古屋大学大学院法学研究科特任准教授)

■ **第1部 学生発表** 12:15~16:15 (1グループ 発表20分)

1. ミャンマー『ミャンマーの少数民族における国民としての法的地位』

- 田中 美咲 (中央大学)
- 西村 崇人 (一橋大学)
- 布留谷 望 (慶應義塾大学)

2. カンボジア『児童買春』

- 宮川 貴穂 (慶應義塾大学)
- 揖斐 哉子 (慶應義塾大学)
- 赤城 拓人 (慶應義塾大学)

3. ベトナム『民事訴訟法の監督審制度』

- 丸山 大貴 (慶應義塾大学)
- 首藤みさき (慶應義塾大学)
- 矢野 貴史 (中央大学)

4. ベトナム『人身売買について (結婚問題など)』

- 辻口 宗平 (名古屋大学)
- 須賀原 匠 (名古屋大学)
- 安井佑太郎 (名古屋大学)

質疑応答 (30分)・休憩 (15分)

5. 中国『中国における開発政策—土地問題を中心に』

- 山田あすか (慶應義塾大学)
- 木曾美由紀 (慶應義塾大学)
- 高橋 理沙 (慶應義塾大学)

6. 中国『民族差別問題』
 - 鈴木章太郎（慶應義塾大学）
 - 松下 研仁（慶應義塾大学）

7. ネパール『ネパール憲法の制定から考える法整備支援』
 - 益田 浩志（名古屋大学）
 - 平井 智也（名古屋大学）
 - 池田 涼香（名古屋大学）

質疑応答（30分）・休憩（15分）

■ **第2部 全体討論** 16:15

■ **第3部 講評** 17:45

講評者

- 糊澤 能生（早稲田大学比較法研究所長／同大学院法学研究科教授）
- 松尾 弘（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）
- 佐藤 直史（JICA 国際協力専門員／弁護士）
- 市橋 克哉（名古屋大学副総長／法政国際教育協力研究センター長／大学院法学研究科教授）
- 大河内美紀（名古屋大学法政国際教育協力研究センター副センター長／同センター教授）
- 中村 真咲（名古屋大学大学院法学研究科特任准教授）
- 辻 保彦（法務省法務総合研究所国際協力部教官）
- 川西 一（法務省法務総合研究所国際協力部教官）
- 渡部 吉俊（法務省法務総合研究所国際協力部教官）

■ **閉会式** 18:15

閉会挨拶 北野 貴晶（公益財団法人国際民商事法センター事務局長）

カンボジア児童買春への 法的アプローチの可能性 ～わたしたちにできること～

発表者：

慶應義塾大学3年

揖斐哉子・赤城拓人・宮川貴穂

発表の流れ

I 導入

1テーマ選択の理由 2児童買春について

II 現状分析

1ポル・ポト政権時代とその影響 2貧困 3慣習 4教育格差
5司法制度/法整備支援状況 6児童買春に関する法律
7国外犯の取り締まり 8汚職と警察

IIIカンボジアの児童買春の特徴・原因

—現状分析から抽出された課題の図式化

IV児童買春の改善策

私たちにできること

I 1:テーマ選択の理由



・タイの人身売買
と児童買春

・日本は加害国

・経済発展の陰で
貧富の差が拡大。
・法整備支援が進んで
いるが、児童買春解決
に至っていない原因とは。

出典: 日本unicef協会ホームページ

I 2:児童買春とは

- ・ 人身売買の一種、子どもの商業的性的搾取 (CSEC)とも呼ばれる。
- ・ 子どもの商業的性的搾取とは・・・
子どもや第三者に対する金銭や現物などの提供を伴う、大人による性的虐待を含む少年少女の基本的権利の侵害
- ・ 最悪の形態の児童労働

Ⅱ 1: ポル・ポト政権時代と その影響

- 1975－79年にかけて政権を握る。
- 急進的な共産主義政策→旧体制を否定。
 - …知識人の虐殺、価値観や文化の否定、法律/法制度の破壊。

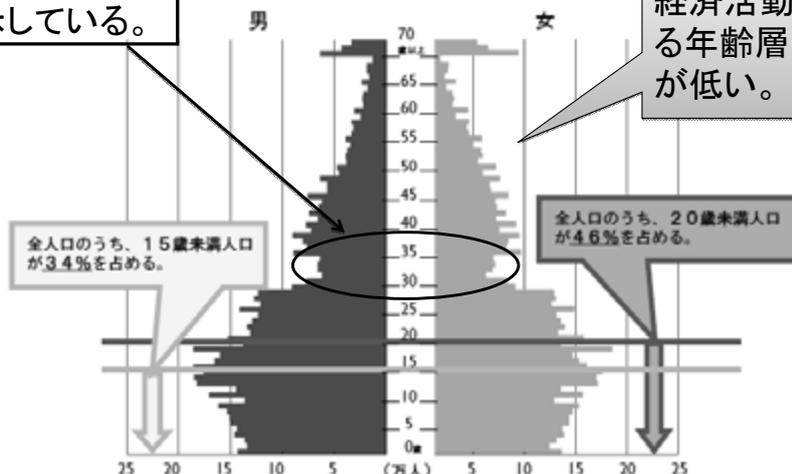
→教育水準が低い。

法曹人口が少なく、法執行力も弱い。

2008年年齢別人口構成

ポルポト政権時代の出生率の低さを示している。

年齢別人口構成（人口ピラミッド）



経済活動を支える年齢層の割合が低い。

全人口のうち、15歳未満人口が3.4%を占める。

全人口のうち、20歳未満人口が4.6%を占める。

出典：カンボジア人口センサス（2008年）

性比の推移

表 1. カンボジアにおける性比の推移—全国 (1962-2008 年)

調査名	性比
1962年 人口センサス	99.9
1980年 一般人口統計調査	86.1
1993-94年 社会経済調査	91.4
1996年 人口統計調査	91.7
1998年 人口センサス	93.0
2004年 センサス中間年人口調査	93.5
2008年 人口センサス	94.2

※通常は100
現在は回復傾向にあり。

出典:カンボジア人口センサス(2008)

買春産業の変遷

- ポル・ポト政権時代: 売買春は禁止されていたとされている。
※兵士によるレイプは横行
- 1990年代、UNTAC(国連カンボジア暫定統治機構)による統治開始
→兵士の娯楽の一環として、
買春産業が盛んに。

II 2: 貧困

- 表: カンボジアにおける絶対貧困ライン以下の貧困層(%)

地域	1993	1997	1999	2004	2007
ブノンペン	11.4	11.1	9.7	4.60	0.83
農村部	43.1	40.1	40.1	39.1	34.7
全土	39.0	36.1	36.9	34.7	30.1

出所: World Bank

- 一人当たりの消費によるジニ係数

地域	2004	2007
ブノンペン	0.369	0.340
農村部	0.342	0.360
全土	0.396	0.431

出所: World bank

- カンボジア全土において、貧困率は低下してきているが、経済格差が広がってきている。

経済

- GDPの成長
(ADB「アジア経済見通し」(2013)より)
 - 2012年: 7.2%上昇
 - 2013年: 7.2%上昇(見込)
 - 2014年: 7.5%上昇(見込)
- 観光業の発展
観光客: 2012年 前年比24.4%増の360万人

II 3: 女性規範 (chbab srey)

- ・親孝行する義務
→親の借金の肩代わり
- ・夫に対して絶対服従

男性: 女性経験があればあるほど高評価
女性: 結婚するまで処女であることが要求される。
→男性側に対し、性産業での性的交渉を容認する傾向がある。

ច្បាប់ក្មេងកាល

បទព្រហ្មទណ្ឌ

ក្មេងកាលពីរប្រាំបីឆ្នាំ	សាងសុចរិតច្បាប់ចម្រើន	
សេដ្ឋីភ្នំប្រដៅ	បុត្រសង្ស័យចុះក្រោយហោង	។
កូនអើយក្មេងម្នាក់	ចូររក្សាគំនិតគ្រប់	
ថែទាំចាំរូសរង	ប្រុងប្រយ័ត្នប្រយោជន៍យូរ	។
ធម្មតាអ្នកជាតិ	កាលគោរពទិវាធម៌	
គំនិតលើកកម្ពុជា	ដល់ថ្ងៃពេញពន្លឺ	។
កាត់តែងទុំតំដៃ	ចេញទៅក្រៅស្រុក	
ចិញ្ចឹមគោក្របី	កែច្នៃវិញ្ញាបនបត្រ	។
2. ធ្វើស្រែចំណីប្រាំបី	ទំលាក់ស្រែចេញឱ្យដឹង	
មើលផ្ទះស្រែរបង	រាំងចំណាត់រក្សា	។
ឱយមាតិក្តីប្រាំបួន	ធ្វើស្រែកុំចោលចំការ	
ដឹងដៃកាប់ធម្មតា	ទុកឱយដាំកុំឱយបាត់	។
ដើកយប់ឱយរាំងឆ្នាំ	គ្រូស្រាវជ្រាវប្រយ័ត្ន	
ចង់ទុកកុំឱយសាត់	ផ្ទះបាក់បែកតាមទ្រព្យ	។
សាលាទ្រព្យប្រាំបី	ប្រុងស្មារតីទុកឱយឆ្លាត	
ឧស្សាហកម្មប្រាំបី	យកចេញបាយមាតិកា	។

II 4: 教育における男女格差

- 2008年度GDI(ジェンダー開発指数)

{ 日本: 8位
カンボジア: 131位/177カ国中

- 15-24歳男性の識字率: 2009年88.4%
- 女性の識字率: 2009年85.9%

GDIとは...

狭義の人間開発指数に男女間の不平等を反映させたものであり、1男女の出生時平均余命、2男女の成人識字率、3男女のGER(総就学率)、4男女の推定勤労所得から計算される。

女子の純就学率/初等教育修了率

Cambodia									
Series	1997	1998	1999	2000	2003	2006	2007	2008	2010
2.1 Net enrolment ratio in primary education									
Girls	75.0	78.5	81.4	86.0	94.5	94.5	94.7	94.0	95.4

Last updated: 01 7 2013

Cambodia															
Series	1995	1997	1998	1999	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
2.2 Proportion of pupils starting grade 1 who reach last grade of primary															
Primary completion rate, girls	30.4	11.8	25.7	35.3	46.0	54.3	61.0	72.7	84.7	89.4	90.7	86.0	84.0	86.9	89.7

Last updated: 01 7 2013

→女子の識字率、純就学率、初等教育の修了率が低いことがわかる。

※憲法上、義務教育は小中学校の9年間。

※中学校男女就学率は59%(2011年度)

出典：Millennium Development Indicators, Country Level Data: Goal2. Achieve universal primary education, <http://mdgs.un.org/unsd/mdg/Data.aspx>

地域間就学率格差

表2 地域間就学率格差

		初等教育 (%)		中等教育 (%)		高等教育 (%)	
		粗就学率	純就学率	粗就学率	純就学率	粗就学率	純就学率
都市部	全体	99.5	84.6	45.7	28.1	24.8	18.2
	女兒	94.1	81.0	35.6	24.3	18.1	14.3
農村部	全体	93.9	82.6	18.7	11.5	3.5	2.6
	女兒	87.6	77.8	12.0	8.2	1.9	1.6

出典：島崎裕子「カンボジア農村における構造的暴力と人身売買」

特に・・・

農村部の女子の就学率が低い。

II 5: 司法制度

- 法曹(裁判官・検察官・弁護士)
 - 1990年代初頭と比べ、増加してきている
 - ①法律の規定にない事項が問題になった場合
 - ②規定が曖昧な場合
 - どのように対応すべきかが各所で問題
- 司法制度が児童買春問題に対して適切に機能していない可能性

II 6: 人身売買及び 性的搾取の抑止に関する法律 (Law on Suppression of Human Trafficking and Sexual Exploitation)

- 第2条 国内でのこの法律の適用
この法律は、カンボジア王国内における犯罪に適用する。
- 第3条 国外へのこの法律の適用
この法律は、カンボジア王国外であってもクメール市民によって犯された重罪または軽罪に適用される。
この法律は、カンボジア王国外で外国人によって犯されても、犯罪時にクメール市民が犠牲者である場合にも、適用される。
- 第7条 未成年者の定義
この法律で未成年者とは、18歳未満の者をさす。
- 第28条 児童買春の斡旋
買春斡旋者は買春夫(婦)が未成年者の場合、7年ないし15年の禁固に処せられる。
- 第34条 児童買春
15歳以上の未成年者に対価を提供し、または対価を提供する約束をして性交または性的行為をおこなう者、仲介者、両親、その他の児童を管理下に置く者は2年ないし5年の禁固に処せられる。
15歳未満の者と上記の罪を犯す者は、7年ないし8年の禁固に処せられる。

出典:『グローバル化の中のアジアの児童労働』216-222頁

2013年度 刑事事件検挙数

5人：反人身売買・児童買春禁止法
39人：刑法及び他法律により有罪判決。

44
—
50

起訴件数

Ⅱ 7：国外犯の取締り

＜セックスワーカーへの調査＞

最初の客が外国人だった...55.1%

外国人客は観光客だった...79.0%

(2002年)

出典：甲斐田万智子
「カンボジアにおける子どもの性的搾取と人身売買—グローバル化する暴力と国際社会の役割」平和研究31巻(2006)116頁

＜世界の日本に対する評価＞

「人身売買の受け入れ大国」

「児童買春ツアーの需要の大きな源泉」

児童買春・児童ポルノ禁止法

(目的)

第一条 この法律は、児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性にかんがみ、あわせて児童の権利の擁護に関する国際的動向を踏まえ、児童買春、児童ポルノに係る行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童の権利を擁護することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「児童」とは、十八歳に満たない者をいう。

2 この法律において「児童買春」とは、次の各号に掲げる者に対し、対償を供与し、又はその供与の約束をして、当該児童に対し、性交等(性交若しくは性交類似行為をし、又は自己の性的好奇心を満たす目的で、児童の性器等(性器、肛門又は乳首をいう。以下同じ。)を触り、若しくは児童に自己の性器等を触らせることをいう。以下同じ。)をすることをいう。

一 児童

二 児童に対する性交等の周旋をした者

三 児童の保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)又は児童をその支配下に置いている者

(児童買春)

第四条 児童買春をした者は、五年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(国民の国外犯)

第十条 第四条から第六条まで、第七条第一項から第五項まで並びに第八条第一項及び第三項(同条第一項に係る部分に限る。)の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三条の例に従う。

国際捜査の難しさ

- ・捜査・処罰の主体はどちらの国か
- ・外国への証拠収集の協力の要請
- ・言語の違い
- ・法制度の違い

Ⅱ 8:汚職と警察

汚職とは...私的利益の獲得のために
公的権力を利用すること

↑ ↑ ↑ ↑ ↑

汚職の存在は「法の支配」による
社会統治を阻害する

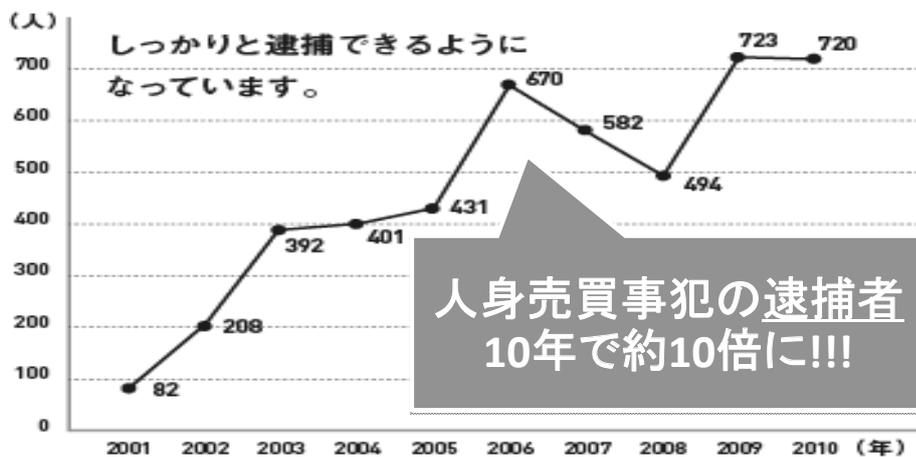
カンボジアの汚職の現状

Subfactors	Scores
2.1 Government officials in the executive branch do not use public office for private gain	0.39
2.2 Government officials in the judicial branch do not use public office for private gain	0.19
2.3 Government officials in the police and the military do not use public office for private gain	0.19
2.4 Government officials in the legislative branch do not use public office for private gain	0.47

出典: World Justice Project HP

児童買春とカンボジア警察

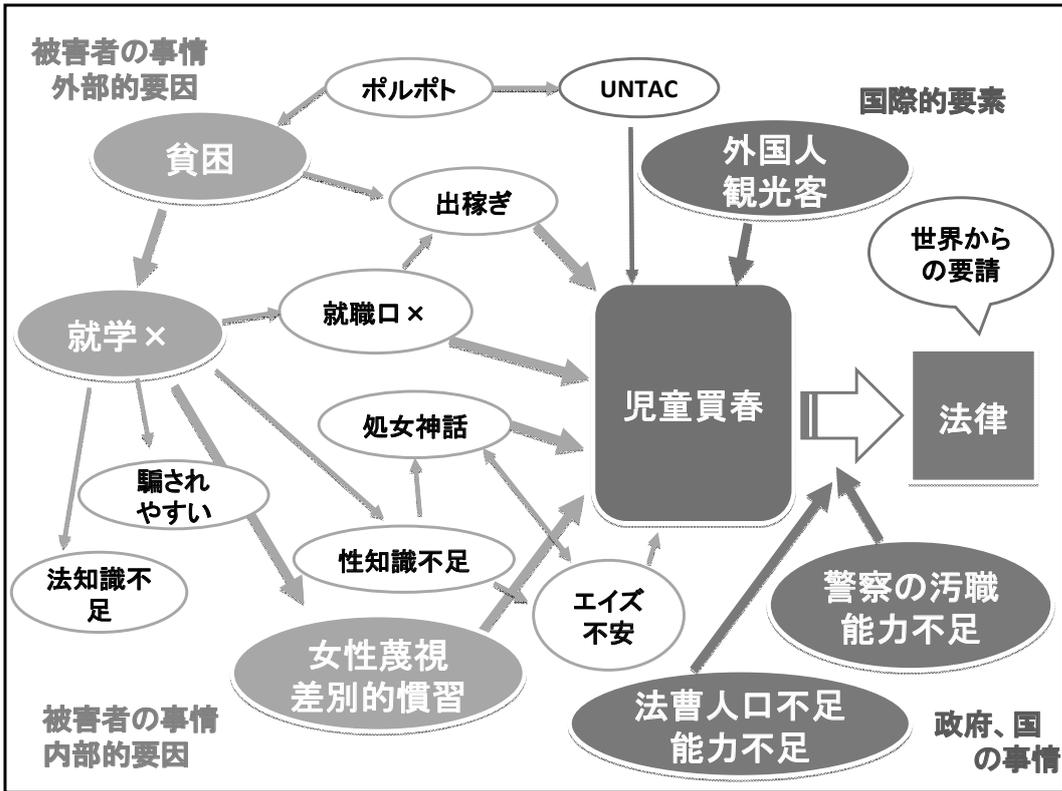
[性的犯罪、人身売買を行った加害者の逮捕数]



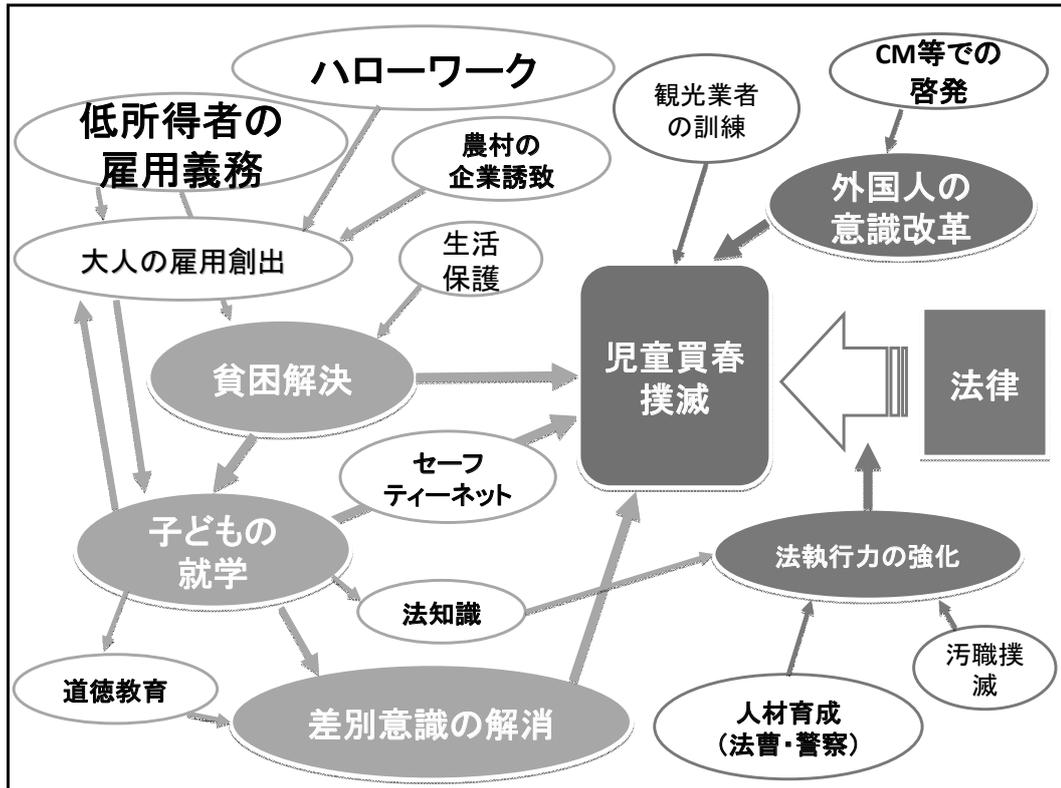
※出典 2010年 LEASEC (現LEAP) による調査レポートより抜粋

出典:かものはしプロジェクトHP

Ⅲカンボジアの児童買春の 原因・特徴



IV: 児童買春の改善策



IV2: 大人に仕事を 子どもに教育を

- ・最貧困層の雇用を企業に義務付け
→最貧困層の収入増
- ・ハローワーク
→安全・安心な職探し
適切な職業の斡旋

最貧困層の雇用義務

農業従事者(17,428/29,729人)の所得
15万リエル未満/月(およそ3790円 11/9)
出典: 国家統計局2001年

カンボジア最低賃金
80USD/月(およそ7920円 11/9)

最貧困層の雇用を企業に義務付ける
= 最貧困層の収入アップ

貧困解決にプラス
→ 子どもが働かされる・売られるリスク減

ハローワーク

- 農村の貧困層のために安全な職を提供する組織
- 問題点
(児童買春の被害に遭いやすい)母子家庭の場合
→ 母親が出稼ぎ → 児童買春のリスク
- もっとも、都市の経済発展の恩恵を受けられる者は増える
→ 児童買春の根本原因たる貧困、経済格差是正という点ではプラスに働く

ご清聴ありがとうございました。

Fin...



報告の流れ

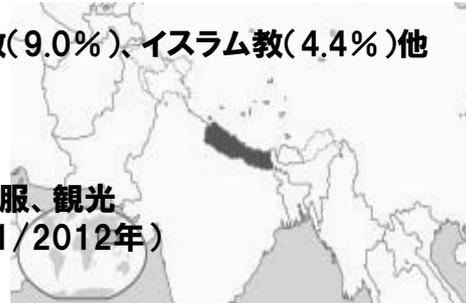
- 基本情報
- 歴史
- ネパールの特徴
- 市民権取得プロセス
- 問題点
- 支援の紹介
- 提言



基本情報



- 国名:ネパール連邦民主共和国
- 面積:14.7万km²
- 人口:2747万人(2012年)
- 首都:カトマンズ
- 民族:パルバテ・ヒンドゥー、マガル、タルー、タマン、ネワール
- 言語:ネパール語
- 宗教:ヒンドゥー教(81.3%)、仏教(9.0%)、イスラム教(4.4%)他
- 通貨:ルピー
- 識字率:65.9%(2011年)
- 元首:ラム・バラン・ヤダブ大統領
- 主要産業:農業、カーベット、既製服、観光
- 1人当たりGDP:約735ドル(2011/2012年)



歴史

- 1789 ゴルカ王朝による支配の開始。ネパール(現国土)支配。
- 1814 英国ネパール戦争後、ラナが宰相として実権を掌握。
- 1954 王政復古。立憲君主制へ、政党による内閣の成立。
- 1961 国王親政。政党結社の禁止。
- 1990 民主化運動。1990年憲法公布。
- 1991 総選挙の施行。
- 1996 マオイストによる人民戦争の開始。
- 2002 ギャネンドラ国王のクーデタ。直接統治体制。
- 2006 第二の民主化運動(四月革命)。国王の直接統治に反対。
→政府と反政府勢力(マオイスト)との間で包括的和平合意が締結。
- 2007 2007年暫定憲法成立、暫定政権樹立。
- 2008 第一回制憲議会選挙。第一党:マオイスト、王制の廃止、連邦共和制へ。
- (2013.11.19) 第二回制憲議会選挙。



ネパールの特徴

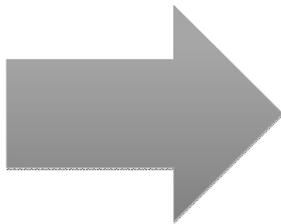
①ヒンドゥー教に由来する制度・文化

- ・ 国民の8割がヒンドゥー教徒。(18Cにゴルカ王朝のもとで国教化)
- ・ ヒンドゥー教の聖典「リグ・ヴェーダ」に基づく様々な文化。
 - ・カースト制度:身分制度。ex. 異カースト間での通婚や飲食物の接触は厳禁。
 - ・男尊女卑:ex.月経期の女性の隔離。



②山・高地・盆地×多様な民族

- ・ 都市と農村の貧富の差。
- ・ 農村部から都市への出稼ぎ労働者の増加。異民族間の混血がすすみ正確な民族分布の把握が困難。
- ・ 103のアイデンティティーグループがある。
- ・ 最も多いグループでも全体の2割未満。
→ネパール国家の特徴:少数民族の集まり。
- ・ 三方をインドに囲まれている。インドからの移民の流入。特にタライ地域(マデシ)。



低カースト、女性、少数民族、マデシといった人々

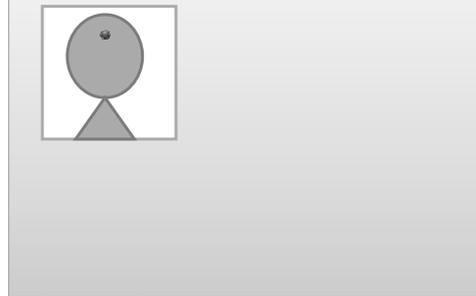
- ・ 貧困、低教育、権利侵害が問題となっている。
- ・ 権利侵害の一つとして…

「市民権」取得問題



市民権

- **市民権とは？**
 - 国籍とほぼ同義
 - **市民権証明書の保持により受けられるサービスや可能になること**
 - 免許取得
 - 銀行口座開設
 - 一部の高等教育
 - パスポート取得
 - 有権者登録
 - 法的な処理
 - 政府機関へのアクセス
 - 公職への就職
 - 土地相続 等々
- その他多くの公的サービスを受けるために市民権が必要



未取得者とその数

- **近年の諸機関の推測**
 - UNHCR: 80万人
 - Human Right Watch: 80万人
 - 谷川昌幸: 240万
 - Carter: 210万人

⇒100万前後～200万前後の人々が未取得？

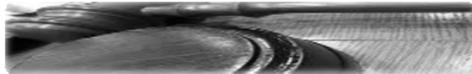
- **未取得の対象**
 - 女性・マデシ・ダリット・山岳部の人々

市民権法上の規定

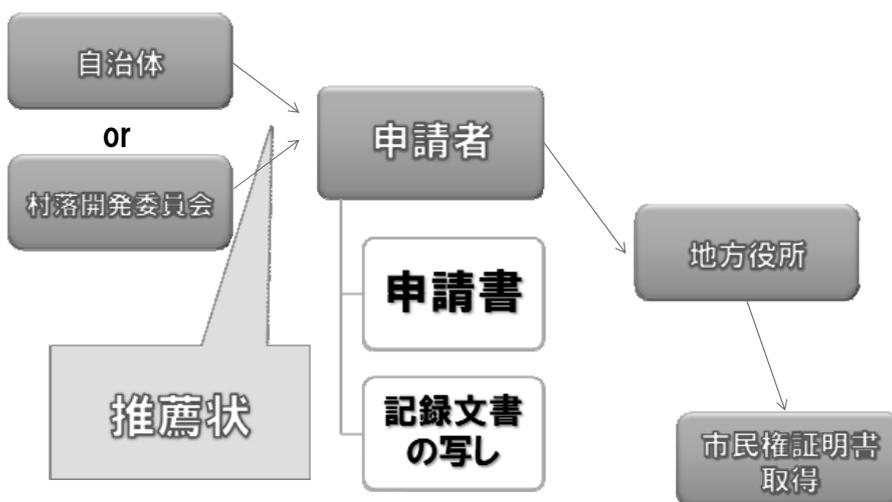
市民権取得方法(市民権法2006)

→16歳になると取得可

- (1) 血統による市民権の取得(第三条)
- (2) 出生による市民権の取得(第四条)
- (3) 帰化による市民権の取得(第五条)
- (4) 名誉市民権の取得(第六条)

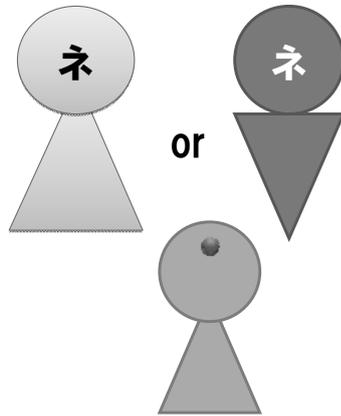


法律上の簡単な流れ



血統による市民権の取得

出生時にその父又は母がネパール市民である者



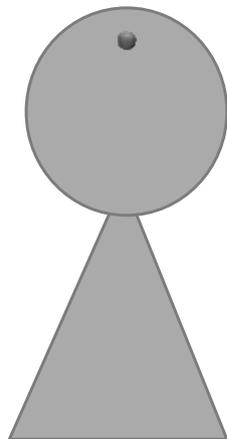
提出書類

両親又は自身から三世代以内の血族のネパール市民権証明書(外国人と結婚したネパール女性市民には適用されない)

村落開発又は自治体から交付される、出生地と血族関係を証明する推薦状

出生による市民権の取得

西暦1990年4月13日より前にネパール国内で生まれ、永住している者

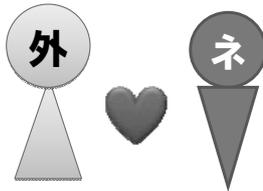


提出書類

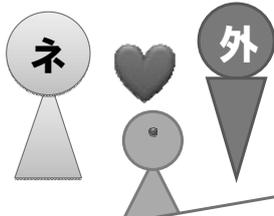
自治体又は村落開発委員会によって交付され、その出自とネパールでの永住を証明する推薦状

自己又は家族の名義において土地所有権利所在証明書を示す証拠、又は土地所有権証明書、又は住宅の証明、又は選挙委員会が作成する投票者名簿における自己の名前又は父又は母の名前の名簿

帰化による市民権の取得



(1) ネパール市民と婚姻関係にある外国国籍の女性



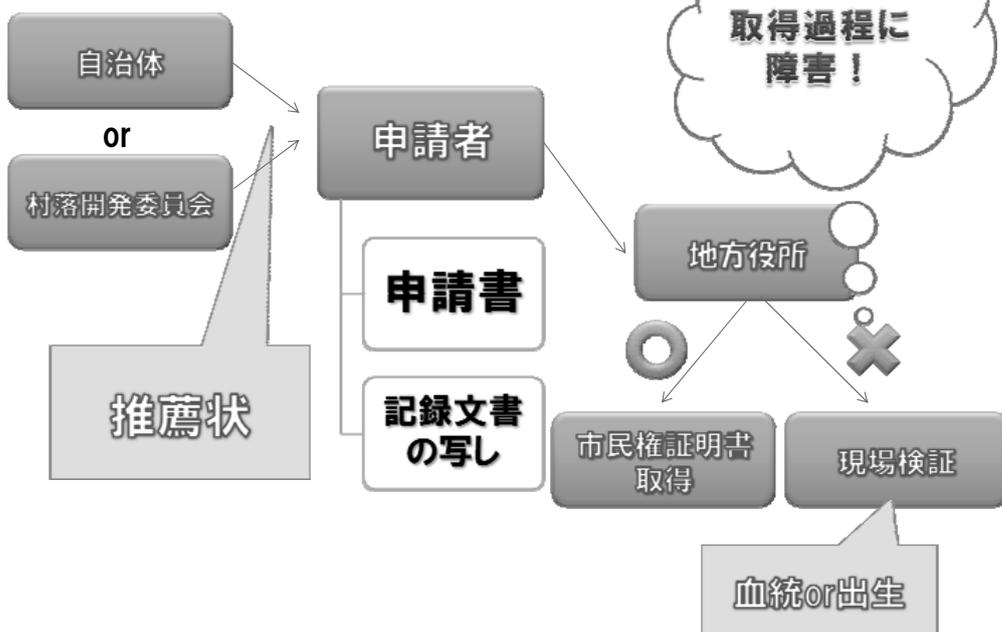
(2) 外国国籍の市民と婚姻関係にあるネパール人女性からネパールで生まれ、かつネパールに永住している子供(ただし、その父の市民権に基づいて外国国籍を取得していない場合に限る)

提出書類(2)の場合のみ
その母の市民権証明書の写し

自治体又は村落開発委員会によって交付され、その出自とネパールでの永住を証明する推薦状

その父の市民権に基づく外国市民権の未取得を証明する証拠

法律上の手続



具体的な障害

- 市民権登録についての情報を知らない。
- その重要性・登録手続きがわからない。
- 手続きが分かっていても、それにかかる費用が支払えない。
- 行政官に一定の裁量(8条4項)
- 村落開発委員会などの関係機関が手続の手助けをしてくれない



重要な問題



- 法律上の規定と運営のギャップ
→血統における登録
法律上:「両親どちらかの市民権証明書」(市民権法8条1項a号)
実務:「父親の市民権証明書」
→地域・オフィスによって実務運営が異なる
⇒父親の市民権登録書を確保できれば良いが…



海外からの支援・取組

- UNDPのLRP (livelihood Recovery for Peace)
 - カーターセンター
 - FWLD (For Women law Development)
 - UNHCR
- 行政能力の向上や人々の意識向上へのアプローチ

⇒法的な側面からは
どのような支援が可能か？



問題の検討

- 法律と実務のギャップ
- : 実務慣行上の問題はカーストの伝統と結びつくことで形成
 - 実務とカースト的伝統を切り離す必要性
 - ⇒ 法律規定に従った実務運営

提言①: 異議申立て機関と手続きの設立

- 行政内部における「異議申立て手続き」
- : 登録・発行手続きに係る異議申立てを処理
- 法令と異なる手続きの統制
 - ⇒ ① 地域・オフィスによって異なる手続きの統一化
 - ② 窓口における障害からの救済

裁判手続ではコストもかかるので！

提言②：任用制度の改善

- **試験任用制の現行制度（登録発行業務の）**
: 識字能力・教育機会の段階で女性・少数民族は実質的に排除される
→ 父権・男権的な窓口の対応・公平性からの問題
- **社会的なマイノリティに対するポスト確保の必要性**
⇒ 窓口対応における公平性



～ 外国法令紹介 ～

「中国消費者權益保護法の改正決定について」

元 JICA 長期派遣専門家
弁護士 白 出 博 之

【目 次】

第 1 はじめに

1 改正の経緯

2 改正の趣旨・目的等

第 2 消費者權益保護法の改正決定

【参考資料 新消費者權益保護法の全文】

【本 文】

第 1 はじめに

1 改正の経緯¹

¹ 全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会民法室（以下「法工委民法室」という。）をカウンターパート機関として 2010 年から実施された独立行政法人国際協力機構（JICA）の法整備支援事業・国別研修中国「民事訴訟法及び民事関連法」においては、消費者權益保護法改正に関連して、2012 年 1 月（上原敏夫教授、三木浩一教授、坂東俊矢教授、関西消費者機構）、2013 年 1 月（松本恒雄教授、坂東俊矢教授、消費者庁、大阪弁護士会、大阪府消費生活センター）、同年 5 月（松本恒雄教授、村千鶴子教授、最高裁判所、国民生活センター）と 3 回の訪日研修を法務省法務総合研究所国際協力部のご支援ご協力によって実施し、同年 8 月には中国消費者權益保護法学会・JICA 中国事務所他共催で民法室関係者参加によるシンポジウムを開催するなどして、消費者權益保護法の改正作業に対して継続的に日本法の知見を提供してきたところである。訪日研修で取り扱われた内容は、研修団の帰国後にレポートに正確に取りまとめられ、全国人民代表大会法制工作委员会や法律委員会の内部関係者間で共有されており、訪日研修で扱った内容につき理解が深められていることも確認されている。法工委民法室作成のレポート類は、改正決定後に『消費者權益保護法・立法背景と観点全集』（法工委民法室編 2013 年 12 月・法律出版社）として公表されており、また同じく法工委民法室関係者ら執筆に係る改正法注釈書として公刊されている『中華人民共和国消費者權益保護法釈義』（法工委編・李適時主編 2013 年 11 月・法律出版社。以下「文献①」という。）や『中華人民共和国消費者權益保護法解説』（法工委民法室編著・賈東明主編

2013 年 10 月 25 日開催の第 12 期全国人民代表大会（以下「全人大」という。）常務委員会第 5 回会議において『中華人民共和国消費者權益保護法』の改正が決定され、新法は世界消費者権利の日である 2014 年 3 月 15 日から施行されることとなった。

中国の立法作業担当機関である全人大常務委員会法制工作委员会民法室（以下「法工委民法室」という。）は、民事訴訟法改正作業と並行して 2011 年 10 月から同法改正の具体的作業を開始しており、2012 年 8 月の民事訴訟法の改正決定以降は、立法作業の最優先課題として消費者權益保護法の改正作業に注力していた。そして、2013 年 4 月 23 日開催の第 12 期全人大常務委員会第 2 回会議において第 1 回審議が行われた第 1 次草案は全人大ホームページ（www.npc.gov.cn）にて公表され、同年 4 月 28 日から同年 5 月 31 日までパブリックコメント募集手続が行われた。また同年 8 月 26 日開催の第 12 期全人大常務委員会第 4 回会議で第 2 回審議が行われたが、草案に消費者保護の観点からの革新的な内容が含まれていたためか第 2 次草案についてもパブリックコメント募集を実施するという慎重な手続が踏まれていたという経過がある。改正審議においては、懲罰的賠償規定の強化やネット取引における無理由返品

2013 年 11 月・中国法制出版社。以下「文献②」という。）の各記載からも、同法改正作業に我が国の法整備支援により提供してきた日本法の知見が基礎とされ、具体的に活用されたことをうかがい知ることができる（例えば消費者公益訴訟制度がその典型例である）。

制度、インターネットプラットホーム提供者の連帯責任等、企業・事業者側との意見対立も見られた論点もあったが、急激な社会経済の成長に伴って発生している新たな消費トラブル・消費者被害に直面していることから、同法を改正して、消費者の合法的権益保護を強化し、事業者の責任を厳格化すべきことについては異論がなく、同年10月21日からの第3回審議での修正を経て、同年10月25日の改正決定に至ったものである。

以下本稿では、まず本改正の趣旨目的、次に改正決定31項目及びそのうち重要な制度に関する法工委民法室の説明等を指摘し、最後に参考資料として新消費者権益保護法の全条文を紹介する。

2 改正の趣旨・目的等²

消費者権益保護法は1993年の制定から、既に20年近く施行されており、消費者の合法的権益の保護、社会経済秩序の維持、社会主義市場経済の健全な発展促進に対して重要な役割を發揮してきた。³しかし、経済社会の絶え間ない発展に伴い、中国の消費方式や消費構造及び消費概念には大きな変化が生じ、消費者権益保護分野では少なからぬ新たな状況や問題が現れているため、この法律を速やかに改正して、消費者権益保護法律制度を整備する必要がある。

近年、一部の全人大代表及び関係方面からは消費者権益保護法の改正意見や提案が次々と提出されていたところ、第11期全人大常務委員会の立法業務計

画と年度立法業務計画に基づき、法制工作委员会は2011年10月から同法改正検討作業に着手してきた。

改正作業では以下の点の把握に留意した。第1に人間本位の立法理念を堅持し、消費者権益保護法の実施経験を真剣に総括し、消費者の権益保護を適切に強化すること。第2に消費分野で現れている新たな状況や問題に対して、多くの人民が非常に関心を持つ際立った問題を重点的に解決し、かつ消費者権益保護制度をできるだけ具体的に実現させること。第3に経済発展方式転換の要求に適応し、良好な法治環境を構築し、人民の消費に対する自信を高め、かつ資源節約と環境保護の合理的な消費を導くこと。第4に社会管理の強化と革新の必要性に基づき、消費者協会の作用を一層發揮し、関係機関による消費者権益保護の監督管理の職責を強化し、消費者紛争を減らし、これを予防すること。⁴

法制工作委员会はこの業務をしっかりと理解・把握し、全人大代表、消費者協会と専門家、弁護士、及び裁判所、工商行政管理部门、商務部、工業情報化部等の関係機関の意見を何度も聴取し、幾つかの地方に赴いて実地調査を行い、改正について繰り返し検討し、消費者権益保護法修正案（草案）を作成したものである。

² 2013年4月23日開催の第12期全人大常務委員会第2回会議における第1回審議での第1次草案説明による（前掲文献①342頁以下、文献②327頁以下）。

http://www.npc.gov.cn/npc/lfzt/xfzqybhfzxa/2013-04/28/content_1793840.htm（第1次草案）

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/lfgz/2013-09/06/content_1805745.htm（第2次草案）

³ 現行消費者権益保護法に関する日本の文献として、西村幸次郎編「グローバル化のなかの現代中国法」第2版117頁以下・王晨執筆（2009.11）、河上正二・王冷然「中国の消費者権益保護法と懲罰的損害賠償（上）（下）」NBL841号・842号（2006.9.10）、周勇兵「消費者私法の比較法的研究―日中の比較を通じて」大学教育出版社（2011.11）参照。

⁴ 第1回審議段階では、改正の眼目として①消費者権益保護に関する規定の充実・細分化、②事業者の義務・責任の強化、③ネットショッピング等の新たな消費方式の規範化、④消費者協会の作用を一層發揮、⑤行政機関の監督管理職責の一層の明確化が指摘されていた（前掲文献①343頁以下、文献②328頁以下）。

第2 消費者權益保護法の改正決定⁵⁶⁷

2013年10月25日になされた「中華人民共和国消費者權益保護法」の改正決定は、以下の31項目である。

【国家の消費者の合法權益保護の職能】

一、第5条に一項を追加して第3項とする。

「3 国は文化的で健康な資源節約及び環境保護の消費方式を提唱し、浪費に反対する。」

【人格等尊重及び個人情報保護を受ける権利】⁸

二、第14条を次のように改正する。

「第14条 消費者は商品を購入、使用し、サービスの提供を受ける際に、人格の尊厳、民族の風俗習慣が尊重される権利を享受し、法に基づき個人情報保護を受ける権利を有する。」

【事業者の義務】

三、第16条第1項を次のように改正する。

「第16条 事業者は消費者に商品又はサービスを提供するに際して、本法及びその他の関連法律、法規の規定に基づき、義務を履行しなければならない」

ない。」に改正する。

一項を追加して第16条第3項とする。

「3 事業者は消費者に対して商品又はサービスを提供する場合には、社会公共道徳を守り、信義誠実に従った経営を行い、消費者の合法的權益を保障しなければならない、不公平、不合理な取引条件を設定し、取引を強制してはならない。」⁹

【安全保障義務】

四、第18条に一項を追加して第2項とする。

「2 ホテル、ショッピングセンター、レストラン、銀行、飛行場、駅、港湾、映画劇場等の営業場所の事業者は、消費者に対して安全保障義務を尽くさなければならない。」

第18条第2項を第19条に改め、次のように改正する。¹⁰

「第19条 事業者がその提供する商品又はサービスに欠陥が存在し、人身、財産の安全に危害を及ぼす可能性があることを発見した場合、直ちに関係行政部門に報告し、消費者に告知するとともに、直ちに販売の停止、警告、リコール、無害化処理、廃棄処分、生産又はサービスの停止等の措置を講じなければならない。リコール措置を講じた場合、事業者は商品のリコールで消費者が支出した必要費用を負担しなければならない。」

⁵ 2013年10月25日付の本改正決定については全人大HPにおいて公開されている。

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2013-10/26/content_1811764.htm

⁶ 改正決定直後に行われた全人大常務委員会弁公庁での新聞発表会（記者会見）についてはhttp://www.npc.gov.cn/npc/zhibo/zzyb31/node_4249.htm 参照。同会見において法工委民法室主任らは、法改正の必要性につき、消費スタイル、消費構造、消費の価値概念の大きな変化を指摘し、その上で改正案起草にあたっては①実務経験の総括、②新しく生じた消費者問題のうち人民の関心の高い領域の重点的解決による消費者の權益保護の具体化、③経済成長モデルの転換という時代の要請に応え、好ましい法治環境を醸成し、消費に対する一般社会の信頼感を強化することを改正理念にしたと説明している。

また、改正決定の主要点として、①社会的信用の構築強化、②消費者權益の具体化・充実化、③事業者の義務の強化、④ネット取引など新しい消費スタイルへの対応、⑤消費者協会の役割強化、⑥行政の管理監督の強化等であると分類・整理されており、前記注4で指摘した第1次草案時点では含まれていなかった①社会的信用の構築強化が第2回審議以降において強調された経緯がある（前掲文献①349頁以下、文献②333頁以下）。

⁷ 後記各条文に関して、漢数字は決定における条数を、算用数字は改正後の新しい条数を示す。

⁸ 個人情報保護を受ける権利の明確化と具体的な権利保障につき決定十二条参照。

⁹ 一部事業者が違法経営をし、粗悪品の生産・販売、虚偽宣伝を行い消費者權益を侵害しているが、その原因は、信義誠実の低さ、社会公共道徳からの乖離にあり、消費者權益保護法では社会における信義誠実の建設強化を強調すべきとの指摘が第2回審議でなされた。法律委員会では、信義誠実社会を建設する精神の中でさらに体现させ、事業者が自覚的に法定義務を履行し社会責任を引き受けることをリードし、信義誠実原則による消費環境育成、人民群眾の消費精神強化にも有利と主張された。こうして社会的信用の構築・強化を図るべく関係規定が追加された（新16条第3項。前掲文献①61頁以下、文献②60頁以下。また信用喪失事業者のリスト公表制度に関する新56条第2項も同趣旨）。

¹⁰ 事業者の義務を明確にすべきとの意見に基づくものであり、事業者の欠陥商品リコール等の義務については、食品安全法53条の食品リコール制度その他既存の法規制を統合する形で新规定が定められたものである（新19条、なお新56条第7号。前掲文献①75頁以下、文献②75頁以下）。

【真実かつ全面的な情報提供義務】

五、第 19 条を第 20 条に変更し、第 1 項、第 3 項を次のように改正する。

「第 20 条 事業者は消費者に対して、商品又はサービスの品質、性能、用途、有効期限等に関する真実で全面的な情報を提供し、虚偽又は人に誤解を生じさせる宣伝を行ってはならない。」

「3 事業者は商品又はサービスを提供する場合、その価格・料金を明確に表示しなければならない。」

【証票発行義務】

六、第 21 条を第 22 条に変更し、その中の「物品購入証書又はサービスに関する証票」を「領収書等の物品購入証書又はサービスに関する証票」に改める。

【品質保証義務、瑕疵の举证責任】¹¹

七、第 22 条を第 23 条に変更し、第 1 項の「但し、消費者が当該商品の購入前、又は当該サービスの受け入れ前に、その瑕疵の存在を既に知っていた場合は除く。」を「但し、消費者が当該商品の購入前、又は当該サービスの受け入れ前に、その瑕疵の存在を既に知り、かつ存在する瑕疵が法律の強制的規定に違反していない場合を除く。」に改正する。

一項追加して第 23 条第 3 項とし次のように定める。

「3 事業者の提供する自動車、マイクロコンピュータ、テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機等の耐久商品は装飾・内装等のサービスについて、消費者が商品又はサービスの提供を受けた日から 6

か月以内に瑕疵が発現し、紛争が発生した場合、事業者が関係する瑕疵の举证責任を負う。」

【返品・交換・修理義務】¹²

八、第 23 条と第 45 条を第 24 条に変更し、次のように改正する。

「第 24 条 事業者の提供した商品又はサービスが品質要求をみたさない場合、消費者は国家规定及び当事者間の約定に基づき返品、又は事業者に交換・修理等の義務を履行するよう求めることができる。国家规定及び当事者間の約定がない場合、消費者は、商品を受領した日より 7 日以内に返品することができる。7 日後に契約の法定解除要件を具える場合、消費者は直ちに返品することができる。契約の法定解除要件を具えない場合、事業者に交換・修理等の義務履行を求めることができる。

2 前項の規定に基づき商品を返品・交換・修理

¹² 商品の返品・交換・修理を保証する「三包」規定とは中国語の「包退」「包換」「包修」に由来するものであり、従前は国産家電に関する三包規定が存在したが、1995 年 8 月 5 日に国家経済貿易委員会、国家技術監督局、国家工商局及び財政部はこれを廃止し、新たに「部分商品修理更換退貨責任規定」（一部商品修理・交換・返品責任規定）を制定して、一定製品につき所定の三包責任を負うこととされている（千森秀郎「中国民法編(5)中国の消費者権益保護法」JCA ジャーナル 504 号（1999.06）28～29 頁参照）。商品とサービスの品質は、消費者の日常生活に関係し、消費者の身体と財産の安全に関わっているが、工商機関と消費者協会が受理した苦情申立事案を見ると、その半数は商品とサービスの品質に関するものであるため、返品、交換、修理を保証する「三包」規定を強化することは、商品とサービスの品質の保証を促す有効な措置である。この点、現行法 23 条及び 45 条に関連規定が置かれているが、決定はこれら関連規定を統合して「事業者が提供した商品又はサービスが品質要求をみたさない場合、消費者は国家规定及び当事者間の約定に基づいて返品する、又は事業者が交換、修理等の義務を履行するよう要求することができる。」だけでなく、「国家规定及び当事者間の約定がない場合、消費者は商品を受領した日より 7 日以内に返品することができる。」と規定し、保証対象商品を拡大して国家规定及び当事者の約定のない場合においても 7 日以内の返品を認めるとともに、7 日経過後の処理につき契約法に関連規定との連携を明らかにした（新 24 条）。三包規定の対象は、当初定められた 18 品目から現在は 23 品目にまで対象が拡大されているが、決定はこの 23 品目以外の商品についても 7 日以内での返品を認めた点に意義がある（前掲文献①95 頁以下、文献②97 頁以下）。

¹¹ 消費者の権益保護における「举证難」という課題に対処するため、決定は上記規定を設けて、消費者にとって举证が困難な一定の耐久消費財や装飾内装等のサービスの瑕疵がその提供から 6 か月以内に現れた場合において、事業者に関連する瑕疵の举证責任転換を認めたものである（新 23 条第 3 項。前掲文献①92 頁以下、文献②94 頁以下）。なお同項の「等」は列举商品に類似した商品をもカバーし、列举商品に限定する趣旨ではないとも説明されている（前掲会見）。

をする場合、事業者は運送等の必要費用を負担しなければならない。」

【無理由返品制度】

九、一条を追加して第25条とし、次のように定める。

「第25条 事業者がインターネット、テレビ、電話、通信販売等の方法により商品を販売する場合、消費者は商品を受領した日から7日以内に返品する権利を有し、かつその理由の説明を要しない。但し、次に掲げる商品を除く。

- (一) 消費者のオーダーメイドによるもの
- (二) 腐敗しやすい生鮮商品
- (三) 消費者が開封した音像製品、コンピュータソフトウェア等のデジタル化商品
- (四) 交付された新聞、刊行物

2 前項に列挙した商品のほか、その他商品の性質と消費者が物品購入時に返品に適さないものであることを確認していた場合には、無理由返品を適用しない。

3 消費者は完全な商品を返品しなければならない。事業者は、商品の返品を受領した日から7日以内に消費者に対して商品代金を返金しなければならない。返品商品の運送費は消費者の負担とする。事業者と消費者との間で別の約定がある場合にはその約定による。」¹³

¹³ インターネットショッピング等における消費者の自主選択権（法9条）を保障するため、決定では、諸外国における優れた例と中国における実務状況を参考にして、消費者に対して適切な期間において一方的に契約を解除できる権利を与えることとし、事業者がインターネット、テレビ、電話、通信販売等の方法により商品を販売する場合、商品の性質上、返品に適さない一定の場合を除いて、消費者は商品を受領日から7日以内に返品することができ、事業者は返品商品の受領日から7日以内に消費者に代金を返還しなければならない旨の規定を新設した（新25条）。なお審議過程においては、無理由返品制度は消費者権益の維持保護に積極的意義を有する反面で、新しい消費方式であるインターネットショッピング等の市場発展の程度とその健全な発展、事業者への影響について考慮する必要があり、権利濫用の防止についてや、返品に適さない場合と返品費用の負担問題の明確化、法律適用の確定性と操作可能性の強化についても指摘があり、適用除外商品の線引きにつき厳しい議論がなされ、1項但書以下のような定めと

【格式条款の制限】¹⁴

十、第24条を第26条に変更し、一項を追加して第1項とし、第1項、第2項を第2項、第3項に変更して、次のように改正する。

「第26条 事業者はその営業活動において格式条款を使用する場合、商品又は役務の数量及び品質、価格又は費用、履行期間及び方法、リスク警告、アフターサービス、民事責任等、消費者と重大な利害関係がある内容について明白な方法により消費者に注意を促し、かつ消費者の要求に応じて説明しなければならない。

2 事業者は、格式条款、通知、声明、売り場での掲示等の方法により、消費者の権利を排除又は制限し、事業者の責任を軽減又は免除し、あるいは消費者の責任を加重する等して、消費者にとって不公平・不合理な規定を定めてはならず、かつ格式条款を利用し技術手段によって取引を強制してはならない。

3 格式条款、通知、声明、売り場での掲示等に前項記載の内容がある場合、その内容は無効とする。」

された（前掲文献①98頁以下、文献②100頁以下）。

¹⁴ この点、現行法第24条は抽象的に「消費者に対して不公平・不合理な規定」による事業者の民事責任軽減・免除規定の禁止と無効を定めており、1999年成立の契約法においても格式条款（約款ないし様式条項）の規制に関する関連規定が定められているが（契約法39、40、41、52、53条）、実務において事業者が不当な内容の格式条款を用いて、消費者権益を一方的に侵害する例が少なくない。このように実務上際立っている「霸王条項」等の問題を適切に処理して消費者権益保護の徹底を図るために、決定では格式条款等によって消費者の権利を排除・制限等する事業者に注意喚起義務と説明義務を課し（新26条第1項）、さらに現行法第24条が抽象的に定める「消費者に対して不公平・不合理な規定」の内容を「消費者の権利を排除又は制限し、事業者の責任を軽減又は免除し、あるいは消費者の責任を加重する等」と明確化したものである（新26条第2項。前掲文献①109頁以下、文献②111頁以下）。

【特定分野事業者の情報提供義務】¹⁵

十一、一条を追加し、第28条とし次のように定める。

「第28条 インターネット、テレビ、電話、通信販売等の方法により商品又はサービスを提供する事業者、及び証券、保険、銀行等の金融サービスを提供する事業者は、消費者に対して営業場所、連絡方式、商品又はサービスの数量及び品質、価格又は費用、履行期間及び方法、リスクの警告、アフターサービス、民事責任等の情報を提供しなければならない。」

【消費者個人情報収集・使用における義務】¹⁶

十二、一条を追加して第29条とし次のように定める。

¹⁵ ネットショッピングや金融サービス提供等において事業者が提供する情報が真実ではなく、保護規定が整備されていないという問題に対処するために、決定ではインターネット、テレビ、電話、通信販売等の方式を採用して商品又はサービスを提供する事業者、及び証券、保険、銀行業務等の金融サービスを提供する事業者が、その営業住所、連絡先、商品又はサービスの数量と品質、価格又は費用、履行期限と方法、リスク警告、アフターサービス、民事責任等につき真実かつ必要な情報を消費者に対して提供すべき義務に関する規定を新設し、消費者の知る権利（法8条）を保護するものである（新28条。（前掲文献①117頁以下、文献②120頁以下）。なお、本条は証券、保険等の金融サービス取引を行う者も「消費者」として本法の保護対象とすることを明らかとした趣旨とも説明されている（前掲会見）。

¹⁶ 実務において一定の事業者は消費者の個人情報を不法に収集、使用し、消費者の個人情報を無断で漏洩又は不法に他者に提供し、消費者の正常な生活に深刻な影響を与えて、消費者の合法的權益を侵害していることから、各方面から本法の中に消費者の個人情報保護規定を追加することが求められていた。そこで決定では以下の四方面から規定を置いている。

第1に、消費者の権利として個人情報保護権を明記した（決定第二条・新14条。なお新56条第9号）。

第2に、事業者が消費者個人情報を収集、使用する場合、適法、正当、必要の原則を遵守し、情報の収集、使用目的、方法及び範囲を明示し、かつその被収集者の同意を得る（決定第十二条・新29条第1項）。

第3に、事業者及びその従業員は収集した消費者個人情報の秘密を厳守し、かつ技術的措置及びその他必要な措置を講じ、情報の安全を確保する（同条第2項）。

第4に、事業者は消費者の同意又は要請を経ないか消費者が明確に拒否した場合、その消費者に対して営業上の電子情報を送信してはならない（同条第3項）。上述各規定は、第11期全人大常務委員会第30回会議で承認された『全国人民代表大会常務委員会によるインターネット情報保護強化に関する決定』の関係規定と一致するものである（前掲文献①126頁以下、文献②129頁以下）。

「第29条 事業者が消費者の個人情報を収集、使用する場合、適法、正当、必要の原則を守り、情報の収集、使用の目的、方法、範囲を明示した上で、消費者の同意を得なければならない。事業者が消費者の個人情報を収集、使用する場合、その収集、使用の規則を公開し、法律、規則の規定、及び双方による情報収集、使用の約定に違反してはならない。

2 事業者及びその従業員は収集した消費者の個人情報について厳格に機密を保持し、それを漏えい、販売又は違法に他人に提供してはならない。事業者は技術措置その他の必要な措置を講じて、情報の安全を確保し、消費者個人情報の漏えい、紛失を防止する。情報の漏えい、紛失が生じ、又はその可能性がある場合、直ちに是正措置を講じなければならない。

3 事業者は消費者の同意若しくは要請を得ずして、又は消費者が明確に拒絶を表示する場合、消費者に営業上の情報を発信してはならない。」

【消費者の意見聴取】

十三、第26条を第30条に変更し、次のように定める。

「第30条 国が消費者權益に関連する法律、法規、規程及び強制基準を制定する場合には、消費者及び消費者協会等の組織の意見を聴取しなければならない。」

また第28条第2項中の「及びその社会団体」を「及び消費者協会等の組織」に改める（32条2項）。

【各級政府の職責】

十四、第27条を第31条とし、第1項を次のように改正する。

「第31条 各級人民政府は組織に対する指導、協調を強化し、関係行政部門が消費者の合法的權益を保護する活動を確実にを行うように促し、消費者の合法的權益保護の職責を実行しなければならない。」とする。

一条を追加して第33条とし、次のように定める。
「第33条 関係行政部門は各自の職責の範囲内で定期又は不定期に事業者の提供する商品及びサービスについてサンプリング検査を行い、かつ社会に対してサンプリング検査の結果を速やかに公表しなければならない。

2 関係行政部門は事業者の提供した商品又はサービスに欠陥があることを発見し、これが消費者の身体、財産の安全に危害を及ぼす可能性がある場合、事業者に販売の停止、警告、リコール、無害化处理、廃棄処分、生産又はサービスの停止等の措置を講じるよう直ちに命じなければならない。」¹⁷

【消費者協会・消費者組織の性質・任務】¹⁸

¹⁷ 製品品質法第2章「製品品質の監督」では、製品の品質に対してサンプリング検査（抜取検査）を主要な方法とする監督検査制度（同法第15条）、品質不合格の場合の処理（同第16条）、検査結果・認証証明の発行（同第21条）、品質状況の公告（同第24条）等につき規定しているが、決定は関係行政機関の管理監督の責任を一層明確にするため、関係行政機関が各職責範囲内において、定期又は不定期に事業者が提供する商品及びサービスに対してサンプリング検査を行い、かつその結果を社会に速やかに公表すること（新33条第1項）、当該検査において事業者が提供する商品・サービスに欠陥があり、消費者の身体、財産の安全に危害をもたらす可能性があることを発見した場合、直ちに事業者が生産・販売停止等の危険除去措置を命じる旨の規定を新設した（同第2項。前掲文献①146頁以下、文献②151頁以下）。

¹⁸ 消費者の合法的權益を適切に保護するため、消費者協会の作用を一層発揮させる必要がある。そこで決定は現行法規定を基礎として、消費者協会の機能を追加・強化している。すなわち、第1に消費者に対して消費情報と相談サービスを提供し、資源節約と環境保護の合理的な消費方式へと導き、消費者自身の權益保護能力を高める（新37条第1項第1号）。第2に消費者の權益に関する法律、規則及び強制性基準の制定に参与する（同第2号、4号）。第3に多数消費者の合法的權益を侵害する行為に対し、中国消費者協会、及び省、自治区、直轄市が設立した消費者協会は、人民法院に対して消費者公益訴訟を提起することができる（同第7号、新47条。前掲文献①168頁以下、文献②174頁以下）。決定では「消費者協会」を「社会团体」から公益的な職責をもつ「社会組織」に改めているが、消費者協会は実際には政府主導で設けられたものであり、会員はなく、いかなる者からも費用を徴収していない（前掲会見）。中国消費者協会統計によれば、1994年から2012年までの間、全国消費者組織が受理した消費者苦情申立は120,089,766件、消費者が回復した財産損害は1,126,368万元で、その苦情解決率は94.8%に上る。

十五、第31条を第36条とし、次のように改正する。

「第36条 消費者協会とその他の消費者組織は、法に基づいて設立される、商品及びサービスに対して社会的監督を行い、消費者の合法的權益を保護する社会組織である。」

第12条中の「社会团体」を「社会組織」に改める。

第32条を第37条に変更し、第1項の「消費者協会は以下に掲げる職能を履行する。」を「消費者協会は以下に掲げる公益的な職責を履行する。」に改める。

第1号を「(一) 消費者に対して消費情報及び相談サービスを提供し、消費者が自身の合法的權益を保護する能力を高め、文化的で健康な資源節約及び環境保護の合理的な消費方式に導く。」と定める。

一号を追加して第2号とし「(二) 消費者權益に関連する法律、法規、規章及び強制基準の制定に参与する。」と定める。

第3号を第4号に変更し「(四) 消費者の合法的權益に関する問題について、関係部門に対し意見を反映させ、照会を行い、提言する。」に改める。

第5号を第6号に変更し、「(六) 苦情事項が商品とサービスの品質問題に関わる場合、資格を備えた鑑定人に鑑定を委託することができ、鑑定人は鑑定意見を告知しなければならない。」に改める。

第6号を第7号に変更し「(七) 消費者の合法的權益を侵害する行為について、損害を被った消費者による訴訟の提起を支援する。又は本法に基づいて訴訟を提起する。」に改める。

第2項を次のように改正する。

「2 各級人民政府は消費者協会による職責の履行を必要経費等で支援しなければならない。」

二項を追加し、第3項、第4項とする。

「3 消費者協会は真摯に消費者の合法的權益保護の職責を履行し、消費者の意見と提案を聴取し、

社会による監督を受け入れなければならない。

4 法により設立されたその他の消費者組織は、法律、法規及びその他規定に従って、消費者の合法的權益を保護する活動を展開する。」

第 33 条を第 38 条に変更し、次のように改正する。

「第 38 条 消費者組織は商品販売及び営利的なサービスに従事してはならず、費用を徴収し又はその他利益を取得する方式によって消費者に商品及びサービスの提供を推奨してはならない。」

【紛争解決手段】

十六、第 34 条を第 39 条に変更し、第 2 号を「(二) 消費者協会又は法に基づき設立されたその他の調解組織に対する調解の申し立て。」と改める。

第 3 号を「(三) 関係行政部門に対する苦情申し立て」と改める。

【インターネットプラットフォーム提供者の責任】¹⁹

十七、一条を追加して第 44 条とし、次のように定める。

「第 44 条 消費者がインターネットプラットフォームを利用した商品購入又はサービス提供を受け

¹⁹ 第 1 次草案ではネット取引において合法的權益を侵害された消費者の損害賠償請求権を保護するために、展示即売会等における販売者等の責任を定める現行法 38 条を、ネット取引にも拡大した上、ネット取引のプラットフォームにおいて販売者、サービスの提供者が当該プラットフォームを利用しなくなった場合、消費者はネット取引プラットフォーム提供者に対しても賠償を請求することができる、と規定していた。これに対して第 2 次草案及び決定では、上記のように第 1 項でプラットフォーム提供者がネット取引の商品・サービス提供者に関する情報を消費者に提供できない場合の賠償責任と実務上採用されているプラットフォーム提供者による先行賠償等の方法による消費者權益保護の諸方策を奨励する趣旨の規定を新設した。さらに第 2 項でプラットフォーム提供者が一定の場合に、ネット取引の販売者又はサービス提供者と連帯責任を負担する場合も新設し、ネット取引における消費者保護を徹底している(新 44 条。前掲文献①190 頁以下、文献②198 頁以下)。現行法には権利侵害責任法第 36 条 3 項に「ネットワークプロバイダーが、ユーザーがそのネットワークを利用して他人の民事權益を侵害しているのを知りながら、必要な措置をとらなかったときは、当該ユーザーと連帯責任を負う。」との規定もあるが、決定による新 44 条ではネット取引における消費者保護のために、権利侵害責任法の関連規定による責任がさらに拡大強化された内容となっている。

に際して、その合法的權益に損害を受けた場合には、販売者又はサービス提供者に対して賠償を請求することができる。インターネットプラットフォーム提供者が、販売者又はサービス提供者の真実の名称、住所と有効な連絡方式を提供することができない場合、消費者はインターネットプラットフォーム提供者に対して賠償を請求することができる。インターネットプラットフォーム提供者がさらに消費者に有益となる承諾を得た場合には、その承諾内容を履行しなければならない。インターネットプラットフォーム提供者が賠償した後、販売者又はサービス提供者に対して求償する権利を有する。

2 インターネットプラットフォーム提供者は、販売者又はサービス提供者がプラットフォームを利用して消費者の合法的權益を侵害していることを明らかに知り又は知るべきであるにもかかわらず、必要な措置を採らない場合には、法に基づき当該販売者又はサービス提供者と連帯して責任を負担する。」

【虚偽広告に関連した者の責任】

十八、第 39 条を第 45 条第 1 項に変更し、その中の「虚偽広告を利用」を「虚偽広告又はその他虚偽の宣伝方式を利用」に、また「広告の事業者」を「広告の事業者、発布者」に、「真実の名称、住所」を「真実の名称、住所及び有効な連絡方法」に改める。

二項を追加して第 45 条第 2 項、第 3 項とする。

「2 広告事業者、発布者が、消費者の生命及び健康にかかわる商品又はサービスについて虚偽広告を設計、制作、発布して消費者に損害を与えた場合には、当該商品又はサービスを提供した事業者と連帯責任を負担しなければならない。

3 社会団体又はその他の組織、個人が消費者の生命健康に関わる商品又はサービスにつき虚偽広告又はその他虚偽の宣伝において消費者に対し商品又はサービスを推奨して損害を与えた場合、当

該商品又はサービスの事業者と連帯責任を負担しなければならない。」²⁰

【苦情申し立て】²¹

十九、一条を追加して第46条とし、次のように定める。

「第46条 消費者が関係行政部門に苦情を申し立てた場合、当該部門は苦情申立書を受領した日から7日以内に処理するとともに、消費者に告知しなければならない。」

【消費者協会の訴権・消費者公益訴訟】²²

²⁰ 広告事業者、発布者（発表者、メディアなど）が食品・薬品の虚偽広告をデザイン、制作、発布して、消費者にもたらしている損害・結果がより深刻な状況となっており、その責任を強化しなければならない。そこで決定では、当該広告事業者、当該広告を公表したメディア等の発布者は、当該広告内容の真実性の知不知に拘わらず、事業者（広告主）と連帯して責任を負う旨の前記規定が追加された（新45条第2項。なお新56条第6号）。また、第2回審議における、実務上消費者に多大な影響力を有している広告推奨者（代言人・イメージキャラクター）に虚偽広告に関する民事責任を負担させるべしとの建議が採用されたものである（新45条第3項。前掲文献①199頁以下、文献②207頁以下）。

²¹ 消費者権益保護を実効化するため、決定では消費者が関係行政機関に申立をした場合にその機関は申立書を受け取った日から7日以内に処理及び告知しなければならないとして、関係行政機関の苦情処理ルールに対して新しい義務を課す規定を設けた（新46条。前掲文献①211頁以下、文献②220頁以下）。

²² 2013年1月施行の改正民事訴訟法第55条では「環境汚染、多数の消費者の合法的権益の侵害等の社会公共利益を害する行為に対しては、法律が規定する機関及び関係組織は人民法院に訴訟を提起することができる。」として公益訴訟制度が創設された。公益訴訟の適用範囲については、同制度が未だ初歩的構築段階にあることに鑑み、その範囲を広げ過ぎるべきではないとの考慮から、これまで事件が多発し、社会公共利益の損害状況が比較的深刻で公益訴訟に対する要求が比較的切迫し、理論界と実務界の認識も比較的一致している環境汚染、多数消費者被害の分野こそが公益訴訟を構築する上での突破口になるものとして例示されたものである。

新47条においては、中国消費者協会他が消費者公益訴訟を提起できるとされているが、これには民訴法改正における次の議論が基礎にある。すなわち、民訴法第55条が公益訴訟主体を「法が定める機関、関係組織」と規定したのは、中国の現行管理体制及び監訴リスク低減という観点、公益訴訟制度を中国で適度に展開可能にすると同時に、これが秩序よく進められるようにするためには公益訴訟提起主体を広げ過ぎるべきでないことが理由である。行政主管部門等の関係機関は公共利益の主たる擁護者・公共事務管理者として訴訟主体となるのに適しており、法に基づく積極的行政を促すことができるとともに、訴訟救済の方式

二十、一条を追加して第47条とし、次のように定める。

「第47条 多数消費者の合法的権益を侵害する行為に対して、中国消費者協会及び省、自治区、直轄市に設立された消費者協会は、人民法院に対して訴訟を提起することができる。」

【事業者が責任負担すべき状況】

二十一、第40条を第48条第1項に変更し、その中の『中華人民共和国製品品質法』及びその他の関連法律、法規の規定に基づきを「その他の関連法律、法規の規定に基づき」に改める。

第1号を「(一)商品又はサービスに欠陥が存在する場合」に改める。

一項を追加して第2項とし、次のように定める。

「2 事業者が消費者に対する安全保障義務を尽くさなかった場合、消費者に加えた損害につき、不法行為責任を負担しなければならない。」

【人身損害の賠償責任】

二十二、第41条と第42条を第49条に変更し、次のように改正する。

「第49条 事業者が商品又はサービスの提供によって、消費者又はその他の被害者の人身に損害を加えた場合、医療費、看護費、交通費等治療及びリハビリで支出した合理的費用、並びに休業損害を賠償しなければならない。身体に障害をもたらした場合、生活補助具代及び身体障害賠償金も賠償しなければならない。死亡に至った場合、葬

を利用して行政手段の不足を補うこともできる。他方、公益訴訟の提起機関は原則として被侵害公共利益との関連性が必要である。中国では機関が比較的多いことを考慮し混乱を避けるため、法は「法律に定める機関」を提訴主体と規定し、公益訴訟の提起機関は、明確な法的根拠を備えている必要がある〔全人大常務委員会法制工作委员会民法室編著「中華人民共和國民事訴訟法・解釈と適用」(2012年9月・人民法院出版社68頁～78頁。前掲文献①213頁以下、文献②222頁以下)。

消費者公益訴訟制度が想定する「多数消費者の合法的権益侵害」ケースとしては、①不公平・不合理な格式条約、格式契約の使用、②虚偽広告その他虚偽宣伝の方式による消費者権益の侵害などである（前掲会見）。

儀費用及び死亡賠償金も賠償しなければならない。」

【人格尊厳侵害の賠償責任】

二十三、第 43 条を第 50 条に変更し、次のように改正する。

「第 50 条 事業者が消費者の人格の尊厳を侵害し、消費者の人身の自由又は法に基づき個人情報保護を受ける権利を侵害した場合、侵害を停止し、名誉の回復、影響の除去、謝罪を行うとともに、損害を賠償しなければならない。」

【精神的損害の賠償責任】

二十四、一条を追加して第 51 条とし、次のように定める。

「第 51 条 事業者が侮辱、誹謗、身体への搜索、人身の自由の制限等消費者その他の被害者の人身権益を侵害する行為があり、著しい精神的損害を生じさせた場合、被害者は精神的損害に関する賠償を請求することができる。」

【財産的損害の賠償責任】

二十五、第 44 条を第 52 条に変更し、次のように改正する。

「第 52 条 事業者が商品又はサービスの提供に際して消費者の財産に損害を加えた場合、法律の規定又は当事者間の約定に基づいて修理、作り直し、交換、返品、商品数量の補充、代金及びサービス提供費用の返還、又は損害賠償等の民事責任を負わなければならない。」

【通信販売における不履行責任規定の削除】

二十六、第 46 条を削除する。

【懲罰的賠償】²³

²³ 実務において一定の事業者が虚偽を弄して詐欺行為を行い、消費者の権益を侵害し、さらには消費者の生命や健康を損なう深刻な結果をもたらしている場合があり、各方面はこれに対する制裁の程度を高めるよう要求していた。すなわち、現行法 49 条の倍額賠償規定によってもなお悪質業者に対する制裁としては不十分であるとの意見が多数存在し、これを受けて決定では、商品又はサービスの提供に際して詐欺行為があった場合、事業者は消費者の請求に応じて消費者の被った損害を増額賠償しなければならない

二十七、第 49 条を第 55 条第 1 項に変更し、次のように改正する。

「第 55 条 事業者の商品又はサービスの提供に際して詐欺行為があった場合、事業者は消費者の請求に応じて消費者の被った損害を増加して賠償しなければならないが、増加賠償額は消費者が購入した商品の代金又は提供されたサービス費用の 3 倍とする。増加賠償額が 500 元に満たない場合、500 元とする。法律に別途規定がある場合は、その規定に従う。」

一項を追加して第 2 項とし、次のように定める。

「2 事業者が商品又はサービスに欠陥があることを明らかに知りながら消費者にこれを提供した詐欺行為により、消費者その他の被害者が死亡、又は健康が著しく損なわれた場合、被害者は事業者に対して本法第 49 条、第 51 条等の法律規定に基づく損害賠償を請求する権利を有し、かつ被害者は被った損害の 2 倍以下の懲罰的賠償を請求する権利を有する。」

ず、「増加賠償額は消費者が購入した商品の代金又は提供されたサービス費用の 3 倍」とし、「賠償額が 500 元に満たない場合、500 元とする。」として代金・費用の 3 倍の増額賠償と同時に賠償額の最低限度額を定めて、詐欺行為に対する制裁を強化した（新 55 条第 1 項。前掲文献①260 頁以下、文献②265 頁以下）。

また、事業者の詐欺行為によって消費者の生命身体等に重大な被害が生じた場合に、被害者に本法第 49 条、第 51 条等の法律規定に基づく損害賠償請求権だけでなく、損害の 2 倍以下の増額賠償を認めて、詐欺行為に対する抑止・制裁機能と同規定の実効性維持を図っている（同第 2 項）。第 2 項は米国諸州における懲罰的賠償の上限額規制を参考にしたものとされている。すなわち中国の場合、死亡賠償金確定に当たっては前年度の都市部住民の一人当たり可処分所得の 20 倍が基準となり、2012 年の全国平均は 2 万 4500 元余であり、その 20 倍は約 50 万元なので、同項によりその 2 倍を加えると約 150 万元余（なお上海 240 万元、北京 210 万元、雲南 120 万元、青海 100 万元）となることを念頭に置いて、違法行為抑止・制裁という懲罰的賠償の機能と同規定の実効性維持との調和のためにこの上限規定を定めたと説明されている（前掲会見。前掲文献①277 頁以下、文献②282 頁以下）。

【法定義務違反事業者の行政責任】²⁴

二十八、第 50 条を第 56 条に変更し、その中の『中華人民共和国製品品質法』及びその他の関連法律、法規に処罰機関及び処罰方式に関する規定がある場合」を「相応の民事責任を負担するほか、その他の関連法律、法規に処罰機関及び処罰方式に関する規定がある場合」に、「工商行政管理機関」を「工商行政管理機関又はその他の関係行政機関」、「違法所得の倍以上 5 倍以下の制裁金の支払い」を「違法所得の倍以上の 10 倍以下の制裁金の支払い」、「1 万元以下の制裁金の支払い」を「50 万元以下の制裁金の支払い」に改正する。

第 1 号を「(一) 提供した商品又はサービスの提供が人身・財産の安全保障要求に適合しない場合」、

第 4 号を「(四) 商品産地を偽造し、他人の工場名、工場住所を偽造又は冒用し、生産日時を改ざん、認証表示等の品質表示を偽造又は冒用した場合」、

第 6 号を「(六) 商品又はサービスの提供について虚偽又は人に誤解を生じさせる宣伝を行った場合」に改める。

一号を追加して第 7 号とし「(七) 欠陥商品又はサービスについて販売の停止、警告、リコール、無害化処理、廃棄処分、生産又はサービスの停止等の措置を講じることを拒絶した又は遅らせた場合」と定める。

第 8 号を第 9 号に変更し、「(九) 消費者の人格の尊厳を侵害し、又は消費者の人身の自由若しくは法に基づき個人情報保護を受ける権利を侵害した場合」と改める。

一項を追加して第 2 項とし、次のように定める。

「2 事業者の前項規定の状況がある場合には、

法律、行政法規が規定する処罰以外に、関係部門が信用リストに記入し、社会に対して公表する。」

【事業者の刑事責任】

二十九、一条追加して第 57 条とし、次のように定める。

「第 57 条 事業者が本法の規定に違反して商品又はサービスを提供し、消費者の合法的權益を侵害した場合で、犯罪を構成する場合には法に基づき刑事責任を追及する。」

【民事賠償責任優先の原則】

三十、一条追加して第 58 条とし、次のように定める。

「第 58 条 事業者が本法に違反して負担すべき民事賠償責任と制裁金、罰金を負担すべき場合に、その支払いのための財産が不足する場合には、民事賠償責任をまず負担する。」

【行政罰に対する不服申立及び提訴】

三十一、第 51 条を第 59 条に変更し、次のように改める。

「事業者が行政処罰決定に不服の場合、法規に基づいて行政不服審査を申し立てるか又は行政訴訟を提起することができる。」

消費者權益保護法の関連条文の順序については本改正案に基づいて相応の調整を行う。本決定は 2014 年 3 月 15 日から施行する。²⁵

²⁴ 決定は、現行法の関連規定における消費者權益を侵害する行為に対する行政処罰の程度を厳しくし、事業者の違法行為コストを高めることによって消費者權益の適切な保護を図っている（新 56 条第 1、4、6、7、9 号。前掲文献①280 頁以下、文献②285 頁以下）。

²⁵ 本改正は全面改正でなく一部改正〔修改〕であるため、法施行日に関する現行法規定が変更されないまま新 63 条にスライドしている（法工委民法室の説明）。

[参考資料 新消費者権益保護法の全文] ※下線部分が具体的改正部分である

第一章 総則

第1条 消費者の合法的権益を保護し、社会経済秩序を維持し、社会主義市場経済の健全な発展を促進するために、本法を制定する。

第2条 消費者が生活上の消費・需要のために商品を購入し使用する、又はサービスを受けるにあたり、その権益は本法によって保護される。本法が規定していない場合には、その他の関連法律、法規によって保護される。

第3条 事業者はその生産、販売する商品又はサービスを消費者に提供するにあたり、本法を遵守しなければならない。本法が規定していない場合には、その他の関連法律、法規を遵守しなければならない。

第4条 事業者と消費者との取引は、自由意思、平等、公平、誠実信用という原則に従って行わなければならない。

第5条 国は消費者の合法的権益が侵害されないようこれを保護する。

2 国は、消費者の法に基づく権利行使を保障し、消費者の合法的権益を維持保護する措置を講じる。

3 国は、文化的で健康な資源節約及び環境保護の消費方式を提唱し、浪費に反対する。

第6条 消費者の合法的権益を保護することは、社会全体の共同の責任である。

2 国は、消費者の合法的権益の侵害行為に対する社会的監督を行う一切の組織及び個人を奨励し、支援する。

3 マスメディアは、消費者の合法的権益の保護に関する広報を確実にいき、消費者の合法的権益の侵害行為に対して、世論による監督を行うものとする。

第二章 消費者の権利

第7条 消費者は、商品を購入、使用し、サービスを受けるにあたり、人身・財産の安全が侵害されることのない権利を有する。

2 消費者は、事業者が提供する商品及びサービスについて、人身・財産の安全保障要求に適合するよう求める権利を有する。

第8条 消費者は購入、使用する商品又は受けるサービスに関して真実の状況を知る権利を有する。

2 消費者は、商品又はサービスの異なる状況に応じて、事業者に対して、商品の価格、産地、生産者、用途、性能、規格、等級、主要成分、生産日、有効期限、検査合格証明、使用方法説明書、アフターサービス、又はサービスの内容、規格、費用等の関連状況の情報提供を求める権利を有する。

第9条 消費者は商品又はサービスを自主的に選択する権利を有する。

2 消費者は、商品又はサービスを提供する事業者を自主的に選択し、商品の品種又はサービス方式を自主的に選択し、いかなる商品を購入するか否か、いかなるサービスを受けるか否かを自主的に決定する権利を有する。

3 消費者は、商品又はサービスを自主的に選択するとき、比較、識別及び選別する権利を有する。

第10条 消費者は公平な取引を行う権利を有する。

2 消費者は商品を購入し又はサービスを受けるとき、品質保証、合理的な価格、正確な計量などの公平な取引条件を獲得する権利を有し、事業者の強制的な取引行為を拒絶する権利を有する。

第11条 消費者は商品を購入、使用し又はサービスを受けるに際して、人身・財産に損害を被った場合、法に基づき賠償を獲得する権利を有する。

第12条 消費者は法に基づき、自身の合法的權益を守るため社会組織を設立する権利を有する。

第13条 消費者は消費及び消費者權益の保護に関する知識を獲得する権利を有する。

- 2 消費者は必要とする商品又はサービスの知識及び使用技能を身につけ、商品を正しく使用し、自己保護意識の向上に努めなければならない。

第14条 消費者は商品を購入、使用し、サービスの提供を受けるに際して、人格の尊厳、民族の風俗習慣が尊重される権利を有し、法に基づき個人情報保護を受ける権利を有する。

第15条 消費者は、商品、サービス及び消費者の權益保護活動に対して、監督を行う権利を有する。

- 2 消費者は、消費者の權益を侵害する行為、国家機関及びその職務担当者の消費者の權益保護活動における違法・職務上の怠慢・過失行為を告発、告訴する権利を有し、消費者の權益保護活動に対して、批判、提案を行う権利を有する。

第三章 事業者の義務

第16条 事業者は消費者に商品又はサービスを提供するに際して、本法及びその他の関連法律、法規の規定に基づき、義務を履行しなければならない。

- 2 事業者と消費者との間に約定がある場合には、約定に基づいて義務を履行しなければならない。但し、双方の約定は法律、法規の規定に違反してはならない。
- 3 事業者は消費者に対して商品又はサービスを提供する場合には、社会公共道徳を守り、信義誠実に従った経営を行い、消費者の合法的權益を保障しなければならない、不公平、不合理な取引条件を設定し、取引を強制してはならない。

第17条 事業者は、その提供した商品又はサービスに対して消費者の意見を聴取し、消費者の監督を受けなければならない。

第18条 事業者は、その提供する商品又はサービスが人身・財産の安全保障要求に適合することを保証しなければならない。人身・財産の安全を脅かす可能性がある商品・サービスについては、消費者に対して、真実の説明と明確な警告を行うとともに、正しい商品の使用方法又はサービスの受け入れ方法及び危害発生防止方法を説明、明示しなければならない。

- 2 ホテル、ショッピングセンター、レストラン、銀行、飛行場、駅、港湾、映画劇場等の営業場所の事業者は、消費者に対して安全保障義務を尽くさなければならない。

第19条 事業者がその提供する商品又はサービスに欠陥が存在し、人身・財産の安全に危害を及ぼす可能性があることを発見した場合、直ちに関係行政部門に報告し、消費者に告知するとともに、直ちに販売の停止、警告、リコール、無害化处理、廃棄処分、生産又はサービスの停止等の措置を講じなければならない。リコール措置を講じた場合、事業者は商品のリコールで消費者が支出した必要費用を負担しなければならない。

第20条 事業者は消費者に対して、商品又はサービスの品質、性能、用途、有効期限等に関する真実で全面的な情報を提供し、虚偽又は人に誤解を生じさせる宣伝を行ってはならない。

- 2 事業者は、その提供する商品又はサービスの質や使用方法等の問題に関する消費者の質問に対して、

真実で明確な回答を行わなければならない。

- 3 事業者は商品又はサービスを提供する場合、その価格・料金を明確に表示しなければならない。

第21条 事業者は真実の名称と標識を明示しなければならない。

- 2 他者の売り場又は敷地を借りする事業者は、真実の名称と標識を明示しなければならない。

第22条 事業者は商品又はサービスの提供に際して、国の関連規定又は商慣習に基づき、消費者に対して、領収書等の物品購入証書又はサービスに関する証票を発行しなければならない。消費者が領収書等の物品購入証書又はサービスに関する証票を要求する場合、事業者は必ず発行しなければならない。

第23条 正常に商品が使用され、又はサービスの受け入れ状況下において、事業者はその提供する商品又はサービスが有すべき品質、性能、用途、有効期限を保証するものとする。但し、消費者が当該商品の購入前、又は当該サービスの受け入れ前に、その瑕疵の存在を既に知り、かつ存在する瑕疵が法律の強制的規定に違反していない場合を除く。

- 2 事業者は広告、製品説明、実物サンプル又はその他の方式で、商品又はサービスの品質状況を表明する場合、提供する商品又はサービスの実際の質が表明する品質状況と合致することを保証しなければならない。

- 3 事業者の提供する自動車、マイクロコンピュータ、テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機等の耐久商品又は装飾・内装等のサービスについて、消費者が商品又はサービスの提供を受けた日から6か月以内に瑕疵が発現し、紛争が発生した場合、事業者が関係する瑕疵の挙証責任を負う。

第24条 事業者の提供した商品又はサービスが品質要求をみたさない場合、消費者は国家規定及び当事者間の約定に基づき返品、又は事業者に交換・修理等の義務履行を求めることができる。国家規定及び当事者間の約定がない場合、消費者は、商品を受領した日より7日以内に返品することができる。7日後に契約の法定解除要件を具える場合、消費者は直ちに返品することができる。契約の法定解除要件を具えない場合、事業者に交換・修理等の義務履行を求めることができる。

- 2 前項の規定に基づき商品を返品・交換・修理をする場合、事業者は運送等の必要費用を負担しなければならない。

第25条 事業者がインターネット、テレビ、電話、通信販売等の方法により商品を販売する場合、消費者は商品を受領した日から7日以内に返品する権利を有し、かつその理由の説明を要しない。但し、次に掲げる商品を除く。

(一) 消費者のオーダーメイドによるもの。

(二) 腐敗しやすい生鮮商品。

(三) 消費者が開封した音像製品、コンピュータソフトウェア等のデジタル化商品。

(四) 交付された新聞、刊行物。

- 2 前項に列挙した商品のほか、その他商品の性質と消費者が物品購入時に返品に適さないものであることを確認していた場合には、無理由返品を適用しない。

- 3 消費者は完全な商品を返品しなければならない。事業者は、商品の返品を受領した日から7日以内に消費者に対して商品代金を返金しなければならない。返品商品の運送費は消費者の負担とする。事業者と消費者との間で別の約定がある場合にはその約定による。

第26条 事業者がその営業活動において格式条款〔約款ないし定型契約〕を使用する場合、商品又は役務の数量及び品質、価格又は費用、履行期間及び方法、リスク警告、アフターサービス、民事責任等、消費者と重大な利害関係がある内容について明白な方法により消費者に注意を促し、かつ消費者の要求に応じて説明しなければならない。

2 事業者は、格式条款、通知、声明、売り場での掲示等の方法により消費者の権利を排除又は制限し、事業者の責任を軽減又は免除し、あるいは消費者の責任を加重する等して、消費者にとって不公平・不合理な規定を定めてはならず、かつ格式条款を利用し技術手段によって取引を強制してはならない。

3 格式条款、通知、声明、売り場での掲示等に前項記載の内容がある場合、その内容は無効である。

第27条 事業者は消費者を侮辱、誹謗し、消費者の身体及び消費者が携帯する物品を捜査してはならず、消費者の人身の自由を侵害してはならない。

第28条 インターネット、テレビ、電話、通信販売等の方法により商品又はサービスを提供する事業者、及び証券、保険、銀行等の金融サービスを提供する事業者は、消費者に対して営業場所、連絡方式、商品又はサービスの数量及び品質、価格又は費用、履行期間及び方法、リスクの警告、アフターサービス、民事責任等の情報を提供しなければならない。

第29条 事業者が消費者の個人情報を収集、使用する場合、適法、正当、必要の原則を守り、情報の収集、使用の目的、方法、範囲を明示した上で、消費者の同意を得なければならない。事業者が消費者の個人情報を収集、使用する場合、その収集、使用の規則を公開し、法律、規則の規定、及び双方による情報収集、使用の約定に違反してはならない。

2 事業者及びその従業員は収集した消費者の個人情報について厳格に機密を保持し、それを漏えい、販売又は違法に他人に提供してはならない。事業者は技術措置その他の必要な措置を講じて、情報の安全を確保し、消費者個人情報の漏えい、紛失を防止する。情報の漏えい、紛失が生じ、又はその可能性がある場合、直ちに是正措置を講じなければならない。

3 事業者は消費者の同意若しくは要請を得ずして、又は消費者が拒否を明確に表示する場合、消費者に営業上の情報を発信してはならない。

第四章 国による消費者の合法的權益保護

第30条 国が消費者權益に関連する法律、法規、規章及び強制基準を制定する場合には、消費者及び消費者協会等の組織の意見を聴取しなければならない。

第31条 各級人民政府は組織に対する指導、協調を強化し、関係行政部門が消費者の合法的權益を保護する活動を実行するように促し、消費者の合法的權益保護の職責を実行しなければならない。

2 各級人民政府は監督を強化し、消費者の人身、財産の安全を脅かす行為の発生を予防し、消費者の人身、財産の安全を脅かす行為を速やかに制止しなければならない。

第32条 各級人民政府の工商行政管理部門及びその他の関係行政部門は法律、法規の規定に基づき、各自の職責の範囲内で消費者の合法的權益を保護する措置を講じなければならない。

2 関係行政部門は消費者と消費者協会等の組織の意見を聴取し、事業者の取引行為、商品及びサービスの品質に関する問題に対して速やかに調査し、処理しなければならない。

第33条 関係行政部門は各自の職責の範囲内で定期又は不定期に事業者の提供する商品及びサービスについ

てサンプリング検査を行い、かつ社会に対してサンプリング検査の結果を速やかに公表しなければならない。

- 2 関係行政部門は事業者の提供した商品又はサービスに欠陥があることを発見し、これが消費者の身体、財産の安全に危害を及ぼす可能性がある場合、事業者に販売の停止、警告、リコール、無害化处理、廃棄処分、生産又はサービスの停止等の措置を講じるよう直ちに命じなければならない。

第34条 関係国家機関は法律、法規の規定に基づき、事業者の商品及びサービスの提供における、消費者の合法的な権益を侵害する違法・犯罪行為を処罰しなければならない。

第35条 人民法院は消費者による訴訟の提起に便宜を図る措置を講じなければならない。『中華人民共和国民事訴訟法』の提訴要件に適合する消費者権益をめぐる紛争については、受理し、速やかに審理しなければならない。

第五章 消費者組織

第36条 消費者協会とその他の消費者組織は、法に基づいて設立される、商品及びサービスに対して社会的監督を行い、消費者の合法的権益を保護する社会組織である。

第37条 消費者協会は以下に掲げる公益的な職責を履行する。

(一) 消費者に対して消費情報及び相談サービスを提供し、消費者が自身の合法的権益を保護する能力を高め、文化的で健康な資源節約及び環境保護の消費方式に導く。

(二) 消費者権益に関連する法律、法規、規章及び強制基準の制定に参加する。

(三) 商品とサービスに対する関係行政部門の監督、検査に参加する。

(四) 消費者の合法的権益に関する問題について、関係部門に対し意見を反映させ、照会を行い、提案する。

(五) 消費者の苦情を受理するとともに、苦情事項に対する調査、調解を行う。

(六) 苦情事項が商品とサービスの品質問題に関わる場合、資格を備えた鑑定人に鑑定を委託することができ、鑑定人は鑑定意見を告知しなければならない。

(七) 消費者の合法的権益を侵害する行為について、損害を被った消費者による訴訟提起を支援する。又は本法に基づいて訴訟を提起する。

(八) 消費者の合法的権益を侵害する行為について、マスメディアを通じて、それを公表し批判する。

- 2 各級人民政府は消費者協会による職責の履行を必要経費等で支援しなければならない。

- 3 消費者協会は真摯に消費者の合法的権益保護の職責を履行し、消費者の意見と提案を聴取し、社会による監督を受け入れなければならない。

- 4 法により設立されたその他の消費者組織は、法律、法規及びその他規定に従って、消費者の合法的権益を保護する活動を展開する。

第38条 消費者組織は商品販売及び営利的なサービスに従事してはならず、費用を徴収し又はその他利益を取得する方式によって消費者に商品及びサービスの提供を推奨してはならない。

第六章 紛争の解決

第39条 消費者と事業者の間に消費者の権益をめぐる紛争が発生した場合、以下に掲げる手段により解決することができる。

- (一) 事業者との協議・和解。
- (二) 消費者協会又は法に基づき設立されたその他の調解組織に対する調解の申し立て。
- (三) 関係行政部門に対する苦情申し立て。
- (四) 事業者と達成した仲裁合意に基づく仲裁機関に対する仲裁申し立て。
- (五) 人民法院に対する訴訟提起。

第40条 消費者の商品の購入、使用に際して、その合法的權益が侵害された場合、販売者に対して賠償を請求することができる。販売者が賠償した後、生産者の責任に属する場合、又は販売者に商品を提供したその他の販売者の責任に属する場合、販売者は生産者又はその他の販売者に対して、求償する権利を有する。

2 消費者又はその他の被害者が商品の欠陥によって人身・財産の損害を被った場合、販売者に対して賠償を請求することができ、生産者に賠償を請求することもできる。生産者の責任に属する場合、販売者は賠償した後、生産者に対して求償する権利を有する。販売者の責任に属する場合、生産者は賠償した後、販売者に対して求償する権利を有する。

3 消費者はサービスの受け入れに際して、その合法的權益が侵害された場合、サービス提供者に対して賠償を請求することができる。

第41条 消費者の商品の購入、使用、又はサービスの受け入れに際して、その合法的權益が侵害された場合で、もとの企業が分離、合併した場合、変更後に権利・義務を受け入れる企業に対して、賠償を請求することができる。

第42条 他人の営業許可証を使用し、違法な経営を行った者による商品又はサービスの提供によって、消費者の合法的權益が侵害された場合、消費者はその事業者に損害賠償を請求することができ、その営業許可証の所持人に対しても損害賠償を請求することができる。

第43条 消費者は展示即売会、リースされた売り場で商品を購入、又はサービスを受け入れた際にその合法的權益が侵害された場合、販売者又はサービス提供者に賠償を請求することができる。展示即売会が終了した、又は売り場のリース期間が満了した後でも、展示即売会の開催者、売り場の賃貸人に賠償を請求することができる。展示即売会の開催者、売り場の賃貸者は賠償後、販売者又はサービス提供者に対して求償する権利を有する。

第44条 消費者がインターネットプラットフォームを利用した商品購入又はサービス提供を受けるに際して、その合法的權益に損害を受けた場合には、販売者又はサービス提供者に対して賠償を請求することができる。インターネットプラットフォーム提供者が、販売者又はサービス提供者の真実の名称、住所と有効な連絡方式を提供することができない場合、消費者はインターネットプラットフォーム提供者に対して賠償を請求することができる。インターネットプラットフォーム提供者がさらに消費者に有益となる承諾を得た場合には、その承諾内容を履行しなければならない。インターネットプラットフォーム提供者が賠償した後、販売者又はサービス提供者に対して求償する権利を有する。

2 インターネットプラットフォーム提供者は、販売者又はサービス提供者がプラットフォームを利用して消費者の合法的權益を侵害していることを明らかに知り又は知るべきであるにもかかわらず、必要な措置を採らない場合には、法に基づき当該販売者又はサービス提供者と連帯して責任を負担する。

第45条 消費者は事業者が虚偽広告又はその他虚偽の宣伝方式を利用して商品又はサービスを提供したことにより、その合法的權益が侵害された場合、事業者に対して賠償を請求することができる。広告事業者、発布者が虚偽広告を発表した場合、消費者は行政主管部門に処罰を求めることができる。広告事業者、発布者は事業者の真実の名称、住所と有効な連絡方法を提供できない場合、賠償責任を負担しなければならない。

2 広告事業者、発布者が、消費者の生命及び健康にかかわる商品又はサービスについて虚偽広告を設計、制作、発布して消費者に損害を与えた場合には、当該商品又はサービスを提供した事業者と連帯責任を負担しなければならない。

3 社会团体又はその他の組織、個人が消費者の生命健康に関わる商品又はサービスにつき虚偽広告又はその他虚偽の宣伝において消費者に対し商品又はサービスを推奨して損害を与えた場合、当該商品又はサービスの事業者と連帯責任を負担しなければならない。

第46条 消費者が関係行政部門に苦情を申し立てた場合、当該部門は苦情申立書を受領した日から7日以内に処理するとともに、消費者に告知しなければならない。

第47条 多数消費者の合法的權益を侵害する行為に対して、中国消費者協会及び省、自治区、直轄市に設立された消費者協会は、人民法院に対して訴訟を提起することができる。

第七章 法律責任

第48条 事業者は、その提供する商品又はサービスが次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、本法に別途規定がある場合を除き、その他の関連法律、法規の規定に基づき、民事責任を負わなければならない。

(一) 商品又はサービスに欠陥が存在する場合。

(二) 商品が備えるべき使用性能を備えておらず、かつ販売時に説明を行わなかった場合。

(三) 商品又はその包装上に明記され、採用された商品基準に適合しない場合。

(四) 商品説明書、実物サンプル等の方式で示された品質状況に適合しない場合。

(五) 国が明文をもって製造停止を命じている商品を生産し、又は有効期限切れや変質した商品を販売した場合。

(六) 販売した商品の数量が不足している場合。

(七) サービスの内容と費用が約定に違反している場合。

(八) 消費者が提出した修理、作り直し、交換、返品、商品数量の補充、代金・サービス費用の返還、又は損害賠償請求につき、故意に引き延ばし、不当に拒否した場合。

(九) 法律、法規に定める消費者權益を侵害するその他の場合。

2 事業者が消費者に対する安全保障義務を尽くさなかった場合、消費者に加えた損害につき、不法行為責任を負担しなければならない。

第49条 事業者が商品又はサービスの提供によって、消費者又はその他の被害者の人身に損害を加えた場合、医療費、看護費、交通費等治療及びリハビリで支出した合理的費用、並びに休業損害を賠償しなければならない。身体に障害をもたらした場合、生活補助具代及び身体障害賠償金も賠償しなければならない。死亡に至った場合、葬儀費用及び死亡賠償金も賠償しなければならない。

第50条 事業者が消費者の人格の尊厳を侵害し、消費者の人身の自由又は法に基づき個人情報保護を受ける権利を侵害した場合、侵害を停止し、名誉の回復、影響の除去、謝罪を行うとともに、損害を賠償しなければならない。

第51条 事業者が侮辱、誹謗、身体への搜索、人身の自由の制限等消費者その他の被害者の人身権益を侵害する行為があり、著しい精神的損害を生じさせた場合、被害者は精神的損害に関する賠償を請求することができる。

第52条 事業者が商品又はサービスの提供に際して消費者の財産に損害を加えた場合、法律の規定又は当事者間の約定に基づいて修理、作り直し、交換、返品、商品数量の補充、代金及びサービス提供費用の返還、又は損害賠償等の民事責任を負わなければならない。

第53条 事業者は前受金方式で商品又はサービスを提供する場合、約定に基づいて提供しなければならない。約定に従って提供しない場合、消費者の要求に基づき、約定を履行するか、又は前受金を返還するとともに、前受金の利息、消費者が支払わなければならない合理的費用を負担しなければならない。

第54条 法に基づき、関係行政部門によって、不合格商品と認定され、消費者が返品を要求する場合には、事業者は返品に応じなければならない。

第55条 事業者の商品又はサービスの提供に際して詐欺行為があった場合、事業者は消費者の請求に応じてその被った損害を増加して賠償しなければならない。増加賠償額は消費者が購入した商品の代金又は提供されたサービス費用の3倍とする。増加賠償額が500元に満たない場合、500元とする。法律に別途規定がある場合は、その規定に従う。

2 事業者が商品又はサービスに欠陥があることを明らかに知りながら消費者にこれを提供した詐欺行為により、消費者その他の被害者が死亡、又は健康が著しく損なわれた場合、被害者は事業者に対して本法第49条、第51条等の法律規定に基づく損害賠償を請求する権利を有し、かつ被害者は被った損害の2倍以下の懲罰的賠償を請求する権利を有する。

第56条 事業者が以下に掲げる事項のいずれかに該当する場合、相応の民事責任を負担するほか、その他の関連法律、法規に処罰機関及び処罰方法に関する規定がある場合、その法律、法規の規定に基づいて執行する。法律、法規に規定がない場合は、工商行政管理機関又はその他の関係行政機関が改善を命じ、状況に応じて警告、違法所得の没収、違法所得の1倍以上10倍以下の制裁金の支払い、違法所得がない場合は50万元以下の制裁金の支払いを単独で命じ、又は併科することができる。情状が重大な場合は、営業停止による整理、営業許可証の取り消しを命じることができる。

(一) 提供した商品又はサービスが人身・財産の安全保障要求に適合しない場合。

(二) 商品の中に、粗悪な物や偽物を混ぜて、偽物を本物と偽り、粗悪な物を品質の良い物と偽り、又は不合格商品を合格商品と偽った場合。

(三) 国が明文をもって製造停止を命じている商品を生産した、又は有効期限切れ、変質した商品を販売した場合。

(四) 商品産地を偽造し、他人の工場名、工場住所を偽造又は冒用し、生産日時の改ざん、認証表示等の品質表示を偽造又は冒用した場合。

(五) 販売する商品について、検査、検疫を行うべきであるにもかかわらず、検査、検疫を行わない

場合。又は検査、検疫結果を偽った場合。

(六) 商品又はサービスの提供について虚偽又は人に誤解を生じさせる宣伝を行った場合。

(七) 欠陥商品又はサービスについて販売の停止、警告、リコール、無害化处理、廃棄処分、生産又はサービスの停止等の措置を講じることを拒絶した又は遅らせた場合。

(八) 消費者が提出した修理、作り直し、交換、返品、商品数量の補充、代金及びサービス費用の返還、又は損害賠償請求について、故意に引き延ばし、不当に拒否した場合。

(九) 消費者の人格の尊厳を侵害し、又は消費者の人身の自由若しくは法に基づき個人情報保護を受ける権利を侵害した場合。

(十) 法律、法規に定める、消費者権益の侵害に対して処罰を与えるべきその他の状況がある場合。

2 事業者が前項規定の状況がある場合には、法律・行政法規が規定する処罰以外に、関係部門が信用リストに記入し、社会に対して公表する。

第57条 事業者が本法の規定に違反して商品又はサービスを提供し、消費者の合法的権益を侵害した場合で、犯罪を構成する場合には法に基づき刑事責任を追及する。

第58条 事業者が本法に違反して負担すべき民事賠償責任と制裁金、罰金を負担すべき場合に、その支払いのための財産が不足する場合には、まず民事賠償責任を負担しなければならない。

第59条 事業者が行政処罰決定に不服の場合、法規に基づいて行政不服審査を申し立てるか又は行政訴訟を提起することができる。

第60条 暴力、威嚇等の方法で、関係行政部門の職務担当者の法に基づく職務の執行を妨害した場合、法に基づいて刑事責任を追及する。関係行政部門の職務担当者の法に基づく職務の執行を拒否、妨害した場合で、暴力、威嚇の方法を用いなかった場合は、公安機関が『中華人民共和国治安管理処罰条例』の規定に基づいて処罰する。

第61条 国家機関の職務担当者が職責を怠り、又は事業者による消費者の合法的権益を侵害する行為をかばった場合、所属組織又は上級機関が行政処分を科す。情状が重大で、犯罪を構成する場合は、法に基づき刑事責任を追及する。

第八章 附則

第62条 農民による農業生産に直接用いる生産財の購入、使用については、本法を参照して執行する。

第63条 本法は1994年1月1日から施行する。

以上（しらでひろゆき）

～ 外国法令紹介 ～

2013年ベトナム社会主義共和国憲法

国際協力部教官

須田 大

ベトナムでは、1992年に制定された憲法（2001年に一部改正）¹に関して、2011年8月から、国会内に国会議長を委員長とする憲法改正起草委員会を組織してその改正作業を開始し、2013年末までの改正を目指して作業を進めてきた²。そして、2013年11月28日、同法改正案が国会において可決され、2013年ベトナム社会主義共和国憲法（以下「2013年憲法」という。）が制定された。

現在進行中のJICAプロジェクトである「ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクト（フェーズ2）」では、憲法改正に対する直接的な支援は行っていないが、国家の基本法たる憲法の内容を理解することは、同プロジェクト活動にとっても極めて重要であることから、今般、ベトナム JICA 長期派遣専門家である松本剛氏、木本真理子氏及び古庄順氏の三氏により2013年憲法全文の日本語訳（仮訳）が行われ、これを御提供いただいた。改正から間もない時期に2013年憲法の内容を把握することは、ベトナムに関心をお持ちの方々にとっても貴重と思われるので、外国法令として紹介させていただくこととした。

¹ 本改正前の憲法については、西岡剛「～外国法令紹介～ベトナム社会主義共和国憲法の概要」（ICD NEWS 第52号18ページ）〈<http://www.moj.go.jp/content/000112923.pdf>〉及びベトナム六法〈http://www.moj.go.jp/housouken/houso_houkoku_vietnam.html <http://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/index.html>〉を参照されたい。

² 2012年7月には、憲法改正作業の一環としてグエン・スアン・フック副首相を団長とする調査団が日本に派遣された。その概要については、西岡剛「～国際研修～ベトナム社会主義共和国政府高官による日本国憲法調査団派遣結果報告」（ICD NEWS 第52号87ページ）〈<http://www.moj.go.jp/content/000112926.pdf>〉を参照されたい。

ベトナム 2013 年憲法（仮訳）について

平成 25 年（2013 年）12 月 19 日

JICA 法・司法制度改革支援プロジェクト（フェーズ 2）

- 1 本稿は、当プロジェクトの現地専門家はその活動の基礎とするため内部資料用に作成したベトナム 2013 年憲法の仮訳である。あくまで仮訳に過ぎず、不適切な箇所がある可能性はもちろん否定できないが、時間も限られていたことから、専門家同士のレビューを重ね、翻訳精度の向上に極力努めた上で、この段階で取りまとめることとした。訳文の内容に疑問があれば、原文を御参照いただくか、あるいはいずれベトナム官報で公表されるであろう正式英訳版を御参照いただきたい。また、その過程において本稿の誤りを発見された場合には、当プロジェクト宛て（matsumoto@jicalegalproject.vn）に御一報いただければ幸いである。
- 2 翻訳に当たっては、日本語としての自然さよりも原文に忠実たることを優先し、意識は最小限度にとどめた。
- 3 個別の訳語選択に関する留意点は脚注に記したが、1 点だけ、あらかじめ注意喚起しておきたい。本仮訳においては、法規範文書一般を指す“**pháp luật**”，国会が制定権を有する法規範文書の一つを指す“**luật**”，国会常務委員会が制定権を有する法規範文書の一つを指す“**pháp lệnh**”については、直訳すると日本語における用法との関係で混乱が生じるおそれがあったことから、それぞれの意味を重視し、“**pháp luật**”は「法令」，“**luật**”は「法律」，“**pháp lệnh**”は「国会常務委員会令」との訳語を充てた。なお、我々としては、ベトナム語原文においてもきちんとこの使い分けがなされているとの印象を持っているが、どこまで厳密になされているかは不明である。
- 4 なお、本稿の作成に当たっては、西岡剛氏（元現地専門家・チーフアドバイザー・検事）の手による 1992 年憲法（仮和訳）を参照したほか、ドラフト段階の非公式の英訳も参考としたが、訳語の選択に当たっての全責任は現在の当プロジェクト現地専門家 3 名（松本剛，木本真理子，古庄順）にある。

国会

ベトナム社会主義共和国

独立－自由－幸福

憲法¹

ベトナム社会主義共和国

前文

何千年もの歴史の間、国を建設し、国を維持するために、勤勉かつ創造的に労働し、勇敢に闘争するベトナム人民は、愛国、団結、仁義、強固、不屈の伝統を鍛え上げ、ベトナム文明を作り上げた。

1930 年以来、ホーチミン主席が創立し、鍛錬したベトナム共産党の領導の下で、我々人民は、民族の独立と自由のため、人民の幸福のため、苦難と犠牲に満ちた長期にわたる闘争を遂行した。八月革命は成功し、1945 年 9 月 2 日、ホーチミン主席は独立宣言を読み上げ、ベトナム民主共和国、現在のベトナム社会主義共和国を誕生させた。我々人民は、全民族の意思及び力により、世界の友人の援助も得て、民族解放、国土統一、祖国防衛及び国際義務実行の各闘争において偉大な戦勝を勝ち取り、ドイモイ事業において多大で歴史的な意義を有する成果を上げ、国土を社会主義へと導いた。

社会主義への移行期において国土建設綱領を制度化し、1946 年憲法、1959 年憲法、1980 年憲法及び 1992 年憲法を継承し、ベトナム人民は、富民、強国、民主、公平、文明の目標のために、この憲法を制定し、施行し、擁護する。

第 I 章

政治制度

第 1 条

ベトナム社会主義共和国は、一つの独立した主権のある統一された国であり、その領土保全領域は、本土、島嶼部、領海及び領空である。

第 2 条

1. ベトナム社会主義共和国は、人民の、人民による、人民のための社会主義的法治国家である。

2. ベトナム社会主義共和国は人民が主人となる国家である；全ての国家権力は、労働者階級と農民階級及び知識人層の連合体に基礎を置く人民に帰属する。

¹ 本稿は、平成 25 年 12 月 19 日付けの仮訳である。

3. 国家権力は統一されており、立法権、法執行²権及び司法権それぞれの実現において、各国家機関間で配分、協同、抑制³される。

第3条

国家は、人民の主人権⁴を保障し、發揮させる；人権と市民⁵権を公認し、尊重し、擁護し、保障する；全ての者が豊かで、自由、幸福な生活と、全面的に發展する条件を享受できる富民、強国、民主、公平、文明の目標を実現する。

第4条

1. ベトナム共産党は、労働者階級の先導隊であると同時に働く人民及びベトナム民族の先導隊であり、マルクス＝レーニン主義及びホーチミン思想を思想的基礎として採用し、労働者階級、働く人民及び全ての民族の利益を忠実に代表する国家と社会の指導⁶勢力である。

2. ベトナム共産党は、人民と密接に結びつき、人民に奉仕し、人民の監察を受け、自らの各決定につき人民に責任を負う。

3. 党の各組織及びベトナム共産党の党員は、憲法及び法令⁷の範囲内で活動する。

第5条

1. ベトナム社会主義共和国は、ベトナム国土で共に生活する各民族の統一国家である。

2. 各民族は平等であり、団結し、尊重し、共に發展するために助け合う；民族を軽視し、分断する全ての行為を厳禁する。

3. 国語はベトナム語である。各民族は、自らの話し言葉、書き言葉を使用して、民族的特色を維持するとともに、その優れた風俗、習慣、伝統及び文化を發揮する権利を有する。

4. 国家は、全体的な發展政策を実施し、国土の發展と共に各少数民族が内的能力を發揮するための条件を創出する。

第6条

² 「法執行権」は、原文では“quyền hành pháp”（行法権）であり、「行政権」を指す。94条参照。

³ 「抑制」は、原文では“kiểm soát”。点検する、チェックするという意味合いの言葉であり、他の法令の翻訳においては、例えば、民法 38 条 3 項では「検査」、企業法 22 条 10 項では「監査」、投資法 10 条では「管理」などと訳出された例がある。ここでは文脈に応じて「抑制」と仮訳したが、これが権力分立原理に基づく「抑制と均衡」の「抑制」と同じ意味であるかについては、更なる研究が必要であろう。

⁴ 「主人権」は、原文では“quyền làm chủ”（主人としての権利）。英訳では、“people’s mastery”や“people’s right as masters”などと訳されている。

⁵ 「市民」は、原文では“công dân”（公民）。従前から各種文献において「市民」と訳されていたため、その訳語を維持した。

⁶ 「指導」は、原文では“lãnh đạo”（領導）。ただし、本条については「国家と社会の指導勢力」という表現が広く定着していることから、その訳語を維持した。

⁷ 「法令」は、原文では“pháp luật”（法律）。法規範文書一般を指す。

人民は、直接民主制により、あるいは国会、人民評議会及びその他の各国家機関を通じた代表民主制により、国家権力を行使する。

第7条

1. 国会議員⁸及び人民評議会議員⁹の選挙は、普通、平等、直接及び秘密投票の原則に従って進められる。

2. 国会議員、人民評議会議員は、人民の信任に対してふさわしくない場合、有権者又は国会、人民評議会により罷免される。

第8条

1. 国家は、憲法及び法令に従って組織され活動し、憲法及び法令により社会を管理し、民主集中の原則を実施する。

2. 各国家機関、その幹部、公職者、職員は、人民を尊重し、全身全霊で人民に奉仕し、人民と密接に連携し、人民の意見を聞き、そして人民の監察を受けなければならない；汚職、浪費及び全ての官僚的、高圧的、権威的な態度に対して断固闘う。

第9条

1. ベトナム祖国戦線は政治連合組織であり、各階級、社会階層、民族、宗教、外国に定住するベトナム人を代表する、政治組織、各政治－社会組織、社会組織及び各個人の自主的な連合体である。

ベトナム祖国戦線は人民政権の政治的基礎である；人民の権利及び合法的で正当な利益を代表し、擁護する；全民族が大団結した力を集結し、発揮させ、民主を実現し、社会的合意を強化する；監察し、社会を批評する；党、国家の建設に参加し、祖国の建設と防衛に寄与する人民対外活動を行う。

2. ベトナム労働組合、ベトナム農民会、ホーチミン共産青年団、ベトナム婦人連合会、ベトナム旧軍人会はそれぞれ自主性を基礎として設立された各政治－社会組織であり、自らの構成員、会員組織の権利、合法的で正当な利益を代表し、擁護する；戦線のその他の各構成組織と共に共同歩調を取り、ベトナム祖国戦線の中での行動を統一する。

3. ベトナム祖国戦線、戦線の各加盟組織及びその他の各社会組織は、憲法と法令の枠組みの中で活動する。国家は、ベトナム祖国戦線、戦線の各構成組織及びその他の社会組織が活動するための条件を創出する。

第10条

ベトナム労働組合は、自主性を基礎として設立された労働者階級及び労働者の政治－社会組織であり、労働者を代表し、その権利、合法的で正当な利益に配慮し、

⁸ 「国会議員」は、原文では“đại biểu Quốc hội”（国会の代表）。

⁹ 「人民評議会議員」は、原文では“Đại biểu Hội đồng nhân dân”（人民評議会の代表）。

保護する；国家管理，経済—社会の管理に参加する；労働者の権利，義務にかかわる諸問題について，国家機関，組織，構成要素，企業の活動の検査，調査，監察に参加する；労働者の学習，職業水準・技術の向上，法令の執行，祖国の建設と防衛について宣伝し，奨励する。

第 11 条

1. ベトナム祖国は，神聖かつ不可侵である。
2. 独立，主権，統一及び領土保全に抵抗したり，祖国の建設と防衛事業に抵抗したりする全ての行為は，いずれも嚴重に処罰される。

第 12 条

ベトナム社会主義共和国は，独立，自主，平和，友好，協力及び発展の対外路線を一貫して実施する；相互に独立，主権，領土保全，内政不干涉，平等，相互利益を尊重することを基礎として，関係の多角化，多様化を図り，主体的かつ積極的に国際参入，協力をを行う；ベトナム社会主義共和国が加盟国である国連憲章と国際条約を遵守する；国家，民族の利益のため，国際社会の中で，友人，信頼のおける相手，責任を有する構成員となり，世界における平和，民族独立，民主及び社会進歩の事業に貢献する。

第 13 条

1. ベトナム社会主義共和国の国旗は，長方形で，その幅は長さの三分の二と同じであり，赤い背景の中心には五つの尖端を持つ金色の星がある。
2. ベトナム社会主義共和国の国章は，丸く，赤い背景の中心には五つの尖端を持つ金色の星があり，周囲を稲穂で囲まれ，その下には半分の歯車とベトナム社会主義共和という文字が刻まれている。
3. ベトナム社会主義共和国の国歌は，進軍歌という歌の曲と詩である。
4. ベトナム社会主義共和国の国慶節は 1945 年 9 月 2 日の独立宣言日である。
5. ベトナム社会主義共和国の首都はハノイである。

第 II 章

人権，市民の基本的な権利と義務

第 14 条

1. ベトナム社会主義共和国において，政治，民事，経済，文化，社会についての各人権，市民権は，公認，尊重，擁護され，憲法及び法令に従って保障される。

2. 人権、市民権は、国防、国家の安寧、社会の秩序と安全、社会道徳、共同体の健康上の理由のため必要不可欠な場合のみにおいて、法律¹⁰の規定に従って制限され得る。

第15条

1. 市民権は、市民の義務と不可分である。

2. 全ての人は、他人の権利を尊重する義務を有する。

3. 市民は、国家及び社会に対する義務を履行する責任を有する。

4. 人権、市民権の行使は、国家、民族の利益、他人の権利及び合法的な利益を侵害することはできない。

第16条

1. 全ての人は、法令の下に平等である。

2. 何人も、政治的、民事的、経済的、文化的、社会的生活において取扱いを差別されない。

第17条

1. ベトナム社会主義共和国の市民は、ベトナム国籍を有する者である。

2. ベトナム市民は、国外追放又は他国への引き渡しをされ得ない。

3. 外国にいるベトナム市民は、ベトナム社会主義共和国の保護を受ける。

第18条

1. 外国に定住するベトナム人は、ベトナム民族共同体の不可分の部分である。

2. ベトナム社会主義共和国は、外国に定住するベトナム人が、ベトナム民族の文化的特色を維持、発揮し、家族¹¹及び故郷との緊密な関係を維持し、故郷や国土の建設に貢献することを奨励し、そのための条件を創出する。

第19条

全ての人は、生存権を有する。人命は法令によって保護される。何人も法律に反して生命を奪われない。

第20条

¹⁰ 「法律」は、原文では“luật”（律）。国会が制定権を有する法規範文書の一つを指す。

¹¹ “gia đình”には「家族」「家庭」の意味があり、以下、文脈に応じてより適切と思われるものに訳し分けた。

1. 全ての人は、身体について不可侵の権利を有し、健康、名誉及び人格は法令により保護される；拷問、暴力、強迫的な追及、体罰その他の身体、健康を害し、名誉、人格を毀損するいかなる形式の取扱いをも受けない。

2. 何人も、人民裁判所の決定、人民検察院の決定又は承認がない限り、現行犯の場合を除き、逮捕されない。逮捕、勾留、留置は法律が定めるところによる。

3. 全ての人は、法律の規定に基づき、細胞組織、人体の一部を提供し、死体を献体する権利を有する。医学、薬学、科学の実験、又はその他の人体に対するいかなる形式の実験も、被験者の同意を得て行わなければならない。

第 21 条

1. 全ての人は、個人的な生活、個人及び家庭の秘密について不可侵の権利を有する；自らの名誉、威信を擁護する権利を有する。

個人的な生活、個人の秘密、家庭の秘密に関する情報は、法令によりその安全が保障される。

2. 全ての人は、信書、電話、電信及びその他の個人的な情報交換形式を秘密にする権利を有する。

何人も、法律に反して他人の信書、電話、電信及び個人的な情報交換形式の開被、検査、押収をすることはできない。

第 22 条

1. 市民は、合法的な居住地をもつ権利を有する。

2. 全ての人は、住居不可侵の権利を有する。何人も、住人の同意がない限り、勝手に他人の住居に立ち入ることはできない。

3. 住居の搜索は、法律が定めるところによる。

第 23 条

市民は、国内において自由に往来し、居住する権利を有し、出国の権利、国外から国内に戻る権利を有する。これらの権利の実現は法令が規定するところによる。

第 24 条

1. 全ての人は、信仰、宗教の自由権を有し、いかなる宗教にも従う又は従わない自由権を有する。各宗教は法令の下に平等である。

2. 国家は、信仰、宗教の自由権を尊重し、保護する。

3. 何人も、信仰、宗教の自由を侵害し、又は法令に違反する目的で信仰、宗教を利用することはできない。

第 25 条

市民は、言論の自由、報道の自由、情報へのアクセス、集会、結社、デモの権利を有する。これらの権利の実現は法令が規定するところによる。

第 26 条

1. 男性と女性の市民は、全ての面において平等である。国家は、性の平等の権利及び機会を保障する政策をとる。

2. 国家、社会及び家庭は、女性が全面的に発展し、社会において自らの役割を発揮するための条件を創出する。

3. 性についての差別的取扱いは厳禁する。

第 27 条

全ての十八歳以上の市民は選挙権を有し、全ての二十一歳以上の市民は国会及び人民評議会への立候補権を有する。これらの権利の実現は法律が定めるところによる。

第 28 条

1. 市民は、国家及び社会の管理に参加し、草の根レベル、地方及び全国の諸問題について、国家機関との討論及び建議に参加する権利を有する。

2. 国家は、市民が国家及び社会の管理に参加する条件を創出する；市民の意見、建議の受理とフィードバックを公開し、明らかにする。

第 29 条

全ての十八歳以上の市民は、国家が住民投票を行うに際し表決権を有する。

第 30 条

1. 全ての人は、機関、組織、個人の法令違反の行動について、権限を有する機関、組織、個人に対し、不服申立て、告訴告発をする権利を有する。

2. 権限を有する機関、組織、個人は、不服申立て、告訴告発を受理し、解決しなければならない。損害を被った人は、法令の規定に従って、物質的、精神的な損害の賠償を受け、名誉を回復する権利を有する。

3. 不服申立て、告訴告発をした者に対して報復すること、又は他人を中傷し、罪に陥れて損害を与える目的で不服申立て、告訴告発を利用することは厳禁する。

第 31 条

1. 罪を犯したとして訴えられている者¹²は、法律の定める手順に従って証明され、裁判所の有罪判決が法的効果を有するときまで、無罪と推定される。

¹² 原文では “Người bị buộc tội”。正式に立件、起訴された被疑者、被告人に限らず、罪を犯したとの非難を浴びせられている者全般を指す言葉であると考えられる。

2. 罪を犯したとして訴えられている者は、裁判所による、法定期間内の適時、公正、公開の審理を受けることができる。法律の規定に従った秘密審理の場合、判決宣告は公開されなければならない。

3. 何人も、一つの犯罪につき二回判決を受けない。

4. 逮捕、暫定留置、勾留、立件、捜査、起訴、審理を受けた者は、自己を弁護し、弁護士又は第三者に弁護を依頼する権利を有する。

5. 法令に違反した逮捕、暫定留置、勾留、立件、捜査、起訴、審理、判決執行を受けた者は、物質的、精神的な損害の賠償を受け、名誉を回復する権利を有する。逮捕、暫定留置、勾留、立件、捜査、起訴、審理、判決執行において法令に違反し、他人に損害を与えた者は、法令に従って処分される。

第 32 条

1. 全ての人は、合法的な収入、貯蓄財産、住居、生活物資、生産物資、企業又は他の各経済組織における出資持分を所有する権利を有する。

2. 個人の所有権及び相続権は法令により保護される。

3. 国防、安寧上の理由のため、又は国家の利益、非常事態、災害予防、対策のために真に必要な場合、国家は、組織、個人の財産を市場価格に従い賠償して収用又は徴用する。

第 33 条

全ての人は、法令が禁止していない諸職業を自由に営む権利を有する。

第 34 条

市民は、社会保障を受ける権利を有する。

第 35 条

1. 市民は、勤労し、職業、仕事及び職場を選択する権利を有する。

2. 賃金労働者は、公平、安全に働く諸条件；給与支払、休暇制度を保証される。

3. 差別的取扱い、強制労働、最低労働年齢を下回る労働力の使用を厳禁する。

第 36 条

1. 男性と女性は、結婚し、離婚する権利を有する。婚姻は、自由意思、進歩、一夫一婦、夫婦平等、相互尊重の原則に従ってなされる。

2. 国家は、婚姻及び家族を保護し、母と子の権利利益を保護する。

第 37 条

1. 国家、家族及び社会は、子供を保護し、世話をし、教育をする；子供についての諸問題について参加する。侵害、せっかん、虐待、放置、濫用、労働力の搾取及び子供の権利に反するその他の諸行為は厳禁する。

2. 国家、家族及び社会は、成人が学習し、労働し、娯楽をし、体力や知恵を発展させ、道徳や民族の伝統、市民意識を育む条件を創出する；労働創造事業及び祖国防衛における先駆者となる。

3. 国家、家族及び社会は、高齢者を尊重し、世話をし、祖国の建設と防衛事業において役割を発揮させる。

第 38 条

1. 全ての人は、保護され、健康の世話をされ、各医療サービスの利用において平等に扱われる権利と、病気予防、診察、治療に関する各規定に従う義務を有する。

2. 他人及び共同体の生活、健康を脅かす行為は厳禁する。

第 39 条

市民は、学習する権利及び義務を有する。

第 40 条

全ての人は、科学及び技術を研究し、文化、芸術を創造し、これらの活動から利益を享受する権利を有する。

第 41 条

全ての人は、各文化的価値を享受し、これにアクセスし、文化的生活に参加し、文化的施設を使用する権利を有する。

第 42 条

市民は、自らの民族を決定し、母国語を使用し、コミュニケーションで使用する言語を選択する権利を有する。

第 43 条

全ての人は、清浄な環境の中で生活する権利及び環境を保護する義務を有する。

第 44 条

市民は、祖国に忠誠を尽くす義務を有する。

祖国に対する裏切りは、最も重い罪である。

第 45 条

1. 祖国防衛は、市民の神聖な義務であるとともに、高貴な権利である。

2. 市民は、軍事的義務を履行し、国防の建設に全面的に参加しなければならない。

第46条

市民は、憲法及び法令を遵守する義務を有する；国家の安寧，社会の秩序と安全の防衛に参加し，公共生活の規則を執行する。

第47条

全ての人は，法律が定めるところに従って納税する義務を有する。

第48条

ベトナムに居住する外国人は，ベトナムの憲法及び法令を遵守しなければならない；生命，財産及び各権利，正当な利益は，ベトナムの法令に従い保護される。

第49条

民族の自由及び独立のため，社会主義，民主主義及び平和のため，又は迫害されている科学事業のために闘争する外国人がいれば，ベトナム社会主義共和国は，居住地を与えることを検討する。

第III章

経済，社会，文化，教育，科学，工業及び環境

第50条

ベトナム社会主義共和国は，独立し，自主的で，能力を發揮でき，国際的に統合され，協力し，文化の発展，社会の進歩と公平の実現，環境の保護，国土の工業化，現代化の実現と緊密に結びついた経済を建設する。

第51条

1. ベトナムの経済は，社会主義志向の市場経済であり，複数の所有形式，複数の経済構成要素¹³を認める；国家経済¹⁴は，主導的な役割を果たす。

2. 各経済構成要素は，いずれも国民経済の重要な構成部分である。各経済構成要素に属する主体は，平等であり，法律に従って協力，競争する。

3. 国は，企業家，企業及びその他の個人，組織が投資，生産，経営し；各経済部門を持続的に発展させ，国土の建設に貢献することを奨励し，条件を創出する。投資，生産，経営する個人，組織の合法的な財産は，法令により保護され，国有化されることはない。

¹³ 「経済構成要素」は，原文では“thành phần kinh tế”（経済成分）。

¹⁴ 「国家経済」は，原文では“kinh tế nhà nước”。1992年憲法19条では，“kinh tế quốc doanh”（国营経済）とされていたが，これが2001年に“kinh tế nhà nước”と改正され，2013年憲法でもこの表現が維持された。

第 52 条

国は、市場の各規律の尊重を基礎として、経済体制を建設、整備し、経済を調整する；国家管理において業務、級、権限の分化を実現する；地域経済の統合を促進し、国民経済の統一性を保障する。

第 53 条

土地、水資源、鉱物資源、海域、空域における利権、その他の天然資源及び国が投資、管理する財産は、全人民の所有に属する公財産であり、国が所有者を代表し、統一的に管理する。

第 54 条

1. 土地は、国家の特別な資源であり、国土を發展させる重要な力の源であり、法令に従って管理される。

2. 組織、個人は、国から土地の割当て、土地の賃貸、土地所有権の公認を受ける。土地の使用者は、土地所有権を移転することができ、法律の規定に従い各権利及び義務を実現する。土地所有権は、法令により保護される。

3. 国は、法律に基づき国防、安寧；国家、公共の利益となる経済—社会の發展の目的のため真に必要な場合、組織、個人が使用している土地を回収する；土地の回収は、公開され、透明性があり、法令の規定に基づき賠償されなければならない。

4. 国は、法律に基づき国防、安寧の任務を果たすため、又は戦争状態、緊急状態において、災害を予防し、対策をとるために真に必要な場合、土地を徴用する。

第 55 条

1. 国の予算、国家備蓄、国の財政基金及びその他の公財政の各源は、国が統一的に管理し、効果的、公平、透明、合法的に使用されなければならない。

2. 国の予算は、中央予算及び地方予算からなり、その中で中央予算が主導的役割を果たし、国家の歳出任務を保証する。国の予算の各歳入、歳出項目は、予算立てされ、法律の定めるところによらなければならない。

3. 国家の貨幣単位は、ベトナムドンである。国は、国家の貨幣価値の安定を保証する。

第 56 条

機関、組織、個人は、経済—社会活動及び国家管理において、儉約し、浪費に立ち向かい、汚職を防止し、立ち向かわなければならない。

第 57 条

1. 国は、組織、個人が労働者のために仕事を産み出すことを奨励し、条件を創出する。

2. 国は、労働者、労働使用者の権利、合法的な利益を擁護し、進歩的、調和的で安定した労働関係を構築する条件を創出する。

第 58 条

1. 国、社会は、人民の健康を保護し、管理する事業の発展のために投資し、全人民の医療保険を実現し、少数民族の同胞、山岳、島嶼地域及び困難な特別の経済－社会条件を有する地域の同胞に対する健康管理を優先する政策をとる。

2. 国、社会及び家族は、母子の健康を保護し、管理する責任を有し、家族計画を実現する。

第 59 条

1. 国、社会は、国に対して功労があった者に対し、荣誉を与え、顕彰し、優遇する政策をとる。

2. 国は、市民が社会福利、社会安全制度の発展を享受する機会について平等を確保し、高齢者、障害者、貧困者及びその他の困難な環境にある者を支援する政策をとる。

3. 国は、住居を発展させる政策をとり、全ての人が住居を有することができるよう条件を創出する。

第 60 条

1. 国、社会は、先進的で、民族的特色が濃密で、人類の文化の精髓を吸収したベトナム文化の構築及び発展に関心を払う。

2. 国、社会は、人民の多様で健全な精神的需要に応えるため、文学、芸術を発展させる；人民の情報に対する需要を充足し、祖国の建設及び防衛事業に役立てるため、各マスメディアを発展させる。

3. 国、社会は、ベトナムの家庭が豊かで、進歩的で、幸福であり；ベトナムの市民が健康で、文化的で、愛国心に富み、団結精神、主体的に行動する意思、市民としての責任を有するよう環境を創出する。

第 61 条

1. 教育の発展は、民知を高め、人的資源を発展させ、優れた人材を育成するための第一の国策である。

2. 国は、教育へ優先的に投資し、その他の投資源を勧誘する；幼児教育に関心を払う；小学教育が強制であり、国が学費を徴収しないことを保証する；中学教育の普及を進める；大学教育、職業教育を発展させる；奨学金、学費の合理化の政策を実施する。

3. 国は、山岳、島嶼地域、少数民族の同胞の地域及び困難な特別の経済—社会条件を有する地域における教育の発展を優先する；優れた人材の使用、発展を優先する；障害者及び貧困者が文化を学び、仕事を学べるよう条件を創出する。

第 62 条

1. 科学及び工業の発展は、第一の国策であり、国土の経済—社会発展事業において要の役割を果たす。

2. 国は、科学及び工業成果の研究、発展、移転、効果的応用に投資する組織、個人に優先的に投資し、便宜を図る；科学及び工業を研究する権利を保障する；知的所有権を保護する。

3. 国は、すべての人が科学及び工業活動に参加し、活動から得られる利益を享受できるよう条件を創出する。

第 63 条

1. 国は、環境を保護する政策をとる；天然資源を管理し、効果的、持続的に使用する；自然、生物の多様性を保存する；災害の予防、対策を主導し、気候変動に対応する。

2. 国は、環境を保護し、新エネルギー、再生エネルギーを発展させ、使用するあらゆる活動を奨励する。

3. 環境汚染を引き起こし、天然資源を枯渇させ、生物の多様性を減少させた組織、個人は、厳しく処分され、損害を回復し、賠償する責任を有する。

第 IV 章 祖国の防衛

第 64 条

社会主義ベトナム祖国の防衛は、全人民の事業である。

国は、人民武装勢力を中核として、全人民の国防及び人民の安寧を強固にし、増強する；祖国を確固として防衛し、地域¹⁵及び世界の平和の防衛に貢献するため、国土の総合力を発揮する。

機関、組織、公民は、国防及び安寧の任務を十分に果たさなければならない。

第 65 条

人民武装勢力は、祖国、人民に対し、また党及び国に対し、絶対に忠誠であり、祖国の独立、主権、統一、領土保全、国家の安寧及び社会の秩序と安全を防衛す

¹⁵ 「地域」は、原文では“khu vực”（区域）。

る；人民，党，国及び社会主義制度を防衛する；全人民とともに国土を建設し，国際義務を果たす。

第 66 条

国は，合理的な常備勢力，強力な予備動員勢力，強固で全土に及ぶ自衛軍民勢力を有し，国防任務を果たす中核となる，正規，精鋭の，現代化されつつある革命人民軍隊を構築する。

第 67 条

国は，国家の安寧を防衛し，社会の秩序と安全を保障し，犯罪を防止し，立ち向かう任務を果たす中核となる正規，精鋭の，現代化されつつある革命人民公安を構築する。

第 68 条

国は，人民の愛国精神及び革命英雄主義を発揚し，全人民に国防及び安寧教育を行う；国防，安寧産業を構築する；人民武装勢力に対し装備を保証し，国防，安寧を経済と，経済を国防，安寧と結びつける；軍隊を増強する政策を実施する；幹部，戦士，労働者，職員の物的，精神的な生活が人民軍隊，人民公安の活動の性質に符合したものとなるよう保証する；強力な人民武装勢力を構築し，休むことなく祖国を防衛する能力を増強する。

第V章 国会

第 69 条

国会は人民の最高の代表機関であり，ベトナム社会主義共和国の最高の国家権力機関である。

国会は，制憲権，立法権を行使し，国土の重要な各問題を決定し，国の活動に対する最高の監察を行う。

第 70 条

国会は，次の諸任務及び権限を有する。

1. 憲法を制定し，憲法を改正する；法律を制定し，法律を改正する。
2. 憲法，法律及び国会の議決の遵守について最高の監察権を行使する；国家主席，国会常務委員会，政府，最高人民裁判所，最高人民検察院，国家選挙評議会，国家会計検査院及び国会が設立するその他の機関の業務報告を検討する。
3. 国土の経済－社会発展の基本的な目標，指標，政策，任務を決定する。
4. 国家の財政，貨幣に関する基本的な政策を決定する；各種の税を規定，変更又

は廃止する；中央予算と地方予算の間の各歳入項目及び歳出任務の配分を決定する；国債，公債，政府債の健全性¹⁶の限界を決定する；国の予算の作成及び中央予算の分配を決定し，国家予算の決算を承認する。

5. 国の民族政策，宗教政策を決定する。

6. 国会，国家主席，政府，人民裁判所，人民検察院，国家選挙評議会，国家会計検査院，地方政権及び国会が設立するその他の機関の組織及び活動を規定する。

7. 国家主席，国家副主席，国会議長，国会副議長，国会常務委員会委員，民族評議会議長，国会の委員会の委員長，政府首相，最高人民裁判所長官，最高人民検察院長官，国家選挙評議会議長，国家会計監察院長官，国会が設立するその他の機関の長を選出，免任，罷免する；政府副首相，大臣及びその他の閣僚¹⁷，最高人民裁判所裁判官の選任，免任，解職の提案を承認する；国防及び安寧評議会，国家選挙評議会の構成員名簿を承認する。

選出された後，国家主席，国会議長，政府首相，最高人民裁判所長官は，祖国，人民及び憲法に対する忠誠を宣誓しなければならない。

8. 国会が選出又は承認する職務にある者に対する信任投票を行う。

9. 政府の省，省同格機関の設立，廃止を決定する；省，中央直轄都市，特別行政一経済単位を設立，解体，合併，分割し，行政境界を調整する；憲法及び法律の規定に基づくその他の機関を設立し，廃止する。

10. 憲法，法律，国会の議決に反する国家主席，国会常務委員会，政府，政府首相，最高人民裁判所，最高人民検察院の文書を破棄する。

11. 大赦を決定する。

12. 人民武装勢力の職位，階級，外交の職位，階級，その他の国家の諸職位，階級を規定する；勲章，記章及び国家荣誉称号を規定する。

13. 戦争及び平和問題を決定する；緊急状態，その他の国防及び国家の安寧を保障する各特別措置について規定する。

14. 対外に関する基本的な政策を決定する；戦争，平和，国家主権，国際及び重要な地域組織におけるベトナム社会主義共和国の構成員としての資格に関連する国際条約，人権，市民の基本的権利及び義務に関する国際条約，法律又は国会の議決に反するその他の国際条約への加盟又は無効化を批准，決定する。

15. 住民投票を決定する。

第71条

¹⁶ 「健全性」は，原文では“an toàn”（安全）。

¹⁷ 「閣僚」は，原文では“thành viên của Chính phủ”（政府の構成員）。

1. 各期の国会の任期は、五年である。
2. 国会の任期が終了する六十日前までに、新たな期の国会の選出を終えなければならない。
3. 特別の場合、国会議員の総数の少なくとも三分の二の賛成の表決を得たときは、国会は、国会常務委員会の提案に基づき、自己の任期の短縮又は延長を決定する。一期の国会の任期の延長は、戦争中の場合を除き、十二か月を超えることはできない。

第72条

国会議長は、国会の各会議の議事を進め；憲法，法律，国会の議決に確認のため署名し；国会常務委員会の業務を領導し；国会の対外関係を組織し；各国会議員との関係を維持する。

各国会副議長は、国会議長の割当てに従い、国会議長が任務を行うのを補佐する。

第73条

1. 国会常務委員会は、国会の常任機関である。
2. 国会常務委員会は、国会議長，各国会副議長及び各委員からなる。
3. 国会常務委員会の構成員の数は、国会が決定する。国会常務委員会の構成員は、同時に閣僚となることができない。
4. 各期の国会の国会常務委員は、新たな期の国会が国会常務委員を選出するまで、自己の任務を遂行し、権限を行使する。

第74条

国会常務委員会は、次の諸任務及び権限を有する。

1. 国会の会期の準備，召集及び主宰を組織する。
2. 国会から委ねられた諸問題に関する国会常務委員会令¹⁸を發布する；憲法，法律，国会常務委員会令を解釈する。
3. 憲法，法律，国会の議決，国会常務委員会令，国会常務委員会の議決の施行を監察する；政府，最高人民裁判所，最高人民検察院，国家会計検査院及び国会が設立するその他の機関の活動を監察する。
4. 憲法，法律，国会の議決に反する政府，政府首相，最高人民裁判所，最高人民検察院の文書の施行を停止し，最も近い会期において国会に当該文書の破棄を決定するよう上程する；国会常務委員会令，国会常務委員会の議決に反する政府，政府首相，最高人民裁判所，最高人民検察院の文書を破棄する。

¹⁸ 「国会常務委員会令」は、原文では“pháp lệnh”（法令）だが、法規範文書一般を指す“pháp luật”と区別するために国会常務委員会令と訳した。

5. 民族評議会及び国会の各委員会の活動を指導し、調和、協調させる；国会議員の活動条件を案内し、保障する。

6. 国家主席，国会議長，国会副議長，国会常務委員，民族評議会議長，国会の各委員会の委員長，国会選挙評議会議長，国家会計検査院長官の選出，免任，罷免を国会に提案する。

7. 人民評議会の活動を監察し，案内する；憲法，法律及び上級国家機関の文書に反する省，中央直轄都市の人民評議会の議決を破棄する；省，中央直轄都市の人民評議会が人民の利益に対して重大な損害を与えた場合，当該人民評議会を解散する。

8. 省，中央直轄都市未滿の行政単位の設立，解体，合併，分割，境界の調整を決定する。

9. 国会を開くことができない場合に戦争状態宣言を決定し，最も近い会期において国会に決定するよう報告する。

10. 総動員又は局地動員を決定する；全国又は地方における緊急状態を發布し，破棄する。

11. 国会の対外関係を行う。

12. ベトナム社会主義共和国の特命全権大使の選任，免任の提案を承認する。

13. 国会の決定に基づき住民投票を組織する。

第 75 条

1. 民族評議会は，議長，各副議長及び各委員からなる。民族評議会の議長は，国会が選出する；民族評議会の各副議長及び各委員は，国会常務委員会が承認する。

2. 民族評議会は，民族業務について研究し，国会に建議する；民族政策，山岳地域及び少数民族の同胞の地域の経済－社会発展のプログラム，計画の施行に関する監察権を行使する。

3. 民族評議会議長は，民族政策の実施について協議する閣議¹⁹に参加するよう招かれる。民族政策を実施する規定を発行するときは，政府は，民族評議会の意見を聴取しなければならない。

4. 民族評議会は，国会の委員会と同様に 76 条 2 項が規定するその他の 諸任務，権限を有する。

第 76 条

1. 国会の委員会は，委員長，各副委員長及び各委員からなる。委員会の委員長は，国会が選出する；各副委員長及び各委員は，国会常務委員会が承認する。

2. 国会の委員会は，法律案を審査し，法律，その他の案件について建議し，国会

¹⁹「閣議」は，原文では“phiên họp của Chính phủ”（政府の会議）。

又は国会常務委員会から委ねられた事項について報告する；法律が定める任務，権限の範囲内で監察権を行使する；委員会の活動範囲に属する問題について建議する。

3. 国会の委員会の設立，解体は，国会が決定する。

第 77 条

1. 民族評議会，国会の各委員会は，閣僚，最高人民裁判所長官，最高人民検察院長官，国家会計検査院長官及び関係する個人に対し，必要な問題について報告，解説又は資料の提供を要求する権利を有する。要求を受けた者は，当該要求に応じる責任を有する。

2. 各国家機関は，民族評議会及び国会の各委員会の建議を研究し，回答する責任を有する。

第 78 条

必要なときは，国会は，ある草案を研究，審査し，又は一定の問題について調査するため，臨時委員会を設立する。

第 79 条

1. 国会議員は，自身が選出された選挙区の人民及び全国の人民の意思，願望を代表する者である。

2. 国会議員は，有権者と緊密な関係を築き，有権者の監察に服する；有権者の意見，願望を収集し，国会，関連機関，組織に忠実に伝達する；有権者と定期的に接触し，議員や国会の活動について報告する；有権者の要求及び建議に回答する；不服申立て，告訴告発の解決について注視，督促し，不服申立て，告訴告発権の行使を援助する。

3. 国会議員は，憲法及び法令の実施を人民に普及及び宣伝する。

第 80 条

1. 国会議員は，国家主席，国会議長，政府首相，大臣及びその他の閣僚，最高人民裁判所長官，最高人民検察院長官，国家会計検査院長官に質問する権利を有する。

2. 質問を受けた者は，会期中は国会において，国会の二つの会期の間の期間中は国会常務委員会の会議において回答しなければならない；必要な場合，国会，国会常務委員会は，文書による回答を求める。

3. 国会議員は，機関，組織，個人に対し，当該機関，組織，個人の任務に関連する情報，資料の提供を要求する権利を有する。機関，組織の長又は個人は，国会議員が要求した問題について法律が定める期間内に回答する責任を有する。

第 81 条

国会の同意，又は国会閉会期間中は国会常務委員会の同意がない限り，国会議員について逮捕，勾留，留置，立件をすることはできない；国会議員が現行犯逮捕され，暫定留置されている場合，暫定留置している機関は，国会又は国会常務委員会が検討，決定できるよう直ちに報告しなければならない。

第 82 条

1. 国会議員は，代表の任務を十分に果たす責任を有し，民族評議会又は国会の委員会の委員となり，参加する権利を有する。
2. 国会常務委員会，政府首相，政府副首相，大臣，省同格機関，その他の国家機関の長は，国会議員が代表の任務を果たせるよう条件を創出する責任を有する。
3. 国家は，国会議員の活動経費を保証する。

第 83 条

1. 国会の会議は公開される。必要な場合，国家主席，国会常務委員会，政府首相又は国会議員の総数の少なくとも三分の一の提案に基づき，国会は秘密会議を決定する。
2. 国会は，毎年二期会議を開く。国家主席，国会常務委員会，政府首相又は国会議員の総数の少なくとも三分の一が要求する場合，国会は臨時会議を開く。国会常務委員会は，国会の会期を召集する。
3. 新たな期の国会の第一会期は，国会議員が選出された日から遅くとも六十日以内に召集され，新たな期の国会が国会議長を選出するまで，前の期の国会議長が開幕し，議事を進める。

第 84 条

1. 国家主席，国会常務委員会，民族評議会，国会の委員会，政府，最高人民裁判所，最高人民検察院，国家会計検査院，ベトナム祖国戦線中央委員会及び祖国戦線の構成組織の中央機関は，法律案を国会に提出し，国会常務委員会令案を国会常務委員会に提出する権利を有する。
2. 国会議員は，法律，国会常務委員会令に関する建議及び法律案，国会常務委員会令案を国会，国会常務委員会に提出する権利を有する。

第 85 条

1. 法律，国会の議決は，国会議員の総数の過半数の賛成評決を得なければならない；憲法を制定し，憲法を改正し，国会の任期の短縮又は延長を決定し，国会議員を罷免する場合，国会議員の総数の少なくとも三分の二の賛成評決を得なければならない。
- 国会常務委員会令，国会常務委員会の議決は，国会常務委員会の構成員の総数の過半数の賛成評決を得なければならない。

2. 法律，国会常務委員会令は，国家主席が国会常務委員会令の再検討を提案した場合を除き，可決された日から遅くとも十五日以内に公布されなければならない。

第 VI 章 国家主席

第 86 条

国家主席は，国家元首であり，対内的及び対外的にベトナム社会主義共和国を代表する。

第 87 条

国家主席は，国会が国会議員の中から選出する。

国家主席は，国会に対して責任を負い，業務を報告する。

国家主席の任期は，国会の任期に従う。国会の任期が終了した際は，国家主席は，新たな期の国会が国家主席を選出するまで，引続き任務を果たす。

第 88 条

国家主席は，次の諸任務及び権限を有する。

1. 憲法，法律，国会常務委員会令を公布する；国会常務委員会令が可決された日から十日以内に，国会常務委員会に国会常務委員会令の再検討を提案する，当該国会常務委員会令が国会常務委員会で依然として賛成評決され，国家主席が依然として賛同しないときは，国家主席は，最も近い会期において国会に決定するよう上程する。

2. 国家副主席，政府首相の選出，免任，罷免を国会に提案する；国会の議決に基づき，政府副首相，大臣及びその他の閣僚を補任，免任，解職する。

3. 最高人民裁判所長官，最高検察院長官の選出，免任，罷免を国会に提案する。国会の議決に基づき，最高人民裁判所裁判官を補任，免任，解職する。最高人民裁判所副長官，その他の裁判所の裁判官，最高人民検察院の副長官，検察官を補任，免任，解職する；特赦を決定する；国会の議決に基づき，大赦決定を公布する。

4. 勲章，記章，国家賞，国家名誉称号の贈呈を決定する；国籍の付与，国籍の放棄，国籍の回復又はベトナム国籍の剥奪について決定する。

5. 人民武装勢力を統括し，国防及び安寧評議会の議長の職に就く；将級，準提督，副提督，海軍提督²⁰の軍位について任命，昇格，降格，剥奪を決定する；総参謀長，ベトナム人民軍政治総局長を補任，免任，解職する；国会又は国会常務委員会の議決に基づき，戦争状態宣言決定を公布又は破棄する；国会常務委員会の議決に基づ

²⁰ 「将級，準提督，副提督，海軍提督」は，原文では“cấp tướng, chuẩn đô đốc, phó đô đốc, đô đốc hải quân”。

き、総動員又は局地動員令を発し、緊急状態を公布、破棄する；国会常務委員会が会合を開くことができない場合、全国又は地方における緊急状態を公布、破棄する。

6. 外国の特命全権大使を接受する；国会常務委員会の議決に基づき、ベトナム社会主義共和国の特命全権大使を補任、免任する；選出を決定し、帰国命令を下す；大使の職位、階級について任命する；国家の名において国際条約に関する交渉、署名を決定する；70条14項が規定する国際条約への加盟又は無効化を批准、決定するよう国会に上程する；その他の国際条約について国家の名において批准、加盟又は無効化を決定する。

第89条

1. 国防及び安寧評議会は、議長、副議長及び各委員からなる。国防及び安寧評議会の構成員名簿は、国家主席が国会に承認するよう上程する。

国防及び安寧評議会は、集団制度に従って業務を行い、多数決により決定する。

2. 国防及び安寧評議会は、戦争状態を決定するよう国会に上程する；国会が会議を開くことができない場合、国会常務委員会に決定するよう上程する；祖国を防衛するため、国土の全勢力及び能力を動員する；戦争中は国会から委ねられた特別の諸任務及び権限を実現する；地域及び世界における平和防衛貢献活動への人民武装勢力の参加を決定する。

第90条

国家主席は、国会常務委員会の会議、閣議に参加する権利を有する。

国家主席は、国家主席の任務、権限を実現するため、検討が必要と国家主席が認める問題について協議する閣議を開くよう政府に要求する権利を有する。

第91条

国家主席は、自己の任務、権限を実現するため、令、決定を発行する。

第92条

国家副主席は、国会が国会議員の中から選出する。

国家副主席は、国家主席が任務を果たすのを補佐し、また、国家主席に替わっていくつかの任務を果たすよう国家主席から委任を受けることができる。

第93条

国家主席が長期間業務を行うことができないときは、国家副主席が国家主席の権限を保持する。

国家主席が欠けた場合、国家副主席が、国会が新たな国家主席を選出するまで、国家主席の権限を保持する。

第 VII 章 政府

第 94 条

政府は、ベトナム社会主義共和国の最高の国家行政機関であり、法執行権を行使し、国会の執行機関である。

政府は、国会に対し責任を負い、国会、国会常務委員会、国家主席に対し業務を報告する。

第 95 条

1. 政府は、政府首相、各政府副首相、各大臣及び省同格機関の長からなる。

政府の機構、閣僚の数は、国会が決定する。

政府は、集団制度に従って業務を行い、過半数により決定する。

2. 政府首相は、政府の長であり、政府の活動及び委ねられた任務について国会に対し責任を負う；国会、国会常務委員会、国家主席に対し、政府、政府首相の業務を報告する。

3. 政府副首相は、政府首相の割当てに従って政府首相が任務を果たすのを補佐し、割当てを受けた任務について政府首相に対し責任を負う。政府首相が不在のときは、政府首相から委任を受けた政府副首相の一人が、政府首相に代わって政府の業務を領導する。

4. 大臣、省同格機関の長は、担当の割当てを受けた部門、領域について政府首相、政府及び国家に対し個人責任を負い、その他の閣僚と共に、政府の活動について集団責任を負う。

第 96 条

政府は、次の諸任務及び権限を有する。

1. 憲法、法律、国会の議決、国会常務委員会令、国会常務委員会の議決、国家主席の令、決定の施行を組織する。

2. 政策を考案、策定し、国会、国会常務委員会が決定するよう上程し、あるいは本条が規定する任務、権限を実現するため、管轄権に基づいて決定する；法律案、国家予算案及びその他の草案を国会に上程する；国会常務委員会令案を国会常務委員会に上程する。

3. 経済、文化、社会、教育、医療、科学、工業、環境、通信、情報伝達、対外、国防、国家の安寧、社会の秩序と安全について統一的に管理する；総動員又は局地動員令、緊急状態発布令及び祖国を防衛し、人民の生命、財産を保障するために必要なその他の各措置を施行する。

4. 省，省同格機関の設立，廃止，省，中央直轄都市，特別行政一経済単位の設立，解体，合併，分割，行政境界の調整を決定するよう国会に上程する；省，中央直轄都市未滿の行政単位の設立，解体，合併，分割，境界の調整を決定するよう国会常務委員会に上程する。

5. 国家行政を統一的に管理する；各国家機関の幹部，公職者，職員及び公務に関する管理を行う；国家機構における監査，検査業務，不服申立て，告訴告発の解決，官僚的態度，汚職の防止，撲滅を組織する；各省，省同格機関，政府所属機関，各級人民委員会の業務を領導する；上級国家機関の文書の実施について人民評議會を案内し，検査する。法律が定める任務，権限を人民評議會が実現できるよう条件を創出する。

6. 国及び社会の権利及び利益，人権，市民権を擁護する；社会の秩序と安全を保障する。

7. 国家主席の委任に基づき，国の名において国際条約に関する交渉，署名を組織する；70条14項が規定する国会に批准するよう上程する国際条約を除き，政府の名において国際条約の署名，加盟，批准又は無効化を決定する；外国における国の利益，ベトナムの組織及び市民の正当な利益を擁護する。

8. 自己の任務，権限を実現するに当たって，ベトナム祖国戦線中央委員会及び政治—社会組織の中央機関と協調する。

第97条

政府の任期は，国会の任期に従う。国会が任期を終了した際は，新たな期の国会が政府を設立するまで，政府は引続き任務を果たす。

第98条

政府首相は，国会が国会議員の中から選出する。

政府首相は，次の諸任務及び権限を有する。

1. 政府の業務を領導する；政策の策定及び法令施行の組織を領導する。

2. 中央から地方に至る国家行政体系の活動について領導し，責任を負う；国家行政の統一性，円滑性を保証する。

3. 政府副首相，大臣及びその他の閣僚の補任，免任，解職の提案を承認するよう国会に上程する；副大臣，省，省同格機関の同格の職務を選任，免任，解職する；省，中央直轄都市の人民委員会主席，副主席の選出，免任及び異動，解職決定を承認する。

4. 憲法，法律及び上級国家機関の文書に反する大臣，省同格機関の長，省，中央直轄都市の人民委員会，人民委員会主席の文書の施行を停止し，又は破棄する；憲法，法律及び上級国家機関の文書に反する省，中央直轄都市人民評議會の議決の施行を停止し，同時に国会常務委員会に破棄を提案する。

5. 政府の任務、権限に属する国際条約に関する交渉を決定及び指導し、署名、加盟を指導する；ベトナム社会主義共和国が構成員となっている国際条約の実施を組織する。

6. 政府及び政府首相の解決管轄権に属する重要な諸問題について、各マスメディアを通じて人民に対し定期的に報告する。

第 99 条

1. 大臣、省同格機関の長は、閣僚かつ省、省同格機関の長であり、省、省同格機関の業務を領導する；割当てを受けた部門、領域について国家管理の責任を負う；全国の範囲で、部門、領域に関連する法令の施行を組織し、施行状況を注視する。

2. 大臣、省同格機関の長は、政府、政府首相に対し業務を報告する；管理責任に属する重要な諸問題について、人民に対し定期的に報告する。

第 100 条

政府、政府首相、大臣、省同格機関の長は、自己の任務、権限を実現するため法令文書を発行し、当該文書の施行状況を検査し、法律の規定に基づき法令に反する文書を処理する。

第 101 条

ベトナム祖国戦線中央委員会委員長及び各政治－社会組織の中央機関の長は、関連する問題を協議するときは、閣議へ参加するよう招かれる。

第 VIII 章

人民裁判所、人民検察院

第 102 条

1. 人民裁判所は、ベトナム社会主義共和国の審理機関であり、司法権を行使する。
2. 人民裁判所は、最高人民裁判所及び法律が定めるその他の各裁判所からなる。
3. 人民裁判所は、正義を擁護し、人権、市民権を擁護し、社会主義制度を擁護し、国の利益、組織、個人の権利及び合法的な利益を擁護する任務を有する。

第 103 条

1. 人民裁判所の第一審の審理には、簡易手続により審理する場合を除き、参審員が参加する。
2. 裁判官、参審員は、独立して法令にのみ従って審理する；機関、組織、個人が裁判官、参審員の審理に干渉することを厳禁する。

3. 人民裁判所の審理は公開される。国の秘密、民族の善良な風俗を保持し、未成年者を保護し、又は私生活の秘密を保持する必要がある特別の場合は、当事者の正当な申立てに基づき、人民裁判所は秘密審理をすることができる。

4. 人民裁判所は、簡易手続により審理する場合を除き、集団で審理し、多数決に従って決定する。

5. 審理中は争訟原則が保障される。

6. 第一審、控訴審の審理制度は保障される。

7. 被疑者、被告人の弁護権、当事者の合法的な利益を擁護する権利は保障される。

第 104 条

1. 最高人民裁判所は、ベトナム社会主義共和国の最高審理機関である。

2. 最高人民裁判所は、法律が定める場合を除き、その他の各裁判所の審理を監督する。

3. 最高人民裁判所は、審理実務を総括し、審理における法令の統一的な適用を保証する。

第 105 条

1. 最高人民裁判所長官の任期は、国会の任期に従う。その他の裁判所の長官の補任、免任、解職及び任期は、法律が定めるところによる。

2. 最高人民裁判所長官は、国会に対し責任を負い、業務を報告する；国会が閉会中の期間は、国会常務委員会、国家主席に対し責任を負い、業務を報告する。その他の裁判所の長官の業務報告制度は、法律が定めるところによる。

3. 裁判官の補任、承認、免任、解職、任期及び参審員の選出、任期は、法律が定めるところによる。

第 106 条

法的効力を有する人民裁判所の判決、決定は、機関、組織、個人により尊重されなければならない；関連する機関、組織、個人は、厳正に執行しなければならない。

第 107 条

1. 人民検察院は、公訴権を行使し、司法活動を検察する。

2. 人民検察院は、最高人民検察院及び法律が定めるその他の各検察院からなる。

3. 人民検察院は、法令を擁護し、人権、市民権を擁護し、社会主義制度を擁護し、国の利益、組織、個人の権利及び合法的な利益を擁護し、法令の厳正かつ統一的な執行の保証に尽力する任務を有する。

第 108 条

1. 最高人民検察院長官の任期は、国会の任期に従う。その他の各検察院の長官及び検察官の補任、免任、解職、任期は、法律が定めるところによる。

2. 最高人民検察院長官は、国会に対し責任を負い、業務を報告する；国会の閉会期間中は、国会常務委員会、国家主席に対し責任を負い、業務を報告する。その他の検察院長官の業務報告制度は、法律が定めるところによる。

第 109 条

1. 人民検察院は、長官が領導する。下級の人民検察院長官は、上級の人民検察院長官の領導に服する；各下級人民検察院長官は、最高人民検察院長官の統一的な領導に服する。

2. 公訴権を行使し、司法活動を検察する際は、検察官は、法令に従い、人民検察院長官の指導に服する。

第 IX 章 地方政権

第 110 条

1. ベトナム社会主義共和国の行政単位は、次のとおり分けられる。

国は、省、中央直轄都市に分割される。

省は、県、市社及び省所属都市に分割される。中央直轄都市は、郡、県、市社及び同等の行政単位に分割される²¹。

県は社、市鎮に分割される。市社及び省所属都市は坊及び社に分割される。郡は坊に分割される。

特別行政－経済単位は、国会が設立する。

2. 設立、解体、合併、分割、行政単位の境界の調整は、地方人民の意見を集め、法律が定める手順、手続に従って行わなければならない。

第 111 条

1. 地方政権は、ベトナム社会主義共和国の各行政単位に組織される。

2. 人民評議会及び人民委員会を含む地方政権の級は、農村、都市、島嶼の特色、法律が定める特別行政－経済単位と符合するように組織される。

第 112 条

1. 地方政権は、地方における憲法及び法令の施行を組織し、保証する；法律が定

²¹ 地方行政単位の名前は、日本の制度に合わせて意識するのではなく、ベトナム語に対応する漢字に直訳している。

める地方の各問題を決定する；上級の国の機関の検査，監察に服する。

2. 地方政権の任務，権限は，中央と地方の間における，及び各級の地方政権の間における国の各機関の管轄権の配分を基礎として確定される。

3. 必要な場合は，地方政権は，上級の国の機関のいくつかの任務の実施を，当該任務の実施を保証する条件とともに委ねられる。

第 113 条

1. 人民評議会は，地方における国の権力機関であり，人民の意思，願望及び主人権を代表し，地方人民により選出され，地方人民及び上級の国の機関に対し責任を負う。

2. 人民評議会は，法律が定める地方の各問題を決定する；地方における憲法及び法令の遵守並びに人民評議会の議決の実施を監察する。

第 114 条

1. 地方政権級の人民委員会は，同級の人民評議会により選出される，人民評議会の執行機関であり，地方における国の行政機関であり，人民評議会及び上級の国の行政機関に対し責任を負う。

2. 人民委員会は，地方における憲法及び法令の施行を組織する。人民評議会の議決の実施及び上級の国の機関から委ねられた任務の実施を組織する。

第 115 条

1. 人民評議会議員は，地方人民の意思，願望を代表する者であり，有権者と緊密な関係を築き，有権者の監察に服し，有権者と定期的に接触し，自己及び人民評議会の活動について報告し，有権者の要求及び建議に回答し，不服申立て，告訴告発の解決について検討，督促する。人民評議会議員は，憲法及び法令，国の政策，人民評議会の議決の実施を人民に宣伝し，国家管理に参加するよう人民を動員する任務を有する。

2. 人民評議会議員は，人民委員会主席，人民委員会のその他の構成員，人民裁判所長官，人民検察院長官及び人民委員会に所属する機関の長に質問する権利を有する。質問を受けた者は，人民評議会に対し回答しなければならない。人民評議会議員は，地方の各国家機関，組織，単位に対し建議する権利を有する。これらの機関，組織，単位の長は，議員と接触し，議員の建議を検討し，解決する責任を有する。

第 116 条

1. 人民評議会，人民委員会は，ベトナム祖国戦線及び各人民団体に対し地方の情勢について定期的に通知し，これらの組織の政策の策定及び地方における経済－社会発展に関する意見，建議を静聴する；ベトナム祖国戦線及び各人民団体と協調して，地方において経済－社会，国防，安寧の任務を実施する際に国と共に人民を動員する。

2. 地方におけるベトナム祖国戦線委員会の委員長及び政治—社会組織の長は、関連する問題を協議する際は、人民評議会の各会期に参加するよう招かれ、同級の人民委員会の会議に参加するよう招かれる。

第X章

国家選挙評議会，国家会計検査院

第117条

1. 国家選挙評議会は、国会により設立される機関であり、国会議員の選挙を組織し；各級の人民評議会議員の選挙業務を指導，案内する任務を有する。
2. 国家選挙評議会は、議長，各副議長及び各委員からなる。
3. 国家選挙評議会の具体的な組織，任務，権限及び国家選挙評議会の構成員の数は、法律が定めるところによる。

第118条

1. 国家会計検査院は、国会により設立される機関であり、独立して法令にのみ従って活動し、公の財政，財産の管理，使用について会計検査を行う。
2. 国家会計検査院長官は、国家会計検査院の長であり、国会が選出する。国家会計検査院長官の任期は、法律が定めるところによる。

国家会計検査院長官は、国会に対し責任を負い、会計検査の結果を報告し、業務を報告する；国会の閉会期間中は、国会常務委員会に対し責任を負い、報告する。

3. 国家会計検査院の具体的な組織，任務及び権限は、法律が定めるところによる。

第XI章

憲法の効力及び憲法の改正

第119条

1. 憲法は、ベトナム社会主義共和国の基本法であり、最高の法的効力を有する。その他あらゆる法令文書は、憲法に符合していなければならない。

憲法に違反するあらゆる行為は、例外なく処分される。

2. 国会，国会の各機関，国家主席，政府，人民裁判所，人民検察院，その他の各国家機関及び全人民は、憲法を擁護する責任を有する。憲法を擁護する仕組みは、法律が定めるところによる。

第120条

1. 国家主席，国会常務委員会，政府又は国会議員の総数の少なくとも三分の一は、

憲法制定，憲法改正を提案する権利を有する。国会は，国会議員の総数の少なくとも三分の二の賛成表決があるときは，憲法制定，憲法改正を決定する。

2. 国会は，憲法起草委員会を設立する。憲法起草委員会の構成，構成員の数，任務及び権限は，国会常務委員会の提案に基づき国会が決定する。

3. 憲法起草委員会は，起案し，人民の意見を集め，憲法草案を国会に上程する。

4. 憲法は，国会議員の総数の少なくとも三分の二の賛成表決があるときに可決される。憲法に関する住民投票は，国会が決定する。

5. 憲法の公布期限，効力を生ずる時点は，国会が決定する。

本憲法は，ベトナム社会主義共和国国会 XIII 期，第 6 会期 2013 年 11 月 28 日に可決された。

国会議長

(署名)

グエン・シン・フン

～ 外国法令紹介 ～

ベトナム法規範文書発行法

国際協力部教官
毛利 友 哉

ベトナムには、国会の制定する憲法・法律・議決をはじめとして、国家機関の制定する様々な法規範文書が存在するところ、同国は、1996年に、法規範文書の種類、制定や公布の過程、効力の発生、適用や解釈等について規定した法規範文書発行法を制定した¹。同法は2002年に改正²されたが³、2008年には、上記改正法に代わる法規範文書発行法が制定⁴された⁵。

同法については、概要を紹介した文献⁶や英訳⁷は既に存在するところであるが、今般、ベトナム JICA 長期派遣専門家である古庄順氏から、同法全文の日本語訳（仮訳）を御提供いただいたことから、外国法令として紹介させていただく⁸。

¹ ベトナムにおける「法規範」の意義等も含め、河津慎介「ヴェトナムにおける立法制度とその限界について」(ICD NEWS 第8号19頁) <<http://www.moj.go.jp/content/000010271.pdf>>を参照されたい。

² 改正後の法規範文書発行法の内容については、遠藤聡「ベトナムの国会と立法過程」(外国の立法 No.231 112頁) <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/231/023110.pdf>>を参照されたい。

³ なお、2004年には、人民評議会(地方議会に相当する。)及び人民委員会(地方行政機関に相当する。)に関する法規範文書発行法が制定された。

⁴ 効力を生じるのは、2009年1月1日からとされている(同法95条1項)。

⁵ 脚注3の人民評議会及び人民委員会に関する法規範文書発行法は、引き続き効力を有する。

⁶ 遠藤聡「ベトナムにおける法体系の整備—2008年法規範文書公布法を中心に」(外国の立法 No.238 177頁) <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/238/023809.pdf>>, 「【ベトナム】2008年法規範文書公布法」(外国の立法 No.236-2) <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/23602/02360208.pdf>>等。

⁷ 以下のベトナム司法省のウェブサイトにて、法律の英訳が掲載されている。

http://www.moj.gov.vn/vbqp/en/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=10500

⁸ 法律本文の日本語訳では、発行(1条等)と公布(57条等)が訳し分けられており、これと対応して、法律の名称は「法規範文書発行法」と訳されている。

法規範文書発行法¹

第X期国会2001年51号議決によって修正，補充された1992年ヴェトナム社会主義共和国憲法に基づき，
国会は，法規範文書発行法を発行する。

第I章 一般規定

第1条 法規範文書²

1. 法規範文書とは，国家機関³が本法又は人民評議会・人民委員会法規範文書発行法において規定される権限，形式，手順，手続に従って発行又は共同発行する文書であり，一般的な処理規則であり，一般的な強制力を有し，国が各社会関係の調整を実施するのを保証する。
2. 国家機関が本法又は人民評議会・人民委員会法規範文書発行法において規定される権限，形式，手順，手続に従わずに発行又は共同発行した文書は，法規範文書ではない。

第2条 法規範文書の体系

1. 憲法⁴，国会の法律⁵，議決⁶
2. 国会常務委員会の法令⁷，議決
3. 国家主席の令⁸，決定⁹
4. 政府の議定¹⁰
5. 政府首相の決定
6. 最高人民裁判所裁判官評議会の議決，最高人民裁判所長官の通達¹¹
7. 最高人民検察院長官の通達
8. 大臣，省同格機関の首長の通達
9. 国家会計検査院院長の決定
10. 国会常務委員会又は政府と政治社会組織の中央機関の間の合同議決¹²
11. 最高人民裁判所長官と最高人民検察院長官の間の；大臣，省同格機関の首長と最高人民裁判所長官，最高人民検察院の間の；各大臣，省同格機関の首長の間の

¹本稿は，平成25年12月27日付けの仮訳である。

²「法規範文書」は，原文では“*văn bản quy phạm pháp luật*”である。

³ヴェトナムでは，各地方の人民行議会，人民委員会も国家機関である（2013年憲法113条1項，114条1項）。

⁴「憲法」は，原文では“*hiến pháp*”であり，英訳では“*constitution*”などと訳されている。

⁵「法律」は，原文では“*luật*”であり，英訳では“*law*”などと訳されている。

⁶「議決」は，原文では“*ng nghị quyết*”であり，英訳では“*resolution*”などと訳されている。

⁷「法令」は，原文では“*pháp lệnh*”であり，英訳では“*ordinance*”などと訳されている。法律以下の法規範文書一般を指す言葉である“*pháp luật*”と区別するため，本稿では「国会常務委員会令」と訳している箇所もある。

⁸「令」は，原文では“*lệnh*”であり，英訳では“*order*”などと訳されている。

⁹「決定」は，原文では“*quyết định*”であり，英訳では“*decision*”などと訳されている。

¹⁰「議定」は，原文では“*ng nghị định*”であり，英訳では“*decree*”などと訳されている。

¹¹「通達」は，原文では“*thông tư*”であり，英訳では“*circular*”などと訳されている。

¹²「合同議決」は，原文では“*ng nghị quyết liên tịch*”であり，英訳では“*joint resolution*”などと訳されている。

合同通達¹³

12. 人民評議会、人民委員会の法規範文書

第3条 法規範文書の制定¹⁴、発行¹⁵の原則

1. 法規範文書の合憲性、合法性及び法体系の中における統一性を保証する。
2. 法規範文書の制定、発行の権限、形式、手順、手続を遵守する。
3. 法規範文書の制定、発行の過程の公開性を保証する。ただし、法規範文書が国の秘密に属する内容を有する場合を除く。法規範文書の各規定の明白性を保証する。
4. 法規範文書の施行可能性を保証する。
5. ヴェトナム社会主義共和国が加盟している国際条約の実施を妨げない。

第4条 法規範文書の制定に関する意見表明¹⁶

1. ヴェトナム祖国戦線及び各構成組織、その他の組織、国家機関、人民武装単位及び個人は、法規範文書の草案¹⁷について意見を表明する権利を有する。
2. 法規範文書を制定する過程において、起草¹⁸を主管する機関、組織及び関連機関、組織は、各機関、組織、単位、個人が文書の草案について意見を表明するための条件を整備し、文書の直接の影響を受ける対象の意見を聴取する責任を有する¹⁹。
3. 法規範文書の草案について付された意見は、草案を整理する過程において研究、吸収されなければならない。

第5条 法規範文書の用語、技術

1. 法規範文書中の用語は、ヴェトナム語である。
法規範文書中で使用される用語は正確、普通でなければならない、表現は明確で理解しやすいものでなければならない。
2. 法規範文書は、調整が必要な内容を直接規定しなければならない、一般的、抽象的に規定したり、ほかの法規範文書で規定された内容を再度規定したりはしない。
3. 広範な調整範囲を有する法規範文書は、内容に応じて、編、章、節、条、項、号²⁰により構成することができる。狭小な調整範囲を有する文書については、条、項、号により構成する。法規範文書中の各編、章、目、条には表題を付すこととする。監査²¹、不服申立て、告訴告発、顕彰、違反処理については、新たな内容がない限り、法規範文書中に個別の章を設けない。

第6条 法規範文書の少数民族の言語、外国語への翻訳

1. 法規範文書は、少数民族の言語、外国語へ翻訳することができる。
2. 法規範文書の少数民族の言語、外国語への翻訳に関する事項は、政府が規定するところによる。

¹³ 「合同通達」は、原文では“thông tư liên tịch”であり、英訳では“joint circular”などと訳されている。

¹⁴ 「制定」は、原文では“xây dựng”である。

¹⁵ 「発行」は、原文では“ban hành”である。

¹⁶ 「意見表明」は、原文では“tham gia góp ý kiến”である。

¹⁷ 「草案」は、原文では“dự thảo”である。

¹⁸ 「起草」は、原文では“soạn thảo”である。

¹⁹ 「責任を有する」は、原文では“có trách nhiệm”であり、“chịu trách nhiệm”（責任を負う）と訳し分けている。

²⁰ 「編、章、節、条、項、号」は、原文では“phần, chương, mục, điều, khoản, điểm”である。

²¹ 「監査」は、原文では“thanh tra”である。

第7条 法規範文書の番号、記号

1. 法規範文書の番号、記号は、発行の順番、年、文書の種類、文書の発行機関を明確に表さなければならない。
2. 法規範文書の順番の数は、文書の種類及び発行の年ごとに行う。国会、国会常務委員会の法律、法令、議決については、文書の種類及び国会の任期²²ごとに順番を数える。
3. 法規範文書の番号、記号は、次のとおり配列される。
 - a) 国会の法律、議決の番号、記号は、次の順番に従って配列される。「文書の種類：文書の順番／発行の年／文書発行機関の略号及び国会の期」²³
 - b) 国会常務委員会の法令、議決の番号、記号は、次の順番に従って配列される。「文書の種類：文書の順番／発行の年／文書発行機関の略号及び国会の期」
 - c) 本項 a 号及び b 号に規定される場合以外の法規範文書の番号、記号は、次の順番により配列される。「文書の順番／発行の年／文書の種類の略号－文書発行機関の略号」²⁴

第8条 詳細規定文書

1. 法規範文書は、当該文書が効力を生じたときに直ちに施行できるよう具体的に規定されていなければならない。文書が技術的な工程²⁵、基準²⁶に関連する内容の条項を有しており、諸問題が未だ安定的でない場合、当該条項において権限を有する国家機関に詳細の規定を委ねることができる。詳細を規定する文書の発行を委ねられた機関は、さらに委任することはできない。
2. 詳細規定文書は、具体的に規定しなければならず、詳細の規定を委ねた文書の規定を繰り返さない。詳細の規定を委ねた文書又は条、項、号が効力を生ずると同時に効力を生ずるよう発行されなければならない。
3. 一つの機関が一つの法規範文書の複数の内容について詳細の規定を委ねられた場合、当該各内容の詳細を規定するために一つの文書を発行する。ただし、相互に異なる文書中で規定することが必要な場合を除く。
一つの機関が相互に異なる複数の法規範文書の各内容について詳細の規定を委ねられた場合、詳細を規定するために一つの文書を発行することができる。

第9条 法規範文書の修正²⁷、補充²⁸、代替²⁹、廃止³⁰、破棄³¹又は施行停止³²

1. 法規範文書は、当該文書を発行した国家機関の法規範文書によって修正、補充、代替、廃止又は破棄され、権限を有する国家機関の文書によって施行停止、廃止又は破棄される。

²²国会の任期は5年である（2013年憲法71条1項）。

²³例えば、法規範文書発行法は Luật:17/2008/QH12 であり、第12期国会によって2008年に発行された17番目の法律という意味である。

²⁴例えば、法規範文書の精査、体系化に関する16号政府議定は 16/2013/ND-CP であり、政府によって2013年に発行された16番目の議定という意味である。

²⁵「工程」は、原文では“quy trình”である。

²⁶「基準」は、原文では“quy chuẩn”である。

²⁷「修正」は、原文では“sửa đổi”である。本稿では「修正」だけでなく「補充」や「代替」等も含める趣旨で「改正」と訳している箇所もある。

²⁸「補充」は、原文では“bổ sung”である。

²⁹「代替」は、原文では“thay thế”である。

³⁰「廃止」は、原文では“hủy bỏ”である。

³¹「破棄」は、原文では“bãi bỏ”である。

³²「施行停止」は、原文では“đình chỉ việc thi hành”である。

ほかの文書を修正、補充、代替、廃止、破棄又は施行停止する文書は、修正、補充、代替、廃止、破棄又は施行停止される文書の名前、文書の条、項、号を明確に確定しなければならない。

2. 法規範文書を発行するとき、文書を発行する機関は、新たな文書の規定と矛盾する自身が以前に発行した文書、文書の条、項、号を当該新たな文書の中で修正、補充、廃止、破棄しなければならない。直ちに修正、補充することができない場合、当該文書の中で新たな法規範文書の規定と矛盾する自身が以前に発行した法規範文書、文書の条、項、号の目録を明確に確定し、新たな法規範文書が効力を生ずる前に修正、補充する責任を有する。
3. 一つの法規範文書は、同時に同一の機関が発行した複数の法規範文書の内容を修正、補充、代替、廃止、破棄することができる。

第10条 法規範文書、法規範文書の法案³³、草案の記録の送付、保管

1. 法規範文書は、権限を有する国家機関に監察³⁴、検査³⁵のために送付されなければならない。
2. 法規範文書の法案、草案の記録及び原本は、保管に関する法令³⁶の規定に従って保管される。

第II章 法規範文書の内容

第11条 憲法、国会の法律、議決

1. 国会は、憲法を制定し、憲法を改正する。
憲法の起草、採択、公布、憲法の改正及び憲法の解釈の手續、手順は、国会が規定するところによる。
2. 国会の法律は、経済、社会、国防、安寧、財政、通貨、予算、租税、民族、宗教、文化、教育、医療、科学、工業、環境、対外、国家機構の組織及び活動、公務³⁷、幹部³⁸、公職者³⁹制度、公民の権利及び義務の分野に属する基本的な各問題を規定する。
3. 国会の議決は、経済社会を發展させる任務の決定；国家予算の作成及び中央予算の分配；国家予算の調整；国家予算の決算の承認；国会、国会常務委員会、国会の民族評議会、各委員会、国会議員団、国会議員の業務制度の規定、国際条約の批准及び国会の権限に属するその他の問題の決定のために発行される。

第12条 国会常務委員会の法令、議決

1. 国会常務委員会の法令は、国会から委ねられた諸問題について規定し、一定の期間実施された後、法律として発行するかどうか審理⁴⁰、決定するため国会に提出される。
2. 国会常務委員会の議決は、憲法、法律、国会常務委員会令の解釈；人員評議会

³³ 「法案」は、原文では“dự án”である。

³⁴ 「監察」は、原文では“giám sát”である。

³⁵ 「検査」は、原文では“kiểm tra”である。

³⁶ 「法令」は、原文では“pháp luật”であり、法律以下の法規範文書一般を指す。注7参照。

³⁷ 「公務」は、原文では“công vụ”である。

³⁸ 「幹部」は、原文では“cán bộ”である。

³⁹ 「公職者」は、原文では“công chức”である。

⁴⁰ 「審理」は、原文では“xem xét”である。

の活動の案内⁴¹；戦争状態宣言，総動員又は局地動員の決定；全国又は地方ごとの緊急状態の発布及び国会常務委員会の権限に属するその他の諸問題の決定のために発行される。

第13条 国家主席の令，決定

国家主席の令，決定は，憲法，国会の法律，議決，国会常務委員会の法令，議決によって規定される国家主席の任務，権限を実現するために発行される。

第14条 政府の議定

政府の議定は，次の各問題を規定するために発行される。

1. 国会の法律，議決，国会常務委員会の法令，議決，国家主席の令，決定を施行するための詳細規定
2. 経済，社会，国防，安寧，財政，通貨，予算，租税，民族，宗教，文化，教育，医療，科学，工業，環境，対外，公務，幹部，公職者制度，公民の権利，義務及び政府の管理，統括⁴²権に属するその他の各問題に関する政策を実現するための具体的な措置の規定
3. 各省，省同格機関，政府所属機関及び政府の権限に属するその他の各機関の任務，権限，組織機構の規定
4. 国家管理，経済管理，社会管理の要求に応えるために必要だが，法律又は国会常務委員会令として制定する条件が十分に整っていない諸問題の規定。この議定を発行するには，国会常務委員会の同意を得なければならない。

第15条 政府首相の決定

政府首相の決定は，次の各問題を規定するために発行される。

1. 政府の活動及び中央から基礎⁴³に至る国家行政体系を領導⁴⁴，統括する措置，各閣僚，省，中央直轄都市人員委員会主席の職務制度及び政府首相の権限に属するその他の各問題
2. 各閣僚の活動を指導⁴⁵し，協調させる措置；国の方針，政策，法令の実現に関する各省，省同格機関，政府所属機関，各級の人民委員会の活動の検査

第16条 大臣，省同格機関の首長の通達

大臣，省同格機関の首長の通達は，次の各問題を規定するために発行される。

1. 国会の法律，議決，国会常務委員会の法令，議決，国家主席の令，決定，政府の議定，政府首相の決定を施行するための詳細規定
2. 自身が担当する部門⁴⁶，分野⁴⁷の技術的な工程，基準，経済技術的な達成目標⁴⁸に関する規定
3. 自身が担当する部門，分野を管理する機能を果たすための措置及び政府から委ねられたその他の諸問題

⁴¹「案内」は，原文では“huớng dẫn”である。

⁴²「統括」は，原文では“điều hành”である。

⁴³「基礎」は，原文では“cơ sở”であり，「グラスルーツ」と訳されることもある。

⁴⁴「領導」は，原文では“lãnh đạo”である。

⁴⁵「指導」は，原文では“chỉ đạo”である。

⁴⁶「部門」は，原文では“ngành”である。

⁴⁷「分野」は，原文では“lĩnh”である。

⁴⁸「達成目標」は，原文では“định mức”である。

第 17 条 最高人民裁判所裁判官評議会の議決

最高人民裁判所裁判官評議会の議決は、各裁判所に法令の統一的な適用を案内するために発行される。

第 18 条 最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官の通達

1. 最高人民裁判所長官の通達は、地方の人民裁判所及び軍事裁判所の組織に関する管理を実現し、最高人民裁判所長官の権限に属するその他の諸問題を規定するために発行される。
2. 最高人民検察院長官の通達は、地方の人民検察院、軍事検察院の任務、権限の実現を保証する措置を規定し、最高人民検察院長官の権限に属するその他の諸問題を規定するために発行される。

第 19 条 国家会計検査院長官の決定

国家会計検査院長官の決定は、国家会計検査の各標準⁴⁹を規定、案内し、会計検査の工程、会計検査の記録を具体的に規定するために発行される。

第 20 条 合同法規範文書

1. 国会常務委員会又は政府と政治社会組織の中央機関の間の合同議決は、法令が当該政治社会組織の国家管理への参加について規定しているときに、諸問題の施行を案内するために発行される。
2. 最高人民裁判所長官と最高人民検察院長官の間；大臣、省同格機関の首長と最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官の間の合同通達は、訴訟活動における法令の統一的な適用、当該各機関の任務、権限に関連するその他の諸問題を案内するために発行される。
3. 各大臣、省同格機関の首長の間の合同通達は、当該省、省同格機関の機能、任務、権限に関連する国会の法律、議決、国会常務委員会の法令、議決、国家主席の令、決定、政府の議定、政府首相の決定の施行を案内するために発行される。

第 21 条 人民評議会、人民委員会の法規範文書

人民評議会、人民委員会の法規範文書は、人民評議会・人民委員会法規範文書発行法が規定する内容、権限、形式、手順、手続に従って発行される。

第 III 章 国会、国会常務委員会の法規範文書の制定、発行

第 1 節 法律、国会常務委員会令の制定計画の作成

第 22 条 法律、国会常務委員会令の制定計画

1. 法律、国会常務委員会令の制定計画は、党の路線、方針、政策、経済社会の発展、国防、安寧の戦略及び時期に応じた国家管理の要求、公民の基本的な各権利、義務の保証を基礎として作成される。
2. 法律、国会常務委員会令の制定計画は、国会任期⁵⁰の法律、国会常務委員会令の制定計画及び毎年の法律、国会常務委員会令の制定計画からなる。
3. 国会は、国会任期の法律、国会常務委員会令の制定計画を毎期国会の第二会期において決定し、毎年の法律、国会常務委員会令の制定計画を前年の第一会期に

⁴⁹「標準」は、原文では“chuân mực”である。

⁵⁰国会の任期は 5 年であり（2013 年憲法 71 条 1 項）、毎年 2 回開かれる（同 83 条 2 項）。

において決定する。

第 23 条 法律，国会常務委員会令に関する提議⁵¹，建議⁵²

1. 憲法 87 条⁵³に規定される法律案の提出権を有する機関，組織，国会議員は，法律，国会常務委員会令の制定を提議することができる。国会議員は，法律，国会常務委員会令について国会常務委員会に建議することができる。

法律，国会常務委員会令の制定の提議は，文書を発行する必要性；文書の対象，調整範囲；文書の基本的な観点，政策，主要な内容；文書の起草のための資源の想定，保証する条件；文書の予備影響評価の報告；国会常務委員会が審理，採択し，国会に提議する想定時期を明示しなければならない。

法律，国会常務委員会令に関する建議は，文書を発行する必要性，文書の対象及び調整範囲を明示しなければならない。

2. 政府は，自身の機能，任務，権限の範囲に属する諸問題について法律，国会常務委員会令の制定計画に関する提議を国会常務委員会に提出するとともに，ほかの機関，組織，国会議員の法律，国会常務委員会令の制定に関する提議，国会議員の法律，国会常務委員会令に関する建議について意見を発表⁵⁴することができる。

3. 政府は，次の手順に従って，法律，国会常務委員会令の制定計画に関する提議について審理，討論⁵⁵する。

a) 司法省の代表が法律，国会常務委員会令の制定計画に関する提議の草案を陳述⁵⁶する。

b) 閣議⁵⁷に参列するよう招待された機関，組織の代表が意見を発表する。

c) 政府が討論する。

d) 政府が法律，国会常務委員会令の制定計画の提議の採択について評決する。

第 24 条 法律，国会常務委員会令に関する提議，建議の送付期限

1. 遅くとも前年の 3 月 1 日までに，法律，国会常務委員会令に関する提議，建議は，毎年の法律，国会常務委員会令の制定計画の原案⁵⁸作成のため国会常務委員会に送付され，同時に審査⁵⁹のため法令委員会に送付されなければならない。

遅くとも国会の任期の最初の年の 8 月 1 日までに，法律，国会常務委員会令に関する提議，建議は，国会任期の法律，国会常務委員会令の制定計画の原案作成のため国会常務委員会に送付され，同時に審査のため法令委員会に送付されなければならない。

2. 法律，国会常務委員会令に関する提議，建議を国会常務委員会に送付する前に，機関，組織，国会議員は，政府が意見を発表できるよう自身の提議，建議を政府に送付しなければならない。

⁵¹「提議」は，原文では“dề nghị”である。

⁵²「建議」は，原文では“kiến nghị”である。

⁵³2013 年憲法では 84 条 1 項に規定されているが，本条は未だ改正されていない。具体的には，国家主席，国会常務委員会，国会の民族評議会，委員会，政府，最高人民裁判所，最高人民検察院，国家会計検査院，ヴェトナム祖国戦線中央委員会及び祖国戦線の構成組織の中央委員会を指す。

⁵⁴「発表」は，原文では“phát biểu”である。

⁵⁵「討論」は，原文では“thảo luận”である。

⁵⁶「陳述」は，原文では“trình bày”である。

⁵⁷「閣議」は，原文では単に“phiên họp”（会議）であるが，政府の会議なので「閣議」と訳した。

⁵⁸「原案」は，原文では“dự kiến”である。

⁵⁹「審査」は，原文では“thẩm tra”である。

第 25 条 法律，国会常務委員会令に関する提議，建議の審査

1. 法令委員会は，機関，組織，国会議員の法律，国会常務委員会令の制定に関する提議，国会議員の法律，国会常務委員会令に関する建議の審査を主管⁶⁰する。
審査の内容は，発行の必要性，文書の調整範囲，対象，基本的な政策，一貫性，施行可能性，優先順位，文書の制定及び施行を保証する条件に焦点を当てる。
2. 国会の民族評議会及び各委員会は，法律，国会常務委員会令に関する提議，建議の審査について法令委員会と協調し，自身が担当する分野に属する文書の発行の必要性，発行の優先順位について意見を発表する。

第 26 条 法律，国会常務委員会令の制定計画の原案作成

1. 国会常務委員会は，次の手順に従って，法律，国会常務委員会令に関する提議，建議を審理する。
 - a) 政府の代表が法律，国会常務委員会令の制定計画について，提議の紹介文書⁶¹を陳述する。その他の機関，組織の代表，国会議員が自身の法律，国会常務委員会令に関する提議，建議について意見を発表する。
 - b) 法令委員会の代表が審査に関する報告を陳述する。
 - c) 会議に参列した代表が意見を発表する。
 - d) 国会常務委員会が討論する。
 - d) 法律，国会常務委員会令に関する提議，建議をした政府の代表，その他の機関，組織の代表，国会議員は，会議で言及された諸問題について補充して陳述する。
 - e) 会議の議長が結論する。
2. 機関，組織，国会議員の法律，国会常務委員会令に関する提議，建議，法令委員会の審査意見に基づき，国会常務委員会は，法律，国会常務委員会令の制定計画の原案を作成し，審理，決定のため国会に提出する。
法律，国会常務委員会令の制定計画の原案の記録は，法律，国会常務委員会令の制定計画に関する紹介文書及び国会の議決の草案からなる。法律，国会常務委員会令の制定計画の原案は，国会のウェブサイトに登載される。
3. 法令委員会は，主管し，関連機関と協調して，国会常務委員会が法律，国会常務委員会令の制定計画の原案を作成するのを補佐する。

第 27 条 法律，国会常務委員会令の制定計画の原案の審理，採択の手順

1. 国会は，次の手順に従って，法律，国会常務委員会令の制定計画の原案を審理，採択する。
 - a) 国会常務委員会の代表が法律，国会常務委員会令の制定計画の原案に関する紹介文書を陳述する。
 - b) 国会が本会議において法律，国会常務委員会令の制定計画の原案について討論する。本会議において討論する前に，法律，国会常務委員会令の制定計画の原案を国会議員の班⁶²において討論することができる。
 - c) 法律，国会常務委員会令の制定計画の原案が国会で討論され，意見を付された後，国会常務委員会は，法令委員会，司法省及び関連機関，組織を指導して法律，

⁶⁰ 「主管」は，原文では“chủ trì”である。

⁶¹ 「紹介文書」は，原文では“tờ trình”である。

⁶² 「班」は，原文では“lớp”である。

- 国会常務委員会令の制定計画に関する国会の議決の草案を研究、改善⁶³、整理するとともに、議決の草案の改善、整理について解説報告を作成する。
- d) 国会常務委員会は、法律、国会常務委員会令の制定計画に関する国会の議決の草案の改善、整理の解説について国会に報告する。
- d) 国会が法律、国会常務委員会令の制定計画に関する国会の議決の採択について評決する。
2. 法律、国会常務委員会令の制定計画に関する議決は、法案、草案の名称を明示しなければならない。毎年の法律、国会常務委員会令の制定計画に関する議決については、当該法案、草案を審理、採択するために国会、国会常務委員会に提出する想定時期を明示しなければならない。

第 28 条 法律、国会常務委員会令の制定計画の実施、展開

1. 国会常務委員会は、次の活動を通じて、法律、国会常務委員会令の制定計画の実施を指導、展開する責任を有する。
- a) 機関、組織、国会議員に法律案、国会常務委員会令案、議決草案の提出を割り当て、法律案、国会常務委員会令案、議決草案の審査を主管する機関、審査に参加する機関を割り当てる。
- 国会常務委員会が国会の法律案、議決草案を提出する場合、国会が審査機関を決定し、又は審査のため臨時委員会を設立する。
- 国会の民族評議会、委員会が法律案、国会常務委員会令案、議決草案を提出する場合、国会常務委員会が審査機関を決定する。
- b) 本法 30 条 1 項の規定に従い、法律案、国会常務委員会令案、議決草案の起草委員会⁶⁴を設立する。
- c) 法律案、国会常務委員会令案、議決草案制定の工程表⁶⁵及び法律、国会常務委員会令の制定計画の実施を保証する具体的な各措置を決定する。
2. 法令委員会は、国会常務委員会が法律、国会常務委員会令の制定計画の実施、展開を組織するのを補佐する責任を有する。
3. 司法省は、政府が決定できるよう起草を主管する機関、起草に協調する機関を特定して提示し、政府が政府提出の各法律案、国会常務委員会令案、議決草案の起草を督促するのを補佐する責任を有する。

第 29 条 法律、国会常務委員会令の制定計画の調整

必要な場合、国会常務委員会は、法律、国会常務委員会令の制定計画の調整を決定し、最も近い会期において国会に報告する。

法律、国会常務委員会令の制定計画の調整は、本法 23 条、24 条及び 25 条の規定に従って行われる。

第 2 節 国会の法律、議決、国会常務委員会の法令、議決の起草

第 30 条 起草委員会の設立及び起草主管機関の割当て

1. 国会常務委員会は、次の場合、起草委員会を設立し、起草主管機関を割り当てる。

⁶³ 「改善」は、原文では“tiếp thu”であり、基本的に「吸収」と訳しているが、ここでは意識した。

⁶⁴ 「起草委員会」は、原文では“ban soạn thảo”である。

⁶⁵ 「工程表」は、原文では“tiến độ”であり、基本的に「進捗」と訳しているが、ここでは意識した。

- a) 法律案，国会常務委員会令案，議決草案が複数の部門，複数の分野に関連する内容を含む。
 - b) 法律案，国会の議決案が国会常務委員会によって提出される。
 - c) 法律案，国会常務委員会令案，議決草案が国会議員によって提出される。起草委員会の構成員は，国会常務委員会が国会議員の提議に基づいて決定する。
2. 法律案，国会常務委員会令案，議決草案が政府によって提出される場合，政府は一つの省又は省同格機関に起草の主管を委ねる。起草の主管を委ねられた機関は，起草委員会を設立する責任を有する。
 3. 法律案，国会常務委員会令案，議決草案がその他の機関，組織によって提出される場合，当該機関，組織は，起草委員会を設立し，起草を主管する責任を有する。

第 31 条 起草委員会の構成員

1. 起草委員会は，起草主管機関，組織の長である委員長及び起草主管機関，組織，関連機関，組織を領導する代表，各専門家，科学者であるその他の各委員からなる。政府提出の法律案，国会常務委員会令，議決案の起草委員会については，起草委員会の構成員は，司法省及び政府事務局を領導する代表である各委員を含む。起草委員会は少なくとも 9 人からなる。
2. 起草委員会の委員は，法案，草案に関連する専門的な各問題に精通しており，起草委員会の各活動に十分参加できる条件を備えた者でなければならない。

第 32 条 起草委員会，起草委員長の任務

1. 起草委員会は，起草を組織する責任を有し，法律案，国会常務委員会令，議決草案の起草の質，進捗について，起草主管機関，組織に対して責任を負う。
2. 起草委員会は，次の任務を有する。
 - a) 法律，国会常務委員会令，議決草案の要綱⁶⁶を審理，採択する。
 - b) 基本的な政策及び法案，草案の内容に属する諸問題について討論する。
 - c) 文書の草案，法案，草案に関する紹介文書，詳細説明文書⁶⁷；機関，組織，個人の意見の解説，吸収内容について討論する。
 - d) 文書の草案の各規定と党の方針，路線との整合性を保証する。文書の草案の合憲性，合法性，法体系との統一性を保証する。文書の施行可能性を保証する。
3. 起草委員長は，次の任務を有する。
 - a) 起草委員会を補佐する編集班⁶⁸を設立し，編集班が要綱を準備し，文書の草案を編集及び整理するのを指導する。
 - b) 起草委員会の各会合⁶⁹及びその他の各活動を組織する。

第 33 条 起草主管機関，組織の任務

1. 法律案，国会常務委員会令案，議決草案に関連する現行の法令の施行状況について総括し，各法規範文書を評価する。法案，草案の主要な内容に関連する社会関係の実情を調査，評価する。必要な場合，関連機関，組織に対し，当該機関，

⁶⁶ 「要綱」は，原文では“dề cương”である。

⁶⁷ 「詳細説明文書」は，原文では“bản thuyết minh chi tiết”である。

⁶⁸ 「編集班」は，原文では“tổ biên tập”である。

⁶⁹ 「会合」は，原文では“cuộc họp”である。

組織が担当する法案、草案の内容に関連する分野に属する各法規範文書の実施について総括、評価するよう提議する。

2. 文書の草案の影響評価を組織し、影響評価の報告書を作成する。影響評価の報告書の内容は、解決が必要な各問題及び当該問題それぞれに対する各解決策；各解決策の費用、利益；各解決策の費用、利益の比較を明示しなければならない。
3. 法案、草案に関連する情報、資料、ヴェトナム社会主義共和国が加盟している国際条約の研究を組織する。必要な場合、関連する機関、組織、個人に対し、法案、草案に関連する資料、情報の提供を要求する。
4. 法案、草案について関連する各機関、組織からの意見聴取を組織する。収集した各意見を総合、研究、吸収する。
5. 政府提出でない法案、草案に対する政府の査定⁷⁰意見又は表明意見を研究、吸収する。
6. 草案、法案、草案に関する紹介文書、詳細説明文書；機関、組織、個人の意見の解説、吸収の報告；文書の草案の影響評価報告書を準備し、これらの各資料を政府又は起草主管機関、組織のウェブサイトに掲載する。
7. 政府提出の法案、草案の基本的な諸内容及び相互に異なる意見が残っている諸問題を準備し、政府が審理、決定できるよう報告する。
8. 草案の条、項、号の詳細規定文書の起草機関の割当てを建議する。
9. 起草委員会、編集班の活動条件を保証する。

法案、草案が国会議員により提出される場合、国会事務局は、起草委員会及び編集班の活動条件を保証する責任を有する。

第 34 条 法律案、国会常務委員会令案、議決草案を提出する機関、組織、国会議員の任務

1. 法律案、国会常務委員会令、議決草案を提出する機関、組織、国会議員は、次の任務を有する。
 - a) 起草委員会が起草する過程を指導する。国会常務委員会、政府によって提出される法案、草案については、起草主管機関を指導する。
 - b) 法律案、議決案の国会への提出、国会常務委員会令案、議決案の国会常務委員会への提出を審理、決定する。法律、国会常務委員会令の制定計画の工程表に従って法案、草案を提出することができない場合、国会常務委員会が審理、決定できるよう理由を明示して遅滞なく報告しなければならない。
2. 法案、草案が政府提出でない場合、遅くとも国会常務委員会の会議開幕日の四十日前までに、法案、草案を提出する機関、組織、国会議員は、法案、草案の記録を政府に送付して政府が意見を付すことができるようにしなければならない。
3. 意見を付すために政府に送付する法案、草案の記録は、次のものからなる。
 - a) 法案、草案に関する紹介文書
 - b) 文書の草案
 - c) 法案、草案に関する詳細説明文書及び法案、草案の影響評価報告書
 - d) 法案、草案の主要な内容に関連する法令の施行の総括、社会関係の実情評価の報告
 - d) その他の資料（あれば）

第 35 条 法律案、国会常務委員会令案、議決草案に対する意見の聴取

⁷⁰「査定」は、原文では“thẩm định”である。

1. 法律案，国会常務委員会令案，議決草案を起草する過程で，起草主管機関，組織は，関連機関，組織，文書の直接の影響を受ける対象の意見を聴取しなければならない。意見聴取の対象それぞれにふさわしい意見の要請が必要な諸問題を記載し，意見を受領する住所を具体的に確定するものとする。草案の全文を政府又は起草主管機関，組織のウェブサイトになくとも六十日間掲載し，各機関，組織，個人が意見を表明できるようにする。
2. 意見聴取は，直接意見を聴取する，意見を収集するために草案を送付する，討論会⁷¹を組織する形式により，又は政府，起草主管機関，組織のウェブサイト若しくは各マスメディアを通じて行うことができる。
3. 関連する機関，組織は，法案，草案に関する意見を文書で表明する責任を有する。財務省は財源に関する意見を表明する責任を有し，内務省は人的資源に関する意見を表明する責任を有し，資源環境省は環境に対する影響に関する意見を表明する責任を有し，外務省は関連するヴェトナム社会主義共和国が加盟している国際条約との相応性に関する意見を表明する責任を有する。
4. 起草主管機関，組織は，表明された各意見を総合，研究，吸収する責任を有する。

第 36 条 政府提出の法律案，国会常務委員会令案，議決草案の査定

1. 司法省は，政府が提出する法律案，国会常務委員会令案，議決草案を査定する責任を有する。
複雑な内容，複数の部門，分野に関連する内容の，又は司法省が起草を主管した法案，草案については，司法大臣が各関連機関の代表，各専門家，科学者からなる査定評議会を設立する。
2. 査定のために送付する記録は，次のものをからなる。
 - a) 法案，草案に関する政府の紹介文書
 - b) 文書の草案
 - c) 法案，草案に関する詳細説明文書及び法案，草案の影響評価報告書
 - d) 法案，草案の主要な内容に関連する法令の施行の総括及び社会関係の実情評価の報告
 - d) 法案，草案の内容に対する機関，組織，個人の意見を総合する文書；各省，省同格機関の意見の写し；法案，草案に対して表明された意見の解説，吸収の報告
 - e) その他の資料（あれば）
3. 査定機関は，次の事項に焦点を当てて査定を進行する。
 - a) 文書発行の必要性，法案，草案の調整対象，範囲
 - b) 文書の草案の内容と党の路線，方針，政策との整合性
 - c) 文書の草案の合憲性，合法性及び法体系との統一性，関連するヴェトナム社会主義共和国が加盟している国際条約との相応性
 - d) 文書の草案の規定と社会発展の実際の要求，進捗との整合性を含む文書の草案の施行可能性及び実施するための保証条件
 - d) 文書の用語，起草技術
必要な場合，査定機関は起草主管機関に対し，法案，草案の内容に関連する諸問題について報告を要求する。
4. 査定報告は，遅くとも査定のために記録の送付を受けた日から二十日以内に，

⁷¹「討論会」は，原文では“hội thảo”である。

起草主管機関に送付されなければならない。

5. 起草主管機関は、査定意見を研究、吸収し、法律、国会常務委員会令、議決の草案を整理、完成させて政府に提出する責任を有する。

第 37 条 政府提出の法律案、国会常務委員会令案、議決草案の記録

1. 法案、草案に関する政府の紹介文書
2. 文書の草案
3. 法案、草案に関する詳細説明文書、文書の草案の影響評価報告書
4. 査定報告、査定意見の解説、吸収の報告、法案、草案に対して機関、組織、個人が表明した意見を総合した文書
5. 法案、草案の主要な内容に関連する法令の施行の総括、社会関係の実情の評価の報告
6. その他の資料（あれば）

第 38 条 政府への提出前の法律案、国会常務委員会令案、議決草案の整理、完成

法律案、国会常務委員会令案、議決草案の内容に属する大きな諸問題について各省、省同格機関の間で相互に異なる意見が残っている場合、政府事務局の官房長官は、起草主管機関、司法省、関連する各省、省同格機関を領導する代表からなる会合を招集し、政府に審理、決定のために提出する前に解決する。本会合の意見に基づき、起草主管機関は、関連機関と協調して法案、草案の整理を継続し、完成させて政府に提出する。

第 39 条 政府による法律案、国会常務委員会令案、議決草案の提出に関する討論、審理、決定

1. 政府は、法律案、国会常務委員会令案、議決草案の提出について決定するため、審理し、集団討論し、多数決により評決する責任を有する。
2. 政府事務局は、討論のために政府に報告するため、法案、草案の基本的な諸内容、相互に異なる意見が残っている諸問題を準備する。
3. 法案、草案の性質及び内容に応じて、政府は、次の手順に従って、一回又は複数回の閣議において審理、討論することができる。
 - a) 起草主管機関の代表が法案、起草について説明する。
 - b) 政府事務局の代表が法案、草案について相互に異なる意見が残っている諸問題を陳述する。
 - c) 閣議に参列している機関、組織の代表が意見を発表する。
 - d) 政府が討論する。
4. 政府が法案、草案の提出を採択しない場合、政府首相は、法案、草案の再審理の時期を決める。閣僚の意見に基づき、起草主管機関は、関連機関、組織と協調して、法案、草案を整理する。

続行閣議において、政府は、次の手順に従って法案、草案について討論する。

 - a) 起草主管機関が整理した内容について政府に報告する。
 - b) 政府が法案、草案の提出について討論し、評決する。

第 40 条 政府提出でない法律案、国会常務委員会令案、議決草案に対する政府による付意見

1. 政府は、ほかの機関、組織、国会議員が提出した法律案、国会常務委員会令案、議決草案に対して、法案、草案の記録を受け取った日から二十日以内に、文書で意見を付す責任を有する。
2. 政府首相から意見の準備の割当てを受けた省、省同格機関は、主管し、司法省と協調して、意見を付すことが必要な諸内容を特定し、政府が審理、決定できるよう提出する。

第3節 法律案、国会常務委員会令案、議決草案の審査

第41条 国会の民族評議会及び各委員会による審査

1. 法律案、国会常務委員会令、決議草案は、国会、国会常務委員会に討論、付意見のため提出される前に、国会の民族評議会、関連委員会（以下併せて「審査機関」という）の審査を受けなければならない。
国会の民族評議会、委員会は、自身が担当する分野に属する法案、草案、国会、国会常務委員会によって委ねられたその他の法案、草案の審査を主管し；国会のほかの機関が審査を主管する法案、草案の審査に国会常務委員会の割当てに従って参加する責任を有する。
2. 起草主管機関は、審査への参加を割り当てられた機関の代表を審査会議に参列するよう招待し、法案、草案の当該機関が担当する分野に関連する内容、法案、草案の内容に属するその他の諸問題について意見を発表できるようにする責任を有する。
3. 審査主管機関は、関連機関、組織の代表、各専門家、科学者及び文書の直接の影響を受ける対象の代表を自身が組織する会合に参列するよう招待し、法案、草案の内容に関連する諸問題について意見を発表することができるようにすることができる。
4. 審査機関は、法案、草案を提出した機関、組織、国会議員に法案、草案の内容に関連する諸問題について報告するよう要求し；自ら又は起草主管機関、組織と共に法案、草案の内容に属する諸問題について討論会、実情調査を組織する権利を有する。

第42条 審査のため送付される法律案、国会常務委員会令案、議決草案の記録及び記録の送付期限

1. 審査する法律案、国会常務委員会令案、議決草案の記録は、次のものからなる。
 - a) 法案、草案に関する国会、国会常務委員会の紹介文書
 - b) 文書の草案
 - c) 法案、草案に関する詳細説明文書及び文書の草案の影響評価報告書
 - d) 政府提出の法案、草案に対する査定報告；政府提出でない法案、草案に対する政府の意見；法案、草案に対して提出された意見を総合する文書
 - d) 法案、草案の主要な内容に関連する法令の施行に関する総括、社会関係の実情評価の報告
 - e) その他の資料（あれば）
2. 国会常務委員会に提出する法案、草案については、遅くとも国会常務委員会の会議が始まる二十日前までに、法案、草案を提出する機関、組織、国会議員は、本条1項が規定する記録を審査の進行のため審査主管機関、審査参加機関に送付しなければならない。

国会に提出する法案、草案については、遅くとも国会の会期が開幕する三十日前までに、法案、草案を提出する機関、組織、国会議員は、本条1項が規定する記録を審査の進行のため審査主管機関、審査参加機関に送付しなければならない。

第43条 審査の内容

審査機関は、次の主要な事項に焦点を当てて審査を進行する。

1. 文書の調整範囲、対象
2. 文書の草案の内容及び相互に異なる意見が残っている諸問題
3. 文書の草案の内容と党の路線、方針、政策、憲法、法律との整合性及び文書の草案の法体系との統一性
4. 文書の草案の各規定の施行可能性

第44条 審査の方式

1. 審査主管機関は、審査のため全体会議を組織しなければならない。国会が国会常務委員会に意見を付すよう提出する法律案、議決草案については、予備審査のため評議会の常任委員、委員会の常任委員による会議を組織することができる。
2. 法律案、国会常務委員会令案、議決草案が複数の機関により共同審査される場合、審査は次のいずれかの方式により進行することができる。
 - a) 審査主管機関が、審査参加機関の代表者が参加する審査会議を組織する。
 - b) 審査主管機関が、審査参加機関の常任委員と共に審査会議を組織する。

第45条 審査報告

1. 審査報告は、本法43条が規定する審査内容に属する諸問題について審査機関の観点を明確に表し、修正、補充が必要な諸内容を提起⁷²しなければならない。
2. 審査報告は、審査主管機関の構成員の意見を十分反映しなければならない。同時に各審査参加機関の意見を反映しなければならない。

第46条 法律案、国会常務委員会令案、議決草案の合憲性、合法性、法体系との統一性を保証するための審査における法令委員会の責任

1. 法令委員会は、国会のほかの機関が審査を主管する法律案、国会常務委員会令案、議決草案の合憲性、合法性、法体系との統一性を保証するため、国会、国会常務委員会に審理、採択のため提出する前に審査に参加する責任を有する。
2. 法令委員会は、委員会の常任委員会議又は委員会の全体会議を組織して審査において付す意見を準備し、審査主管機関の審査会議に参列する委員会の代表を選出する。
3. 法案、草案の合憲性、合法性、法体系との統一性を保証するために審査に参加する内容は、次のものを含む。
 - a) 国会の法律、議決の草案中の規定と憲法の規定との整合性；国会常務委員会の法令、議決の草案中の規定と憲法、国会の法律、議決との整合性
 - b) 国会の法律、議決の草案中の規定と国会の法律、議決との間の内容の統一性；国会常務委員会の法令、議決の草案中の規定と国会常務委員会の法令、議決との間の統一性；法律、国会常務委員会令、議決の草案中の各規定の間の統一性；文書の技術に関する統一性
4. 本法42条の規定に基づき記録を送付するときは、法案、草案を提出する機関、

⁷²「提起」は、原文では“dè xuát”である。

組織、国会議員は、同時に法令委員会にも記録を送付しなければならない。

第 47 条 法律案、国会常務委員会令案、議決草案中の両性の平等に関する問題の撤廃⁷³に関する審査における社会問題委員会の責任

1. 社会問題委員会は、法案、草案が両性の平等に関連する内容を有するときは、国会のほかの機関が審査を主管する法律案、国会常務委員会令案、議決草案の両性の平等に関する問題の撤廃について審査に参加する責任を有する。
2. 社会問題委員会は、委員会の常任委員会議又は委員会の全体会議を組織し、審査において付す意見を準備し、審査主管機関の審査会議に参列する委員会の代表を選出する。
3. 法案、草案の両性の平等に関する問題の撤廃に関する審査の内容は、両性の平等に関する法律 22 条 2 項の規定に従って行われる。
4. 本法 42 条 2 項の規定に従って記録を送付するときは、法案、草案を提出する機関、組織、国会議員は、同時に社会問題委員会にも記録を送付しなければならない。

第 4 節 国会の法律案、議決草案に関する国会常務委員会による審理、付意見

第 48 条 国会の法律案、議決草案に関する国会常務委員会による審理、付意見の期限

遅くとも国会常務委員会の会議が始まる七日前までに、国会の法律案、議決草案を提出する機関、組織、国会議員は、本法 42 条 1 項が規定する記録を付意見のため国会常務委員会に送付しなければならない。文書の草案、法案、草案に関する紹介文書及び審査報告は、国会のウェブサイトに登載される。

第 49 条 国会の法律案、議決草案に関する国会常務委員会による審理、付意見の手順

1. 国会の法律案、議決草案の性質及び内容に応じて、国会常務委員会は、一回又は複数回審理し、意見を付すことができる。
2. 国会常務委員会は、次の手順に従って審理し、意見を付す。
 - a) 法案、草案を提出した機関、組織の代表、国会議員が法案、草案の基本的な内容について説明する。
 - b) 審査主管機関の代表が審査報告を陳述し、国会に提示して集中的に討論すべき諸問題を建議する。
 - c) 会議に参列している機関、組織の代表、個人が意見を発表する。
 - d) 国会常務委員会が討論する。
 - d) 会議の議長が結論する。

第 50 条 国会の法律案、議決草案の国会常務委員会の意見に基づく改善及び整理

1. 国会常務委員会の意見に基づき、国会の法律案、議決草案を提出した機関、組織、国会議員は、法案、草案を整理するため研究し、改善する責任を有する。

政府提出の法案、草案については、政府首相から提出について委任を受けた者が、法案、草案を整理するために研究、改善を組織する責任を有する。ただし、審理、決定のため政府首相に報告する必要がある場合を除く。

⁷³ 「問題の撤廃」は、原文では“lông ghép vãn dè”である。

2. 国会の法律案，議決草案を提出した機関，組織，国会議員が国会常務委員会の意見と異なる意見を有する場合，審理，決定のため国会に報告する。

第5節 法案，国会常務委員会令案，議決草案に関する討論，改善，整理及び採択

第51条 法律案，国会常務委員会令案，議決草案の審理，採択

1. 国会は，国会の一つ又は二つの会期において法律案，議決草案を審理し，採択する。

会期において国会に審理，付意見のため提出される法案，草案及び国会に審理，採択のため提出される法案，草案については，遅くとも国会の会期が開幕する二十日前までに，法案，草案の記録を国会議員に送付しなければならない。

前の会期における国会議員の意見に基づき改善，整理され，次の会期において審理，採択のため提出される法案，草案については，遅くとも会期が開幕する四十五日前までに，国会常務委員会が国会議員，国会議員団，国会の民族評議会及び各委員会に意見聴取のため送付する責任を有する。

国会議員団，国会の民族評議会の常任委員，委員会の常任委員は，討論を組織し，文書により意見を表明し，遅くとも国会の会期が開幕する二十日前までに，国会事務局に送付する責任を有する。

2. 国会常務委員会は，国会常務委員会の一回又は二回の会議において国会常務委員会令案，議決草案を審理，採択する。

遅くとも国会常務委員会の会議が始まる二十日前までに，法案，草案の記録を国会常務委員会の各構成員に送付しなければならない。

3. 国会，国会常務委員会に提出する法案，草案の記録は，本法42条1項が規定する各資料及び法案，草案に関する審査報告からなる。

文書の草案，法案，草案に関する紹介文書及び審査報告は，国会のウェブサイトに登載される。

第52条 法律案，議決草案の国会の一つの会期における審理，採択の手順

国会は，一つの会期において，次の手順に従って法律案，議決草案を審理，採択する。

1. 法案，草案を提出した機関，組織の代表，国会議員が法案，草案について説明する。
2. 審査主管機関の代表が審査報告を陳述する。
3. 国会が本会議において法案，草案の基本的な諸内容，相互に異なる意見が残っている大きな諸問題について討論する。本会議における討論の前に，法案，草案を国会議員の班において討論することができる。
4. 討論の過程で，法案，草案を提出した機関，組織の代表，国会議員は，国会議員が言及した法案，草案に関連する諸問題について解説する。
5. 法案，草案の重要な諸問題，相互に異なる意見が残っている大きな諸問題については，国会は，国会常務委員会の提議に基づき評決を行う。

審査主管機関は，主管し，法案，草案を提出した機関，組織，国会議員，会期の書記団及び関連機関，組織と協調して，国会常務委員会が評決のため国会に提示すべき法案，草案の内容に属する諸問題を特定するのを補佐する。

6. 法案，草案が国会で討論され，意見を付された後，国会常務委員会は，次の手順に従って草案の研究，改善，整理を指導，組織する。

- a) 審理主管機関の常任委員が主管し、法案、草案を提出した機関、組織、国会議員、法令委員会、司法省及び関連機関、組織と協調して、草案を研究、改善、整理し、改善、整理の解説報告を作成して国会常務委員会に提出する。
 - b) 遅くとも採択の評決の五日前までに、草案は、文書の技術的な面について精査⁷⁴し、完成させるため、法令委員会の常任委員に送付される。法令委員会の常任委員は、主管し、審査主管機関、法案、草案を提出した機関、組織の代表、国会議員と協調して、法案、草案の合憲性、合法性及び法体系との統一性を保証するため、精査を組織する。
7. 国会常務委員会は、草案の改善、整理の解説について国会に報告する。法案、草案を提出した機関、組織、国会議員が草案中の整理された内容について異なる意見を有する場合、当該意見は報告の中で明示される。
 8. 国会は、草案の採択を評決する。相互に異なる意見がある問題が依然として残っている場合、国会は、草案の採択を評決する前に、当該問題について国会常務委員会の提議に基づき評決する。
 9. 国会議長は、国会の法律、議決に認証署名⁷⁵する。
草案が採択されなかった又は一部のみ採択された場合、草案の整理及び採択は、本法 53 条 2 項及び 3 項の規定に従って行われる。

第 53 条 法律案、議決草案の国会の二つの会期における審理、採択の手順

国会は、二つの会期において、次の手順に従って法律案、議決草案を審理、採択する。

1. 第一会期において、
 - a) 法案、草案を提出した機関、組織の代表が法案、草案について説明する。
 - b) 審査主管機関の代表が審査報告を陳述する。
 - c) 国会が本会議において法案、草案の基本的な諸内容、相互に異なる意見が残っている大きな諸問題について討論する。本会議における討論の前に、法案、草案を国会議員の班において討論することができる。
討論の過程で、法案、草案を提出した機関、組織の代表、国会議員は、国会議員が言及した法案、草案に関連する諸問題について解説する責任を有する。
 - d) 法案、草案の重要な諸問題、相互に異なる意見が残っている大きな諸問題については、国会は、国会常務委員会の提議に基づき評決を行う。
審査主管機関は、主管し、法案、草案を提出した機関、組織、国会議員、会期の書記団及び関連機関、組織と協調して、国会常務委員会が評決のため国会に提示すべき法案、草案の内容に属する諸問題を特定するのを補佐する。
- d) 国会常務委員会は、会期の書記団を指導して、国会議員の意見、評決の結果を総合し、整理のための基礎とする。
2. 国会の二つの会期の間の期間に、国会常務委員会は、次の手順に従って、草案の研究、改善、整理を指導し、組織する。
 - a) 審査主管機関の常任委員は、主管し、法案、草案を提出した機関、組織、国会議員、法令委員会、司法省及び関連機関、組織と協調して、草案を研究、改善、整理し、草案の改善、整理の解説報告の草案を作成する。審査主管機関は、常任委員会議又は全体会議を組織し、改善、整理の解説報告の草案及び整理された文書の草案について討論する。

⁷⁴ 「精査」は、原文では“rà soát”である。

⁷⁵ 「認証署名」は、原文では“ký chứng thực”である。

- b) 国会常務委員会は、改善、整理の解説報告及び整理された文書の草案について審理、討論する。
 - c) 国会常務委員会は、整理された草案を送付し、国会議員、国会議員団、国会の民族評議会及び各委員会の意見を聴取する。
 - d) 審査主管機関は、草案を研究、改善、整理し、草案の改善、整理の解説報告を完成させるため、国会、国会議員団、国会の民族評議会及び各委員会の意見を総合し、国会常務委員会に提出する。
3. 第二会期において、
- a) 国会常務委員会の代表が草案の改善、整理の解説報告を陳述する。法案、草案を提出した機関、組織、国会議員が草案中の整理された内容について異なる意見を有している場合、当該意見は報告の中で明示される。
 - b) 国会が法案、草案の相互に異なる意見が残っている諸内容について討論する。
 - c) 国会常務委員会は、草案の研究、改善、整理を指導し、組織する。
 - d) 遅くとも採択の評決の五日前までに、草案は、文書の技術的な面について精査し、完成させるため、法令委員会の常任委員に送付される。法令委員会の常任委員は、主管し、審査主管機関、法案、草案を提出した機関、組織の代表、国会議員と協調して、法案、草案の合憲性、合法性及び法体系との統一性を保証するため、精査を組織する。
 - d) 国会は、草案の採択を評決する。相互に異なる意見がある問題が依然として残っている場合、国会は、草案の採択を評決する前に、当該問題について国会常務委員会の提議に基づき評決する。
 - e) 国会議長は、国会の法律、議決に認証署名する。
草案が採択されなかった又は一部のみ採択された場合、続行会期における審理、採択については、国会常務委員会の提議に基づき国会が決定するところによる。

第 54 条 国会常務委員会の国会常務委員会令案、議決草案の審理、採択の手順

1. 国会常務委員会は、一回の会議において、次の手順に従って国会常務委員会令、議決草案を審理、採択する。
 - a) 法案、草案を提出した機関、組織の代表、国会議員が法案、草案について説明する。
 - b) 審査主管機関の代表が審査報告を陳述する。
 - c) 会議に参列するよう招待された機関、組織の代表、個人が意見を発表する。
 - d) 国会常務委員会が討論し、会議の議長が結論する。
 - d) 審査主管機関の常任委員は、主管し、法案、草案を提出した機関、組織、国会議員、法令委員会、司法省及び関連機関、組織と協調して、草案を研究、改善、整理する。
 - e) 遅くとも採択の評決の三日前までに、草案は、文書の技術的な面について精査し、完成させるため、法令委員会の常任委員に送付される。法令委員会の常任委員は、主管し、審査主管機関、法案、草案を提出した機関、組織の代表、国会議員と協調して、法案、草案の合憲性、合法性及び法体系との統一性を保証するため、精査を組織する。
 - g) 審査主管機関の代表は、草案の改善、整理について国会常務委員会に報告する。法案、草案を提出した機関、組織、国会議員が草案中の整理された内容について異なる意見を有する場合、当該意見は報告の中で明示される。

- h) 国会常務委員会は、草案の採択を評決する。相互に異なる意見がある問題が依然として残っている場合、国会常務委員会は、草案の採択を評決する前に、当該問題について会議の議長の提議に基づき評決する。
 - i) 国会議長は、国会常務委員会の法令、議決に署名する。
2. 国会常務委員会は、二回の会議において、次の手順に従って国会常務委員会令案、議決草案を審理、採択する。
- a) 第一会議において、本条1項 a, b, c 及び d 号が規定する手順に従って、陳述、討論が行われる。国会常務委員会は、整理のための基礎とするため、審査主管機関の提議に基づき法案、草案のいくつかの問題について討論、評決する
 - b) 二回の会議の間の期間に、審査主管機関の常任委員は、主管し、法案、草案を提出した機関、組織、国会議員、法令委員会、司法省及び関連機関、組織と協調して、国会常務委員会の指導に従って草案を研究、改善、整理する。
 - c) 遅くとも採択の評決の三日前までに、草案は、文書の技術的な面について精査し、完成させるため、法令委員会の常任委員に送付される。法令委員会の常任委員は、主管し、審査主管機関、法案、草案を提出した機関、組織の代表、国会議員と協調して、法案、草案の合憲性、合法性及び法体系との統一性を保証するため、精査を組織する。
 - d) 第二会議において、審査主管機関は、草案の整理について国会常務委員会に報告する。法案、草案を提出した機関、組織、国会議員が草案中の整理された内容について異なる意見を有する場合、当該意見は報告の中で明示される。
 - d) 国会常務委員会は、草案の採択を評決する。相互に異なる意見がある問題が依然として残っている場合、国会常務委員会は、草案の採択を評決する前に、当該問題について会議の議長の提議に基づき評決する。
 - e) 国会議長は、国会常務委員会の法令、議決に署名する。

第 55 条 採択のため国会、国会常務委員会に提出する法律案、国会常務委員会令案、議決案の記録

採択のため国会、国会常務委員会に提出する法律案、国会常務委員会令案、議決案の記録は、次のものからなる。

1. 草案の解説、整理の解説報告
2. 整理された草案

第 56 条 国会、国会法令委員会の法律、法令、議決の採択の日

国会、国会常務委員会の法律、法令、議決の採択の日は、国会、国会常務委員会が当該法律、法令、議決の採択を評決した日である。

第 6 節 国会、国会常務委員会の法規範文書の公布

第 57 条 法律、国会常務委員会令、議決の公布

1. 国家主席は、遅くとも法律、国会常務委員会令、議決が採択された日から十五日以内に、国会の法律、議決、国会常務委員会の法令、議決を公布するための令を発行する。
2. 国会常務委員会により採択されたが、国家主席が憲法 103 条 7 項⁷⁶の規定に基づき国会常務委員会に再審理を提議した国会常務委員会令、議決については、国会

⁷⁶2013 年憲法では 88 条 1 項に規定されているが、本条は未だ改正されていない。

常務委員会は、国家主席が意見を有する諸問題について再審理する。当該国会常務委員会令、議決が国会常務委員会で依然として賛成評決されたが、国家主席が依然として賛同しないときは、国家主席は決定のため最も近い会期において国会に提出する。これらの場合、公布の期限は遅くとも国会常務委員会が再採択した日又は国会が決定した日から十日以内である。

第IV章 国家主席の法規範文書の制定、発行

第58条 国家主席の令、決定の制定、発行

1. 国家主席は、自ら又は政府、最高人民裁判所、最高人民検察院の提議に基づき、令、決定の草案を起草する機関を決定する。
2. 起草機関は、令、決定の草案の研究、起草を組織する。
3. 令、決定の草案の内容に応じて、国家主席は、全文の起草機関のウェブページへの掲載を決定する。草案の掲載は、機関、組織及び個人が意見を付すことができるよう少なくとも六十日間行わなければならない。
4. 起草機関は、令、決定の草案を整理するため、機関、組織、個人の意見を研究、吸収し、国家主席に報告する責任を有する。
5. 国家主席は、令、決定を審理し、発行署名⁷⁷する。

第V章 政府、政府首相、大臣、省同格機関の首長の法規範文書の制定、発行

第59条 議定の制定計画の作成

1. 政府事務局は、主管し、司法省及び関連機関と協調して、各省、省同格機関、政府所属機関、機関、組織、個人の提議に基づき、政府の毎年の議定の制定計画の原案を作成する。
議定の制定の提議は、発行の必要性、文書の内容、基本的な政策及び予備影響評価の報告を明示しなければならない。
2. 必要な場合、政府事務局は、主管し、司法省と協調して、政府の議定の制定の提議について審理するため、関連する機関、組織の代表が参加する会合を組織する。
議定の制定を提議した機関、組織は、代表を選出して自身の提議に関連する諸問題について説明する。
3. 政府事務局は、政府の議定の制定計画の原案を作成し、各省、省同格機関、政府所属機関に送付して意見を聴取すると同時に、機関、組織、個人が意見を付すことができるよう計画の原案を政府のウェブサイトに掲載する。
4. 政府は、毎年の議定の制定計画を採択する。政府首相は、省、省同格機関、政府所属機関に議定草案の起草の主管を割り当てる。

第60条 議定の起草委員会

1. 起草主管機関は、議定の起草委員会を設立する。起草委員会は、起草委員長である起草主管機関の代表及び各委員である査定機関の代表、関連機関、組織の代表、各専門家、科学者からなる。
起草委員会は、議定草案の起草の質及び進捗について起草主管機関に対して責任を負う。

⁷⁷ 「発行署名」は、原文では“ký ban hành”である。

起草委員長は、起草委員会を補佐し、起草委員会による割当てに従った任務を実現するため、編集班を設立する。

2. 起草委員会は、次の任務を有する。
 - a) 議定草案の要綱を審理、採択する。
 - b) 議定草案の基本的な諸問題、内容、各省、省同格機関、政府所属機関の間で相互に異なる意見が残っている諸問題を討論する。
 - c) 査定機関の意見及び機関、組織、個人が付した意見に基づき改善、整理が必要な諸内容について討論する。
 - d) 文書草案の規定と党の路線、政策、国会の憲法、法律、議決、国会常務委員会の法令、議決との整合性を保証する。草案の法体系との統一性を保証する。文書の施行可能性を保証する。
3. 起草委員会の討論意見を基礎として、起草委員長は、編集班を指導して議定草案を起草及び整理する。

第 61 条 起草主管機関の任務

1. 起草主管機関は、議定草案の内容、質及び起草の進捗について政府に対して責任を負う。
2. 起草主管機関は、次の任務を有する。
 - a) 草案に関連する現行の法令の施行状況を総括し、各法規範文書を評価する。草案の主要な内容に関連する社会関係の実情を調査、評価する。
 - b) 草案に関連する情報、資料及びヴェトナム社会主義共和国が加盟している国際条約の研究を組織する。
 - c) 草案に関する意見聴取、研究、改善、整理を組織する。草案に関する紹介文書、収集した意見の吸収の解説報告、文書草案の影響評価報告書を作成し、これらの資料を政府又は起草主管機関のウェブサイトに登載する。
 - d) 起草委員会及び編集班の活動条件を保証する。

第 62 条 議定草案に対する意見の聴取

1. 議定草案を起草する過程で、起草主管機関は、省、省同格機関、政府所属機関、文書の直接の影響を受ける各対象の意見を聴取しなければならない。意見の要請が必要な諸問題を記載し、意見を受領する住所を具体的に確定するものとする。草案の全文を政府又は起草主管機関のウェブサイトになくとも六十日間登載し、機関、組織、個人が意見を提出できるようにする。
2. 草案に関する意見聴取は、直接意見を聴取する、意見を収集するため草案を送付する、討論会を組織する形式により、又は政府、起草主管機関、組織のウェブサイト若しくは各マスメディアを通じて行うことができる。
3. 起草主管機関は、提出された意見を総合、研究、吸収する責任を有する。

第 63 条 議定草案の査定

1. 司法省は、政府に提出する前に議定草案を査定する責任を有する。

複雑な内容、複数の部門、分野に関係する内容を有する又は司法省が起草を主管する議定草案については、司法大臣は、関連機関の代表、各専門家、科学者からなる査定評議会を設立する。
2. 査定のために送付される記録は、次のものからなる。
 - a) 議定草案に関する政府の紹介文書

- b) 議定草案
 - c) 文書の草案の詳細説明文書及び影響評価報告書
 - d) 機関、組織、個人及び文書の直接の影響を受ける対象の意見を総合する文書；省、省同格機関、政府所属機関の意見の写し；表明された意見の吸収に関する解説報告
 - d) その他の資料（あれば）
3. 議定草案の査定の内容については、本法 36 条 3 項の規定に従う。
 4. 必要な場合、査定機関は、起草主管機関に議定草案の内容に属する諸問題について報告を要求し；自ら又は起草主管機関と共に議定草案の内容に属する諸問題に関する実情調査を組織することができる。起草主管機関は、議定草案の査定作業のため情報、資料を提供する責任を有する。
 5. 査定報告は、遅くとも査定機関が査定のため記録の送付を受けた日から十五日以内に、起草主管機関に送付されなければならない。
 6. 起草主管機関は、査定意見を研究し、議定草案を整理して政府に提出する。

第 64 条 政府に提出される議定草案の記録

1. 議定草案に関する政府の紹介文書
2. 査定機関の意見及び機関、組織、個人の意見を吸収した後の議定草案
3. 審査意見の吸収及び機関、組織、個人の意見の吸収の解説報告
4. 議決草案の詳細説明文書及び影響評価報告書
5. 機関、組織、個人の意見を総合する文書
6. その他の資料（あれば）

第 65 条 政府への提出前の議定草案の整理、完成

議定草案の内容に属する大きな諸問題について各省、省同格機関、政府所属機関の間で相互に異なる意見が残っている場合、政府事務局の官房長官は、起草主管機関、司法省を領導する代表、関連する各省、省同格機関、政府所属機関を領導する代表を含む会合を招集し、政府に審理、決定のため提出する前に解決する。本会合の意見に基づき、起草主管機関は、関連機関と協調して草案の整理を継続し、完成させて政府に提出する。

第 66 条 議定草案の審理、採択の手順

議定草案の性質及び内容に応じて、政府は、一回又は二回の閣議において、次の手順に従って審理、採択することができる。

1. 起草主管機関の代表が草案について説明する。
2. 政府事務局の代表が、討論が必要な諸問題について述べる。
3. 閣議に参列している機関、組織の代表が意見を発表する。
4. 政府が討論する。

起草主管機関は、司法省、政府事務局及び関連機関と協調して、政府の意見に基づいて草案を整理する。

5. 政府が議定草案の採択を評決する。

議定が採択されなかった場合、政府首相は、整理が必要な事項について指導し、草案の再提出の時期を決めると同時に、起草主管機関に草案を完成させて政府に審理、採択のため提出させる。

6. 政府首相が議定に署名する。

第 67 条 政府首相の決定の制定，発行

1. 省，省同格機関，政府所属機関は，政府首相の割当てに従い，政府首相の決定の草案を起草する責任を有する。
2. 起草機関は，政府首相の決定の草案全文を政府又は起草機関のウェブサイトになくとも六十日間掲載し，機関，組織，個人が意見を付すことができるようにする責任を有する。
3. 司法省は，本法 36 条 3 項が規定する査定の内容に従い，政府首相の決定の草案を査定する責任を有する。査定報告は，遅くとも査定のため記録の送付を受けた日から十日以内に起草機関に送付されなければならない。
4. 起草機関は，査定機関の意見，機関，組織，個人の意見を研究し，草案を整理し，政府首相に報告する責任を有する。

第 68 条 大臣，省同格機関の首長の通達の制定，発行

1. 通達の草案は，大臣，省同格機関の首長から割当て及び指導を受けた省，省同格機関直属の単位⁷⁸が起草する。
2. 通達の草案は，発行機関のウェブサイトに少なくとも六十日間掲載され，機関，組織，個人が意見を付すことができるようにする。
草案の性質及び内容に応じて，通達の草案は，意見聴取のため関連する省，省同格機関，政府所属機関に送付される。
3. 省，省同格機関の法制組織⁷⁹は，文書の草案を本法 36 条 3 項が規定する内容に従って査定する責任を有する。
4. 起草を割り当てられた単位は，主管し，関連単位と協調して，査定意見及び機関，組織，個人の意見を研究，吸収して，草案を整理し，大臣，省同格機関の首長に報告する。
5. 大臣，省同格機関の首長は，通達を審理し，発行署名する。

第 VI 章 最高人民裁判所裁判官評議会，最高人民裁判所長官， 最高人民検察院長官，国家会計検査院長官の法規範文書の制定，発行

第 69 条 最高人民裁判所裁判官評議会の議決の制定，発行

1. 最高人民裁判所裁判官評議会の議決の草案は，最高人民裁判所長官が起草を組織，指導するところによる。
2. 議決草案は，最高人民裁判所のウェブサイトに少なくとも六十日間掲載され，機関，組織，個人が意見を付すことができるようにする。
草案の性質及び内容に応じて，最高人民裁判所長官は，最高人民検察院，司法省，地方の人民裁判所，軍事裁判所及び関連機関，組織の意見を聴取するため，草案の送付を決定する。
3. 最高人民裁判所長官は，議決草案に対して表明された意見の吸収を指導する。
4. 議決草案は，最高人民検察院長官及び司法大臣が参列する最高人民裁判所裁判官評議会の会議において討論される。
5. 最高人民裁判所裁判官評議会は，草案の採択を評決する。

⁷⁸ 「単位」は，原文では“đơn vị”である。

⁷⁹ 「法制組織」は，原文では“tổ chức pháp chế”である。

最高人民検察院長官、司法大臣は、最高人民裁判所裁判官評議会の議決に賛同しない場合、国会常務委員会が最も近い会議において審理し、意見を付すことができるよう、国会常務委員会に報告する権利を有する。

6. 最高人民裁判所長官は、最高人民裁判所裁判官評議会の議決に署名する。

第70条 最高人民裁判所長官の通達の制定、発行

1. 最高人民裁判所長官の通達の草案は、最高人民裁判所長官が起草を組織、指導するところによる。

2. 通達草案は、最高人民裁判所のウェブサイトになくとも六十日間掲載され、機関、組織、個人が意見を付すことができるようにする。

草案の性質及び内容に応じて、最高人民裁判所長官は、地方の人民裁判所、軍事裁判所及び関連機関、組織の意見を聴取するため、草案の送付を決定する。

3. 最高人民裁判所長官の通達の草案は、最高人民裁判所裁判官評議会によって討論され、意見を付される。

4. 最高人民裁判所長官は、意見の吸収を指導し、通達を審理して発行署名する。

第71条 最高人民検察院長官の通達の制定、発行

1. 最高人民検察院長官の通達の草案は、最高人民検察院長官が起草を組織、指導するところによる。

2. 通達草案は、最高人民検察院のウェブサイトになくとも六十日間掲載され、機関、組織、個人が意見を付すことができるようにする。

草案の性質及び内容に応じて、最高人民検察院長官は、地方の人民検察院、軍事検察院及び関連機関、組織の意見を聴取するため、草案の送付を決定する。

3. 最高人民検察院の通達の草案は、最高人民検察院の検察委員会によって討論され、意見を付される。

4. 最高人民検察院長官は、意見の吸収を指導し、通達を審理して発行署名する。

第72条 国家会計検査院長官の決定の制定、発行

1. 国家会計検査院長官の決定の草案は、国家会計検査院長官が起草を組織、指導するところによる。

2. 決定草案は、国家会計検査院のウェブサイトになくとも六十日間掲載され、機関、組織、個人が意見を付すことができるようにする。

3. 草案の性質及び内容に応じて、国家会計検査院長官は、関連機関、組織の意見を聴取するため、草案の送付を決定する。

4. 国家会計検査院長官は、意見の吸収を指導し、決定を審理して発行署名する。

第VII章 合同法規範文書の制定、発行

第73条 合同議決の制定、発行

1. 国会常務委員会又は政府と政治社会組織の中央機関の間の合同議決の草案は、国会常務委員会又は政府が起草主管機関を割り当てるところによる。

2. 起草主管機関は、草案の起草を組織する責任を有する。

3. 草案は、起草主管機関のウェブサイトになくとも六十日間掲載され、機関、組織、個人が意見を付すことができるようにする。

3. 政府の議定の草案，政府首相の決定の草案に対する査定報告；国会の法律案，議決草案，国会常務委員会の法令案，議決草案に対する審査報告

第 77 条 簡略な手順，手続による法規範文書の法案，草案の審理，採択

本法 75 条 1 項に規定される場合，国会は，文書の法案，草案を一つの会期において審理，採択する。国会常務委員会，政府は，文書の法案，草案を一回の会議，閣議において審理，採択する。

第 IX 章 法規範文書の効力，法規範文書の適用，公開原則

第 78 条 法規範文書が効力を生ずる時点及び公報への登載

1. 法規範文書が効力を生ずる時点は，公布又は発行署名の日から四十五日を超えない範囲で，文書中で規定される。

法規範文書が緊急状態における各施行措置を規定する場合，文書が災害，伝染病の予防，対応の要求に遅滞なく応えるために発行される場合，公布又は発行署名の日から効力を生じさせることができるが，発行機関のウェブサイトに直ちに登載されなければならない，マスメディアによって報道されなければならない。ヴェトナム社会主義共和国公報（以下「公報」という）への登載は，遅くとも公布又は発行署名の日から二営業日後である。

2. 法規範文書は，公報に登載されなければならない。公報に登載されない法規範文書は，施行効力を有しない。ただし，文書が国の秘密に属する内容を有する場合及び本条 1 項後段に規定される各場合を除く。

遅くとも公布又は発行署名の日から二営業日以内に，法規範文書を発行した機関は，文書を公報に登載するため公報機関に送付する。

公報機関は，遅くとも文書を受け取った日から十五日以内に，法規範文書の全文を公報に登載する責任を有する。

公報に登載された法規範文書は，正式文書であり，原本と同様の価値を有する。

政府は，公報について具体的に規定する。

第 79 条 法規範文書の遡及的効力

1. 必要な場合にのみ，新たな法規範文書に遡及的効力を規定することができる。
2. 次の各場合については，遡及的効力を規定することはできない。
 - a) 当該行為を行った時点では法令が法的責任を規定していなかった行為について新たに法的責任を規定する。
 - b) より重い法的責任を規定する。

第 80 条 法規範文書の効力停止

1. 法規範文書が施行を停止されたときは，権限を有する国家機関の処理決定があるまで効力が停止される。権限を有する国家機関が廃止決定を下したときは，文書の効力は終了する。廃止しないときは，文書は引続き効力を有する。
2. 文書の効力停止，効力継続又は文書の効力終了の時点は，管轄を有する国家機関の法規範文書の施行停止決定，処理決定の中で明確に決定されなければならない。
3. 法規範文書の施行停止決定，処理決定は，公報に登載され，各マスメディアによって報道されなければならない。

第 81 条 法規正文書の効力が終了する場合

法規正文書は、次の場合、全部又は一部の効力を終了する。

1. 文書中で規定された効力を有する期間が終了した。
2. 当該文書を発行した国家機関の新たな文書により修正、補充又は代替された。
3. 権限を有する国家機関の文書により廃止又は破棄された。

第 82 条 適用の場所及び対象に関する効力

各中央国家機関の法規正文書は、全国の範囲で効力を有し、すべての機関、組織、個人に対して適用される。ただし、文書が異なる規定を有する場合、ヴェトナム社会主義共和国が加盟している国際条約が異なる規定を有する場合を除く。

第 83 条 法規正文書の適用

1. 法規正文書は、効力を有し始めた時点から適用される。
法規正文書は、当該文書が効力を有する期間中に発生した行為に対して適用される。文書が遡及的効力を有する場合、当該規定に従って適用される。
2. 各法規正文書が同一の問題について相互に異なる規定を有する場合、より高い法的効力を有する文書を適用する。
3. 同一の機関が発行した各法規正文書が同一の問題について相互に異なる規定を有する場合、後に発行された文書の規定を適用する。
4. 新たな法規正文書が、文書が効力を生ずる日の前に発生した行為に対して法的責任を規定していない場合、又はより軽い法的責任を規定している場合、新たな文書を適用する。

第 84 条 法規正文書の登載及び報道

法規正文書は、文書を発行した機関のウェブサイト遅くとも公布又は発行署名の日から二日以内に全文が登載され、マスメディアによって報道されなければならない。ただし、国の秘密に属する内容を有する文書を除く。

第 X 章 法律、法令の解釈

第 85 条 法律、国会常務委員会令の解釈権限

国会常務委員会は、法律、国会常務委員会令を解釈する。

憲法 87 条に規定される機関、組織、国会議員は、国会常務委員会に法律、国会常務委員会令の解釈を提議する権利を有する。国会常務委員会は、解釈について審理し、決定する。

第 86 条 法律、国会常務委員会令の解釈議決草案の制定、発行

1. 解釈が必要な問題の性質、内容に応じて、国会常務委員会は、政府、最高人民裁判所、最高人民検察院、国会の民族評議会、委員会に法律、国会常務委員会令の解釈議決草案の起草を委ね、国会常務委員会に提出させる。
国会常務委員会は、国会の民族評議会又は委員会に解釈議決草案と解釈される文書の精神及び内容との整合性に関する審査を委ねる。
2. 国会常務委員会は、次の手順に従って、法律、国会常務委員会令の解釈議決草案を審理、採択する。
 - a) 解釈を提議した機関、組織の代表、国会議員が会議に参列するよう招待され、意見を陳述する。

- b) 解釈議決草案の準備を割り当てられた機関の代表が説明し、草案全文を読み上げる。
 - c) 審査機関の代表が審査報告を陳述する。
 - d) 会議に参列するよう招待された機関、組織、個人の代表が意見を発表する。
 - d) 国会常務委員会が討論する。
 - e) 会議の議長が結論する。
 - g) 国会常務委員会が評決する。
 - h) 国会議長が法律、国会常務委員会令の解釈議決に署名する。
3. 法律、国会常務委員会令の解釈議決は、公報に登載され、各マスメディアによって報道される。

第 XI 章 法規範文書の監察、検査、処理、文書の統合及び法規範文書体系の完成

第 87 条 法規範文書の監察、検査

法規範文書は、法令の規定に従って権限を有する国家機関により監察、検査されなければならない。

法規範文書の監察、検査は、誤った内容又は最早妥当でない内容を発見し、遅滞なく文書の一部又は全部を施行停止、修正、補充、廃止又は破棄し、同時に権限を有する機関に誤った文書を発行した機関、個人の責任の確定を建議するために進行される。

第 88 条 法規範文書の監察、検査の内容

1. 文書と憲法、国会の法律、議決及び上級国家機関の法規範文書との整合性
2. 文書の形式と当該文書の内容との整合性
3. 文書の内容と文書を発行した機関の権限との整合性
4. 同一の機関によって発行された現行の法規範文書と新たな法規範文書との統一性

第 89 条 法令に反する兆候のある法規範文書の監察、処理

1. 国会、国会常務委員会、国会の民族評議会、各委員会は、自身の任務、権限の範囲内で、法規範文書の発行を監察する。
2. 法規範文書発行の監察の権限、手順、手続、法令に反する兆候のある法規範文書の処理は、国会監察活動法の規定に従って行われる。

第 90 条 政府による検査、法令に反する兆候のある法規範文書の処理

1. 政府は、法規範文書を検査し、法令に反する兆候のある省、省同格機関の法規範文書を処理する。
2. 政府首相は、憲法、法律及び上級国家機関の法規範文書に反する大臣、省同格機関の首長の法規範文書の一部又は全部の破棄又は施行停止を審理し、決定する。
3. 司法省は、法規範文書の検査活動に関する国家管理の実施について政府に対して責任を負い、政府首相が検査し、法令に反する兆候のある省、省同格機関の文書を処理するのを補佐する。

第 91 条 大臣、省同格機関の首長による検査、法令に反する兆候のある法規範文書の処理

1. 大臣、省同格機関の首長は、自身の、及び自身が担当する部門、分野に関連する諸内容の省、省同格機関の法規範文書を検査する責任を有する。
自身が発行した法規範文書が法令に反するのを発見したときは、大臣、省同格機関の首長は、自ら破棄、修正、補充し、又は代替する別の法規範文書を発行する。
2. 部門、分野を管理する大臣、省同格機関の首長は、自身が担当する部門、分野に関する文書を発行した大臣、省同格機関の首長に対し、当該文書の一部又は全部の破棄又は施行停止を建議し、建議が是認されないときは、決定のため政府首相に上程する権利を有する。

第 92 条 法規範文書の統合

1. 法規範文書のいくつかの条を修正、補充する文書は、修正、補充される文書と技術的に統合される。
2. 法規範文書の統合は、国会常務委員会が規定するところによる。

第 93 条 法規範の精査、体系化、体系の法典

1. 国家機関は、自身の任務、権限の範囲内で、各法規範文書を常時精査し、定期的に体系化する責任を有する。規定が法令に反する、矛盾する、重複する、又は国土の発展状況と最早整合しないのを発見したときは、自ら又は権限を有する国家機関に建議して、遅滞なく修正、補充、代替、破棄又は施行停止する。
機関、組織及び公民は、権限を有する国家機関に法規範文書の修正、補充、代替、破棄又は施行停止の審理を提議する権利を有する。
2. 法規範は、精査、収集され、主題ごとに法典に整序される。
法規範の体系の法典は、国会常務委員会が規定するところによる。

第 XII 章 施行条項

第 94 条 法規範文書の制定経費

法規範文書の制定経費は、国の予算によって賄われる。

第 95 条 施行効力

1. 本法は、2009 年 1 月 1 日から施行効力を生じる。
本法は、1996 年法規範文書発行法及び 2002 年法規範文書発行法のいくつかの条を修正、補充する法律に代替する。
2. 本法が効力を生じる前に発行された、政府の議決；政府首相の指示⁸⁰；最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官、大臣、省同格機関の首長の決定、指示を含む法規範文書；大臣、省同格機関と政治社会組織の中央機関の間の合同文書は、ほかの法規範文書により破棄、廃止又は代替されるまで依然として効力を有する。

本法は、*ヴェトナム社会主義共和国 XII 期国会、第 3 会期 2008 年 6 月 3 日に採択された。*

国家主席
(署名済み)

Nguyễn Phú Trọng

⁸⁰ 「指示」は、原文では“chi thị”である

～ 国際研修 ～

第45回ベトナム法整備支援研修（破産法）

国際協力部教官

毛利友哉

第1 はじめに

2013年10月1日から同月12日にかけて（移動日を含む。）、別紙1のとおり、破産法をテーマとする第45回ベトナム法整備支援研修が実施された。

本研修は、ベトナム最高人民裁判所（Supreme People's Court）を対象とするもので、ダン・スワン・ダオ同裁判所経済法廷裁判長を団長とする10名の研修員（詳細は、別紙2を参照されたい。）を招いて実施された。

第2 背景

ベトナムは、1986年のドイモイ政策開始以降、市場経済化への移行を進めており、その一環として、民商事法分野を中心とする法制度の整備を進めてきている。法務総合研究所は、1994年にベトナムに対する法整備支援を開始し、1996年以降は、主に、独立行政法人国際協力機構¹（以下「JICA」という。）による技術協力プロジェクト²の枠組みに沿って、支援を継続している。

現在は、2011年4月にスタートした法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2が実施中である³。

¹ 当時は、特殊法人国際協力事業団。

² 法整備支援プロジェクト（フェーズ1：1996年～1999年、フェーズ2：2000年～2003年、フェーズ3：2003年～2007年）。法・司法制度改革支援プロジェクト（フェーズ1：2007年～2011年、フェーズ2：2011年～2015年〔予定〕）。

³ 概要は、以下のウェブサイト参照されたい。
<http://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/outline/index.html>

同プロジェクトは、最高人民裁判所等の中央司法関係機関⁴において、現場の実務に関する全国的なモニタリング・指導・助言・監督の能力を向上させること及び適正な裁判の基礎となる実体法・手続法・組織法等の法規範文書の草案を適切に作成することという成果を実現するため、各種活動を展開している。同活動の中に、最高人民裁判所が改正破産法⁵の最終草案を作成するためのセミナー等を開催することが挙げられており、本研修は、その活動の一環として実施されたものである⁶。

第3 研修の概要

1 本研修の目的等

本研修では、研修員に、我が国の破産・再生手続を理解してもらうこと及び上記理解に基づいてベトナムの破産法改正の方向性を検討してもらうことを目的として、別紙1のような研修日程を組んだ。

なお、本研修には、前記法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2の古庄順長期専門家（前大阪

⁴ 最高人民裁判所の他に、司法省、最高人民検察院（Supreme People's Procuracy）及びベトナム弁護士連合会（Vietnam Bar Federation）が含まれる。

⁵ 以下のウェブサイトにて、現行破産法の日本語訳が掲載されている。

<http://www.moj.go.jp/content/000111016.pdf>

⁶ なお、現行破産法制定時にも、法整備支援プロジェクトフェーズ2及び3による支援がなされている。この点については、丸山毅「ベトナム破産法の成立」（ICD NEWS 第17号4頁）を参照されたい。

地方裁判所判事補)に御帯同いただいた。⁷

以下、主な研修日程について、簡単に報告をさせていただきます。

2 破産手続及び手続の各段階で提出・作成される書類

当職が講師を務め、我が国の破産手続について導入講義を行った。講義では、ベトナムと我が国の破産手続の違いに触れつつ⁸、我が国の破産手続の大きな流れを理解してもらうことに努めた。また、手続の各段階において提出・作成される代表的な書類を取り上げ、記載事項等の説明を行い、多くの書類が書式化されていることも紹介した。

研修員は、我が国における破産事件の多くが合議体ではなく単独の裁判官により処理されている実情や、我が国の破産法では裁判所書記官に最後配当、簡易配当及び同意配当をすることについての許可の権限が付与されていること⁹に関心を示していた。

3 自由財産、免責及び個人再生

同志社大学法学部・大学院法学研究科の川嶋四郎教授¹⁰を講師にお迎えし、個人破産の基本構造、ベトナムには存在しない概念と思われる自由財産及び免責制度につき、御説明をいただいた。また、個人再生については、とりわけ詳細な講義資料を作成してくださるなど、研修員の復習の便宜や質疑応答時間の確保にも御配慮いただいた。

⁷ 本研修中、古庄専門家からは、大阪地方裁判所の破産・再生事件専門部における執務経験に基づいて、研修員の裁判実務に関する質問等に対し、数多くの有益な御意見をいただいた。

⁸ 例えば、ベトナムの破産法では、①再建型手続と清算型手続の双方が規定されていること、②基本的に、申立てから第1回債権者会議までの両者共通の手続の後に、再建型手続と清算型手続に分岐すること、③個人破産が認められておらず、免責制度も存在しないことなどが挙げられる。

⁹ 破産法195条2項、204条1項、208条1項参照。

¹⁰ 川嶋教授は、ベトナム最高人民裁判所を支援対象機関とする活動について長期専門家をサポートするベトナム裁判実務改善研究会(委員長:村上敬一元東京高等裁判所部総括判事)の委員も務められている。

研修員からは、同時廃止と異時廃止との違い、少額管財手続を機能させる前提条件、免責許可決定に対する不服申立手続、免責取消決定の要件や手続、同決定が破産債務に及ぼす影響、個人破産手続の予納金額と申立人が予納金を納められない場合の対応等、数多くの質問が寄せられた。

4 破産債権の種類、配当の順位及び破産における簡易手続

北浜法律事務所・外国法共同事業(当時)の山浦美紀弁護士に講師を務めていただいた。

山浦弁護士からは、詳細な講義資料に基づき、破産債権と財団債権、債権調査、配当手続及び簡易な手続について、御説明いただいた。また、御自身の破産管財人としての経験に照らした留意点の指摘やエピソードの紹介等もしていただいた。

質疑応答では、破産管財人が税理士の協力を得た場合の当該税理士の有する報酬債権の取扱い、労働者健康福祉機構による立替払制度の実情、破産債権の査定申立てを判断する裁判所と査定異議の訴えを判断する裁判所との関係、債権者集会の開催回数、債権者集会に債権者・債務者・破産管財人のそれぞれが出頭しなかった場合の効果等、実務的な関心に基づく質問が多数出された。



山浦弁護士による講義の様子

5 大阪高等・地方裁判所訪問

はじめに、大阪高等裁判所の永井敏雄長官及び大

阪地方裁判所の二本松利忠所長を表敬訪問させていただいた。

次に、大阪地方裁判所第6民事部の本多俊雄部総括判事をはじめとする裁判官や書記官の皆様から、同部の体制や取扱事件の概要、同時廃止事件処理の運用、債権者集会の運用上の工夫等について、関連施設（書記官室受付等）の見学も織り交ぜながら、丁寧な御説明をいただいた。

研修員は、裁判所書記官が破産事件処理において重要な役割を果たしていることに強い印象を受けたようであり、裁判官と書記官との連携に関する質問がなされた。また、大量の事件を適正迅速に処理するための運用上の工夫（書式やチェックリストの活用、債権者集会期日における裁判官と関係者との具体的やりとりなど）についての質問も数多く寄せられた。やや細かな質問も散見されたが、第6民事部の裁判官及び書記官の皆様は、どの質問にも丁寧に回答をしてくださり、研修員も感謝の言葉を述べていた。

6 破産管財人の権限及び破産管財業務の実情

共栄法律事務所の稲田正毅弁護士を講師にお迎えし、破産管財人の職務・権限・義務、破産管財人に対するコントロールと規制、費用と報酬、破産管財業務の実情、運用上のポイント等について、御説明いただいた。また、稲田弁護士からは、御自身が破産管財業務で使用されている書式等の一部を御紹介いただいたほか、我が国において破産管財人選任率が上昇している理由や個人破産だけでなく法人破産においても債権者申立事件の比率が極めて低い理由の分析等もしていただいた¹¹。

ベトナムは、我が国の破産管財人制度に強い関心

¹¹ 研修員によれば、ベトナムの破産事件の大半は債権者申立ての事件であり、申立人や裁判所は破産者の代表者の所在や破産者の財産の把握に苦労しており、このことが、ベトナムにおいて破産事件が円滑に処理されない一つの原因となっているとのことである。

を有しており、質疑応答では、破産財団から放棄した財産の帰属主体、破産債権者の実力行使に対する破産管財人の対応、破産管財人の任務懈怠行為と民事上・刑事上の責任、破産管財人が事前に裁判所の許可を得る必要がある行為等について質問がなされた。

7 破産管財人事務所の業務等

安尾法律事務所の安尾明裕弁護士に講師を務めていただき、破産管財業務の進め方について、申立代理人との連携、破産者自身の協力、債権者・関係者等への通知、裁判所との関係、財産関係の確認及び迅速な配当との兼ね合いという6つの視点から御説明いただいた。

講義後、安尾法律事務所を訪問させていただいた。事務所訪問を経て、研修員は、破産管財人の業務態様について、より具体的なイメージを抱くことができたようであった。

8 債権者の権利、債権者による監督体制

大阪大学大学院高等司法研究科の藤本利一教授に講師を務めていただいた¹²。債権者の自主的な判断を手続の基本コンセプトにしたことが強調されている民事再生法を中心として、手続の申立てと開始決定、債権者集会・債権者委員会・代理委員、債権の届出・調査・確定及び再生計画の各場面における債権者の手続関与について御講義いただいた。

研修員は、債権者が出席しないことが多い我が国の債権者集会の実態に違和感を抱いていたようであり、質疑応答の際にも、民事再生手続申立てへの債権者の同意の要否、債務者と債権者がそれぞれ民事再生手続と破産手続を申し立てた場合の処理、債権者が出席を義務付けられる債権者集会の有無等、債

¹² 藤本教授は、2013年7月下旬から8月初旬にかけて、JICA短期専門家としてベトナムに派遣され、ホーチミン、ダナン及びクアンニンで開催された破産法改正のための現地セミナーにも参加された。

権者の手続関与についての質問が相次いだ。

9 ベトナム側発表及び改正草案に関する討論等

ベトナムの現行破産法の問題点及び改正の方向性等について、研修員を代表して、最高人民裁判所裁判理論研究所のグエン・ヴァン・クオン副所長から、発表がなされた。詳細は、古庄専門家が発表原稿を日本語に翻訳されているので、別紙3の同翻訳を参照されたい。

その後、上記発表を踏まえて、改正草案に関する討論がなされた。討論に際しては、前記川嶋教授及び藤本教授から、随時、御意見をいただいた。論点は、破産法の適用対象、破産状態の確定基準、破産者の財産の管理・清算等、多岐にわたった。

破産法の適用対象に個人を含めるかどうかという点については、免責制度を導入して債務者に破産手続の申立てをする動機付けを与える考えに理解を示しつつも、個人の財産を把握することが困難な現状等に鑑み、現時点では免責制度濫用のおそれが強く、時期尚早ではないかとの意見が多数を占めた。

破産状態の確定基準に関しては、講師の先生方から、我が国では、支払不能という概念が、破産手続開始原因であるだけではなく、否認権行使や相殺禁止の範囲を画する基準としても機能していること、破産手続開始原因と申立権者の資格とを分けて規定することの有用性、再建型手続と清算型手続とを併有するベトナムの破産法においては、前者に合わせて手続開始原因を緩やかなものにする必要性等が指摘された。

破産者の財産の管理・清算に関しては、債権者集会を裁判所と破産管財人のいずれが主催すべきか、破産者の財産の管理と清算とを別々の主体に行わせる理由やメリットとデメリット¹³等について議論が

¹³ 現時点では、財産の管理は管財人に、財産の清算は執行官に委ねる方向性のようなものである。もっとも、環境が整えば、将来的には、双方の業務を管財人に任せるべきではないかとの意見も出された。



研修員が発言している様子

された。

第4 おわりに

本研修では、我が国の破産・再生手続に関する規定を紹介するとともに、実務の運用に関する情報も相当程度提供しており、ベトナムにおいて、本研修の成果が、法改正と実務改善の両面で活用されることを期待したい。

最後に、本研修では、多くの方々に御協力をいただいた。前記川嶋教授、山浦弁護士、稲田弁護士、安尾弁護士及び藤本教授は、入念な準備に基づいて講義等に臨んでくださった。また、安尾弁護士は、講義に加え、10人という決して少なくはない研修員の事務所訪問を快く引き受けてくださった。大阪高等裁判所・地方裁判所の皆様には、1日にわたって、非常に充実した訪問内容を準備していただいた。その他、翻訳や通訳をお願いした大貫錦氏、綱川秋子氏をはじめ、本研修に御協力くださった全ての皆様に、厚く御礼を申し上げて、本稿を終えることとしたい。

(別紙1)

第45回ベトナム法整備支援研修日程

[担当教官:毛利教官 事務担当:山口専門官]

月日	曜日	10:00 12:30	14:00 17:00
10/1	火	入国	
10/2	水	JICAオリエンテーション JICA関西	国際協力部 オリエンテーション (13:30~14:00) JICA関西 国際協力部教官 JICA関西
10/3	木	講義「自由財産、免責について」 同志社大学法学部・大学院法学研究科教授 川嶋四郎 国際協力部 (国際会議室)	講義「個人再生について」 同志社大学法学部・大学院法学研究科教授 川嶋 四郎 国際協力部 (国際会議室)
10/4	金	講義「破産債権の種類、配当の順位等について」 弁護士 山浦美紀 国際協力部 (国際会議室)	部長主催意見交換会 及び記念撮影 (12:15~13:45) 講義「破産における簡易手続」 弁護士 山浦美紀 国際協力部 (国際会議室)
10/5	土		
10/6	日		
10/7	月	大阪高等、地方裁判所訪問(長官、所長の表敬訪問、倒産部の見学等) 大阪高等裁判所、大阪地方裁判所	
10/8	火	講義「管財人の権限」 弁護士 稲田正毅 国際協力部 (国際会議室)	講義「管財業務の実情」 弁護士 稲田正毅 国際協力部 (国際会議室)
10/9	水	講義「管財人事務所の業務について」 (10:00~11:15) 弁護士 安尾明裕 国際協力部 (国際会議室)	管財人事務所訪問 (11:45~12:30) 安尾法律事務所 講義「債権者の権利、債権者による監督体制」 大阪大学大学院高等司法研究科教授 藤本利一 国際協力部 (国際会議室)
10/10	木	ベトナム倒産表 (現行破産法の問題点、改正の方向性等について) 同志社大学法学部・大学院法学研究科教授 川嶋四郎 大阪大学大学院高等司法研究科教授 藤本利一	改正草案に関する討論等 同志社大学法学部・大学院法学研究科教授 川嶋四郎 大阪大学大学院高等司法研究科教授 藤本利一 国際協力部 (国際会議室)
10/11	金	意見交換会 同志社大学法学部・大学院法学研究科教授 川嶋四郎 大阪大学大学院高等司法研究科教授 藤本利一 国際協力部 (国際会議室)	評価会、修了式 国際協力部 (国際会議室)
10/12	土	出国	

(別紙2)

本邦研修参加者名簿

1. Mr. Dang Xuan Dao, Chief Justice of the Economic Court of the Supreme People's Court
1. ダン・スワン・ダオ氏, 最高人民裁判所経済法廷裁判長, 団長
2. Mr. Nguyen Van Cuong, Deputy Director of the Institute for Judicial Science of the Supreme People's Court
2. グエン・ヴァン・クオン氏, 最高人民裁判所裁判理論研究所副所長
3. Ms. Tran Thi Thu Hien, Deputy Chief Justice of the Labor Court of the Supreme People's Court
3. チャン・ティ・トゥー・ヒエン氏, 最高人民裁判所労働法廷副裁判長
4. Mr. Nguyen DucNhan, Justice of Court of Appeal of the Supreme People's Court in Ha Noi
4. グエン・ドゥック・ニャン氏, 最高人民裁判所ハノイ控訴審法廷裁判官
5. Mr. Nguyen The De, Chief Judge of the People's Court of Thai Nguyen Province
5. グエン・テー・デー氏, タイグエン省人民裁判所長官
6. Mr. Nguyen ThanhTra, Deputy Chief Judge of the People's Court of BinhDinh Province
6. グエン・タイン・チャー氏, ビンディン省人民裁判所副長官
7. Ms. Ngo Thi Minh Ngoc, Deputy Chief Judge of the People's Court of Ha Noi City
7. ゴ・ティ・ミン・ゴック氏, ハノイ市人民裁判所副長官
8. Mr. La Hong, Deputy Chief Judge of the People's Court of An Giang Province
8. ラ・ホン氏, アンザン省人民裁判所副長官
9. Mr. Nguyen VasnQuang, Head of Division of the Economic Court of the Supreme People's Court
9. グエン・ヴァン・クアン氏, 最高人民裁判所経済法廷部長
10. Ms. PhanThi Thu Ha, Examiner, working in Civil, Commercial Law Research Division of the Institute for Judicial Science of the Supreme People's Court
10. ファン・ティ・トゥー・ハー氏, 最高人民裁判所裁判理論研究所民商事法研究部審査官

(別紙 3)

NHỮNG KHÓ KHĂN, VƯỚNG MẮC CỦA LUẬT PHÁ SẢN HIỆN HÀNH VÀ HƯỚNG SỬA ĐỔI

現行破産法の困難，問題点及び改正の方向性

**Thẩm phán, Tiến sĩ Nguyễn Văn Cường,
Phó Viện trưởng Viện khoa học xét xử TANDTC
裁判官, 博士グエン・ヴァン・クオン
最高人民裁判所裁判理論研究所副所長**

1. Khái quát chung

概括

- Trong 9 năm thi hành Luật phá sản năm 2004 thì Tòa án thụ lý tổng số 336 đơn yêu cầu tuyên bố phá sản, Tòa án đã ra 236 Quyết định mở thủ tục phá sản và trong đó ra 83 Quyết định tuyên bố phá sản, còn 153 vụ việc chưa ra Quyết định tuyên bố phá sản. Quan số liệu này, chúng ta thấy rằng áp dụng Luật phá sản năm 2004 trong thực tiễn kém hiệu quả, do nhiều nguyên nhân nhưng nguyên nhân chính quy định Luật phá sản năm 2004 nhiều bất cập, chúng tôi đề cập cụ thể mục 2 sau đây.

2004 年破産法が施行されて 9 年間のうちに、裁判所は総数 336 件の破産宣言の申立書を受理した。裁判所は 236 件の破産手続開始決定を下し、うち 83 件について破産宣言決定を下したが、残りの 153 件についてはまだ破産宣言決定を下していない。このデータを見ると、誰もが 2004 年破産法の実務における適用は効果的でないと感じるだろう。その原因は多くあるが、主要な原因は 2004 年破産法の規定に多くの欠陥があることであり、我々は具体的には次の第 2 節のとおり考える。

- Dự thảo Luật phá sản (sửa đổi) tập trung sửa đổi những quy định bất cập, hạn chế trong Luật PS 2004 và bổ sung quy định để bảo đảm có tính khả thi khi áp dụng Luật Phá sản trong thực tiễn và tương thích với pháp luật quốc tế. Luật PS 2004 hiện hành gồm 09 chương và 95 điều, dự thảo Luật Phá sản (sửa đổi) bổ sung 03 chương thành 12 chương và nâng số điều lên tổng số 130 điều, trong đó giữ nguyên 08 điều, sửa đổi 72 điều và bổ sung mới 50 điều và bãi bỏ 15 điều. Như vậy, dự án đã sửa đổi cơ bản hầu hết các vấn đề trong Luật PS 2004.

改正破産法草案は、2004 年破産法中の欠陥のある規定、限界を修正し、破産法の実務における適用可能性、国際法令との相応性を保証するための規定を補充することに焦点を当てている。現行 2004 年破産法は 9 章、95 条からなり、改正破産法草案は 3 章を補充して 12 章からなり、条文の総数は 130 条にのぼる。そのうち 8 条が維持され、72 条が修正され、新たに 50 条が補充され、15 条が削除された。このように、草案は 2004 年破産法中の問題点のほとんどすべてを抜本的に修正した。

2. Một số vướng mắc và dự kiến sửa đổi Luật phá sản năm 2004

2004 年破産法改正に関するいくつかの問題点及び改正の想定

2.1. Về đối tượng áp dụng (khoản 1 Điều 2 Dự thảo Luật Phá sản (sửa đổi))

適用対象について (改正破産法草案第 2 条 1 項)

Theo quy định tại khoản 1 Điều 2 Luật PS 2004 thì đối tượng áp dụng của Luật này là: “Doanh nghiệp, hợp tác xã liên hiệp hợp tác xã (hợp tác xã, liên hiệp hợp tác xã gọi chung là hợp tác xã) được thành lập và hoạt động theo quy định của pháp luật”.

2004 年破産法第 2 条 1 項の規定によれば、本法の適用対象は、「法令の規定に従って設立され、活動する企業、合作社、合作社連合(合作社、合作社連合を併せて合作社という)」である。

Về vấn đề này, có ý kiến đề nghị bổ sung đối tượng áp dụng là cá nhân, tổ hợp tác, hộ gia đình, xí nghiệp có đăng ký kinh doanh, trường Đại học và trường ở các cấp học khác nếu lâm vào tình trạng mất khả năng thanh toán nợ đến hạn thì đều có thể giải quyết theo thủ tục phá sản. Quan điểm này cho rằng, việc mở rộng các đối tượng này phù hợp với khuyến nghị số 8 và 9 của Khuyến nghị Hướng dẫn xây dựng pháp luật phá sản của Ủy ban Luật thương mại quốc tế của Liên hiệp quốc (UNCITRAL) và một số nước trên thế giới đều quy định áp dụng pháp luật phá sản đối với mọi chủ thể có đăng ký kinh doanh.

この問題については、適用対象は期限が到来した債務を弁済できない状態に陥った個人、合作班、世帯、郷鎮で経営登記を有するもの、大学校及びその他の各級の学校であると補充を提案する意見がある。この観点、つまり対象を拡大することは、国連国際商事法委員会 (UNCITRAL) の破産法制定に関する勧告、案内の勧告第 8 及び第 9 に符合し、世界のいくつかの国は、経営登記を有するすべての主体に対し破産法を等しく適用すると規定している。

Quan điểm khác cho rằng không nên mở rộng đối tượng áp dụng của Luật Phá sản gồm cả đối tượng cá nhân, tổ hợp tác, hộ gia đình, xí nghiệp có đăng ký kinh doanh và các trường Đại học, trường ở các cấp học khác và giao Chính phủ quy định đình chỉ hoạt động, sáp nhập, chia, tách, giải thể đối với các đối tượng này.

他の観点は、破産法の適用対象を拡大し、個人、合作班、世帯、郷鎮で経営登記を有するもの、大学校及びその他の各級の学校まで対象に含めるべきではなく、これらの対象に関する活動の停止、合併、分割、分離、解散については、政府に規定を委ねるとする。

Việc không mở rộng đối tượng áp dụng của Luật Phá sản là cá nhân, tổ hợp tác, hộ gia đình, xí nghiệp có đăng ký kinh doanh, các trường Đại học và trường ở các cấp học khác, vì: (1) pháp luật hiện hành không quy định tất cả các

trường hợp thuộc đối tượng cá nhân, tổ hợp tác, hộ gia đình phải có đăng ký vốn, việc kinh doanh của cá nhân, tổ hợp tác, hộ gia đình còn ở quy mô nhỏ, không thực hiện tốt về chế độ kế toán, tài chính nên khó quản lý, thanh lý tài sản của đối tượng này; (2) theo Luật giáo dục thì giao Chính phủ quy định đình chỉ hoạt động, sáp nhập, chia, tách, giải thể các trường Đại học và trường ở các cấp học khác; (3) đối với xí nghiệp hiện nay tồn tại không nhiều và được quy định các văn bản dưới luật, trong thời gian tới cần chuyển đổi mô hình xí nghiệp sang mô hình doanh nghiệp để thống nhất quản lý. Mặt khác, với số lượng, chất lượng thẩm phán hiện nay chưa đáp ứng yêu cầu nếu mở rộng đối với các đối tượng nêu trên.

破産法の適用対象を個人，合作班，世帯，郷鎮で経営登記を有するもの，大学校及びその他の各級の学校に拡大しないことは，(1)現行の法令は，対象が個人，合作班，世帯の場合には全員資本登記をしなければならぬとは規定しておらず，小規模の個人，合作班，世帯の経営は，会計，財務制度をあまり遵守しておらず，これらの対象の財産の管理，清算は困難であること，(2)教育法によれば，大学校及びその他の各級の学校の活動の停止，合併，分割，分離，解散は，政府に規定が委ねられていること，(3)郷鎮については，現在あまり多くは存在せず，法律未満の文書で規定されており，統一的な管理のため，郷鎮の形式を企業の形式に移行している期間中であること。他方，現在の裁判官の量，質は，対象を上記のとおり拡大した場合の要求には応えられないことを理由とする。

2.2. Về tiêu chí xác định DN, HTX lâm vào tình trạng phá sản (Điều 3 Dự thảo Luật Phá sản (sửa đổi))

企業，合作社が破産状態に陥ったことの確定基準について (改正破産法草案第 3 条)

Theo quy định tại Điều 3 Luật PS 2004 thì: “*DN, HTX không có khả năng thanh toán được các khoản nợ đến hạn khi chủ nợ có yêu cầu thì coi là lâm vào tình trạng phá sản*”.

2004 年破産法第 3 条の規定によれば，「期限が到来した債務を弁済することができない企業，合作社は，債権者が請求するときは，破産状態に陥ったとみなされる」。

Thực tiễn áp dụng khó khăn, vì theo Điều 3 nêu trên mới chỉ quy định quyền yêu cầu nộp đơn của chủ nợ mà không bao quát hết các quyền nộp đơn của người lao động, của doanh nghiệp, hợp tác xã, các cổ đông của công ty cổ phần, các thành viên của công ty hợp danh, tổ chức tín dụng. Mặt khác, cần tạo điều kiện thuận lợi cho DN, HTX có khoảng thời gian nhất định để thanh toán nợ. Do vậy, chúng tôi cho rằng cần sửa Điều 3 “Doanh nghiệp, hợp tác xã lâm vào tình trạng phá sản” thành “điều kiện nộp đơn yêu cầu mở thủ tục phá sản”, cụ thể như sau:

上記第 3 条は，債権者の申立権を規定するだけで，労働者，企業，

合作社、株式会社の株主、合名会社の構成員、信用組織の申立権を包含し尽していないので、実際の適用が困難である。他方、債務を弁済するための一定の期間があるよう、企業、合作社にとって好ましい条件を創出する必要がある。そのため、我々は「破産状態に陥った企業、合作社」という第 3 条を「破産手続開始の申立書提出の条件」と改める必要があると思料する。具体的には次のとおり。

1. Doanh nghiệp, hợp tác xã không có khả năng thanh toán được các khoản nợ đến hạn trong thời gian ba tháng, kể từ ngày có yêu cầu thì chủ nợ có quyền nộp đơn yêu cầu mở thủ tục phá sản.

1 企業、合作社が期限が到来した債務を 3 か月間弁済できないときは、請求の日から、債権者は、破産手続開始の申立書を提出する権利を有する。

2. Doanh nghiệp, hợp tác xã nhận thấy mình lâm vào tình trạng phá sản thì chủ doanh nghiệp hoặc đại diện hợp pháp của doanh nghiệp, hợp tác xã có nghĩa vụ nộp đơn yêu cầu mở thủ tục phá sản đối với doanh nghiệp, hợp tác xã đó.

2 企業、合作社が自身が破産状態に陥っていると認めたときは、企業主又企業、合作社の合法的な代表は、当該企業、合作社に対する破産手続開始の申立書を提出する義務を負う。

3. Khi nhận thấy công ty cổ phần, công ty hợp danh lâm vào tình trạng phá sản thì cổ đông hoặc nhóm cổ đông, thành viên hợp danh có quyền nộp đơn yêu cầu mở thủ tục phá sản đối với công ty cổ phần, công ty hợp danh đó theo quy định tại Điều 25 của Luật này.

3 株式会社、合名会社が破産状態に陥っていると認めたときは、株主又は株主の集団、合名構成員は、本法 25 条の規定に従い当該株式会社、合名会社に対する破産手続開始の申立書を提出する権利を有する。

4. Doanh nghiệp, hợp tác xã không trả được lương, các khoản nợ khác cho người lao động, kể từ ngày người lao động có yêu cầu thì người lao động hoặc đại diện người lao động, đại diện công đoàn có quyền nộp đơn yêu cầu mở thủ tục phá sản đối với doanh nghiệp, hợp tác xã đó.

4 企業、合作社が労働者に給与、その他の債務を支払うことができないときは、労働者が請求した日から、労働者又は労働者の代表、労働組合の代表は、当該企業、合作社に対する破産手続開始の申立書を提出する権利を有する。

5. Tổ chức tín dụng có nghĩa vụ nộp đơn yêu cầu mở thủ tục phá sản sau khi Ngân hàng Nhà nước Việt Nam có văn bản chấm dứt kiểm soát đặc biệt hoặc văn bản chấm dứt áp dụng hoặc không áp dụng các biện pháp phục hồi khả năng thanh toán mà tổ chức tín dụng vẫn lâm vào tình trạng phá sản”

5 ベトナム国家銀行の特別検査終了文書又は弁済能力回復措置の

適用終了若しくは不適用文書があるが、信用組織が依然として破産状態に陥っているときは、信用組織は、破産手続開始の申立書を提出する義務を負う。

Phương án 2: về cơ bản đồng tình với quan điểm nêu trên nhưng sửa lại khoản 1 thành “1. Doanh nghiệp, hợp tác xã không có khả năng thanh toán được các khoản nợ đến hạn từ 200 triệu trở lên, trong thời gian ba tháng kể từ ngày có yêu cầu thì chủ nợ có quyền nộp đơn yêu cầu mở thủ tục phá sản.” Đối với khoản nợ dưới 200 triệu sẽ giải quyết theo thủ tục dân sự. Việc quy định cụ thể số tiền 200 triệu là căn cứ vào điều kiện kinh tế xã hội và quy định này tạo điều kiện thuận lợi cho tòa án khi giải quyết đơn yêu cầu mở thủ tục phá sản.

選択肢 2 : 上記の観点と基本的に同様だが、1 項を「企業、合作社が期限が到来した 2 億ドン以上の債務を 3 か月間弁済できないときは、請求の日から、債権者は、破産手続開始の申立書を提出する権利を有する。」と改める。2 億ドン未満の債務については、民事手続に従って解決する。2 億ドン¹と金額を具体的に規定することは、経済・社会的条件に基づき、この規定は、破産手続開始の申立書の解決する際に裁判所にとって好ましい条件を創出する。

Tuy nhiên, có ý kiến khác cho rằng, về cơ bản đồng tình với phương án 1 nêu trên nhưng thay khái niệm « lâm vào tình trạng phá sản » thành khái niệm « mất khả năng thanh toán ».

また、上記の選択肢 1 と基本的に同様であるが、「破産状態に陥る」という概念を「支払不能」という概念に変えるべきであるとするほかの意見もある。

2.3. Về quản lý, thanh lý tài sản của DN, HTX lâm vào tình trạng phá sản (các điều 12, 13, 14, 15 và Điều 16 Dự thảo Luật Phá sản (sửa đổi))

破産状態に陥った企業、合作社の財産の管理、清算について (改正破産法草案第 12, 13, 14, 15 及び 16 条)

- Đề làm nhiệm vụ quản lý, thanh lý tài sản của DN, HTX lâm vào tình trạng phá sản, Luật PS 2004 quy định thành lập Tổ quản lý, thanh lý tài sản, quy định cụ thể về thành phần, chức năng, nhiệm vụ của Tổ quản lý, thanh lý tài sản. Qua tổng kết thực tiễn thi hành Luật PS 2004 cho thấy, hoạt động của Tổ này không hiệu quả.

破産状態に陥った企業、合作社の財産を管理、清算する任務を行うため、2004 年破産法は財産管理・清算班の設立を規定し、財産管理・清算班の構成員、機能、任務について具体的に規定していた。2004 年破産法の執行実務の総括を見ると、この班の活動は効果的でないと認めざるを得ない。

¹ 2 億ドンは、約 100 万円に相当する。

Về vấn đề này, Tòa án nhân dân tối cao cho rằng việc quản lý tài sản của DN, HTX nên giao cho Quản tài viên, còn thanh lý tài sản giao cho Cơ quan Thi hành án dân sự thi hành quyết định tuyên bố phá sản.

この問題について、最高人民裁判所は、企業、合作社の財産の管理は管財人に委ねるべきであり、財産の清算は破産宣言決定の執行として民事判決執行機関に委ねるべきであると考えます。

Đối tượng được cấp chứng chỉ hành nghề Quản tài viên là Luật sư tham gia tổ tụng theo quy định của pháp luật về luật sư, Đồng thời, quy định rõ quyền, nghĩa vụ của Quản tài viên, chế độ báo cáo, kiểm tra, giám sát của Thẩm phán, Kiểm sát viên đối với Quản tài viên. Giao Chính phủ quy định đào tạo, thủ tục cấp thẻ Quản tài viên và quản lý Quản tài viên.

管財人の業務証明書の発給を受けることができる対象は、弁護士法の規定に基づき訴訟に参加する弁護士であり、同時に、管財人の権利、義務、報告制度、裁判官、検察官の管財人に対する検査、監察を明確に規定する。管財人の養成、カードの発給手続及び管財人の管理については、政府に規定を委ねる。

- Về tên gọi Quản tài viên, có ý kiến cho rằng nên cân nhắc sử dụng tên gọi này vì có thể dẫn đến khó hiểu, nên sử dụng tên gọi: “*Người quản lý tài sản của DN, HTX lâm vào tình trạng phá sản*”, “*quản lý viên phá sản*”. Chúng tôi cho rằng, việc sử dụng tên gọi: “*Người quản lý tài sản của DN, HTX lâm vào tình trạng phá sản*” dễ hiểu nhưng không mang tính chất là hoạt động mang tính nghề nghiệp tương tự như Công chứng viên, Thừa phát lại, nếu sử dụng tên gọi quản lý viên phá sản không phản ánh đúng bản chất người quản lý tài sản phá sản. Chúng tôi cho rằng, việc sử dụng tên gọi Quản tài viên phù hợp với pháp luật quốc tế.

管財人という名称について、理解が困難な可能性があるためこの名称の使用については慎重に検討すべきであり、「破産状態に陥った企業、合作社の財産管理人」、「破産管理官」といった名称を使用すべきであるとする意見がある。我々は、「破産状態に陥った企業、合作社の財産管理人」という名称を使用すれば理解しやすいが、公証官や廷吏に類似するような職業的な活動としての性質を有するものではなく、もし「破産管理官」という名称を使用すれば、破産財産を管理する者の性質を正確に反映しないと思料する。我々は、管財人という名称の使用が国際法令と符合すると思料する。

2.4. Về trình tự giải quyết yêu cầu mở thủ tục phá sản 破産手続開始の申立ての解決²の手順について

Theo quy định tại Điều 85 và Điều 86 của Luật Phá sản năm 2004 (sau đây viết tắt là LPS 2004) thì khi nào thu hồi hết nợ và thanh lý bán hết tài sản của

² ベトナム語の事件の解決という言葉は、日本語では事件の処理という程度の意味である。

DN, phương án phân chia tài sản đã thực hiện xong thì Tòa án mới ra được quyết định thanh lý tài sản và ra quyết định tuyên bố DN, HTX bị phá sản. Tuy nhiên, thực tế DN, HTX vẫn còn tài sản nhưng không bán được hoặc còn khoản nợ phải thu nhưng chưa thu hồi được nên phương án phân chia tài sản chưa được thực hiện xong nên chưa thể ra quyết định đình chỉ thủ tục thanh lý tài sản và ra quyết định tuyên bố phá sản được. Mặt khác, trong Luật phá sản năm 2004 không quy định thủ tục phân chia tài sản chưa được phân chia theo quyết định tuyên bố phá sản như Điều 215 Luật phá sản Nhật bản. Đây là vướng mắc nhất khi thực hiện Luật phá sản năm 2004.

2004年破産法第85条及び86条の規定によれば、企業の債権の回収が終わり、財産の清算、売却が終わり、財産の配当計画の履行が終わったときに、裁判所は初めて財産清算決定³を下し、企業、合作社の破産宣言決定を下すことができる。しかし、実際には、企業、合作社に依然として財産が残っているが売ることができない、あるいは回収すべき債権が残っているが回収することができないため、財産配当計画の履行が終わることができず、財産清算手続中止決定を下し、破産宣言決定を下すことができない。他方、2004年破産法は、日本の破産法第215条⁴のような破産宣言決定により配当できなかった財産の配当手続を規定していない。これは2004年破産法を実践する際の一番の問題である。

Chúng tôi cho rằng cần sửa đổi theo hướng thay đổi thủ tục tương tự như quy định tại Luật Phá sản doanh nghiệp năm 1993, theo đó quy định thủ tục tuyên bố phá sản thực hiện trước thủ tục thanh lý tài sản. Đồng thời quy định trong trường hợp tài sản của doanh nghiệp, hợp tác xã chưa được xử lý trong quyết định tuyên bố phá sản thì Chấp hành viên thu hồi lại tài sản và phân chia tài sản quy định theo Quyết định tuyên bố phá sản trước đó.

我々は、1993年企業破産法の規定のような手続、順序、すなわち破産宣言手続を財産清算手続の前に行うよう変更する方向で改正する必要があると思料する。同時に、企業、合作社の財産が破産宣言決定の中で処理されなかった場合、執行官は財産を回収し、以前の破産宣言決定に従って財産を配当すると規定する。

2.5. Về Giải quyết đề nghị xem xét lại, kiến nghị quyết định tuyên bố DN, HTX bị phá sản (Điều 115 Dự thảo Luật Phá sản (sửa đổi))

企業、合作社の破産宣言決定に対する再審査の提議、建議の解決について (改正破産法草案第115条)

Theo quy định tại Điều 92 Luật PS 2004 về giải quyết khiếu nại, kháng nghị quyết định tuyên bố DN, HTX bị phá sản thì: để giải quyết khiếu nại,

³ 財産清算手続中止決定の誤記であると思われる。

⁴ 追加配当の規定である。

kháng nghị quyết định tuyên bố DN, HTX bị phá sản thì Chánh án Tòa án cấp trên trực tiếp chỉ định một tổ gồm ba Thẩm phán xem xét, giải quyết và Quyết định giải quyết khiếu nại, kháng nghị của Tòa án cấp trên trực tiếp là quyết định cuối cùng và có hiệu lực pháp luật kể từ ngày ra quyết định. Trong trường hợp này, những vụ việc của Tòa án cấp trên trực tiếp có thể mắc phải sai lầm nghiêm trọng trong việc áp dụng luật hoặc có tình tiết mới thì sẽ không được xem xét lại dẫn đến ảnh hưởng đến quyền, lợi ích hợp pháp của cơ quan, tổ chức, cá nhân; đồng thời làm giảm lòng tin của người dân và xã hội vào hoạt động xét xử của Tòa án.

企業、合作社の破産宣言決定に対する不服申立て、抗議の解決に関する 2004 年破産法第 92 条の規定によれば、企業、合作社の破産宣言決定に対する不服申立て、抗議を解決するため、直接上級裁判所の長官が 3 人の裁判官からなる班を指定し、審査、解決する、直接上級裁判所の不服申立て、抗議を解決する決定は、最終決定であり、決定を下した日から法的効力を有する。この場合、直接上級裁判所の職務に法律の適用について重大な誤りがある可能性があり、あるいは新たな事情があり、再審査することができないと、機関、組織、個人の権利、合法的な利益に影響を与え、同時に裁判所の審理活動に対する人々及び社会の信頼を減ずることになる。

Về vấn đề này, chúng tôi cho rằng, nếu chấp nhận phương án giao cho Tòa án nhân dân cấp tỉnh giải quyết tất cả các đơn yêu cầu tuyên bố phá sản DN, HTX thì sau khi Tòa án nhân dân cấp tỉnh giải quyết nhưng có đơn đề nghị, kiến nghị của Viện kiểm sát cùng cấp đối với Quyết định tuyên bố DN, HTX bị phá sản thì Chánh tòa Tòa phúc thẩm Tòa án nhân dân tối cao chỉ định một tổ gồm ba Thẩm phán xem xét, giải quyết và tổ chức cuộc họp, có Viện kiểm sát tham gia. Quyết định giải quyết đề nghị, kiến nghị của Tòa phúc thẩm Tòa án nhân dân tối cao có hiệu lực pháp luật kể từ ngày ra quyết định; nếu có đơn đề nghị của các bên hoặc kiến nghị của Viện kiểm sát nhân dân tối cao thì Chánh án Tòa án nhân dân tối cao xem xét lại quyết định đó. Quyết định giải quyết đề nghị, kiến nghị của Chánh án Tòa án nhân dân tối cao là quyết định cuối cùng và có hiệu lực pháp luật kể từ ngày ra quyết định.

この問題について、我々は、もし企業、合作社の破産宣言の申立書の解決をすべて省級人民裁判所に委ねるという選択肢が承認されれば、省級人民裁判所が解決した後、企業、合作社の破産宣言決定に対して提議、同級の検察院の建議の申立てがあるときは、最高人民裁判所控訴審法廷の裁判長が 3 人の裁判官からなる班を指定し、検察院の参加の下で

審査，解決し，期日を組織する，と思料する。最高人民裁判所控訴審法廷の不服申立て，建議を解決する決定は，決定を下した日から法的効力を生じる。もし各当事者の提議，最高人民検察院の建議書があるときは，最高人民裁判所長官が当該決定を再審査する。最高人民裁判所長官の提議，建議を解決する決定は，最終決定であり，決定を下した日から法的効力を有する。

Ngoài ra, quy định thủ tục nhận đơn, xử lý đơn, Quản tài viên có trách nhiệm chủ trì hội nghị (đây là quy định khác biệt với luật phá sản Nhật bản), quản tài viên có trách nhiệm thu thập tài liệu liên quan đến Doanh nghiệp, hợp tác xã, kê biên tài sản, chế độ báo cáo của Quản tài viên với thẩm phán, mối quan hệ giữa quản tài viên và Chấp hành viên...

このほか，申立書の受領，申立書の処理手続，管財人が会議を主宰する責任を負うこと（これは日本の破産法とは異なる規定である），管財人が企業，合作社に関連する資料を収集し，財産目録を作成する責任を負うこと，管財人の裁判官に対する報告制度，管財人と執行官の間の新たな関係等々を規定する。

Qua trình nghiên cứu tại Nhật bản chúng tôi thấy rằng, quy định trách nhiệm hình sự cá nhân, đại diện doanh nghiệp, hợp tác xã (Dự thảo Luật mới quy định chung chung); Quy định thủ tục miễn trách nhiệm tài sản (dự thảo Luật chưa đưa đối tượng phá sản là cá nhân nên chưa quy định miễn trách nhiệm này) hay quy định Luật phục hồi dân sự (Dự thảo quy định trong Luật phá sản, chưa tách riêng như pháp luật Nhật bản)... Đây là vấn đề chúng tôi tiếp tục nghiên cứu xem xét để bổ sung cho phù hợp.

日本における研究の過程で，我々は，個人，企業，合作社の代表の刑事責任の規定（新法の草案は一般的，抽象的に規定している），財産責任免除手続の規定（法律草案は未だ個人を破産の対象に加えておらず，この責任免除も未だ規定していない）又は民事再生法の規定（草案は破産法の中で規定しており，日本の法令のように各々分離されていない）等々を見た。これらは，我々が適切な補充のために研究，検討を続ける問題である。

Trên đây là tôi đã trình bày một số nội dung khái quát về những khó khăn, vướng mắc khi áp dụng Luật Phá sản năm 2004 và một số nội dung lớn đề xuất sửa đổi của Dự thảo Luật Phá sản (sửa đổi). Trân trọng cảm ơn quý vị đã lắng nghe.

以上が，2004年破産法を適用する際の困難，問題点を概括するいくつかの内容，改正破産法草案の改正の提案のいくつかの主要な内容の発表である。

ご清聴いただいた方々に深く御礼申し上げます。

～ 国際研修 ～

第9回ラオス本邦研修 ～ 民事訴訟法サブワーキンググループ ～

国際協力部教官
川 西 一

1 本プロジェクトについて

ラオスでは、民事訴訟法に限らず、法分野全般において、法理論に十分な関心を払わないまま立法、行政及び司法の各実務が行われる傾向がある上、法学教育・研修においても法理論の体系的説明がなく、実務上の問題との関連付けがほとんど行われていない状況があった。

そこで、ラオスにおける法理論と実務上の問題について、体系的に分析・検討し、その結果を「モデル教材」に取りまとめることにより、法理論を踏まえた法学教育・研修を行うこと及び各実務を改善する人的・組織的能力を向上させることを目標として、2010年7月、「ラオス法律人材育成強化プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）が開始され¹、当部からは、長期専門家及び短期専門家の派遣、現地セミナーの実施、本邦研修の受入れなどの支援を実施している。

ラオス民事訴訟法に関する分析・検討及び教材作りを行うために設置したサブワーキンググループ（以下「民事訴訟法SWG」という。）では、同法の手続や関連条文の説明を内容とする「手続・法令チャート」²

について、2012年6月の改正を踏まえた改訂を行い、現在、その普及を行っている。また、「モデル教材」についても、既に法改正を踏まえた上で執筆が進んでおり、チャートの普及活動及び教材作成作業を進める中で、施設、情報及び人材などの地域間格差が、山間部が多いラオスの民事訴訟制度の確立に大きく関係していることも議論されているところである。

本プロジェクト期間も残すところ1年を切り、教材作成に一層の加速が求められるところ、民事訴訟法SWGとしては本プロジェクト最後となる本邦研修を実施したので、その概要を報告する。

2 研修の概要

本研修は、平成25年10月6日（日）から同月19日（土）まで、大阪において実施し、ラオス中部高等人民裁判所副所長であるソムサク・タイブンラック氏を団長として、民事訴訟法SWGのメンバー（裁判官、検察官、司法省職員及び国立大学教員）12名が研修員として来日し、研修に参加した（別紙1参照）。

日本側からは、講師として、ラオス民事訴訟法アドバイザーグループメンバーである大阪大学大学院高等司法研究科准教授名津井吉裕氏、法務省大臣官房審議官（民事局担当）萩本修氏に御参加いただいた。

*1 本プロジェクトについては、本誌44号の特集記事に詳述されているので参照されたい。また、これまでの研修の実施状況については、本誌47、50、51、53及び57号を参照されたい。

*2 民事訴訟法SWGは、同法の手続や関連条文の説明を内容とする「手続・法令チャート」を作成していたが、同法の改正に伴い、同チャートの改訂を行った。

3 研修の内容

研修の日程及び内容は、別添の研修日程のとおりである（別紙2参照）。

本研修では、日本の民事訴訟法理論及び民事訴訟実務等の情報提供等を行うとともに、ラオス改正民事訴訟法に関する集中討論、「モデル教材」のドラフトに関する意見交換を中心に行った。

また、本研修においては、新たな試みとして、大阪を離れ、兵庫県豊岡市内へ一泊二日で赴き、同市内の神戸地方法務局豊岡支局、神戸地方裁判所豊岡支部、生駒和雄法律事務所の見学を行った。これまでの本邦研修においても、大阪地方裁判所等の見学を行っていたが、大都市に所在する大規模庁は、ラオスの実情と大きく異なるため、研修員にとってラオスに置き換えて考えることが困難であり、日本における民事訴訟制度は、十分な規模の施設と設備があるから成り立っているとの誤解を生んでいるとの指摘もあった。そこで、本研修では、日本における司法過疎問題を題材として、過疎地域においても、優秀な人材や様々な工夫により、大都市と同様の司法サービスを提供できることを知ってもらうため、農村部などの過疎地域における裁判所及び弁護士の活動についても情報提供を行った。

(1) 「モデル教材」の検討

民事訴訟法 SWG のメンバーは、これまで法理論からの体系的説明がほとんど行われていなかったラオス民事訴訟法について、「モデル教材」執筆に向けた調査、議論などを通じ、法理論と実務上の問題について、体系的な分析・検討を行ってきた。その結果を取りまとめたものとなる「モデル教材」は本プロジェクトの主要な成果物でもあり、民事訴訟法 SWG の各メンバーは、「モデル教材」完成に向け、まず、ラオス民事訴訟法の分析に基づいた体系的な章立てを行い、各章についてそれぞれの担当者を決め、その執筆にあたっている。

本研修では、各研修員がラオス国内において執筆

したドラフトについて、研修員から執筆部分に関する説明、疑問点等について発表した後、講師からコメントを頂き、各論点について議論を行った。講師からのコメントだけではなく、各研修員からも積極的に質問、意見が述べられ、「モデル教材」完成に向け大きな進歩があった。



検討会の様子

(2) 講義「証拠の評価」

ラオスにおいては、日本語の「事実」に相当する概念がないとのことであり、これまでの本邦研修、現地セミナーにおいても、証拠と事実の区別が曖昧となっている点が見受けられた。そこで、当部の三浦康子教官から、「証拠の評価」というテーマで、日本の民事訴訟法における証拠と事実の峻別、それぞれの意義、事実及び証拠の分類などについて講義を行った。

(3) 講義「争点整理と証拠」

前記の三浦教官の講義を踏まえ、当部の毛利友哉教官から、「争点整理と証拠」というテーマで講義を行った。具体的なモデル事例を用いて、日本の民事訴訟における争点整理の仕方、争点に対する判断のための証拠の取捨選択について、丁寧な説明がなされた。

(4) 神戸地方法務局豊岡支局訪問

浅野真理子支局長への表敬の後、研修員を2つのグループに分け、一方は、担当者から法務局における業務の概要について説明を受け、その間、他方が庁舎内の見学をさせていただいた。支局ということもあり、庁舎もさほど大きくはないところ、研修員

が十分に見学できるようにとの配慮から、神戸の本局からも担当者に応援に来ていただき、最大限の御対応を頂いた。庁舎内の見学では、窓口業務等の見学のほか、以前使われていた紙媒体の登記簿や公図の保管庫の見学をさせていただいた。そこでは、明治時代に用いられていた登記簿や公図といった貴重な資料を見せていただき、さらに、実際の登記簿や公図を用いて、浅野支局長から、登記制度の歴史や登記実務について説明を受けた。研修員は、小さな町においても、百年以上前から登記簿を備え、登記官が手書きで登記を行い、それを維持管理してきたことに感銘を受けているようであった。



登記実務の説明の様子

(5) 弁護士事務所訪問

兵庫県弁護士会豊岡支部長である辻本武之弁護士が所属する生駒和雄法律事務所を訪問させていただいた。まず、事務所長である生駒和雄弁護士から、事務所の概要についてお話をいただいた。生駒弁護士は、約30年前に豊岡市内において弁護士活動を始め、現在は、辻本弁護士のほか、野崎佑也弁護士、野崎奈央子弁護士の4名体制で、地域に密着した活動を続けていらっしゃるとのことであった。続けて、所内の見学と意見交換を行い、生駒弁護士以下4名の弁護士の皆様に御参加いただいた。研修員は、これまで官公庁の見学のみで、民間の立場からの話を伺う機会がなかったこともあり、業務内容、研修制度、地方ならではの苦労などについて、多くの質問

を寄せるなど、とても興味深い様子であった。研修員からは、「教材作成において弁護士の役割についての執筆を担当しているの、弁護士の活動をよく知ることができてよかった。」「法律サービスについて、国家とは別の角度から見られてよかった。」などと好意的な感想が多く寄せられた。



(6) 神戸地方裁判所豊岡支部訪問

渡邊健司支部長判事への表敬の後、概要説明、庁内見学、刑事事件の判決公判傍聴、民事事件の弁論準備手続傍聴、意見交換と盛りだくさんの見学をさせていただいた。特に弁論準備手続については、渡邊支部長の方で事前に両当事者に御了解を頂いた上、会議室を即席の弁論準備手続室に変更して、普段ではなかなか傍聴することができない弁論準備手続を傍聴させていただく貴重な機会を得た。また、意見交換会には、渡邊支部長のほか、簡裁判事、調査官、書記官、執行官など多くの職員に御参加いただき、研修員の質問に丁寧にお答えいただいた。神戸本庁から遠距離にあり、かつ、少人数で、地裁家裁の民事事件、刑事事件のほか、家事事件まで処理している豊岡支部における工夫に関心が集まっている様子であった。研修員からは、訪問終了後、「非常に少ない人材を効果的に使っていると感じた。」という感想が寄せられたことから、豊岡支部訪問の目的は十分に達成できたと思われる。これを可能にしたのは、午前中のみ短い時間ながらも、研修員のために大変なご尽力を頂いた渡邊支部長以下豊岡支部職員の

皆様の御尽力にほかならないことを付言しておく。

4 おわりに

本プロジェクト期間も残すところ1年を切り、民事訴訟法 SWG としては本プロジェクト最後となる本邦研修は、研修員の事前準備と、講師、見学先及び長期専門家など皆様の御協力により、無事に終了することができた。特に、いずれの見学先においても、周知な準備を行った上で、研修員を歓迎いただき、御配慮いただいた。この場を借りて改めて感謝を申し上げたい。

本研修の日程は、検討会が大半であったが、いずれの検討会にも名津井先生あるいは萩本審議官のどちらかに御参加いただき、教材の全般について議論をすることができた。議論のレベルも、以前からは格段に進歩しているとのことであり、今後の教材作成に生きるものとなったことは間違いない。

本プロジェクトは、本年7月の終了に向け、いよいよラストスパートの時期に入った。本プロジェクトを成功裏に終えることはもちろん、本プロジェクトの成果の定着と発展につながるような次期プロジェクトの開始を目指し、今後とも努力を続けていきたいと思う。

以上

ラオス法律人材育成強化プロジェクト第9回本邦研修

1	ソムサック・タイブンラック
	Mr. Somsack TAYBOUNLACK 中部高等人民裁判所副所長
2	ブンクアン・タヴィサック
	Mr. Bounkhouang THAVISACK 最高人民裁判所司法研修所所長
3	アクソンシン・ウィサイヤライ
	Mr. Acksonesinh VIXAYALAI ビエンチャン首都人民裁判所裁判官
4	パイマニー・サイヴォンサー
	Ms. Phaymany SAYVONGSA ラオス国立大学法政治学部ビジネス法学科長
5	カムムアン・シウイライ
	Mr. Khammouane SIVILAY 最高人民検察院民事部副部長
6	サイキット・ウィシーソムバット
	Ms. Saykhit VISISOMBAT 司法省国際協力局課長
7	ブントウン・シートーンゲオチャンパー
	Mr. Bountheung SYTHONEKEOCHAMPA ラオス国立大学法政治学部民事法学科副学科長
8	ウドーン・シンダーラー
	Mr. Oudone SINGDALA 司法省官房局副局長
9	センスリヤー・プアンペット
	Mr. Sengsouliya PHOUANGPHET 最高人民裁判所国際協力課長
10	ネオパチャン・カムマニウオン
	Mr. Neophachanh KHAMMANIVONG 司法省法律研究所課長
11	チャンスック・カンプー
	Mr. Chansouk KHAMPHOU 最高人民裁判所司法研修所専門官
12	プーミー・シンラッタナタマテーワー
	Mr. Phoumy SINLATANATHAMATHEVA 司法省法科大学国際協力課課長

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 川西 一 (KAWANISHI Hajime), 三浦 康子 (MIURA Yasuko)

国際協力専門官 / Administrative Staff 石原 温美 (ISHIHARA Harumi), 白井 涼 (SHIRAI Ryo)

ラオス法律人材育成強化プロジェクト第9回本邦研修日程

[担当教官: 川西教官, 三浦教官 事務担当: 石原主任専門官, 白井専門官]

曜日	9:30	12:30	14:00	17:00
10/6	10月6日 入国			
10/7	JICAオリエンテーション	JICA関西	講義「証拠の評価①」 三浦教官	JICA関西
10/8	集中討論「モデル教材の検討(1編1章, 2章)」 大阪大学大学院高等司法研究科 名津井吉裕 法務省民事局官房審議官 萩本修 三浦教官	中之島合同庁舎 24階会議室	講義「証拠の評価②」 三浦教官	中之島合同庁舎 24階会議室
10/9	集中討論「モデル教材の検討(1編3章)」 大阪大学大学院高等司法研究科 名津井吉裕 法務省民事局官房審議官 萩本修 三浦教官	中之島合同庁舎 24階会議室	部長主催意見交換会 及び記念撮影 (12:15~13:45)	集中討論「モデル教材の検討(1編4章)」 大阪大学大学院高等司法研究科 名津井吉裕 法務省民事局官房審議官 萩本修 三浦教官
10/10	移動	法務局訪問 神戸地方法務局豊岡支局	弁護士事務所訪問 生駒和雄法律事務所	
10/11	裁判所訪問 神戸地方裁判所豊岡支部	移動		
10/12				
10/13				
10/14	集中討論「モデル教材の検討(2編1章)」 大阪大学大学院高等司法研究科 名津井吉裕 法務省民事局官房審議官 萩本修 三浦教官	中之島合同庁舎 2階国際会議室	集中討論「モデル教材の検討(2編3章)」 大阪大学大学院高等司法研究科 名津井吉裕 法務省民事局官房審議官 萩本修 三浦教官	中之島合同庁舎 2階国際会議室
10/15	集中討論「モデル教材の検討(2編2章)」 大阪大学大学院高等司法研究科 名津井吉裕 法務省民事局官房審議官 萩本修 三浦教官	中之島合同庁舎 2階国際会議室	集中討論「モデル教材の検討(2編4章)」 法務省民事局官房審議官 萩本修 三浦教官	中之島合同庁舎 2階国際会議室
10/16	集中討論「モデル教材の検討(2編5章)」 大阪大学大学院高等司法研究科 名津井吉裕 法務省民事局官房審議官 萩本修 三浦教官	中之島合同庁舎 2階国際会議室	集中討論「モデル教材の検討(2編6章)」 大阪大学大学院高等司法研究科 名津井吉裕 法務省民事局官房審議官 萩本修 三浦教官	中之島合同庁舎 2階国際会議室
10/17	集中討論「モデル教材目次案の検討(3編, 4編)」 大阪大学大学院高等司法研究科 名津井吉裕 三浦教官	中之島合同庁舎 24階会議室	講義「争点整理と証拠」 毛利教官	中之島合同庁舎 24階会議室
10/18	総括質疑 大阪大学大学院高等司法研究科 名津井吉裕 三浦教官	中之島合同庁舎 24階会議室	評価会・修了式	中之島合同庁舎 24階会議室
10/19	10月19日 帰国			

～ 国際研修 ～

第2回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援本邦研修

国際協力部教官
辻 保彦

2012年4月からスタートした「カンボジア民法・民事訴訟法普及支援プロジェクト」では、従前からの法整備支援プロジェクトの対象機関である司法省（MOJ）、王立司法学院（RAJP）¹及び弁護士会（BAKC）の3機関のほか、新たに王立法律経済大学（RULE）も対象機関に加えて、長期専門家が中心となり、民法・民事訴訟法に関する勉強会を現地で定期的に実施している。

本研修は、前回に引き続き、支援対象4機関の混成メンバーによる合同研修であった。以下、研修の概要を報告する。

第1 本研修の概要

1 研修期間

2013年10月22日～10月31日

2 研修員

本研修には、司法省技術総局次長マオ・ピロン氏、控訴裁判所判事のチャイ・チャンダラバン氏、弁護士のイム・ビソット氏、王立法律経済大学教授のテップ・ソック氏をはじめ、対象4機関から5名ずつ、合計20名の研修員が参加した（別添研修員名簿参照）。

3 本研修のコンセプト

現行プロジェクトでは、支援対象機関の関係者が、

¹ 従前のプロジェクトでは王立裁判官検察官養成校（RSJP）を対象機関としていたが、新プロジェクトではRSJPの上位機関である王立司法学院（RAJP）を対象機関としている。

民法、民事訴訟法及び関連法令を適切に解釈、運用するとともに、将来、自立的、持続的に現行法の運用及び新法の起草を行えるようになることを上位目標としている。そこで、カンボジア国内の活動として、長期専門家を中心となり、各支援対象機関ごとに民法及び民事訴訟法の個別分野をテーマとした勉強会を定期的に実施している。これにより、条文や論点に関する知識のインプットは着実に成果を上げている。

これに加えて、そもそも法解釈とはどういうことか、何のために法解釈をする必要があるのか、法解釈とはどのような思考形式で行えばよいかという法律学の基礎的を広く定着させ、どのような法分野にも即応できるリーガル・マインドをカンボジアに根付かせて、カンボジアの司法界が自立的な発展を遂げる基盤を作るため、本研修では「法解釈と判例」というテーマを設定し、これに関する講義を実施した。その他、法曹倫理やADRなど、カンボジア側の関心事項の高い諸分野についてもカリキュラムに盛り込んだ。

第2 研修実施内容（別添日程表参照）

当部の三浦教官が担当した「日本の裁判制度」の講義では、日本の司法制度を学ぶ上での前提知識として、裁判所の組織構成、審級、判例の位置付け、機能などの基本的事項について解説がなされた。研修員からは、「内閣が10年ごとに判事を任命するの

は、司法権の独立に反しないか。」「立法の際に、合憲性の審査をする機関はあるか。」などの質問がなされた。また、裁判官の全国異動についても関心が高い様子であった。

大阪市立大学法科大学院への訪問では、研究科長の永井史男先生をはじめ、大勢の先生方に御対応いただき、同校の教育方針や法科大学院制度が抱える課題など、幅広く説明していただいた。質疑応答では、同校が教育プログラムとして導入している中小企業法律相談や法律事務所でのエクスターンシップについて、カンボジアの大学関係者から熱心な質問があったり、法科大学院が今後採るべき方策についてきたんのない意見交換がなされた。また、講義中の教室に御案内いただき、実際の講義風景を見学させていただいた。



熱心にメモを取る研修員たち

大久保邦彦先生御担当の「法の解釈」の講義では、法を解釈することの意義、その際の思考方法、法解釈の機能についてお話いただいた。一見非常に難しい内容であるが、できるだけ研修員に分かりやすく伝えるため、車馬通行禁止の立て札が掲げられた橋の上を自転車は通ることができるか、犬はどうか、牛はどうか、といった設例を用い、研修員との間で問答を展開しながら分かりやすく解説していただいた。

奈良弁護士会への訪問では、会長の以呂免義雄先生をはじめ、8名の先生方に御対応いただき、カン

ボジア側からの質問事項について、項目ごとに分担して詳細かつ丁寧に御回答いただいた。カンボジアでは、民法や民事訴訟法をいかにして一般市民に普及させるかについて関心が高まっていることから、研修員たちは、同弁護士会が実施している小中学校への出張講義や一般市民向けの法律講座といった法律普及活動に、高い関心を示していた。最後に研修員から先生方にカンボジアの弁護士バッジが贈呈され、会場は大いに盛り上がった。



奈良弁護士会の皆さんと

奈良地方裁判所・家庭裁判所への訪問では、民事部総括の牧賢二判事をはじめ4名の裁判官に御対応いただき、1時間半にもわたり研修員の質問にお答えいただいた。研修員からは、「和解手続では、どのようなタイミングで心証を開示すればよいか。心証を開示すれば、勝訴できる方の当事者は和解に応じなくなるのではないか。和解技術の向上のための裁判官研修はあるか。」などといった和解に関する質問や、「最高裁判例に反する判断をすることができるか。」「弁護士が付いていない当事者に対して、どのように対処するか。」などの質問が出た。

本職が担当した「日本の著名判例における法的思考の検討」の講義では、大久保先生の御講義の内容とリンクさせながら、①どのような場合に法律上の論点が発生するか、②法律上の論点に対してどのような法的思考でアプローチするか、③判決書ではどのような書きぶりで法律上の論点の結論を導くかという3つの点について、日本の有名な民事判例の紹介を通じて解説した。有責配偶者からの離婚請求を一部認めた最高裁判例（最判昭和62年9月2日）を朗読した場面では、研修員から自然と拍手が沸き起こり、「素晴らしい判決文ですね。」というコメントが口々に出了。

同じく本職が担当した「日本の法学教材の紹介」の講義では、民法について分かりやすく書かれた一般市民向けの解説書を紹介した。研修員からは、「市販の法律の解説書は、記載内容の正確性について誰が責任を負うか。政府が内容をチェックするのか。」といった質問が出た。カンボジアでは、民法の全容を理解している人が非常に限定されているため、学者や弁護士が個人の責任で民法の解説書を書いて出版している日本の現状が驚きだったようである。

平野町公証役場への訪問では、大阪公証人会及び同役場の公証人の方々から、非常に手厚いおもてなしをいただき、概要説明、質疑応答、施設見学を実施していただいた。質疑応答では、公証人の身分や責任、仕事をする上での苦勞、確定日付の機能など様々な質問が出て、いずれの質問に対しても誠実かつ丁寧に御回答いただいた。施設見学では、公正証書の保管庫の様子や公正証書の電子データ化のための機材、穴開けパンチ式の契印機など、貴重なものを見せていただいた。



公証人の先生方と

原田裕彦先生御担当の「法曹倫理」の講義では、我が国の裁判官・検事・弁護士の職務倫理について、制度面だけでなく実状にまで踏み込んで御説明いただいた。研修員側からもカンボジアの法曹倫理の実状についての発表が行われ、最後のディスカッションの場面では、公務の出張先で関係者からお土産として金品の提供を受けた場合の対応などについて、両国の現状を踏まえた興味深い議論がなされた。

稲葉一人先生御担当の「ADR」の講義では、綿密に準備されたパワーポイントに基づき、ADR（裁判

外紛争処理）について基本的な事項から実務の運用に至るまで、広範かつ詳細に説明していただいた。もともとADRはカンボジア側の関心の高い分野ということもあり、研修員からは、非常に参考になったという感想が多数寄せられた。



稲葉先生の講義

模擬裁判では、午前中に、貸金返還請求訴訟を題材にした模擬事例を用いて、第一回口頭弁論手続、原告及び被告の当事者尋問手続を研修員に実演してもらった。午後からは、当部の毛利教官から主張と証拠の区別等に関する説明をした後、研修員をグループに分けて、模擬事例の事実認定について議論を行った。



模擬弁論準備手続の様子

第3 おわりに

本研修では、「法解釈と判例」というテーマを設定し、それに沿った講義を研修前半で集中的に実施したことにより、目的が一層明確化し、引き締まった

内容の研修にすることができた。

また、前回の研修同様、本研修でも、約2週間の共同生活を通じて、4機関のメンバーが打ち解け合い、個人レベルでの親交を深めていった。そのことも、本研修の副次的成果である。

最後に、本研修に御協力下さった講師の方々、訪問先の方々、その他関係者の方に心から感謝申し上げたい。ありがとうございました。

第2回 カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修日程表

[教官: 辻教官, 三浦教官 専門官: 千同専門官, 堀専門官]

月 日	曜日	10:00 12:30	14:00 17:00	備考
10 /	月	移動日		
10 /	火	JICA オリエンテーション JICA関西	国際協力部 オリエンテーション ICD 国際会議室	講義「日本の裁判制度と判例の位置付け」 国際協力部教官 ICD 国際会議室
10 /	水	大阪市立大学法科大学院見学 大阪市立大学法科大学院	講義「法の解釈」 大阪大学大学院国際公共政策研究科 大久保邦彦教授 ICD 国際会議室	
10 /	木	奈良弁護士会見学 奈良弁護士会	奈良地方裁判所見学 奈良地方裁判所	
10 /	金	講義・演習「日本の著名判例における法的思考の検討」 国際協力部教官 ICD 国際会議室	12:15 部長主催意見交換会 記念写真撮影	講義・演習「日本の著名判例における法的思考の検討」 国際協力部教官 ICD 国際会議室
10 /	土			
10 /	日			
10 /	月	講義「日本の法学教材の紹介」 国際協力部教官 ICD 国際会議室	平野町公証役場見学 平野町公証役場 (大阪市中央区)	
10 /	火	講義「法曹倫理」 大阪市立大学大学院法学研究科 原田裕彦教授(弁護士) ICD 国際会議室	14:30 講義「ADR」 中京大学法科大学院 稲葉一人教授 ICD 国際会議室	
10 /	水	模擬裁判 国際協力部教官 ICD 国際会議室	模擬裁判 国際協力部教官 ICD 国際会議室	
10 /	木	総括質疑応答 ICD 国際会議室	評価会・修了式 ICD 国際会議室	
11 /	金	移動日		
11 /	土			
11 /	日			

第2回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修

1	マオ・ピロン
	Ms. MAO Phiron 司法省 技術総局次長
2	ソー・ダニー
	Ms. SO Dany 司法省 事務・会計総局次長
3	トゥイ・タリット
	Mr. TOUCH Tharith 司法省 民事局局长
4	ロク・ソクレン
	Mr. LOX Sokleang 司法省 監査官
5	セン・プッティ
	Mr. SENG Puthy 司法省 立法局次長
6	チャイ・チャンダラバン
	Mr. CHAY Chandaravan 控訴裁判所判事
7	ルオス・ボパナ
	Ms. ROS Bophana カンボット州始審裁判所判事
8	ヨア・メタ
	Mr. YOIB Meta バタンバン州始審裁判所判事
9	ソン・チョボアン
	Ms. SONG Chorvoan バンティアミンチエイ州始審裁判所検事局検事
10	ノイ・サモル
	Mr. NOY Samol 王立司法学院 裁判官検察官養成校職員
11	イム・ビソット
	Mr. YIM Visoth 弁護士
12	ノア・メヌン
	Mr. NORNG Meanun 弁護士
13	メアス・サブン
	Mr. MEAS Savin 弁護士
14	チャウ・ブンフォン
	Mr. CHAO Bunhuon 弁護士
15	ルオス・アマリット
	Ms. ROS Amarith 弁護士
16	テップ・ソック
	Mr. TEP Sok 王立法律経済大学 教授
17	クム・マネット
	Ms. KHOEM Manet 王立法律経済大学 教授
18	チュン・シニアン
	Mr. CHHOEUNG Sineang 王立法律経済大学 教授
19	ヒン・キムレン
	Mr. HING Kimleng 王立法律経済大学 教授
20	クム・キリ
	Mr. KHIM Kiri 王立法律経済大学 教授

教官 / Professor 辻 保彦 (TSUJI Yasuhiko), 三浦 麻子 (MIURA Yasuko)
国際協力専門官 / Administrative Staff 千岡 舞 (SENDO Mai), 堀 友美 (HORI Tomomi)

～ 国際研修 ～

第6回中央アジア地域法制比較研究セミナー

国際協力部教官

渡部 吉俊

1 はじめに

国際協力部では、独立行政法人国際協力機構関西国際センター（JICA 関西）と協力し、2013年11月29日（金）から同年12月13日（金）までの間、第6回中央アジア地域法制比較研究セミナーを実施した（研修員リスト及び日程表は別紙のとおり）。以下、その概要を報告する。

2 本セミナーの趣旨及び背景

中央アジア地域法制比較研究セミナーは、中央アジアの4か国（カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタン）の裁判官や法務に携わる国家機関の職員を対象に、2008年度より毎年1回実施してきたものである（当初は2010年度までの3年間の実施予定とされ、その後2011年度から引き続き3年間の予定で実施することとされたもの）。本セミナーの主な目的は、中央アジア各国の研修員が、民法、会社法、担保法、倒産法等の企業活動に関わる基本的な法制度やその運用について習熟することであり、法的安定性と予測可能性が高まることにより、企業活動の円滑化に資することも期待されている。これらの分野から毎回1テーマを取り上げ、日本側を含めた参加者間で議論することがカリキュラムの中心である。セミナーの実施に当たっては、大学教授・弁護士等の専門家により構成される運営委員会（委員名簿は後記のとおり）が設けられており、テーマ設定や選考レポート等に基づくセミナー参加者の決

定といった準備作業のほか、セミナーにおける講義の実施や協議への参加など、多くの御支援をいただいている。

本セミナーが開始された背景については、本誌38号60頁以下に詳しいため、ここでは詳述を避けるが、中央アジア4か国の比較法制という形態をとったのは、これらの国々においては民法、会社法、倒産法等の法制度に関して共通性が高いために、相互の比較検討を容易に行うことができるという点が挙げられる。各国の法制度の比較検討を通じて、研修員自身が自国の法制度について理解を深め、また見直しのきっかけとすることを意図している。他方で、わざわざ日本に来たのであるから日本の法制度についても学びたいという研修員からの要望が、セミナーの初期段階から挙げられていた。そのため、協議において日本の法制度との比較の視点を取り入れたり、日本の民法・会社法等の講義の時間を設けるといったプログラムの見直しも行ってきたところである。

3 第6回セミナーの概要

(1) プログラムの概要

第6回セミナーのプログラムは、昨年度までと同様に、講義、見学、発表・協議により構成しつつ、日本の制度について学びたいとの研修員からの要望を踏まえ、日本の法制度に関する講義の数を昨年度よりも更に増やすこととした。また、発表・協議について、昨年度までは、参加者各国の法制度を項目

ごとにまとめた比較表を作成することを最終成果としていたが、本年度は特に表形式にまとめることを意識せず、より議論に力点を置いてもらうこととした（代わりに、成果物として、研修員に対し協議を踏まえて修正した課題レポートの提出を求めた。）。これは、昨年度までの経験から、中央アジアの研修員は条文の規定や解釈について表形式で簡潔にまとめるということに必ずしも慣れておらず、作業自体に多くの時間と労力を取られてしまうことが想定されたため、本年度は見直しを行ったものである。

また、全体のテーマについては、「法律行為の無効」を取り上げた。このテーマは2008年度の第1回セミナーにおいても取り上げているが、中央アジアの国々においては契約の無効が裁判上しばしば争われる原因の一つとされているため、最終年度である今回の総まとめのテーマとして取り上げることにした。もともと、抽象的に総則規定としての「無効」について議論するわけではなく、担保法制、会社法制などを含めて幅広く議論できるような具体的な問題設定が行われている。

(2) 講義

① 「日本の司法システム」

当部の三浦康子教官より、標記テーマについて講義が行われた。日本の裁判所と裁判官に関する基礎的な説明を中心に、司法試験・司法修習などの法曹養成の仕組み、法曹三者の役割、裁判員制度の概要などについて説明が行われた。

② 「日本の会社制度について」

運営委員会の委員である名古屋大学大学院法学研究科の中東正文教授より、標記テーマについて講義が行われた。日本の会社の種類、株式会社の設立手続、株主総会の権限などに関する説明のほか、今回のテーマに合わせて、総会決議の瑕疵に関する各種訴えの制度（決議取消の訴え、決議無効の確認の訴え、決議不存在の確認の訴え）について説明がなされた。

③ 「日本における民法および裁判手続の位置づけ」

同じく運営委員会の委員である中央大学大学院法務研究科の伊藤知義教授より、標記テーマについて講義が行われた。西欧法の継受に始まる日本民法の成立・発展の過程、民法の定着を支えた日本の社会制度等について説明がなされるとともに、民法を実効的なものとした日本の裁判制度の特徴について、旧ソ連圏諸国の裁判制度とも比較しつつ説明がなされた。

④ 「日本の登記制度」

日本司法書士会連合会の加藤政也常務理事より、標記テーマについて講義が行われた。日本の各種登記制度の概要、不動産登記法の沿革・改正状況、不動産物権変動の考え方（対抗要件の意味）等の制度概要について説明がなされるとともに、不動産売買の実務の流れについても説明がなされた。

(3) 見学

① 大阪地方裁判所

大阪地方裁判所を訪問し、民事裁判に係る実際の弁論手続及び弁論準備手続を傍聴するとともに、現職の裁判官との意見交換を行った。大阪地方裁判所の組織概要のほか、判決書の構成・分量や、審理の進め方等についても説明を受けた。

② 奈良地方法務局

奈良地方法務局を訪問し、法務局の組織及び登記事務の概要について説明を受けるとともに、法務局施設内を見学し、実際の業務処理の流れ、処理体制、登記簿の見方などにつき説明を受けた。

(4) 発表・協議

セミナー開始前に、全体のテーマである「法律行為の無効」に関連する4つの協議問題を日本側で用意し、一人に1問を割当てて課題レポートを作成してもらった。セミナーでは、当該レポートについて発表・説明した上で、日本側の参加者を含めた全員で協議を行った。これらの課題レポートや協議の概要については、後日冊子にとりまとめられる予定で

あるが、ここでは、問題の概要及びセミナー中になされた議論の一部を紹介する。

① 担保を目的とする売買契約の効力

担保を目的とする売買契約（日本でいう譲渡担保）を題材に、当該契約の効力や第三者との関係等について協議が行われた。実務上広く用いられ、判例においても確立されている日本と異なり、中央アジアの国々ではこのような契約形態は有効とは認められないとの回答が各発表者からなされたが、その法的根拠についてはいくつかの見解があり（架空・仮装の法律行為として無効とするものなど）、その適否について議論がなされた。また、弁済期前に担保権者（当初の買受人）から目的不動産を譲り受けた第三者との関係について、善意取得により第三者が保護され得るのかどうかという点や不当利得請求との関係などについても議論がなされた。

② 登記・公証を欠いた法律行為の効力

登記・公証がされていない法律行為の効力について、会社間における建物の賃貸借契約を例に協議が行われた。中央アジア各国においては、不動産に関する権利の設定・移転など一定の法律行為については登記をしなければならないとされており（法律に規定される場合及び当事者が要求する場合には公証も必要）、これら登記又は公証要件を遵守しない場合には、法律行為は無効となると定められている。協議においては、賃貸借契約が登記要件違反により無効とされた場合における、実際に使用した分に係る対価の支払いの法的根拠（不当利得）や、賃貸人から目的不動産を譲渡された第三者に対して賃借権を主張することができるかといった点について議論が行われた。

③ 法令又は定款による権利制限（他機関の同意の要求）

法令又は定款により株式会社の代表者の権限が制限されている場合（一定の類型の取引行為につ

いては、監督役会の事前の承認を得なければならないとされる場合等）における、当該制限に違反してなされた取引の効果や取引の相手方の保護等について協議が行われた。中央アジア各国の民法では、法人の機関が定款（設立文書）に定められた制限を超えて法律行為を行ったときは、裁判所は、その制限により利益を得る者の訴えに基づいて「相手方がその制限を知り、又は明らかに知りうべきであったことが証明された場合」に限りこれを無効と認定することができる規定されている。協議においては、取引の相手方が当該制限の定めがあることを知らなかった場合や、制限の定めがあることを知っていたが必要な承認手続を経っていたと信じるような事情があった場合において、相手方は保護されるのか、保護されるとすればいかなる法的根拠によるのか等について、「明らかに」というロシア語の法的意味も含め、議論が行われた。

④ 公序良俗違反による無効について

外国企業による投資契約を題材とした問題のほか、各研修員から提供された事例を基に、公序良俗違反による無効について協議が行われた。各国における公序良俗違反の考え方や適用の仕方などについて議論されたほか、契約が公序良俗違反により無効とされた場合の効果（原状回復義務）について、受領物を相手方に返還しなければならない



発表・協議の様子

いとる国と、国庫に収納されるとする国の違いなどについて議論が行われた。

4 終わりに

今回の第6回セミナーをもって、中央アジア地域法制比較研究セミナーはひとまず終了となる。私自身は今回初めて本セミナーを担当させていただいたが、運営委員会の先生の多くは、2008年度の第1回から、あるいはそれ以前に行われていた倒産法注釈書作成プロジェクトの頃から関わられており、長年にわたり多大な御協力・御支援を頂戴した。本セミナーは、毎年1回という比較的小規模なセミナーではあったが、運営委員会の先生方や研修監理員兼通訳の方々をはじめ多くの関係者の御協力により、中央アジアの民商事分野における法制度と運用の実態を一定程度明らかにすることができたと思われるし、中央アジアの各研修員からも大変有意義であったとの声が多数聞かれた。各関係者に改めて深く感謝を申し上げるとともに、本セミナーの成果が今後に生かされることを期待したい。

◆「中央アジア地域法制比較研究セミナー」コース 運営委員会委員名簿

出水 順	弁護士・大阪大学大学院高等司法 研究科客員教授
伊藤 知義	中央大学大学院法務研究科教授
中東 正文	名古屋大学大学院法学研究科教授
桑原 尚子	高知短期大学社会科学科教授
松嶋 希会	弁護士

第6回中央アジア地域法制比較研究セミナー 研修員

1	カシーモフ マクサット	カザフスタン
	Mr. KASSYMOV Maxat Judge / Zhambyl Regional Court ジャンブシル州裁判所裁判官	
2	マジートフ ルスラン	カザフスタン
	Mr. MAZHITOV Ruslan Judge / Saryarka District Court in Astana City アスタナ州サルヤルカ地区裁判所裁判官	
3	ジャパーロヴァ グリナール	カザフスタン
	Ms. JAPPAROVA Gulnar Judge / Pavlodar Regional Court パヴロダール州裁判所裁判官	
4	イブラーエヴァ マハバット	キルギス
	Ms. IBRAEVA Makhabat Chief Specialist / Department of Work with joint-stock Companies , The Fund for State Property Management 国有財産管理基金株式会社部主任専門官	
5	チンバーエヴァ アセル	キルギス
	Ms. CHYNBAEVA Asel Expert / Legal Support Division , Office of the Government of the Kyrgyz Republic 内閣府法務部専門家	
6	アフマートヴァ インディラ	キルギス
	Ms. AHMATOVA Indira Chief Specialist / Department of Legal Support and Expertise , Ministry of Economy 経済省法務審査局上級専門官	
7	ヌリディノフ ヌリロフジャ	タジキスタン
	Mr. NURIDDINOV Nurillokhuja Judge / Economical Court of Sogd Oblast , Republic of Tajikistan ソグド州経済裁判所裁判官	
8	ダヴリヤートフ ディロヴァール	タジキスタン
	Mr. DAVLIATOV Dilovar Main Specialist / International Legal Relations Department , Ministry of Justice of the Republic of Tajikistan 司法省国際法務部主任専門官	
9	サンガーコフ サイドホジャ	タジキスタン
	Mr. SANGAKOV Saidkhoja Judge / Economic Court of Khatlon Oblast ハトロン州経済裁判所裁判官	
10	ハルミルザエフ オリム	ウズベキスタン
	Mr. KHALMIRZAYEV Olim Judge / Supreme Economic Court of the Uzbekistan 最高経済裁判所裁判官	
11	アルティコフ ベクゾッド	ウズベキスタン
	Mr. ARTIKOV Bekzod Deputy Head / Department of Protection of Entrepreneur's Rights , Ministry of Justice of Uzbekistan 司法省企業家権利保護局副局長	
12	マフムドフ アリシェール	ウズベキスタン
	Mr. MAKHMUDOV Alisher Judge / Economic Court of Namangan region , Uzbekistan ナマンガン州経済裁判所裁判官	

【セミナー担当/Officials in charge】

教官 / Professor 渡部 吉俊 (WATANABE Yoshitaka), Professor 須田 大 (SUDA Hiroshi)
 国際協力専門官 / Administrative Staff 白井 涼 (SHIRAI Ryo)

第6回中央アジア地域法制比較研究セミナー日程表

【 担当教官:渡部教官,須田教官 事務担当:白井専門官 】

月	日	10:00		14:00	17:00	
11	27	(研修員入国)				
11	28					
11	29	JICAブリーフィング				KSIC
11	30	休日				
12	1	休日				
12	2	日本文化の講義等 JICA担当者	KSIC	ICDオリエンテーション	国際会議室	
12	3	講義「日本の司法制度について」 法務総合研究所教官 三浦 康子	国際会議室	講義「日本の会社制度について」 名古屋大学大学院法学研究科教授 中東 正文 伊藤先生	国際会議室	
12	4	発表及び協議 「担保を目的とした売買契約(譲渡担保)の効力」①	国際会議室	発表及び協議 「担保を目的とした売買契約(譲渡担保)の効力」②	(日本側) 打合せ 国際会議室	
12	5	発表及び協議 「法令又は定款による権利制限(他機関の同意の要求)」①	国際会議室	部長主催 意見交換会 及び 記念撮影 発表及び協議 「法令又は定款による権利制限(他機関の同意の要求)」②	(日本側) 打合せ 国際会議室	
12	6	大阪地方裁判所訪問(9:30~12:00)	大阪地方裁判所	講義「日本の民事法制について」 中央大学大学院法学研究科教授 伊藤 知義 桑原先生	国際会議室	
12	7	休日				
12	8	休日				
12	9	講義「日本の登記制度について」 日本司法書士会連合会 常務 理事 加藤 政也	国際会議室	奈良地方方法務局訪問(13:30~15:30)	奈良地方方法務局	
12	10	発表及び協議 「公証・登記を欠いた法律行為(賃貸借契約等)の効力」①	国際会議室	発表及び協議 「公証・登記を欠いた法律行為(賃貸借契約等)の効力」②	(日本側) 打合せ 国際会議室	
12	11	発表及び協議 「公序良俗違反(反国家的行為等を含む。)」	国際会議室	(研修員)課題レポートの加筆・修正	(日本側) 打合せ 国際会議室	
12	12	発表及び協議	国際会議室	発表及び協議	(研修員) 課題レポートの 加筆・修正 (日本側) 今後の打合せ 国際会議室	
12	13	課題レポートの加筆・修正	国際会議室	総括質疑・評価会 桑原先生	閉講式 桑原先生 国際会議室	
12	14	(研修員出国)				
12	15	(研修員出国)				

※ KSIC:JICA関西国際センター

～ 国際研修 ～

第 1 回ネパール本邦研修 ～ネパール裁判所能力強化プロジェクト～

国際協力部教官
横 幕 孝 介

第 1 はじめに

2013 年 12 月 10 日（火）から同月 20 日（金）まで、独立行政法人国際協力機構（JICA）東京センターほかにおいて、カルヤン・シュレスタ最高裁判所判事を団長とする研修員 20 名を対象に、ネパール裁判所能力強化プロジェクト第 1 回本邦研修（以下「本研修」という。）が実施された。

第 2 本研修の背景

ネパールでは、現在、法制度の抜本的な近代化¹とともに、「訴訟遅延」や「不処罰（impunity）」が重大な問題となっており、これが国民の司法に対する信頼を損ねる原因となっている。そこで、JICA は、ネパール政府の要請を受けて、2013 年 9 月から、新たにネパール最高裁判所を主な実施機関として、事件管理能力の強化や司法調停の活用を通じて裁判所の紛争解決能力の向上を図り、国民の司法に対する信頼の回復を目指す「迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト」²を開始した。

¹ 19 世紀に制定された「ムルキ・アイン法典」（民事実体法・民事手続法・刑事実体法・刑事手続法を包摂する基本法典）の分割・再編纂作業。同作業については、2011 年に民法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法・量刑法等の草案が制憲議会に提出され、一応終了している（法案未成立のまま 2012 年 5 月に制憲議会が解散され、2014 年 1 月 20 日現在、制定に至っていない）。

² 本稿では、略して「ネパール裁判所能力強化プロジェクト」と記載している。同プロジェクトの詳細は、ICDNEWS 第 57 号、当部三浦康子教官「ネパール裁判所

同プロジェクトは、①民事事件管理、②刑事事件管理、③司法調停の 3 つのテーマを柱とするものであるが、その開始に当たっては、かねてネパール側から、今後この 3 つのワーキング・グループが行う活動について、ワーキング・グループメンバーが具体的なイメージを持つ手助けとするとともに、より多くのネパール司法関係者が日本の実務のイメージを共有できていることがいずれ改善案を全国的に展開する上でも役に立つであろうとして、できるだけプロジェクト開始後早期の段階で、かつ、できるだけ多くの司法関係者に、広くこれらのテーマに関連する日本の裁判実務を見聞する機会を提供してほしいとの要望が寄せられていた。

そこで、同プロジェクト開始直後のタイミングで、まずは日本における一般的な民事・刑事事件の迅速な処理に向けた制度、運用における裁判官や書記官らの取組、調停に関する制度や関係者の取組等を学ぶ機会を提供することで、早期においてこれら日本の制度等の有用性に対するワーキング・グループメンバーらの理解を促進し、今後のプロジェクト活動に役立てることを目的として、本研修を実施することとした。

プロジェクト（事件管理及び司法調停）のご紹介」を参照されたい。

第3 研修の概要

本研修プログラムは、大きく分けて、①講義、意見交換、②裁判所訪問、③研修生による発表で構成されている。研修員の内訳は、最高裁判所判事2名を含む裁判所関係者16名、検事総長府検事1名、弁護士会関係者3名（いずれも弁護士）である（研修員及び研修日程の詳細は別添資料のとおり）。また、本研修には、昨年9月から長期専門家としてネパールに派遣されている石田真人専門家及び社本洋典専門家に御帯同いただいた。

日本側からは、講師として、同プロジェクトアドバイザーグループ委員を務めていただいている吉野孝義大阪大学大学院高等司法研究科客員教授、稲葉一人中京大学法科大学院教授をお招きしたほか、意見交換会では、日本弁護士連合会から松田幸子副会長、古賀政治裁判迅速化法問題対策委員会事務局次長、市野澤要治民事裁判手続に関する委員会事務局次長らに御出席いただいた。また、裁判所訪問では、最高裁判所、東京高等裁判所、東京地方裁判所、横浜地方裁判所、さいたま家庭裁判所越谷支部及び越谷簡易裁判所を訪れ、表敬訪問のほか、裁判実務を見聞する機会をいただいた。

第4 研修の内容

1 講義、意見交換

(1) 「日本の民事手続概略、調停制度概略」

当部三浦康子教官から、裁判官としての実務経験を活かして、訴えの提起から判決に至るまでの日本の民事訴訟手続の一連の流れ、日本における調停の種類や調停委員の構成、調停手続の流れ等について講義が行われた。講義では、貸金返還請求事件の第一審訴訟模擬記録の調書、書証目録、宣誓書、郵便送達報告書、当事者への事前質問表等の各書類（いずれも英訳したもの）にも触れられ、研修生は、各手続の概要に加え、事件を管理する上で使用されている書類の具体的なイメージ

も抱くことができたようであった。研修生からは、管轄や事件配点、証人の出廷確保の方法、不服申立て期間の制限等に関する質問が出されたほか、調停については、ネパールの司法調停では調停人のみが関わり、裁判官は関与しないことから、同一の裁判官が同じ事件の訴訟と調停を担当し、裁判官と調停委員と一緒に調停に関わる点において、日本の制度に驚きを感じたようであった。

(2) 「日本の刑事手続概略と迅速化への取組」

廣瀬裕亮国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）教官から、三権分立に基づく日本の裁判所の構成、当事者主義、予断排除の原則、立証責任、伝聞法則等の刑事訴訟法における諸原則のほか、証拠の厳選、積極的な証拠開示、公判前整理手続の導入等の刑事裁判の迅速化に向けた取組等について、同じく裁判官の実務経験を活かした講義が行われた。研修生からは、「弁護人の立証に時間的な制約はあるのか。」といった質問が出されたほか、一般の国民が参加しながら同時に迅速な裁判をも実現しているとして日本の裁判員制度に強い関心が向けられ、裁判員制度の仕組みや内容についての質問が多く寄せられた。このほか、ネパールでは、共犯事件では未検挙の共犯者も含めて起訴され、当該共犯者が検挙されるまで裁判が延期される扱いとなっており、それが公判の進行を妨げる要因の一つにもなっているとの問題意識から、共犯事件の場合の公判審理の進め方についての質問が出されるなどした。

(3) 「民事事件における裁判の迅速化」

吉野先生からは、裁判官としての豊富な実務経験を基に、日本における民事訴訟実務の改善の歩みとして、1891年の旧々民事訴訟法の施行以降、日本の民事裁判において、迅速で充実した審理を実現するため、これまで様々な運用上の工夫や法改正による改善が重ねられてきた経緯とその背景について御講義いただいた。研修生は、日本の法

制度が、欧米の法体系の影響を受けながらも、日本社会の伝統や慣習に適合するよう独自の法体系を構築、発展させてきた経緯に強い感銘を受けたようであり、「ネパールの制度の改善に当たっても、単に外国を真似るだけでなく自国に合う制度にしたい。」との意見が聞かれた。また、訴訟進行に関する早期の情報入手、難易度に応じた的確な事件の振り分け、争点と証拠の整理、集中的な証拠調べ等の運用レベルでの改善が裁判の迅速化に大きく貢献したことも印象に残ったようであり、それらが必ずしも法改正を伴わずに可能な点で参考になったとの感想も寄せられた。

(4) 「調停人に対するトレーニング」

稲葉先生からは、裁判外紛争解決手続(Alternative Dispute Resolution)の専門家という立場から、和解や調停といった司法型ADRの沿革と、我が国の司法制度改革に伴う民間型ADRの数々の試み、両者の比較等に触れながら、紛争当事者である人間を心理学的観点から捉えた調停の考え方、そうした考え方に基づく調停人に対するトレーニング手法等について御講義いただいた。ネパールでは、調停人の選任に当たっては当事者の意思が重視されるため、調停人の公平性に問題が生じやすいとのことであり、その点で、裁判所が調停委員を指名することで公平性が担保される日本の制度に研修生の関心が寄せられた。また、今後司法調停制度を普及させていく前提として、ネパールでは調停人の不足とその育成も大きな課題となっており、研修生からは、調停人に対する一般的な研修制度、具体的なトレーニングプログラム、調停人に対する評価の仕組み等、調停人の質を確保するための方策にも強い関心が寄せられた。

(5) 日本弁護士連合会との意見交換

冒頭に松田副会長から御挨拶いただいた後、市野澤弁護士及び古賀弁護士から、日本の民事裁判

が迅速化された過程においては、当事者の代理人である弁護士の意識改革が図られ、弁護士もその実現に協力してきたこと、弁護士会においても模擬裁判等を通じて争点整理のための独自の研修を行っていることなど、弁護士の立場からみた事件管理について御説明いただき、引き続き、研修生との間で意見交換が行われた。研修生からは、「弁護士の怠慢とはどのようなケースか。怠慢があった場合、どのような制裁が課せられるのか。」との質問が出るなど、刑事事件と同様、当事者の訴訟活動が裁判の進行の遅れの原因となるような場合の対応に関心が寄せられたほか、専門家を証人として活用する際の留意点等についての質問も出された。また、研修生からは、弁護士は、当事者の代理人としての責任と同時に、円滑な司法の遂行に対する責任をも有する立場にあるとして、改めて法曹三者が一体となって協力していく必要があるとの認識を示す発言もなされた。



講義の様子

2 裁判所訪問

(1) 最高裁判所

最高裁判所では、金築誠志最高裁判所判事への表敬訪問の後、最高裁判所の位置付け、構成、年間の上告数、司法行政事務等の概要について御説明いただき、その後、小法廷及び大法廷を見学させていただいた。ネパールでは、最高裁判所の未処理事件数も少なくなく、研修生は、ベテランの

裁判官が調査官として最高裁判所判事の仕事を支える仕組みや、大法廷と小法廷で扱う事件を分ける仕組みに関心を持って聞いていた。

(2) 東京高等裁判所

東京高等裁判所では、山崎敏充長官への表敬訪問のほか、民事部の業務の概要を説明いただき、裁判官の執務室、ラウンド法廷等の施設を見学させていただいた。執務室では、刑事事件の控訴事件記録に触れさせていただく機会もあり、研修生からは、第一審から控訴審まで、日本の刑事裁判手続がどのような書類によって進められているのか具体的にイメージすることができて参考になったとの感想が寄せられた。また、日本の和解制度について、同じ裁判官によって裁判と和解の手続が進められる点、一方当事者が不在の場で他方当事者と話をする機会がある点に特に関心が示され、そうしたやり方が機能している背景には弁護士の裁判官に対する信頼の高さがあるのだろうとして、改めて日本の裁判官の廉潔性に感銘を受けたようであった。

(3) 東京地方裁判所

東京地方裁判所では、小池裕所長への表敬訪問のほか、民事裁判傍聴、清水響民事部総括裁判官ら裁判官との座談会、訟廷事務（事件係、記録係）についての概要説明等をいただく機会を得た。研修生からは、裁判官の専門性を高めるための工夫、争点整理手続の進め方、合議体の際の各裁判官の役割、期日間における書記官の役割、書記官の資格や研修制度等について質問が出された。また、「いい裁判は、いい裁判官、書記官、事務官が揃って初めて可能になる。」「いい裁判はいい弁護士から生まれる。」といった話に深く納得する様子を示し、「そうした指摘がなされること自体が日本の司法が非常にうまく機能していることを表しているのだろう。」との感想も寄せられた。

(4) 横浜地方裁判所

横浜地方裁判所では、市村陽典所長への表敬訪問のほか、刑事裁判傍聴、裁判員裁判用法廷、刑事事件受付兼令状事務室、裁判官の執務室、書記官室等の見学、訟廷事務（事件係、令状係、記録係）、公判前整理手続等に関する概要説明、市村所長ら裁判官との座談会の機会等をいただいた。研修生からは、刑事裁判の処理の迅速さに驚きが表示されるとともに、「迅速な裁判を実現するためには、数ある中から本当に必要な争点や証拠が何なのかを吟味することが大切である。」との指摘に共感が示され、そのために導入された公判前整理手続の内容等に強い関心が寄せられたほか、効率的な事件処理の方策として、ネパールにはない日本の略式手続の制度にも関心が向けられた。

(5) さいたま家庭裁判所越谷支部・越谷簡易裁判所

越谷簡易裁判所では、簡易裁判所業務の概要説明、民事裁判傍聴、執務室見学を、さいたま家庭裁判所越谷支部では、小原春夫支部長による家裁業務の概要説明、裁判官室、調停室等の施設見学、裁判官、家裁調査官、書記官、調停委員らとの座談会の機会等をいただいた。簡易裁判所では、職員が窓口で一人ひとりに丁寧に対応している様子や本人訴訟のために各種手続書類の雛形が完備されている点について、一般国民が自分でも訴訟を起こせるような司法サービスの在り方として是非参考にしたい旨の感想が聞かれた。また、調停委員の資質、選任方法、研修制度等について質問が出たほか、日本の家事調停においては、裁判官や調停委員だけでなくネパールにはない家裁調査官の存在も大きな役割を果たしていることに関心が寄せられた。

3 ネパール側発表

研修の終わりには、ネパールの課題に照らして本研修で得たことをテーマに、研修生による発表の機会を設けた。民事及び刑事事件管理においては、個々

の裁判官において事件管理の能力を高める必要性、裁判所職員や弁護士ら関係者との協力の重要性、期日前の準備の重要性等について、司法調停においては、調停の積極的な活用、調停人の選任等への裁判所の積極的な関与、様々な経歴を有する調停人の確保の重要性等について指摘がなされた。準備時間が乏しい中、各プログラムで提供した日本の制度等の有用性に対する理解を前提としつつ、ネパールの立場をも反映させたものとなっており、ネパールの司法関係者の能力の高さをうかがわせるものであった。



研修員による発表の様子

第5 所感

全日程を通して、研修生は意欲的に研修に取り組み、いずれのプログラムにおいても、それぞれの立場から活発な質疑・意見交換がなされ、少しでも多くの日本の制度や運用に関する知識を吸収しようとする態度がうかがわれた。ネパールでは、2012年5月に制憲議会が解散されて以降、国内に議会が存在せず、本研修直前の昨年11月ようやく制憲議会選挙が実施されたところであるなど、国内は依然混沌の中にある。母国がこうした状況にある中、今回の研修生が少しでも早く自国の司法制度を改善したいという思いで本研修に参加してくれたことに、まずは敬意を表したい。プロジェクト開始直後ということに加えて上記の選挙情勢等も反映し、現地での活動体制が十分に整わない状況で本研修を迎えるに至った面も否定はできないが、本研修の位置付けに照

らせば、初期の段階で、最高裁判所を頂点とする日本の各裁判所を訪問して実際にその業務等を見聞し、日本の実務家の方々と活発な意見交換を行うことができたこと、その結果、実際に日本の各制度や運用の有用性に対する理解を深めることができたこと、ワーキング・グループメンバーら今後プロジェクトで関係が続くであろう研修生らとの友好的関係をこの段階で築けたことは、大きな成果であったと考える。改めて、本研修の内容が今後本格的に始まるワーキング・グループにおける課題の洗い出しや選定、改善案の検討作業など、ネパールでの具体的なプロジェクト活動において役立つことを期待したい。

第6 終わりに

年末の多忙な時期に講師等を引き受けていただき、研修中も様々な有益なアドバイスをいただいた先生方、関係者を含め総勢30名近い大所帯であったにもかかわらず、各訪問を快く引き受けていただき、受入れ準備等の多大な労力をおかけした裁判所関係者の皆様、直前に迫っての依頼を御快諾いただいた日弁連の皆様、通訳等でお世話になった研修監理員の池田美智子氏及び中野綾子氏、研修生に近い立場で本研修をサポートいただいた石田及び社本専門家ら、本研修の全ての関係者の方々に改めて深くお礼を申し上げ、本研修報告の結びとさせていただきます。どうもありがとうございました。

ネパール裁判所能力強化プロジェクト第1回本邦研修日程表

月日	曜日	10:00		14:00		備考
		12:30		17:00		
12 /	火		JICA オリエンテーション (11:00～) JICA-TIC	国際協力部 オリエンテーション (14:00～) JICA-TIC	ネパール発表「ネパール司法の課題(民事・刑事事件管理及び調停)」(15:00～) 大阪大学大学院高等司法研究科吉野孝義客員教授 中京大学法科大学院稲葉一人教授 JICA-TIC	
12 /	水	講義「日本の民事手続概略・調停制度概略」 三浦教官 法総研共用会議室		12:15 所長主催意見交換会 記念写真撮影	講義「日本の刑事手続概略と迅速化への取組」 廣瀬教官 法総研共用会議室	
12 /	木	移 動		横浜地方裁判所見学(刑事事件管理)		横浜地方裁判所
12 /	金	講義「民事事件における裁判の迅速化」 大阪大学大学院高等司法研究科 吉野孝義客員教授 JICA-TIC		最高裁判所表敬訪問		最高裁判所
12 /	土					
12 /	日					
12 /	月	東京高等裁判所・東京地方裁判所見学(民事事件管理)		東京高等裁判所・東京地方裁判所		
12 /	火	移 動		さいたま家庭裁判所越谷支部・越谷簡易裁判所見学(調停)		さいたま家庭裁判所越谷支部 越谷簡易裁判所
12 /	水	講義「調停人に対するトレーニング」 中京大学法科大学院 稲葉一人教授 JICA-TIC		日本弁護士連合会弁護士との意見交換会 古賀政治裁判迅速化法問題対策委員会事務局次長 市野澤要治民事裁判手続に関する委員会事務局長 JICA-TIC		
12 /	木	総括質疑応答 大阪大学大学院高等司法研究科吉野孝義客員教授 中京大学法科大学院稲葉一人教授 JICA-TIC		ネパール発表 大阪大学大学院高等司法研究科吉野孝義客員教授 中京大学法科大学院稲葉一人教授 JICA-TIC		
12 /	金	評価会・修了式 JICA-TIC				

※TIC:JICA東京国際センター

ネパール裁判所能力強化プロジェクト第1回本邦研修

1	カルヤン シュレスタ
	Mr. Kalyan Shrestha 最高裁判所判事
2	ギリシュ チャンドラ ラル
	Mr. Girish Chandra Lal 最高裁判所判事
3	ハリ クリシュナ カルキ
	Mr. Hari Krishna Karki ネパール弁護士会長
4	ドゥルガ プラサド ウブレティ
	Mr. Durga Prasad Upreti ジャナクプル控訴裁判所首席判事
5	シャラダ プラサド ギミレ
	Mr. Sarada Prasad Ghimire バグラン控訴裁判所首席判事代行
6	ダンバル バハドウル シャヒ
	Mr. Dambar Bahadur Shahi パタン控訴裁判所判事
7	ナゲンドラ ラブ
	Mr. Nagendra Labh パタン控訴裁判所判事
8	ラジュ ナラヤン パサク
	Mr. Raj Narayan Pathak 検事総長府検事
9	スニル クマル ポカレル
	Mr. Sunil Kumar Pokharel ネパール弁護士会事務局長
10	クリシュナ バハドウル タパ
	Mr. Krishna Bahadur Thapa ダヌシャ地方裁判所判事
11	ビシュワ マンガル アトレヤ
	Mr. Vishwa Mangal Atreya ダン地方裁判所判事
12	バレンドラ ルバケティ
	Mr. Balendra Rupakheti バクタプル地方裁判所判事
13	アチュット ビスタ
	Mr. Achyut Bista カトマンズ地方裁判所判事
14	リプタ バハドウル タパ
	Mr. Lipta Bahadur Thapa バラ地方裁判所補助裁判官
15	シュリーカンタ パウデル
	Mr. Shree Kanta Paudel 最高裁判所事務次長
16	ラム プラサド シャルマ ガウデル
	Mr. Ram Prasad Sharma Gaudel 最高裁判所弁護士会長
17	ハリ ラジュ カルキ
	Mr. Hari Raj Karki カトマンズ歳入裁判所事務総長
18	ディル プラサド サブコタ
	Mr. Dil Prasad Sapkota ネパールグンジャ控訴裁判所事務次長
19	インドラ カマル プラダン
	Mr. Indra Kamal Pradhan サンクワサバ地方裁判所総務係長
20	ラジュ デュンガナ
	Mr. Raju Dhungana 最高裁判所総務係長

～ 活動報告 ～

第5回国際協力人材育成研修

国際協力部教官

辻 保彦

1994年に法務省が法整備支援に関わるようになって以降、支援対象国は増え続け、また、求められる支援内容も多岐にわたるようになったことから、2001年4月には法務総合研究所内に法整備支援を専門に扱う部門として国際協力部が新設され、法務省による支援体制が整えられたものであるが、その後も対象国及び支援内容の拡大は続いている。もとより法整備支援は専門性が高い分野であることに加え、その内容が質・量ともに拡大し複雑化する中、法務省が今後も開発途上国に対する法整備支援活動を適切に推進していくためには、これに携わる人材を幅広く育成する必要がある。

そこで、法務省・検察庁の職員の中から法整備支援に関心のある職員を研修員として国際協力部に迎え、法整備支援に関する講義等を実施した上で、支援対象国における法整備支援プロジェクトの現場を直接見聞して、我が国の実際の法整備支援活動への理解を深めるとともに、将来国際協力活動に従事する場合に必要な知識及び技術を習得させるという目的の下、実施されたのが本研修である。

以下、今回の研修の概要及び結果等につき、研修員の感想（本稿末尾）と併せて報告する。

第1 研修の概要

1 研修期間

平成25年11月18日から同月29日まで

（移動日含む）

2 研修場所

- (1) 国際協力部（国内研修）
- (2) カンボジア王国（国外研修）

3 研修員

- (1) 本條裕（法務省民事局付）
- (2) 希代浩正（法務省民事局総務課企画第一係長）
- (3) 澁谷亮（横浜地方検察庁）
- (4) 二子石亮（名古屋地方検察庁検事）
- (5) 石田正範（秋田地方検察庁検事）
- (6) 吉野恵（京都地方検察庁検察事務官）

4 研修内容（別添日程表参照）

- (1) 国内（11月19日、20日、28日、29日）
 - ア 法務省による法整備支援の概要に関する講義
 - イ 各国における法整備支援の概要に関する講義
 - ウ 国外研修終了後の研修レポート作成
 - エ 総括質疑応答
- (2) 国外（11月22日から27日まで）
 - ア JICA 長期派遣専門家との意見交換会
 - イ 各ワーキング・グループ見学
 - ウ カンボジア特別法廷見学
 - エ 日本法教育研究センター訪問
 - オ 刑事裁判傍聴
 - カ JICA カンボジア事務所訪問

第2 実施結果

1 国内研修前半

(1) 11月19日(火)午前

講義「法務省における法整備支援概要及びカンボジアにおける法整備支援の概要」(本職)

日本の法整備支援における当部の関わり方、カンボジアに対する法整備支援の経緯や成果などについての講義を実施した。



国内研修での講義

(2) 11月19日(火)午後

講義「各国の法整備支援の概要」(須田教官、川西教官、横幕教官、三浦教官による各1時間のリレー形式の講義)

ベトナム、ラオス、モンゴル、ネパール、ミャンマー、インドネシア、東ティモール、中国に対する法整備支援の経緯や成果などについての講義を実施した。

(3) 11月20日(水)午前

講義「カンボジアの法整備支援について」(柴田副部長)

カンボジア長期派遣専門家としての経験を踏まえて、カンボジアの法整備支援の実状についての講義を実施した。

(4) 11月20日(水)午後①

講義「国際協力専門官の業務」(戸根統括国際協力専門官、山田主任国際協力専門官)

当部における国際協力専門官の業務・役割についての講義を実施した。

(5) 11月20日(水)午後②

海外研修オリエンテーション(本職、石原主任国際協力専門官)

国外研修に向けた心構えを伝えるとともに、必要な準備等を行った。

2 国外研修

(1) 11月22日(金)午前

プロジェクトオフィス訪問

松原禎夫 JICA 長期派遣専門家・チーフアドバイザーらから、カンボジアにおける法整備支援の実施状況について説明があり、研修員との質疑応答を実施した。



プロジェクトオフィスにて

(2) 11月22日(金)午後

RAJP・BAKC ワーキング・グループ見学

研修員を2班に分け、それぞれ RAJP(王立司法学院)及びBAKC(カンボジア弁護士会)のワーキング・グループを見学した。日本側とカンボジア側との意見交換も実施され、カンボジア側からは日本の検事の人事異動制度などについて盛んに質問がなされた。RAJP では、校舎内の見学も行われた。



BAKCのワーキング・グループ

(3) 11月25日(月)午前

ECCC 訪問

クメール・ルージュの幹部に対する国際刑事裁判を実施しているカンボジア特別法廷 (the Extraordinary Chamber of the Courts of Cambodia) を訪問し、事務局長代理、判事、検事の方々との意見交換を行った。ECCC の設立の経緯、組織構成、審理の進捗状況、現状の課題などについて知見を得た。



ECCC の皆さんと

(4) 11月25日(月)午後

名古屋大学日本法教育研究センターでの講義

名古屋大学が、カンボジアで現地学生に対して日本語と日本法の教育を実施している日本法教育研究センターを訪問し、研修員から学生らに対し、日本の検事の役割と、法務省民事局の役割についての講義を実施した。



研修員による講義の様子

(5) 11月26日(火)午前

MOJ ワーキング・グループ見学

プロジェクトオフィスにおいて、MOJ (カンボジア司法省) のワーキング・グループの活動を見

学した。研修員との意見交換も実施され、カンボジア側からは日本の司法制度改革などに関する質問がなされ、日本側からはカンボジアにおける民法・民事訴訟法の普及状況などに関する質問がなされた。



MOJ ワーキング・グループの様子

(6) 11月26日(火)午後

プノンペン地裁にて裁判傍聴

プノンペン地裁において刑事裁判3件を傍聴した後、RAJP ワーキング・グループのメンバーであるサカダ検事の執務室を訪問し、カンボジアの刑事手続について質問を行った。



サカダ検事の執務室にて

(7) 11月27日(水)午前

RULE ワーキング・グループ見学

RULE (王立法律経済大学) を訪問し、ワーキング・グループの活動を見学した。研修員との意見交換も実施され、カンボジア側からは裁判官の



RULE ワーキング・グループの様子

人事異動や定年などについて質問がなされた。

(8) 11月27日(水) 午後

JICA カンボジア事務所訪問

JICA カンボジア事務所において、井崎宏所長、竹内博史次長らから、カンボジアにおける JICA 事業の概要、全体像の中における法整備支援の位置付け及びその実施状況等について説明を受けた。



JICA カンボジア事務所にて

3 国内研修後半

(1) 11月28日(木) レポート作成

(2) 11月29日(金) 総括質疑応答

研修員から全般的な感想を聞き、当部職員との座談会を実施した。

第3 所感

昨年度までのベトナムに代えて、今回から国外研修としてカンボジアを訪問することとしたものであるが、カンボジアはポルポト政権時代という暗い歴史を背負っており、素朴な同情心と正義感をかき立てられる上、知識人の肅清等の影響による司法界の人材不足を現在でも克服できておらず、法整備支援の必要性を肌身で感じることができる国情であること、司法関係4機関を対象とした人材育成の合同プロジェクトという比較的シンプルなスキームであるため、研修員にも支援の全体像が把握しやすいこと、ワーキング・グループで扱っている民法・民事訴訟法は日本の支援により制定されたもので日本法に類似しているため、研修員にも理解しやすいことなどの理由から、カンボジアを訪問先として選択したこ

とは適切であったと思われる。

研修員の多くは、これまでカンボジアをはじめ東南アジアには馴染みがなく、法整備支援について専門的に学習したことはないとのことであったが、国内研修において当部の教官・専門官から講義を受けたことにより、各国の支援実施状況も含めて法整備支援の概要をつかむことができたようである。そのようにして予備知識は万全の状態カンボジアでの国外研修に臨んだわけであるが、現地での移動手段であるマイクロバスの車窓からは、建築中の高層ビルに代表されるカンボジアの目覚ましい経済発展の様子がうかがい知れる一方で、それとは対照的に、物売りの子供たちに代表される貧困の世界も同じ視界に映り込む。研修員の多くは、これまで開発途上国を訪れた経験がないとのことで、カンボジアの貧富の差を目の前にして多少なりともショックを受けた様子であり、さらには、現地で知り合った一般市民から「交通事故の被害に遭っても、結局は政治的・経済的に力の強い者が勝つ。」という話を聞くなど、カンボジア社会の実情を垣間見たことで、法の支配の必要性や、その確立に向けた法整備支援活動の重要性を痛烈に認識した様子であった。

また、研修員らは現地で活躍する長期派遣専門家の仕事ぶりを目の当たりにしたほか、ワーキング・グループの中で実施された意見交換会でカンボジア側からの質問に答えたり、自ら講壇に立ってカンボジアの学生に講義を行うなどの経験を積んだことにより、国内研修で得た抽象的な法整備支援のイメージがリアルな実体験として結実し、法整備支援に対する自分自身の考え方も身に付けた様子であり、国外研修の後半には、移動中のマイクロバスの車内でも、通訳を介して法律の話をする際の注意点といった技術的な事柄から、法整備支援のあり方に関する理念的な議論に至るまで、様々な話題が繰り広げられるようになった。

わずか1週間の滞在ではあったが、現地に実際に

赴いて法整備支援の現場を見聞したことで、研修員たちの法整備支援に対する情熱は一層高まり、法整備支援に関する知識も定着して、自分なりの理念まで抱くに至ったもので、本研修の趣旨は十分に全うされたものと思う。彼らの中から、将来の法整備支援を担う人材が輩出されることを切に願うとともに、本研修に御協力下さった方々に対し、心から感謝を申し上げたい。

平成25年度国際協力人材育成研修日程表

【教官:辻教官 事務担当:石原専門官】

月 日	9:30	12:00	13:00	18:00	備考
11 / 18	移動日・法務総合研究所大阪支所入寮				大阪
11 / 19	講義 「法務省による法整備支援の概要」 国際協力部教官 国際協力部4階セミナー室		講義 「各国法整備支援の概要」 国際協力部教官 国際協力部4階セミナー室		大阪
11 / 20	講話 「各国法整備支援の概要」 国際協力部副部長 国際協力部4階セミナー室		講義 「国際協力専門官の業務」 国際協力専門官 国際協力部4階セミナー室	海外研修オリエンテーション 講義実施準備 国際協力部4階セミナー室	大阪
11 / 21	関空発（ホーチミン経由）プノンペン着				プノンペン
11 / 22	講義・意見交換 カンボジア法整備支援の現状 カンボジア長期専門家 プロジェクト事務所		訪問/現地活動見学 王立司法学院(RAJP)及びカンボジア弁護士会(BAKC) WG見学		プノンペン
11 / 23					プノンペン
11 / 24					プノンペン
11 / 25	裁判傍聴 プノンペン地裁		訪問・意見交換・講義実施 研修生による講義 王立法経大学(RULE)/同大学日本法教育研究センター		プノンペン
11 / 26	訪問/現地活動見学 司法省(MOJ) WG見学		裁判傍聴・Group Visit カンボジア特別法廷(ECCC)		プノンペン
11 / 27	訪問/現地活動見学 RULE WG見学 RULE	事務所表敬 JICAカンボジア事務所	プノンペン発（ホーチミン経由）関空着		機内
11 / 28	関西空港着	資料整理・レポート作成			大阪
11 / 29	(退寮) レポート発表・総括質疑応答 国際協力部教官 国際協力部4階セミナー室		閉講式	帰庁	

※「訪問/現地活動見学」のコマでは、各支援対象機関(司法省、王立司法学院、カンボジア弁護士会・弁護士養成校及び王立法律経済大学)の訪問又はWGを傍聴

平成 25 年度国際協力人材育成研修を終えて

法務省民事局付 本條 裕

第 1 はじめに

私は、平成 25 年 11 月 19 日から同月 29 日までの 11 日間、法務総合研究所国際協力部（以下「ICD」という。）が実施する「平成 25 年度国際協力人材育成研修」（以下「本研修」という。）に参加する機会を得た。本研修は、研修員が、ICD において法制度整備支援に関する講義を受けた上で、支援対象国を訪問し、支援活動の現場を直接見聞することにより、我が国の法制度整備支援活動をより具体的な形で理解し、同活動に必要な知識及び技術を習得することを目的として、実施されたものである。この研修を終えて、一番に感じたことは、ICD の皆様を始め法制度整備支援活動に関与されている方々が、それぞれの立場から、我々研修員に対して、法制度整備支援活動の実情を、とても熱心かつ丁寧に伝えていただいたことである。今後、私が、このような皆様の思いにどこまで答えることができるかについては不安な面もあり、また十分な整理ができていないとは思いますが、本報告書では、私なりに、この研修を終えた時点で感じていることを率直に記載することとしたい。この研修では、法制度整備支援活動の現場を訪問することだけではなく、カンボジアの刑事裁判の傍聴やカンボジア特別法廷の訪問等も含むものであったが、ここでは、法制度整備支援活動に関する事項を中心に記載することとする。なお、私の知識不足のため、カンボジアの法制度について正確な記述があるかもしれないが、御容赦願いたい。

第 2 カンボジアにおける法制度整備支援活動について

1 法制度整備支援について

当初の「法制度整備支援に関する基本方針」における法制度整備支援の目的として、従来は、①法の支配の定着、②持続的成長のための環境整備、グロ

ーバルなルールの遵守の確保、③我が国の経験・制度の共有、我が国との経済連携強化の 3 つが挙げられていたが、本年（平成 25 年）の「法制度整備支援に関する基本方針（改訂版）」では、上記の 3 つに加えて、④日本企業の海外展開に有効な貿易・投資環境整備や環境・安全規制の導入支援、⑤ガバナンスの強化を通じた我が国の経済協力の実効性の向上も挙げられるようになり、我が国への国益の観点により強調された。

我が国の法制度整備支援の特徴の 1 つは、単なる法律の起草、改正の支援に止まらず、法制度が適切に運用・執行されるための基盤整備、法曹の人材育成や法学教育、運用に係る実務面での能力強化までを視野に入れた相手国自身による法制度の運用までを見込んだ支援を行っている点にあるとされる。もっとも、法律の起草、改正支援を除けば、我が国の法制度整備支援の成果は、定量的評価になじみ難い面もあり、上記国益の観点に関して、どのような形でその成果の「見える化」を図るかについては、継続的な創意工夫が必要とされるように思われる。

また、法制度整備支援のもう一つの特徴は、現地に専門家を派遣し、我が国の経験や知見を踏まえつつも、相手国のカウンターパート機関と対話・調整を進めながら、相手国の文化や歴史、発展段階、オーナーシップを尊重し、国の事情・ニーズに見合った支援を行っている点にあるとされる。

2 カンボジアにおける法制度整備支援活動の概要

カンボジアにおける法制度整備支援の前提として、特徴的なことは、いわゆるポルポト政権時代の法律実務家を含む知識人の迫害にあるといえる。ポルポト政権が終了した 1979 年の時点で、生き残った法律家は 10 人に満たなかったとのことである。その後の内戦が終わり、自由主義経済化を押し進める過程で、「法の不存在」が顕在化し、外国からの投資を受ける素地としての法律・制度の必要性が認識されるようになった。

このような中で、我が国は、1990年代からカンボジアでの法制度整備支援活動を行ってきた。具体的には、①法制度の整備として、民法、民事訴訟法等の起草支援、②裁判官、検察官の養成支援、③弁護士会の強化に関する支援が行われ、民法、民事訴訟法等の法令が起草され、その逐条解説や民事第1審の手續マニュアル等が作成されてきた。また、裁判官・検察官養成校の教官候補生を育成する等の成果を上げてきた。

2012年4月からは、これらの支援活動を、民法・民事訴訟法及び関連法令の定着のための人材育成に焦点を当てたプロジェクトに一本化され、カンボジアの司法関係者及び行政機関職員が民法・民事訴訟法及び関連法令を適切に解釈、運用するとともに、将来自立的、持続的に現行法の運用及び新法の起草を行えることが上位目標とされた。具体的には、司法省職員による司法省ワーキンググループ（以下ワーキンググループを「WG」という。）、現役若手裁判官であり将来の教官候補生による王立司法学院WG、弁護士会による弁護士会WG、大学教員による王立法律経済大学WGの4つのWGにおいて、条文や制度の背景にある趣旨の理解、法解釈についての議論を通じて、将来にわたり人材の再生産や法律の普及のための活動をすることができるようの中核人材の育成が行われている。

第3 カンボジアにおける法制度整備支援活動に触れて

1 本研修の中心は、上記第2・2に記載した各WGにおける検討の場に同席するものであった（私は、その中で、司法省WG、弁護士会WG、王立法律経済大学WGに同席した。）ところ、カンボジアにおける法制度整備支援活動は、一定の成果を収めていることを感じた。

まず、各WGでの議論、レジュメや、参加者の問題意識については、民法等の法令の存在を前提

に、その解釈や運用の在り方を検討するものとなっていた。また、その検討は、長期専門家が主導して、各WGのメンバーに教えるというのではなく、各WGにおいて、その会の担当者が作成したレジュメに基づき、担当者による説明の後に、参加者間で質疑応答等の意見交換を行うスタイルとなっていた。そもそもポルポト政権終了直後には法律家が10名に満たなかったことに思い起こすと、上記の4つのWGが構成できるようになっていることだけでも、法律に携わる人材が増加していると評価することもできるが、それに加えて、WGのメンバーが中心となって検討を繰り返していく中で、自分達で問題点を分析し、それに関する議論を経て、一定の結論を導いていくというプロセスを経験した彼らが、カンボジアにおいて、後進の者にも、そのプロセスを伝えていくことになるのだろうと感じた。また、これらのWGの検討内容についても、今後、資料として書籍化等を進み蓄積されていくと思われる。カンボジアの民法、民事訴訟法は、日本法をベースにしていることから、日本法の解釈を理解する人材も益々必要となってくると思われるところ、カンボジアでは、名古屋大学の日本法教育研究センターで、日本語及び日本法の教育がされている。我々研修員は、同所において、検察官の役割や法務省での仕事についての講義をする機会に恵まれたが、講義を聴いている学生の好奇心に満ちた表情に触れ、明るい未来を感じた次第である。

今回の研修の訪問先で、我々は、大変、丁寧に対応していただいた。これは、長期専門家を始め法制度整備支援活動に携わられている方々の忍耐強い活動の賜物であると思われる。これを法制度整備支援活動の成果の観点から見れば、将来のカンボジアにおける司法の中枢を担う人材との友好的な関係を構築すること（人脈の形成）につながるということが出来る。この意味で、現在の法制度

整備支援活動は、長期的には、我が国にも利益をもたらすものと思われ、目に見える成果が現れるまで期間を要するものの、費用対効果の高い活動であると感じた。

2 もっとも、このような法制度整備支援活動は、それに携われる方々（特に、長期専門家）の忍耐強い取組みに依っていること、すなわち、法制度整備支援活動の困難な面も無視できないと思われる。ここでは、私を感じたもののうち、月並みなものと思われるかも知れないが、3点について触れることとする。

まず、1つ目が、通訳を介することの困難性である。私自身、この研修中にその一例を体験することとなった。皆さんは、「裁判所への訴えの提起がない場合であっても、保全命令が発せられることはあるか。」との質問をされた場合に、どのような回答を思い浮かべるだろうか。実は、この質問者は、「日本では、保全命令の申立てがない場合には裁判所は保全命令を発しないのではないか。」という質問をしたかったのである。質問者が通訳人のいずれかが、「保全命令の申立て」と表現すべきところを「訴えの提起」としてしまったために、質問者の質問の趣旨とは全く異なる趣旨ものと誤解して、私は、その質問に対して、「訴えの提起がなくとも、保全命令を発することは可能である。」旨回答してしまった。自分が理解できる言語でのやり取りであれば、質問者等の誤りに気づき、短時間で解決することができる質問であっても、どこに誤りがあるか分からない場合には、幾つかのすれ違ったやり取りを経て、ようやく解決に至ることを思い知った。実際、上記の質問についても、質問者の真意を理解するのに相当な時間を要してしまった。

2つ目は、民法・民事訴訟法等を法に沿って実施するためのインフラ整備（例えば、不動産登記の整備や送達システムの確立等）が不十分なため、

検討分野によっては、法律的な議論の深まりを求めることが困難な面があるということである。例えば、あるWGにおいて、債権譲渡の確定日付のある証書の作成方法について、法律の規定と実務との乖離についての議論に多くの時間を割いてしまい、例えば、債務者が債権譲渡を承諾する場合とはどのような場合かといったWGのメンバーから出された問題点の検討は、不十分なままで終わっていた。

3つ目が、文化の違いからくる困難性である。WGに同席する前は、WGが報告者のレジюмеに沿って議論が進められ、一定の時間内に、ある程度、検討が進むものと思っていたが、実際のWGでは、時間等の意識はあまり感じられず、比較的自由な雰囲気の中で、意見交換がされていた。そのため、計画的に検討を進めていくことが困難な面があると感じられた。

このような困難な面があっても、長期専門家の方々は、相手の言いたいことを正確に把握することに努めるとともに、基本的には、WGのメンバーの自主性を尊重しつつ、要所要所で、メンバーの対面も考慮しながら、議論を整理するなど、人材育成を見据えた忍耐強い関わりをされていることに感銘を受けた。

3 次に、今回の研修を通じて、私個人が感じたことについて、記載することとしたい。

まず、何よりも体験の重要性を再認識した。経済が発展しつつあるカンボジアの熱気、人と人の距離感、契約に対する意識（1つの参考として、トゥクトゥクというバイクの後ろに客席がついた乗り物に乗車した際に、運転手が目的地を間違えてしまい相当な遠回りをしたが、乗車時に約束した運賃以上は請求されなかったということがあった。）を肌身で感じる事ができた。他方、道路を逆走したり、ヘルメットを装着しないでバイクを運転したりするなど、必ずしも法令が遵守され

ていないといったことや、ポルポト時代の処刑場跡や刑務所跡を実際に訪問することを通じ、カンボジアが抱える負の側面にも、（その一部に過ぎないが）触れることができた。こういったことは、頭ではある程度理解できるものの、その実情については、現地でしか味わえない面があり、改めて、実際に体験することの重要性を認識することとなった。

次に、相手の立場に立って理解することの重要性を感じた。上記の通訳の例で言えば、その質問の前に、「確定判決が出た後に、保全命令が出されることはあるか。」という質問があった。質問者の立場等を踏まえて問題意識がどこにあるかが把握する姿勢があれば、この質問と合わせて考えた場合に、「訴えの提起」が誤った表現で、「保全命令の申立て」のことを指していたことを理解できたかもしれない。相手と意思疎通を図るときは、自分の先入観や常識にとらわれずに相手を理解することが必要であるとされるが、言葉や文化的背景が異なる者との意思疎通を図る場面では、その必要性を鮮明に感じるようになった。なお、相手の立場に立って理解するためには、自分が理解していることを正確に把握している必要があるから、自身の理解を深めることにつながるとも感じた。

また、法律専門家として基本的な知識、原理原則の重要性も再認識した。あるWGで、裁判所の任免、任地等に関する質問を受けることや、上記の名古屋大学日本法教育研究センターで、同所に在籍する学生から、なぜ、裁判官は内閣が任命するのかといった三権分立に根ざした質問を受けることがあり、これらの質問に対する回答を考える過程で、基本的な知識や原理原則に立ち返る必要に迫られた。普段、当然の常識として特にその根拠条文やその背景にある原理原則を意識していないことについても、他国から見れば、なぜそのよ

うになっているのかという疑問を持つものもあり、そのような説明を求められることを通じて、改めて、基本的な知識、原理原則の重要性を再認識した。

その他、言語も文化も異なる人と共同してプロジェクトを遂行していくためには、語学力及び現地の文化を知ることの重要性を改めて感じた。

4 いろいろ記載してきたものの、私が見聞したのは、カンボジアでの活動のごく一部でしかなく、また、支援国が異なれば活動の実質も異なることから、この研修だけで、法制度整備支援活動の実情やその意義が分かったとは到底いえないと思われる。もっとも、この研修を通じて、法制度整備支援活動は、支援国の役に立つことやそれが我が国の利益にもなり得ることだけでなく、活動に参画する個人としても、上記のような様々な刺激を受けることを通じて、法曹としての、また、人間としての成長にとっても、貴重な経験となるのではないかと感じた。

第4 おわりに

この研修は、研修期間に比して、実に、多くの刺激を受ける研修であった。このような充実した研修を受けることができたのは、JICAの長期専門家を始めとする法制度整備支援に携わっておられる皆様の継続的で忍耐強い努力のおかげによるところが大きいと思われる（上記のとおり各訪問先での扱いが非常に丁寧なものであったことや、WGのメンバーの結婚披露宴に招いていただいたことなどは、これまでの良好な人間関係を前提として初めて我々が体験できたものと思われる。）。また、ICDの皆様から、講義等を通じて、事前にカンボジアで体感すべき様々な観点についてご教示いただいたことが、カンボジアで大いに刺激を受けたことにつながったと思われる。最後に、今回の研修に同行していただいた辻教官、石原専門官には、研修の全日程にわたり、こ

の研修の成果を最大限とするべく、研修員の健康にも目を配りつつ、研修のカリキュラム外の時間も含めて、様々な体験ができるように肌理細やかなご配慮をいただいた。改めて、皆様に心より厚く感謝を申し上げるとともに、カンボジアを始め、諸外国での法制度整備支援活動が、今後、益々実りの多いものとなることを祈念して、私の報告を終えたいと思う。

平成 25 年度国際協力人材育成研修を終えて

法務省民事局総務課 希代 浩正

第 1 はじめに

平成 25 年 11 月 18 日から同月 29 日まで、法務省法務総合研究所国際協力部（以下「国際協力部」という。）が主催する、平成 25 年度国際協力人材育成研修（以下「本研修」という。）に参加する機会をいただいた。

本研修は、我が国における、開発途上国が行う法律制度整備のための自助努力を支援する活動（以下「法整備支援」という。）に携わる人材を育成するものであり、国内において国際協力部による法整備支援に関する講義の受講並びにカンボジア王国（以下「カンボジア」という。）を訪問し、支援活動の現場を直接見聞することにより、我が国の法整備支援をより具体的な形で理解し、法整備支援に必要な知識及び技術を習得することを目的とするものである。

本稿は、本研修を受講し、国内及びカンボジアにおいて見聞した内容について、自分の感想等を交えて報告をさせていただくものである。

なお、本稿中の用語並びにカンボジアにおける法律制度整備の経緯及び法律制度の内容等については、極力独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）における公表資料等を参考に正確な記載を心がけているが、一部に事実誤認があるおそれがあること及び法整備支援の状況にかかる記載について主観が含まれる部分は報告者の私見であることをここにお断りする。

第 2 本研修について

1 概要

本研修は、国内における国際協力部教官らの講義の受講並びにカンボジアにおける現地の法整備支援の現状の視察及び現地において活動する長期専門家等との意見交換を行うものであることは既に述べたが、その具体的内容については、以下のとおりであ

る。

2 国内における研修

国際協力部の設置されている大阪において、法整備支援に携わる教官及び国際協力専門官から、我が国が実施している法整備支援の各国における概要及び状況並びに国際協力部の業務内容について講義をいただいた。

講義の受講により、我が国が行う法整備支援の内容について、各国ごとの特色や違いについて理解することができるとともに、それを踏まえてカンボジアにおける整備の内容やその特殊性への理解がより深まり、この理解を前提にカンボジアでの研修に臨み、個別の案件の把握や現状に至る背景の整理ができたことから、非常に有益であった。

また、国内における講義の最終日に柴田副部長からの講義をいただいた。カンボジアにおける長期専門家としての経験を踏まえて、クメール・ルージュ裁判や現地での生活等具体的な内容についてお話を伺うことができ、また、講義を行う際にカンボジアにはない概念の説明には留意することなどの助言もいただくことができ、大変参考になった。

3 国外における研修

ア カンボジア長期専門家との意見交換

カンボジアに JICA 長期専門家として派遣されている検事、弁護士らからカンボジアにおける法整備支援の現状について説明をいただくとともに、意見交換を行った。

日本以外の法整備支援に携わる国は、法整備支援について、法制度を作成するところまでしか行わないが、日本は法制度の導入後、法制度を運用するための人材育成まで行うということであり、他の国も参加した会議の場で特に日本の貢献について触れられたとの話も伺うことができた。このような日本独自の取り組みについて実際に担当する長期専門家から話を伺うことができ貴重な経験であった。

イ カンボジアにおける WG 見学

カンボジアにおいて、司法省（以下「MOJ」という。）の職員、王立司法学院（以下「RAJP」という。）の教官候補生（現役若手裁判官及び検察官）、弁護士会及び王立法律経済大学（以下「RULE」という。）の大学教員に対して、カンボジアにおける民法、民訴法その他民事関連法の適切な運用のため、条文や制度の背景にある趣旨を理解するとともに、法解釈論についても議論し、また、将来にわたり人材の再生産や法律の普及のための活動を行うことができるような中核人材を育成するための各組織ごとのワーキンググループ（以下「WG」という。）を実施しているところ、各組織ごとの WG の見学を行った。

実際の WG においては、1 回の WG について 1 時間半程度、長期専門家の作成したレジュメについて WG 内のグループで個別に行った研究について発表し、検討が足りない部分があれば、長期専門家から講義を行うという日本における大学のゼミのような形式で WG 参加者の育成を行い、2014 年には WG の結果をまとめて発表する予定とのことであった。しかしながら、見学を行った WG においては、部分的に検討は行われたものの、日本からの研修員の来訪ということもあり、日本からの研修員への WG 参加者からの質問がほとんどであった。

WG 参加者の意欲は高く、日本における制度についての知識を少しでも吸収しようという思いが強く感じられた。質問に対する日本側研修員の回答に対しても積極的な更問がされ、非常に活発な意見交換の場となった。

ウ ECCC 訪問

ポル・ポト政権支配下における犯罪に対して、最高幹部と重要責任者を裁くための特別法定（カンボジア特別法廷。以下「ECCC」という。）を訪問した。当初予定では、裁判傍聴の機会がなか

ったことから、法廷等の施設見学だけの予定であったが、最高審裁判官、共同捜査判事、協同検察官及び事務局長との意見交換を行う機会をいただくことができた。

国際司法においても重要な地位を占める ECCC の構成員と直接意見交換を行うことができ、ECCC の運営において苦慮する点等を伺うことができたことは大変貴重な経験であった。

エ CALE 訪問及び講義

RULE 内のカンボジアの学生に対して日本語により日本法を教育する日本法教育研究センター（CALE）への訪問及び日本側研修員による CALE の学生への講義を行った。

カンボジアの学生に対して日本語で日本の刑事裁判制度及び民事基本法制等の法制度について説明するものであり、内容によって（特に自分が担当した法務省の説明について）は説明を行うことに苦慮する部分や改善を要する点も見られたが、学生の日本の法制度への積極的な関心もあり、講義による日本の法制度の紹介は一定程度達成されたものと思われる。

オ 裁判傍聴

カンボジアにおける刑事事件の裁判について傍聴するとともに、上記アにおいて述べた RAJPWG のメンバーである検察官からカンボジアの刑事裁判について意見交換を行った。

カンボジアの刑事裁判においては、日本と異なり被疑者不在による裁判も行われる等国による制度の違いから来る点を目の当たりにし、非常に興味深い経験であった。また、その点について現役の検察官から説明を受けることもでき、有益であった。

カ JICA 事務所表敬訪問

法整備支援事業自体は、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）による技術支援の一環として行われているものであり、JICA 事務所

に対して研修結果の報告とともに表敬を行ったものである。

JICA の担当者から法整備支援に留まらないカンボジアの実情や問題点を伺う事ができ、研修で得た経験をより深くかつ確かなものとする事ができた。

第3 カンボジアにおける法制度整備の経緯及び法 ・司法セクターの課題

1 概要

カンボジアにおける法制度整備分野における協力を報告する前提として、現在に至るまでの法制度整備の経緯及び法・司法セクターの課題として掲げられている事項のうち、研修中に強く見られた部分について報告したい。

2 カンボジアにおける法制度整備の経緯

フランス植民地時代から独立後、1975年まで、フランス法の強い影響を受ける状況にあり、民事分野の基本法は完備されている状況にあった。

しかし、ポル・ポト政権時代（1975年～1979年）には、法律、裁判制度及びそれらを支える社会基盤の廃止や機能が停止するとともに、知識人階級の迫害により、法律実務家については徹底的に殺害され、ポル・ポト政権が終了したときには、7人とも8人とも言われる人数のみが生存している状況であった。

その後、1979年から1991年までは内戦状態にあり、1991年から1993年までは国連カンボジア暫定統治機構（UNTAC）統治下においては、法制度整備は外国に丸投げの状態であったことから、1993年以降、完全な自由市場経済化が実現した後に法の不在の状況が顕在化し、外国から投資を受ける素地としての法律・制度の必要性が求められることとなった。

3 カンボジアの法・司法セクターの課題

カンボジアにおける法・司法セクターの課題とし

ては、内戦状態以降の司法の真空状態の発生により、基本法の整備の必要及び法を運用する人材の育成が急務であり、市場経済化・経済発展に伴う法制度整備の必要にも直面している。

これらの課題に対応するために、法制度整備、裁判官・検察官養成及び弁護士会強化を行っていたものである。

第4 現時点におけるカンボジアにおける法制度整備分野における協力について

上記3で述べた過程を経て、現在における法整備支援としては、民法、民事訴訟法及び関連法令の定着のための人材育成に焦点を当て、カンボジアの司法関係者及び行政機関職員が民法、民事訴訟法及び関連法令を適切に解釈、運用するとともに、将来自立的、持続的に現行法の運用及び新法の起草を行うことを可能とすることを目標として、WGにより人材の育成を行うこととしている。

第5 研修における所感

1 相手方の状況に応じた情報を提供することの難しさ

上記第2・3エのとおり、名古屋大学の日本法教育研究センターの日本語講座を履修する学生に対して、民事基本法制について講義をする機会をいただいた。自分の担当は、法務省の業務内容についての説明であったが、保護及び人権擁護についてはカンボジアにそもそも存在しない制度であり、また、せっかくの機会と考え情報量の多い資料を配付したこともあり、結果的に学生側がついてこれないという状況になってしまったことから、大変に改善点の多い講義となってしまった。

このことから得られた経験としては、こちらが望むものをそのまま提供するのではなく、相手方の状況に応じた情報を提供することが重要であるということであった。良かれと思いきり過剰な情報やこちらが

一方的に必要と考える情報の提供を行っても、十分な効果を上げることは困難であり、望ましい結果には至らないものと思われる。

カンボジアにおいて登記制度の導入について伺った事は先に述べたが、カンボジアの民法上、抵当権の設定には、当事者の契約書だけでなく、公証人の認証が必要とされている。しかしながら、現時点においてもカンボジアに公証人は3人しかおらず、現在育成を行っているところである。抵当権の設定についてはフランス法からの制度の引用であるとのことであり、民法の施行時においてはカンボジアでも公証人が多数任命されているとの想定で制定されたものと思われ、本来の法体系からあるべきものであったとしても、公証人が制定当時存在しないカンボジアの状況からすれば、結果的には、そのまま制度を導入することは困難となる状況であった。そこで、このような状況では制度の施行に問題が生じるどころ、民法適用法により、公証人だけでなく村長等による認証も認められるとの修正を行っている。

このように、相手方の現状に鑑みて、制度の調整を行い、対応の可能な制度を提供することが、支援を受ける国において重要であると思われた。

2 人を育てることの重要性

法制度の導入の支援を行ったとしても、それだけでは支援国においては十分ではなく、導入された法制度を活用できる人材の育成を行うことが必要であると感じられた。この人材の育成というものについては、どの程度どのような内容をどこまで行うか等のゴールの設定は難しいものと思われるが、支援国においては必要不可欠であると感じられた。

これは、カンボジアにおいて生じている貧富の差の解消にも結果的にはつながるのではないかと個人的には考えている。貧富の差は知識の差も一部原因があるものと思われ、これは現地のガイドと会話した際にも、現在のカンボジアには多くの社会的な問題があることは認識しつつ、それを解消するために

どうしたらいいかわからないとの発言があったことから強く感じられた。すなわち、カンボジアにおいては、例えば法律を解釈・運用することができる知識・能力があれば高い収入を得る機会がある職に就くための方法の一つとなるが、その法律を解釈・運用する知識は富裕層しか得ることができないのが現状であり、このままでは貧富の差の解消は進まない。貧富の差の解消のためには、少しでも多くの人材をカンボジアで育成し、その人材から知識を広め、まず知識の差を埋める機会を広く設けることが必要ではないかと個人的には感じられた。

第6 おわりに

これまで、業務として外国に接点を持つことはほぼなかったことから、見識を広げる意味でも今回の研修は貴重な経験であった。特に、カンボジアはなんとも説明しがたいが、「まだまだ伸びる」という勢いが街の端々から感じられた。それは道路を埋め尽くして勢いよく流れるバイクや車、市場に溢れる人の声、関心があれば躊躇せずに発言する各WGの参加者からのものであったと思われるが、停滞という空気を感じさせないものであった。

その一方で貧富の差は国の成長が進むにつれて大きくなっており、行政や司法に対する国民からの信頼も日本のように高くない状況にあるということも伺った。

そのような成長及び成長とともに生じた問題を解消するための一助として、法整備支援活動は有益となるということも感じられ、これらを合わせて非常に貴重な経験をさせていただいた。

この研修で得た知識や経験は、今後の業務においても積極的に活用していきたい。

最後に、本研修においては、野口部長及び柴田副部長を始めとする国際協力部の皆様、特に研修の引率をしていただいた辻教官及び石原主任国際協力専門官には、国内及び現地における研修活動のみなら

ず滞在国での生活を含めて大変お世話になったところ、この場をお借りして厚く御礼を申し上げたい。また、現地において業務に追われる中研修員のためにWG見学等の御対応をいただいた松原長期専門家を始めとする JICA プロジェクト事務所の皆様にも厚く御礼を申し上げたい。加えて、ECCC、各 WG において研修生を暖かく迎えていただいた現地の皆様に感謝を申し上げるとともに今後の御活躍をお祈りしたい。そして、業務多忙の中、2週間もの間当職を研修に送り出していただいた法務省民事局の皆様に対して御礼を申し上げて、報告書を締めくくることとしたい。

平成 25 年度国際協力人材育成研修に参加して

横浜地方検察庁検事 澁谷 亮

第 1 はじめに

このたび、平成 25 年 11 月 18 日から同月 29 日までの約 2 週間、法務総合研究所国際協力部による「平成 25 年度国際協力人材育成研修」に参加させていただき、カンボジア王国において法整備支援の現場を見聞することができた。

大変充実した研修であったが、この研修の成果の一部として、その概要を報告するとともに、法整備支援の現場を垣間見た感想を述べることにしたい。

第 2 研修の目的等

この研修は、我が国の法整備支援活動に携わる人材を育成するため、国際協力部での講義に加え、支援対象国における支援活動の現場を直接見聞することにより、同活動をより具体的な形で理解させ、同活動に必要な知識・技術を習得することを目的として実施されたもので、今年度で 5 回目となる。

この研修への参加が決まった際、私は、職場の同僚らにそのことを話したが、その反応は、「カンボジア？検事が何しに行くの？」「国際協力部？アジ研（国際連合研修協力部）と何が違うの？」「民法と民事訴訟法？日本法でさえ知識が錆び付いて怪しいレベルなのに、カンボジアの民法と民訴法なんて分かるの？」などなど、私の研修行きを訝しむものが大半であった。

私が、「大阪にある国際協力部の法整備支援の研修です」と説明しても、「法整備支援」という言葉をそもそも知らないか、この単語を数回耳にしたことがある程度の反応しかなく、残念ながら、検察の最前線ともいえる職場で働く職員の間では、「法整備支援」「国際協力部」の知名度ないし理解は、かなり低かった。

かくいう私も、「法整備支援」を詳しく勉強したことはなく、我が国が、発展途上国に検事を派遣し、

民法などの起草支援や法曹の人材育成等を行っていることを知ってはいたが、心の中では、「なぜ、我が国の税金や人的資源を使ってまで、外国（支援対象国）の法制度の整備支援をするのだろうか？」という素朴な疑問を抱いていた。

第 3 なぜ法整備支援をするのか？

1 考え方

この研修では、まず、国際協力部の教官らから、法整備支援の理念、実情等についての講義をいただいた。

国際協力部には、この時、私と同期の検事が教官として 3 名在籍しており、同期の仲間との再会を嬉しく思うとともに、彼らからは、後述するように、国際協力部における苦労や充実感、特に、英語を勉強し直してそのスキルの向上に努力するようになった話などを聞くことができた。

また、「なぜ法整備支援をするのか？」（すなわち、法整備支援の意義）についても、教官らから各人各様の考え方をうかがうことができ、大変興味深かった。

法整備支援の意義について、多少固く表現すれば、法整備支援により、支援対象国は、法の支配・経済発展の基盤を確立することができ、さらに、ASEAN や WTO などの国際機関への加盟条件をクリアすることができる。他方、我が国も、国際社会におけるプレゼンスを向上させ、支援対象国との良好な関係を構築・維持できるし、直接的には、日本企業の投資先・市場としての条件・環境整備といった経済界のニーズにも応えられる。

講義を拝聴し、参考文献を読むなどして咀嚼したところでは、「なぜ法整備支援をやるのか」についての背景的な考え方が 2 つあり、一つは、「自国の国民の利益のため」に他国の法整備支援をするという考え方、もう一つは、国際貢献は我が国の当然の責務であり、支援対象国を支援し、協力することが、

ひいては我が国の利益になるといった考え方があるようである。

もとより、この両者は互いを排斥し合う関係にはなく、法整備支援による自国の利益をどこまで重視するかの違いのようにも感じられ、呼称の適否の問題を置けば、前者が「肉食系」、後者が「草食系」の考え方のようである。

確かに、我が国の行う法整備支援に国の公的資金（税金）や人的資源を投入している側面を強調すれば、前者の考え方がシンプルで分かりやすい。

しかし、「法律家」は、目の前に困っている人がいたら手を差し伸べて助けるのが本来のルーツであり、途上国の人々が法律分野で支援を求めているのであれば、それを支援するのは当然である。また、我が国の司法制度自体、西洋諸国の法律家による援助を受け、徹底的にその知恵を吸収し、フランスに導かれ、ドイツに学んでほぼ同一化し、アメリカの影響を受けて日本独自の法制度が完成し、その恩恵を受けているのであって、我々がその恩恵を受けるだけで良いはずはない。さらに、我が国は、敗戦直後に世界銀行や国際社会からの支援や融資を受けて目覚ましい復興を遂げたという歴史的経緯がある。この3点を前提とすれば、日本の法律家が、法分野の国際協力に手を差し伸べない理由はなく、むしろ、「なぜ法整備支援をするのかと何ゆえに問うのか」という説明（山下輝年「法整備支援がもたらすもの」法律時報 82 巻 1 号 22 頁（2010 年））も非常に納得感があった。

そもそも、我が国の法整備支援は、民法などの基本法を整備し、法曹や司法関係者を育成し、法の支配を確立するというものであり、短期的に成果が発現することは困難で、かつ、その成果の実態も見えにくい。さらに、相手国のニーズを適切に踏まえたものでなければその効果も上がらない。そうすると、我が国の法整備支援においては、何よりも、支援対象国の立場・ニーズに最大限配慮した支援が肝要で

あり、そのような支援こそが、我が国に利益をもたらす結果となる。法整備支援の関係者には、そのような献身的な姿勢・精神が必要不可欠と思われた。

2 敢えて、「なぜ法整備支援をするのか」と質問してみた

カンボジアに到着後、現地で長期専門家として職務している松原禎夫さん（検事）、高木博巳さん（裁判官出身）、嶋貫賢男さん（弁護士）らにお会いすることができたことから、敢えて、法整備支援の意義についてどのように考えているのかを尋ねてみた。

松原さんらは、「日本の企業のビジネスの基盤整備など、法整備支援において、日本の国益をどのように捉えるか、日本の税金を使ってこの事業をやっている以上、この事業を通じて、日本にもメリットがあるということをアピールする必要があることは意識している。」、「しかし、現地での日々の業務では、そのようなことを考えて仕事をしているわけではない。何よりも、『この国をよくしたい。この国のためになることをしてあげたい。伝えられることを伝えたい。』という気持ちを持って取り組んでいて、そのような気持ちこそが大切だと考えている。」旨を説明してくれた。

これまで、この研修（第1回から第4回）に参加した研修員の報告にも、法整備支援の現場を見聞し、感銘を受けた言葉として、「日本の国益云々ということとは少し離れて、もっと純粹に、これまで日本が国際社会から受けてきた恩を返すような気持ちで仕事をしている」、「日本が行う法整備支援は、日本が国際社会の中で払うべき参加料の一つ、義務のようなものであり、国際社会の一員である日本にとって、当然すべき国際社会への貢献の一つである」といった長期専門家らの言葉が引用されていた。

法整備支援に携わる人々は、その活動が日本の直接的な利益になるか否か、という観点に必ずしもとらわれることなく、相手国の利益を尊重し、相手国

の実情に沿った支援を懸命に模索し、そのような活動を続けることにより、最終的にはそれが日本の利益になると考えて仕事をしているのだろう。

カンボジアにおいて、長期専門家らの仕事を耳にし、その言動に接するたびに、彼らが、この国とこの国の人々を本気で好きで、この国のためになりたいという純粋な気持ちで職務に従事していることを感じた。

第4 法整備支援の現状

1 素朴な疑問

ところで、この研修の前、「法整備支援」について、私が抱いていた素朴な疑問がもう一つあり、それは、法整備支援と国家主権との関係についての疑問だった。

法律、ひいては、その国の根幹をなす民法などの基本法は、国家権力と密接不可分であり、その法案を外国（日本）の法律家が起草支援したり、その法律の解釈・適用に強い影響力を与えたり、その国の法曹を日本法的発想に基づいて指導育成するなどというのは、「技術援助」と称しても、やり方を間違えれば、国家の主権を侵害しかねないのではないかと、という疑問である。

日本から約 4000 キロ以上離れたカンボジア王国に、日本の民法、民訴法に似通った法律が「カンボジア民法」、「カンボジア民事訴訟法」という名称で、クメール語（カンボジア語）の法典として存在することが、この国の負担になっているようなことはないのだろうか、という思いもあった。

しかし、後記のとおり、それは杞憂であり、愚問であった。

2 法律家の人材育成

カンボジアでは、日本の全面的な支援により、カンボジア民法、民訴法が成立し、施行されたが、日本法にそっくりな法律を起草支援しただけではそれは根付かない。

法律の内容を理解し、適正に運用する法律家がいなければ、その法律は全く機能しない。そのため、カンボジアにおける法整備支援は、法律の起草支援だけでなく、現在は、法律家の人材育成に主眼が置かれている。

もとより、言葉や文化、社会風土や社会体制などが日本とは異なる相手国のニーズを適切に捉え、それに応えつつ、現地に根付いた法制度の運用が図られることが理想であり、そのためには、日本法の理念の伝授だけでなく、相手国の実情をよく知った上で、その国にとって適切な運用が出来るような形で人材育成を行っていく必要がある。

また、この国は、ポル・ポト派によって、人的・物的に壊滅的な破壊が行われ、大量虐殺を逃れて生き残った法律家は 10 人以下であったという不幸な歴史を抱えている。こういったことを考えると、カンボジアにおける法律家の人材育成は、法典の起草支援以上に困難で、息の長い作業となる。

この研修では、松原専門家ら、カンボジアの長期専門家が主宰し、カンボジアの裁判官、検事、弁護士、司法省の官僚らが参加する複数のワーキンググループに参加させてもらい、カンボジアにおける法律家の人材育成の現場を見聞することができた。

そこで強く感じたことは、日本の法律家として、現地において理念を伝授する立場にある長期専門家は、極力、「上から目線」により、日本法的な考え方（日本の判例・学説）を押しついたり、一方的にその知識を伝授することのないように、相当な配慮がされているということであった。

ワーキンググループに参加するカンボジアの若い法曹・司法関係者らのレベル、問題意識を踏まえつつ、彼らが、自らの力で問題を解決することができるよう、仮に、将来、日本の支援がなくなったとしても、カンボジア民法等の適正な運用が自律的に図られるように配慮して、懇切丁寧な運営がされていた。

我が国の法整備支援のセールスポイントは、決して押し付けではなく、相手国の主体性を尊重し、重視することがその特色として挙げられており、支援対象国から高い評価を得ているという。

現地でのワーキング・グループを見聞し、カンボジアにおける長期専門家らの地道で粘り強い人材育成活動に接し、その理由がよく分かった。

3 日本法を学び、研究する人たち

この研修において、王立法律経済大学（RULE）日本法教育研究センターを訪問した際、カンボジアの若い大学生 10 数名と接することができた。

驚いたことに、彼らは、日本語を流ちょうに使いこなすだけでなく、日本法を学んでいるという。彼らを前にして、日本の刑事裁判の仕組みなどを講義したが、真剣に学び取ろうとしている姿に、少なからぬ感動を覚えた。

また、この研修で、カンボジア司法省のあるスタッフと会話をしたところ、驚くほど、日本の民法をよく知っていた。

その理由を聞くと、彼は、将来、カンボジア民法の研究者を目指しているが、カンボジアは日本の民法を取り入れたことから、まずは、日本民法の学説、判例を学び、吸収し、それを元にカンボジア民法の研究をする志で、この何年間も日本民法を独力で勉強しているという。

思えば、明治維新以降、日本の研究者らは、英語、ドイツ語、フランス語を学び、西洋諸国の外国法に関する文献を読みあさって勉強し、日本のものより少しでも優れた外国の法制度・法理論を研究し、自国の法制度を少しでもよくしたいと考えて研究を続けてきた。そして、ここカンボジア王国では、日本の民法が取り入れられ、法の研究者を志す者、あるいは法学部の若い大学生が、日本語を学び、日本民法やその判例を学び、研究しているという。

日本民法をモデルにカンボジア民法が作られた以上、カンボジア民法を研究しようとするれば、まず母

法である日本民法を学ぶというのは当然なのだが、私にとっては、遠いカンボジアの地で、日本の法学部の学生を凌駕するように真剣に日本民法を学び、それを習得しつつあるカンボジア人と接したことは、感動ですらあった。

民事訴訟法の大家であり、法整備支援にも尽力された三ヶ月章先生は、ICD NEWS 第3号（平成14年5月）の巻頭言で、「目をアジアの他の諸国に向けるならば、極めて不幸な歴史を担ってきたアジア諸国がその桎梏を脱して、明治維新当時の日本の状況を彷彿とさせるような急速な法整備の課題に直面して、範をわが日本に求めるようになりつつある」、「アジア諸国に先立って、全く独力で、フランス法・ドイツ法・英米法、という世界の三大潮流を自らの栄養として取り込んだ日本の法律制度と法学は、かくて、漸く外に向かって自らの体験を語りかけるべき時を迎えた」と記された。

この研修で、私が接したカンボジアの法律家、司法省関係者、大学生らは、ひたむきに、日本法の考え方を吸収し、それを自国の法制度・運用に繋げようとしていた。その姿を見ると、この中から、日本の民法の父である梅謙次郎、我妻栄に匹敵するような傑物が現れ、今後、カンボジアに独自の法文化が根付くことを祈らずにはいられなかった。

第5 研修を終えて

百聞は一見にしかず、とはよく言ったもので、今回、この研修に参加し、カンボジアでの法整備支援の現場を見聞することにより、その意義、実情をよく理解できたと思っている。

法整備支援の意義として、「相手と自分のためになります。相手国と日本のためになります」との説明が、研修前はよく分からなかったが、今ではその言葉の意味がよく分かる。

研修を終え、検察の日常業務に復帰したが、周囲には、この研修の成果の一つとして、私が感じた法

整備支援の意義などを、可能な限り周知したい。

最後に、我々研修員を温かく迎え入れ、楽しく充実した研修になるように意を尽くしてくれた辻保彦教官と石原温美主任国際協力専門官に、改めて御礼を申し上げたい。

国際協力人材育成研修を終えて

名古屋地方検察庁検事 二子石 亮

第1 はじめに

私は、平成25年11月18日から平成25年11月29日まで、法務総合研究所国際協力部が実施する国際協力人材育成研修に参加する機会を得た。この研修は、法制度整備支援活動（以下「法整備支援」という。）に携わる人材を育成するために、研修員に対し、その活動の現場を直接に見聞させるなどして、法整備支援に必要な知識及び技術を習得させることを目的として実施されるものである。

以下では、今回の研修の概要と研修を通じて私が感じたことについて報告させていただく。なお、私自身、カンボジアの法制度等については、全くの不案内であり、今回の研修を通じて教官等の方々からの御教示いただいた内容を私が理解できた範囲で述べるものであり、知識の不正確さについては御容赦願いたい。

第2 研修の概要

研修1日目と2日目は、大阪中之島合同庁舎にある法務総合研究所国際協力部において、国際協力部の教官の方々による国際協力部での仕事や日本の法整備支援活動についての講義を受講した。講義では、国際協力部での具体的な業務内容、法整備支援の目的や日本の法整備支援の特徴、法整備支援の具体的内容をお話いただいた。また、今回の海外研修場所であったカンボジアのほか、ベトナム、ラオス、ネパールなどの法整備支援の対象国ごとに具体的な法整備支援の内容やその課題についてもお話いただいた。「法整備支援」との言葉自体は聞いたことがあったものの、その具体的な中身についてはほとんど無知に等しかった私にとって、講義は、その後の海外研修に臨むにあたって必要な法整備支援の基本的な知識を理解するうえで非常に有益なものであった。

その後、5日間にわたるカンボジアでの海外研修においては、日本から派遣された長期専門家と呼ばれる法律家がカンボジアの法律家を養成するために実施している勉強会（以下「ワーキンググループ」という。）を直接に見聞させてもらったほか、長期専門家との意見交換会を設けていただき、長期専門家からカンボジアの法整備支援の現状についてお話を聞かせていただいた。ここで、カンボジアの法整備支援の現状を簡単に説明すると、現在、カンボジアでは、日本が起草を支援した民法、民事訴訟法の普及、定着、適正な運用を図るために、司法関係者の能力強化などの人材育成の支援を目的として、日本から派遣された長期専門家と呼ばれる法律家が中心となって、4つの対象機関ごとに毎週1回、民法と民事訴訟法に関する勉強会が実施されている。4つの対象機関とは、王立司法学院、カンボジア弁護士会、王立法律経済大学、司法省（日本の法務省に該当するもの）の4つである。王立司法学院は傘下に裁判官検察官養成校（カンボジアでは法曹一元制度は採用されておらず、裁判官と検察官になる者はこの養成校に通う）があり、実際にはこの養成校の教官や教官候補生を対象として勉強会が実施されている。

こうした勉強会の見聞等のほか、海外研修では、カンボジア特別法廷（ECCC）を訪問し、これに携わる共同検察官、共同捜査判事、公判前裁判部判事、最高審裁判部判事らとの意見交換を行った。ECCCは、1975年から1979年のカンボジアで政権を握ったポル・ポト率いるカンボジア共産党（クメール・ルージュ）が、大量虐殺等を行ったことに関し、その上級指導者・責任者を裁くことを目的として設立された裁判所であり、カンボジア政府のみならず国連もその運営に関与していることに特徴がある。現在、5人の被告人が起訴され、うち1名（第1ケース）の有罪判決が確定した。その他の4名（第2ケース）については、1名は認知症のため裁判が停止

し、1名は公判中に死亡し、2名について審理が進行中という状況である。なお、ECCCの最高審判事については、法務総合研究所国際協力部の野口元郎部長が2006年から2012年まで務められている。

そのほか、海外研修では、プノンペン地方裁判所の刑事裁判を傍聴したほか（カンボジアでは日本と異なり被告人が欠席しても審理が進められることについては驚かされた）、王立法律経済大学内に名古屋大学によって設立された教育施設である名古屋大学日本法教育研究センターにおいて、同センターの学生に日本の検事の役割について（日本語で）講義を行った。

海外研修から帰国した後は、引き続き国内研修があり、その中では、ECCCの前最高審判事である法務総合研究所国際協力部の野口元郎部長から、当時の貴重な経験についてお話をうかがうことができた。

第3 所感

以下では、本研修のうち、私が特に印象に残ったワーキンググループの見聞とECCCにおける意見交換会について感じたことを述べることにしたい。

1 ワーキンググループの見聞について

「法整備支援」という言葉は知っていたものの、その中身についてはほとんど知識に乏しかった私にとって、ワーキンググループを直接に見聞させていただいたことは、日本の法整備支援の活動実態を知る非常に良い機会となった。私は、弁護士会のワーキンググループを傍聴させていただいたものであるが、この日は、カンボジアの10人弱の弁護士が参加して、日本の弁護士出身の長期専門家の下、債権譲渡についての議論がされた。まずは、事前に割り当てをされていたワーキンググループのメンバーの弁護士から債権譲渡に関する条項が意味するところについて具体例とともにプレゼンスタイルで説明がされ、それについて他のメンバーから質問や意見が出され、これを他のメンバーも含めて議論を行い、

こうした議論が膠着してしまうような場面では、長期専門家から適切な法的助言がされ、議論が前に進められた。勉強会で使用される言語は母国語であるクメール語と英語であり、ワーキンググループのメンバーは母国語であるクメール語を使用することから、長期専門家は、通訳人により英語に通訳された内容によってメンバーの意見を理解し、それに対して、英語により法的助言を行い、これが通訳人によりクメール語に通訳されて、ワーキンググループのメンバーに伝えられる。もっとも、言語の違い（更には文化の違い）から意思疎通がうまく行かないように見える場面もあり、それによってワーキンググループの進行が通常より時間がかかるものになっているように思われた。

また、日本では信じられないことであるが、カンボジアにおいては、法解釈を示した教科書やコンメンタールのような法解説書は極めて不足した状態にある。日本の支援により起草された民法、民訴法について言えば、ワーキンググループのメンバーの手元にあるのは条文とその趣旨の概要が記された解説書のみである。当然のことながら、それらの条文の解釈の指針の拠り所の一つである先例としての裁判例も乏しい。さらに、カンボジアでは、先に触れたクメール・ルージュ政権による大量虐殺等の中で、当時の知識人はほとんど殺されてしまい、残った法律家は10人にも満たなかったとされ、ワーキンググループに参加する弁護士メンバーも若手を中心となっている（そうは言っても、彼らはいずれも第一線で活躍されている弁護士である）。

こうした人的にも物的にもまだまだ十分とはいえない環境の下でワーキンググループは実施されていることもあって、そこでの議論の内容は、ある条項の法解釈について既に諸説が存在することを所与の前提として、そのいずれの見解がより妥当性を有するかについて法的な議論を深めていくというよりも、まずは法解釈の基本的な前提となる各条項の趣旨を

正確に理解していくことが議論の中心となっている。たとえば、カンボジアの民法は日本の支援により起草されたことから、債権譲渡に関する条項は、日本の民法とおおむね同じ内容であるが、この日のワーキンググループでは、指名債権譲渡の対抗要件である譲渡人の債務者への通知、又は債務者の譲渡人あるいは譲受人への承諾に関する条項について、債務者が譲渡人あるいは譲受人に承諾するに当たっては、事前にその譲渡を知るために譲渡人が債務者に通知することとなるはずであるため、かかる要件の意味はないのではないかという質問がされたり、指名債権とそれ以外の債権の違いがよくわからないという質問がされていた。

これに加え、ワーキンググループでは、カンボジアにおいて新しく起草された法が予定する制度そのものが整備されていないという問題も指摘されていた。たとえば、カンボジア民法でも、指名債権譲渡の対抗要件については、通知又は承諾は、確定日付ある証書によってしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができないとされているが、カンボジアではそもそも郵便制度が発達しておらず、確定日付を取得するための制度が整備されていないために、ワーキンググループでは、確定日付をどうやって取得すればよいのかなどといった意見が出されていた。実際にも、ワーキンググループに参加した弁護士メンバーはまだ確定日付を取得した経験のある者は誰もいなかった。こうした制度の不備の問題は、法律の解釈だけでは解決することが難しい問題である。

こうしたワーキンググループでの議論等を目の当たりにして、法整備支援の重要性と困難性について非常に考えさせられた。私は「法整備支援」という言葉を最初に聞いたときには、支援対象国の法を起草する支援が法整備支援の内容であり、法ができあがればそれで十分であるとばかり思っていた。確かに、海外研修前の国内研修での講義で、法整備支援

の内容は、法起草の支援のみならず、法を使いこなせる人材の育成や法の普及等も含まれるとの説明を受けたが、理屈としてはそのことについて分かるものの、なぜにこうした支援までわざわざする必要があるのかについては真に理解することはできなかった。しかし、法律ができただけで、その法が人々の社会生活を規律するルールとして直ちに機能するわけではないことをワーキンググループでの議論等を通じて実感させられたし（だからこそ、人材育成、法の普及に関する法整備支援が必要かつ重要となる）、カンボジアのように知識人もほとんどおらず、法律もほとんど機能していなかった国で新しく作った法律を国民の社会生活に広く根付かせ、浸透させていくことがいかに難しいことであるかということについても認識させられた。

すなわち、カンボジアは、経済発展はめざましいものがあるものの、十分な法整備がされていなかったことから、国民の社会生活を法によって規律するという素地が国民の間に乏しく、法が前提とする制度も十分に整備されていない。プノンペン市街は近代的な建物が建ち並び、高級車が道路を何台も走行するなど経済成長の高さがうかがわれるが、他方で、道路はバイクや車両が所狭しと無秩序に走行し、交通ルール一つとってみてもほとんどないような状況である。聞くところによれば、最近まで、カンボジアでは車の運転について運転免許の資格も要求されていなかったとのことである。したがって、こうした国で、新しく法を作ったからといって、それが直ちに機能するはずはない。実際、長期専門家との意見交換会においては、カンボジアでは、法が予定する運用とは異なる実態があるという話もあった。また、先に述べたようにカンボジアでは知識人のほとんどが殺されてしまったために、法の基本的な解釈・運用のあり方を熟知する司法関係者もほとんどいないため、新たな法を運用・普及するのに必要な人材にも乏しい状況である。

したがって、まさにこうした物的にも人的にも法整備の環境が整っていないカンボジアにとっては、我が国が行っているような法整備支援がカンボジアにおける法の支配の確立のために必要不可欠となる。そこで、現在は、日本から派遣された長期専門家らが、カンボジアの司法関係者を中心に、新しく起草された民法や民事訴訟法の基本的な解釈や運用のあり方について議論を重ねながらその考え方を伝えていき、彼らが今後自ら法の解釈や運用のあり方を考え、これを後継に伝えていける力を身につけられるように支援をしたり、国民の間にも新しい法の考え方が浸透するように普及活動に取り組んでいる。このような法整備支援は、国の統治のあり方や国民の社会生活に多大な影響を及ぼし得るものであり、重要な意義を有することは明らかであるが、先に述べたようなカンボジアの現状に鑑みれば、それが一朝一夕でできるものでは全くなく、長い道程を一步一步根気よく進んでいかなければならないものであることもまた否定できない事実である。また、法整備支援の理想的な到達点は、カンボジア国民が、日本と同じように、自国の司法関係者によって必要な法を創造し、その適正な解釈・運用を行い、これに則って国民も社会生活を営むという法の支配が同国において確立されることであるが、我が国の限られた財源の中でこうした他国の法整備支援をどこまで続けるかということもまた難しい問題である。今回の海外研修を通じて、私は、こうしたことをいろいろと考えさせられたものである。

しかし、今述べたようなジレンマがありながらも、長期専門家を始めとする国際協力部の方々は、未来のカンボジアの姿に期待と希望を抱き、できる限りの法整備支援を行おうと考えてひたむきに仕事に取り組まれており、その姿を今回の研修を通じて目の当たりにし、本当に敬服させられた。

2 ECCCにおける意見交換会について

ECCCでの共同検察官、共同捜査判事、公判前裁

判部判事、最高審裁判部判事との意見交換会では、ECCCの現状について、その意義のみならず、課題についても、先方からお話を率直にうかがうことができた。課題としておっしゃられていたのは、時間と財政である。先に述べたとおり、第2ケースの被告人4人のうち、1名は死亡し、1名は認知症のため審理が停止している状況である。審理中の2名の被告人についても高齢であり、最終的な判決までこぎ着けられるかについて非常に関心を強く持たれていた。時間がかかる原因として、証人数が多いことや、国連側の判事も関与しているために複数の通訳が必要となることを指摘されていた。こうした時間の問題に対する対処として、現在、審理中の第2ケースについては、審理している事件を分離して、その一部について先に判決を言い渡す方向であるとのことであった。また、ECCCは、カンボジアと国連との共同の財政負担で運営されているところ、近時、財政の不足が大きな問題となっており、予算が大きくカットされているとのことであり、この点からもECCCをこのまま長期に維持していくことは難しい状況がうかがわれた。

ECCCについては、このような課題があるものの、カンボジアにおいて、国連も関与することによって国際的な基準によって判決が出されたことや、その審理過程が多くのカンボジア市民らに伝えられたことによる社会的影響については重要な意義があるとECCCの方々も口々におっしゃっていたところである。

こうした話をうかがい、ECCCについても大きな意味では法整備支援の一つととらえることができ、カンボジアにおける法の支配を根付かせる大きな一歩となっているのではないかと感じた。

なお、ECCCにおいても日本のような証人保護の措置がいくつか用意されているとのことであり、法廷とは別室で顔を隠して、声色を変えて証言させる措置があるとのことであった。そのほか、証人の居

住場所を変えたり、身上を変更することも場合によってはあるようであったが、ECCC の裁判ではそこまでの証人保護の措置がとられた事例はないとのことであった。

第4 終わりに

今回の研修は、約2週間と短期間ではあったが、非常に多くのことを学ばせていただいた。カンボジアの司法関係者に対し、日本から派遣された長期専門家を始めとする国際協力部の方々が人材育成等の法整備支援に尽力されているところであるが、他方で、カンボジア市民の話からは、いまだ汚職などが横行して多くの富が権力者及びその周辺に集中し、必ずしも法の支配がいまだ貫徹されていない現状があることがうかがわれ、実際、プノンペンの中心街を少し外れれば、貧しい人々が路上にあふれる光景を目の当たりにさせられ、現実と理想とのギャップを感じさせられる場面もあった。しかし、私が今回見聞かせていただいたカンボジアの司法関係者の方々は、自分たちが今取りかかっている法整備に向けて必要な知識について少しでも多く吸収しようと、私たち研修員に対し、次々と日本における法制度について鋭い質問を投げかけており、その積極的な姿勢からは、自国の法制度を少しでも充実させ、現状を変えていきたいという真剣かつ情熱的な意欲がうかがえた。したがって、こうしたカンボジアの司法関係者らが、将来、カンボジア司法の中核で活躍することにより、カンボジアでの法の支配が裾野を広げ、少しずつカンボジア市民の社会生活に浸透していくのではないかと考えている。

本研修に当たっては、国際協力部の教官及び専門官、とりわけ私たち研修員を海外研修に引率いただいた辻教官及び石原専門官、並びに現地のプロジェクト事務所の長期専門家を始めとするスタッフの皆様には大変お世話になった。この場を借りて深く感謝を申し上げたい。

国際協力人材育成研修に参加して

秋田地方検察庁三席検事 石田 正範

第1 はじめに

私は、平成25年11月18日から同月29日までの間、法務総合研究所国際協力部（以下「国際協力部」という。）が主催した、開発途上国に対する法整備支援活動（以下「法整備支援」という。）に携わる人材の育成を目的とする国際協力人材育成研修（以下「本研修」という。）に参加した。

私は、法整備支援については、過去の研修で国際協力部元教官から講義を受けたり、研究誌に掲載されていた紹介記事を読んだりしていたことなどから、その概要は一応理解していたつもりであったが、本研修に参加し、国内研修において国際協力部教官らから法整備支援に関する講義を集中的に受けたり、国外研修においてカンボジアを訪問し、法整備支援の現場を直接見聞きできたりしたことで、法整備支援への理解は格段に深まったと思われる。

以下、本研修に参加した感想等を報告する。

第2 国内研修

1 国外研修前の国内研修

国内研修においては、国外研修に先立ち、国際協力部教官から、法務省による法整備支援の概要、カンボジア、ベトナム、東ティモール、ラオス、中国、ミャンマー、ネパール、インドネシア等の各国における法整備支援の概要について講義を受け、さらには、国際協力専門官から、同専門官の業務について講義を受けた。

これらの講義により、法整備支援も政府開発援助（ODA）の一環として位置付けられていること、その多くは独立行政法人国際協力機構（JICA）による「技術支援」プロジェクトとして行われていること、法整備支援の対象国に移り変わりがあり、その状況には対象国ごとに大きく差異があること、カンボジアにおいては、法律の起草、改正に対する支援にと

どまらず、今後法制度が適切に運用、執行されるための基盤整備、法曹の人材育成等についてまで支援を行っていることなどについて、理解を深めることができた。

とりわけ、法整備支援は対象国の文化、歴史、発展段階、国民性等を尊重して実施する必要があるため、目に見える形で成果を上げるまでには一定の時間を要さざるを得ないものの、一方で、国民の税金で行う以上、一定の成果を目に見える形で示す必要もあり、その両立は難しい問題であるとの国際協力部教官の指摘は、これまで私が考えたことのなかった視点であり、非常に興味深かった。

また、カンボジアの王立裁判官・検察官養成校では、卒業生が裁判官、検察官のいずれに就くかを抽選で決めているという話を聞き、日本では考えられないことであり非常に驚いたが、同時に、そのような方法を採用する理由、卒業生の不満の有無等について興味をひかれた。

このように、国外研修に先立つ国内研修では、現地を訪問する前に法整備支援に対する理解を深め、整理することができた上、カンボジアに対する興味も一層高められ、非常に有意義なものであった。

2 国外研修後の国内研修

国外研修後には、国際協力部において、野口元郎国際協力部長の講義を受けた。

野口部長は、カンボジア特別法廷最高審裁判部判事を始め、国際機関等の要職を歴任されており、同法廷、アジア開発銀行、国際刑事裁判所被害者信託基金等での職務内容など、通常の検察業務とは大きく異なる職務に従事されてきた状況をお聞きし、検事が従事する職務の幅の広さを実感した。

その中でも、野口国際協力部長は、カンボジア特別法廷の法廷の設計に関与され、また、国際刑事裁判所被害者信託基金の資金集めも同基金理事長である野口国際協力部長の職務にの一環であるとお話は、その職務の幅の広さという点で特に印象に残っ

た。

第3 国外研修

1 プロジェクト事務所長期専門家による説明

JICA のカンボジア法制度整備プロジェクト事務所において、同プロジェクトに従事する長期専門家として派遣されている松原禎夫専門家（検事）、高木博巳専門家（裁判官出身）、磯井美葉専門家（弁護士）及び嶋貫賢男専門家（弁護士）から、カンボジアにおける法整備支援の活動状況等についてご説明を受けるなどして、法整備支援の現場におけるご苦勞を、一部なりとも窺い知ることができた。

そのご説明の中では、カンボジアでは、公証人の認証に関して法律上規定されているものの、公証人は現時点で未だ3人しかいないため、公証人の認証に代えて慣習上行われている地元有力者による認証についても政令等で手当をする必要があるという話や、送達について法律上規定されているものの、郵便システムがほとんど機能していない地域も残っているため、法律上の規定がそのまま当てはめることはできないという話は、相手国特有の事情を法律上の規定やその運用にどのように反映させるかという法整備支援共通の問題の具体例として特に参考になった。

2 王立司法学院（RAJP）ワーキンググループ聴講

裁判官及び検察官を養成する王立裁判官・検察官養成校の上部組織である王立司法学院において、同校の教官候補生である裁判官、検察官によるワーキンググループの聴講をさせていただいた。

前記ワーキンググループは毎週1回開かれているということであり、今回は、高木専門家の指導の下、カンボジア民法における成年擬制の制度について検討がなされていたところ、日本の民法規定に類似する側面と、カンボジアの歴史、文化に起因するカンボジア特有の側面が混じり合って規定されていることが分かり、非常に興味深かった。

また、ワーキンググループ参加者と我々研修員との間で質疑応答の時間を取っていただき、その際、ワーキンググループ参加者は日本の検事の転勤制度について強く興味を持たれたようで、原則として2、3年ごとに勤務地を変える理由・必要性、転勤の決定権者、本人希望の反映状況等に関して、矢継ぎ早に質問がなされた。

それらの質問に対する答えを考える中で、私がこれまで当たり前のこととして受け止め、さほど深く考えることのなかったことも、国が異なれば当たり前ではないということや、日本の制度を説明するためには、その歴史的背景等も含めて本質を理解している必要があるということを改めて実感した。

さらに、文化、国民性等は国ごとに異なるため、その是非を論じるつもりは一切ないが、ワーキンググループ中にも参加者の携帯電話は頻繁に鳴り、時には、参加者の発言中に発言者の携帯電話が鳴り、そのまま電話に出て、その間隣の参加者が発言を引き継ぐという光景もあり、率直に言って多少驚いた。

3 カンボジア特別法廷（ECCC）訪問

カンボジア特別法廷では、まずその法廷を見学させていただいたが、元々は軍隊用の劇場であったという法廷は、想像していた以上に明るく、洗練された雰囲気、その傍聴席の多さも印象に残った。

また、カンボジア特別法廷では、最高審裁判部判事、公判前裁判部判事、捜査判事、検察官、事務局長代行らとお会いし、質疑等をする機会を与えていただいた。

私は、カンボジア特別法廷に関しては、本研修前には漠然とした知識しか持っていなかったが、国内研修での講義や今回の訪問等を通じて、同法廷がカンボジア政府と国際連合との協定に基づくカンボジアの裁判所の特別部という形態を採り、フランス法の影響を受けたカンボジアの国内法に準拠しつつも、同時に国際標準に則った裁判を目指しているため、やや特殊、複雑なシステムとなっていること、

その費用の大半は国際連合側が負担し、そのおよそ半分は日本が拠出していること、審理の長期化、被告人の高齢化、運営資金確保、カンボジア側と国際連合側の意見対立、訴追対象者の確定等の種々の問題を抱えつつも、関係者の努力により、第1ケースの判決確定、第2ケースの一部についての第一審結審にまで至っていることなどを知り、非常に勉強になった。

また、最高審裁判部判事等との質疑では、カンボジア特別法廷でも証人保護についても配慮がなされており、人定を特定されないようにするための工夫など種々の方策が取られているという話や、ポルポト派の元関係者が法廷でポルポト派の元幹部である被告人に不利な証言をした場合、現在も残存するポルポト派支持者から報復を受けるおそれよりも、ポルポト派の元関係者であることは通常隠して生活しているため、そのことを知った周辺住民らから報復を受けるということの方が高いという話もなされ、非常に興味深かった上、カンボジアの歴史の複雑さを改めて感じた。

さらに、本研修前には、国際社会が多額の費用を支出して30年以上前の出来事を裁判することの意義につき、十分理解し切れていないところがあったが、最高審裁判部判事等との質疑を通じて、カンボジア国民にとって、過去をきちんと清算して正義を取り戻すと共に、その運営等に従事するスタッフのトレーニング等を通じて、カンボジアの司法制度の水準を国際標準に近づけるという意味もあるのだということが理解できた。

それらに加えて、お会いできた国際判事及び国際検事の出身国は、ポーランド、スリランカ、オーストラリア、韓国、ベルギー等の国々であったが、世界的規模で職場を移り変えながら、国際的な刑事司法の場で活躍する方々から直接お話を聞いたことは大きな刺激になった。

4 王立法経大学 (RULE) 日本法教育センターにおける研修員講義

名古屋大学が王立法経大学内に設立した日本法教育研究センターにおいては、我々研修員で手分けをし、日本法を日本語で学ぶ学生に対して、日本における検事の役割、法務省の仕事等について講義をした。

私は、日本の制度等について外国人に講義するというのは、初めての経験であったが、日本の制度等をそれを知らない外国人に上手く伝えるためには、こちらがその制度の本質を理解した上で、その本質を損なわない限りで内容を単純化して伝えることが必要だと感じた。

また、講義に参加していただいた学生は3年生と4年生ということであったが、その日本語能力は私が事前に想像していた以上に高く、また、質問内容も、例えば、日本では最高裁長官を(裁判所内部ではなく)内閣が指名する制度としているのはなぜかといったレベルの高い質問がなされて驚くとともに、若い学生の向学心の高さがひしひしと伝わってきて、刺激を受けた。

5 司法省 (MOJ) ワーキンググループ見学

司法省職員(裁判官を含む)によるワーキンググループも毎週1回開かれているとのことであるが、今回は、我々研修員が傍聴に来ているとのことで、ワーキンググループ参加者と研修生との間で質疑応答が行われた。

ワーキンググループ参加者からは、日本の保全手続等についてやや細かい点の質問がなされ、研修員のうちの本條局付が回答されていたが、ちょっとした行き違いから質問と回答が上手くかみ合わないところもあり、通訳を介して法制度に関するやや複雑な事柄についてやりとりをすることの難しさを感じた。

また、ワーキンググループ参加者から、カンボジアでは、新たに制定された法律を普及させるために、

書籍を関係機関に配布したり、一般の国民がなじみやすいテーマでセミナーを開いたり、内容的に短い広告を作るなど、種々の努力がなされていることなどを聞き、興味深かった。

6 裁判傍聴

プノンペン第一審裁判所において、店従業員による商品窃盗、カジノ従業員によるチップ窃盗、繁華街での集団喧嘩等の刑事裁判を傍聴した。

王立司法学院のワーキンググループに参加していた裁判官による裁判であり、心理的に親しみが持てた上、現在 JICA プロジェクトスタッフとして勤務している日本法教育研究センターの卒業生の同時通訳により、そのやりとりの内容は一応理解できたものの、被告人が不在のまま法廷が開かれたり、別事件の弁護人も弁護人席に座っていたり、被害者が民事上の損害賠償請求をする手続も同時に行ったりするなど、日本の刑事司法手続とは大きく異なっており、興味がひかれた。

また、裁判傍聴後は、現職の検察官に質疑する機会を与えられ、カンボジアでは被告人が所在不明であることがままあり、被告人が不在のまま判決を出すことも可能であること（事後的に不服申立の制度はあるとのこと）や、検察官と予審判事の役割分担、検察官による被疑者取調の状況等について説明を受け、カンボジアの刑事手続について、一部ではあるが理解を深めることができた。

7 王立法経大学ワーキンググループ傍聴

王立法経大学の教員によるワーキンググループも毎週1回開かれているとのことであるが、今回は、我々研修員が傍聴に来ているとのことで、ワーキンググループ参加者と研修生との間で質疑応答が行われた。

ワーキンググループ参加者からは、日本の公務員の定年、裁判官の人事異動における決定権者、本人の拒否の可否など、前記の王立司法学院ワーキンググループ参加者からの質問と同様の質問がなされ、

日本の公務員の人事制度については、カンボジア側から興味を持たれていると感じた。

また、研修員とワーキンググループ参加者との間で、日本とカンボジアにおける裁判例の公表方法を紹介し合うなどしたが、カンボジアでは、関係者の氏名等のマスキングはせずに裁判例を公開しているとのことであり、私は意外に思ったが、ワーキンググループ参加者からは逆に日本でマスキングをして公開していることを意外に思われたようで、国が違えば捉え方も違うことが実感できた。

8 JICA カンボジア事務所訪問

JICA カンボジア事務所を訪問し、研修員から、国外研修の感想等を述べるとともに、同事務所所長等から、カンボジアにおける JICA の人員、体制、これまで実施されてきた政府開発援助の概要等についてお話を聞き、政府開発援助へ従事されている JICA の方々のご苦勞が一部なりとも窺い知れるとともに、法整備支援も政府開発援助の一環であるということに改めて理解できた。

第4 おわりに

カンボジアは、公式統計上は1人当たり名目 GDP は約1000ドルとされており、先進国とは大きく差がある状況ではあるが、国外研修で初めて訪れたプノンペンでは、1台500～1000万円はするであろう高級車が街中に溢れ、大規模なホテル、マンション、ショッピングモール等の建築が着々と進められている状況にあり、国として新たなステージに入ろうとしていることを強く感じた。

そして、それに伴い、今後ますます活発化していくであろう経済取引が円滑に行われるとともに、公平な富の再配分が行われるためには、「法の支配」の確立がカンボジア社会にとり必要不可欠なものとなり、そのような観点からすると、法整備支援は、道路や橋等のインフラ整備と同等ないしはそれ以上に重要な事柄であり、まさに明日のカンボジアを築

く礎であるということを実感した。

また、前記の JICA プロジェクトスタッフは、前記王立法経大学で日本語を勉強したとのことで、その日本語能力は既に相当高いと思われたが、それに飽きたらず平日は毎日勤務後に英語学校に通い、土日は大学院に通学しているとのことであり、同大学の現役学生を含め、国外研修で出会ったカンボジアの若者は非常に勤勉で、感銘、刺激を受けた。

さらに、国外研修中に接したカンボジアの裁判官、検察官、弁護士、大学教員らは、いずれも我々研修員を暖かく迎え入れていただいたが、それは、日本のこれまでの法整備支援に対して信頼や感謝の気持ちを持っていただいているためだと感じられ、これまで法整備支援に従事された方々の努力に頭が下がる思いであった。

私は、当研修により、カンボジアという国や人々が好きになり、帰国後も、カンボジアの動向に興味を持つようになったことも、この研修の大きな成果であった。

今回の研修は、私にとり大変得難い経験であり、研修の機会を与えていただいた国際協力部、JICA、関係機関の皆様には大変感謝している。

以上

平成 25 年度国際協力人材育成研修に参加して

京都地方検察庁検察事務官 吉野 恵

第 1 はじめに

昨年、国際協力に興味がある私は ICD ニュースの目次で「国際人材育成研修」のタイトルを見つけ、参加者のレポートを夢中で読みました。あれから数か月後、光栄にも推薦していただき、本年 11 月 18 日から同月 29 日までの間、法務総合研究所国際協力部及びカンボジア王国において実施された国際協力人材育成研修に参加する機会を得ました。

平成 21 年に内閣府主催「東南アジア青年の船」事業に参加し、フィリピンやブルネイなど東南アジアの国々でホームステイ経験もあるものの、いまだ訪れたことがなく、いつか訪れたかった国カンボジア。参加が決まってから法整備支援について国際協力部のホームページを見たり、同国の文化や歴史の復習、JICA の同国に対する支援状況の理解など研修を有意義にするため準備を進めました。この研修に参加する以上、現地に赴いて法整備支援について学ぶだけでなく、将来、国際協力専門官として働く際に参考になるよう学びを深め、実りある経験にしようと固く決心しました。

第 2 国内研修

国内研修では、教官から各国の法整備支援の概要を講義していただいたことで、今回訪問するカンボジアはもとより、それ以外の支援国の現状に関しても理解を深めることができました。副部長からは、実際にカンボジアで長期専門家として勤務されていた当時の話やクメールルージュ裁判の概要について講義していただきました。

国際協力専門官の講義では、心得から始まり、予算の内訳や業務内容、研修を開催する際の重要事項などの説明を受けました。タイムスケジュール表を用いての説明は時系列的に把握しやすく、全体のイメージから詳細な部分まで理解しやすかったです。

昨年と同じ研修でも、人も制度も環境も刻一刻と変化している中では講師選定からカリキュラムまで前例と全く異なることも多く、自主性を持って柔軟に適応する姿勢が必要とされます。大変だけれどやりがいある魅力的な仕事だと感じました。

第 3 ワーキンググループ

ポル・ポト政権により知識人が大量虐殺され、法曹関係者も、資料も文献もほぼ皆無に近い状態から法整備支援がスタート。JICA 専門家（長期専門家も含む）と一緒に現地の慣習に沿った法案を起草し、民法と民事訴訟法を成立させてからも、司法職員や大学講師の人材育成、実務教育の更なる充実、司法関係機関の組織を強化させるため、法曹関係者などが法整備に関する検討会や勉強会（ワーキンググループ、以下 WG と記載）を行っています。

法律が制定されてからも判例集のような書籍がないため、法律家が各自で資料を取り寄せている現状では解釈が統一されていません。WG では、この現状の突破口となるべく教科書や Q&A、それに実務の手引書のような書籍の出版等を目指しており、講師は長期専門家として勤務している日本の検事や裁判官、弁護士が担当しています。

今回、4 種類の WG を見学することで、カンボジア人の法律のとらえ方、ケーススタディにおける疑問の持ち方や考え方から、納得いくまで質問し、議論する大変真摯な姿勢などを身をもって体感しました。国民性や慣習や文化が違うので当然と言えばそれまでですが、疑問に思う点も考え方も日本人とは根本的に異なる部分があるため、日本人の長期専門家の解説がさらに疑問を呼び質問大会のようになる場面もありました。長期専門家は、議題が本題から脱線しない限りは彼らの議論を見守り、脱線しだすと彼らが実際にイメージしやすい具体例を示して理解させていました。

講師のように一方的に教えるだけでは専門家がい

なくなると今までの支援が無駄になるという事態をさけるために支援対象国の主体性・自主性を尊重し、将来それぞれが普及活動ができる「持続的可能な基盤作り」を目指すということの真髓を実感できました。長期間現地で生活しているからこそ分かる彼らの感覚を掴み、彼らと信頼関係を築く重要性、長期にわたる支援の必要性、長期専門家の多大な労力を理解でき、とても有意義な見学だったと思います。

第4 カンボジア特別法廷 (ECCC)

1970年後半、ポル・ポト率いるカンボジア共産党(クメール・ルージュ)政権によって行われた虐殺等の重大な犯罪について、政権の上級指導者・責任者を裁くことを目的として設立された裁判所であり、国連との協定により、判事・検事その他のスタッフに、国連の任命する外国人だけでなく地元のカンボジア人が当てられ、国際法だけでなくカンボジア国内法も適用されている「混合法廷」です。

ECCCの見学は今回の研修で最も楽しみにしていたものでした。

国際協力部の野口部長が2006年から6年間、この特別法廷で控訴審の判事をされていたこともあり、現在在籍の判事、検事、弁護士との座談会を開いていただけることになりました。検事グループの中にはカンボジアの検事総長もいらっしゃっており、私はこのような光栄な機会に感動するあまり、過度に緊張してしまい、せっかく直接質問等ができるチャンスが無駄にしてしまいました。

座談会では、和やかな空気を作ってください、ECCCの運営形態や裁判の進捗状況、現在ECCCが抱える財政面の困窮と被告人や証言者の高齢化、年月経過による立証の難しさなどの深刻な問題点についても話してくださいました。

カンボジア国民を大量虐殺して恐怖のどん底に陥れ、人の心も国も壊滅状態させたポル・ポト派幹部をようやく司法によって裁く時代が来たことは素晴らしいことですが、莫大な費用がかかっており、日本は半分の金額を経済援助しています。裁判が始まってから今年で8年目。捜査終結宣言を出せたのは5人の被告人の中で唯一罪を認めていたことで分離して先に審理された強制収容所の所長のみでした。

しかし、判決ではこの収容所で子供を含む12,000人以上が拷問その他の非人道的行為を受けるとともに、被収容者のほとんどが付属の処刑場で処刑されたと認定され、歴史的にも大きな価値があるものとなりました。残念なのは、その間に否認していた残り4人の被告人のうち、1人が死亡、もう1人が認知症を理由に釈放されたことであり、残る3名も高齢のため一刻も早い審理が必要であるにも関わらず財政面の困窮により裁判の継続が厳しい状況です。

費用も時間もかかりすぎることで賛否両論の意見がありますが、カンボジア国民が犯罪を認定した上で今一度、国内の司法の在り方、法の支配の必要性を考えて未来に繋げていけるならば、非常に価値のある裁判だと思います。そのためにも現在審理されている3人はせめて終結を迎えることができるよう願っています。

座談会の中でとても印象に残ったエピソードがありました。それは、裁判で元ポル・ポト派の人が証言を拒否した理由について、自分の過去を明らかにすることで、今でも残存するポルポト派による報復を恐れている人と、それとは反対に、現在周りにいる人からの報復を恐れている人がいたということでした。外国との戦争では、国民は一丸となって外国人と戦いますが、国内で同じ民族が殺戮、拷問、処刑をしていた過去は、戦争が終わってからも疑心暗鬼という暗い影となり、今もなお当時を生き延びた国民の心にはびこっている現実を見た気がしました。

第5 プノンペン地裁裁判傍聴

刑事裁判を傍聴するため、プノンペン地裁を訪れました。日本以外の裁判所に入ることも裁判を傍聴

することも初めての機会でした。

窃盗事件2件と傷害事件1件の裁判を傍聴し、傷害事件の裁判では、被害者3名が証言をするため出廷していました。証言を要約すると、自分たちも相手も酒に酔って喧嘩したが、怪我を負わされたので治療費、慰謝料として3000ドルを請求したいとの主張でした（ちなみにカンボジア人の1か月の生活に必要な金額は平均200ドル～300ドルで、他の被害者2名も同様に高額な慰謝料の請求をしていました。）。

カンボジアでは、検事、弁護士、裁判官の他に予審判事という日本にはない職があり、起訴は予審判事が決めます。検事も起訴をするのですが、日本の家裁送致のようなものであり、最終的に起訴を決めるのは予審判事だそうです。

今回、裁判には予審判事は出席せず検事のみ出席していましたが、検事と予審判事で起訴するか否かの意見が分かれたとき、裁判はどちらが出席するか等疑問に思う点がいくつかあったので、次回カンボジアに行くときは、刑事手続きについて、警察から事件の送致を受けた段階から細かく聞いてみたいと思います。

第6 カンボジアにおける問題点

カンボジアを初めて訪れ、国民の遵法意識が低く法律が制定されても守られていない理由を知り愕然としました。違法な行為を取り締まるべき警察官が見逃しと引き換えに金銭を要求したり、学校の入学金の他に必要の高額な裏金が必要だったりと賄賂が深刻な社会問題となっています。例えば、交通違反をしても賄賂を警察に渡すことで見逃される現実があるため、そのような状況下では遵法意識は希薄にならざるを得ません。

ただ、賄賂が横行するのは、単に私利私欲という短絡的な背景に帰することは難しく、公務員の給料が生活に必要な金額よりも随分低く、給料だけでは

生活していくことができず賄賂収入はそれを補うものとして機能しているような面もあるようです。日本人では考えられないことですが、裁判もお金持ちや権力者が勝つことが圧倒的に多い状況です。

経済が発展し、国が豊かになることは言うまでもないことですが、法整備支援の観点から考えると、公務員の最低賃金を物価に合わせて上げるなどの金銭の分配率を変える法整備を行い、賄賂がなくても生活できる環境を整えた上で権力者の意識改革を行い、社会の仕組みを変える必要があると思われます。「恣意的な判断に左右される人の支配から法の支配へ」1日も早い移行が望まれます。

第7 最後に

プノンペンにある名古屋大学の日本法教育研究センターでは現地の大学の授業と並行して、日本語で日本の法教育を提供しています。今回3、4年生の大学生に検事の仕事についてプレゼンする機会があり、捜査や公判手続き、裁判員制度に至るまで幅広く説明しました。受講生は熱心にメモをとり、質疑応答の場面では堪能な日本語で積極的に質問していました。

貧富の差が広がり、貧困な人たちは今なお短命であったり教育を受けることができない状況のカンボジア。法整備は、外国企業がカンボジアへ直接投資を誘引し、雇用創出の他様々な経済的恩恵を受ける礎となることでしょう。熱心に学ぶ若い彼らが貧困や権力に負けないように法律が正しく機能・運用される豊かな社会となることを心から願います。

約2週間という短い期間でしたが、法整備支援について多くのことを学び、貴重な経験をさせていただきました。期待通りの、いやそれ以上の研修を経て、法律の可能性や法整備における国際協力の重要性を再確認いたしました。

将来、国際協力の仕事に携わる機会があれば、この研修の経験を最大限に活かして法整備支援等の業

務に尽力したいと思います。

お忙しい中大変貴重な講義を聴かせてくださった国際協力部野口部長，柴田副部長，教官の皆様方，カンボジアに引率していただき楽しく研修員を盛り上げて和やかに研修を受けられるようにしてくださった辻教官と細やかな心づかいで温かくサポートしてくださった石原専門官，カンボジアで研修員を迎え入れて親切に面倒を見てくださっただけでなく結婚式参加という異文化体験の機会も作ってくださった松原専門家，研修をサポートしてくださったプロジェクト事務所の方々に心より感謝いたします。最後になりましたが，本研修に快く送り出してくださいました京都地方検察庁の皆様にも心より感謝いたします。

～ 活動報告 ～

日本の法整備支援活動の紹介 ～韓国法制処主催「第1回アジア立法関係専門家シンポジウム」にて～

国際協力部教官
國井弘樹

当職は、韓国法制処¹から招待を受け、同法制処主催の「第1回アジア立法関係専門家シンポジウム（The 1st Asian Legislative Experts Symposium）」（以下「ALES」という。）に出席し、我が国の東南アジア諸国に対する法整備支援活動の取組についてプレゼンテーションを行った。ALESには、韓国の法律家をはじめ、同国外務省や韓国国際協力機構（KOICA）、大学等の関係機関から、多数の関係者が参加しており、我が国の取組を紹介する絶好の機会であった。近年、東南アジア諸国に対する法整備支援活動において、他国ドナーとの間で、支援分野のすみ分けや連携が重要になっており、ALESのような機会を通じて、我が国の取組を積極的に外部へ発信し、相互に情報共有を図る必要性は高まっている。本稿では、第1回目の開催となったALESについて、その概要を報告する。

1 開催日時等

日時 2013年11月13日（水）

場所 ソウルグランドヒルトンホテル

プログラム 別添資料1参照

¹ 韓国法制処（Ministry of Government Legislation of Korea／MOLEG）は、同国総理室に属し、政府の法務行政全般に関する政策の企画・推進・監督、法案審査を担当するほか、国内外法制の調査、国内法令の広報、ベトナム等のアジア諸国に対する法整備支援等を実施。詳細は、<http://www.moleg.go.kr/english/>を参照。

言語 韓国語（韓英同時通訳）

出張者 国際協力部教官 國井弘樹

同 主任専門官 横山智宏

2 ALES開催の経緯

韓国法制処は、主に日本の内閣法制局のような機能を有する政府組織であるが、近年は対外進出に積極的に取り組んでおり、同国の有する豊富なIT関連の技術を駆使するなどして、ベトナムやウズベキスタン等のアジア諸国に対する法整備支援も実施している。そのような中、韓国法制処は、初の試みとして、2011年11月に「法律改正によるアジアの共存共栄」をテーマとする「第1回アジア法制情報フォーラム（The 1st Asian Forum of Legislative Information Affairs）」を開催した。同フォーラムは、アジア地域を中心として約30か国、約1,000人が参加する大規模な法制国際会議であり、我が国からも、内閣法制局次長及び当部部長山下輝年（当時）が参加した。同フォーラムでは、各アジア諸国が有する立法に関する情報や経験を積極的に交換し、これらの国々の間で立法の共同研究・開発を進め、これにより共存共栄を図るためには、アジア諸国の立法関係機関同士の協力体制構築が不可避であるとの認識の下、同フォーラムをその協力体制構築のための会議と位置付け、参加国との間で充実した議論が行われた。

さらに、韓国法制処は、第1回のフォーラムに続

き、翌2012年6月にも、「アジアの共存共栄へ向けた進歩的立法」をテーマとし、約30か国から約2,500人にも上る参加者を得て、「第2回アジア法制フォーラム」を開催した。第2回フォーラムにも、内閣法制局次長及び当部教官柴田紀子が出席し、初日の「経済・社会発展と立法」を議題としたメインセッションにおいて、柴田教官が「立法、施行、司法の重要性～法整備支援の観点から～」と題するプレゼンテーションを行ったほか、2日目には、「中小企業の成長促進、農業の近代化、グリーン・グロース立法²、防災」等を議題として、参加者からの発表や協議が実施された。

このように前2回のフォーラムは、主にアジア地域から広く関係者を招き、各国の法律情報を共有するとともに、立法分野での協力体制構築を主眼とするものであったが、今回のALESは、同フォーラムの成果を踏まえ、主に韓国国内の法曹関係者間において、同国の実施する法整備支援活動の現状や問題点等の最新情報を共有することを目的として実施されたものである。

3 ALESの概要

会議のスケジュールや内容等については、資料1のプログラムのとおりであり、韓国外務省や大学、KOICAなどから、それぞれの取組について紹介があったほか、当職は、セッション1の“The Roles of Government Agencies in Expanding International Legislative Exchanges”中、“②A Presentation on Case Studies of Foreign Government Agencies’ Legislative Exchange”にて、プレゼンテーションを行った。

当職は、韓国法制処の担当者から、事前に、①日本国内の関係機関における連携、②これまで実施し

てきた法整備支援活動における困難や工夫等について説明願いたい旨の意向を受けていたため、我が国における法務省や最高裁判所、外務省、JICA、日弁連、大学等との連携について解説するとともに、カンボジアでの活動を例に、日本の法整備支援活動の特徴でもある「相手国のオーナーシップの尊重」を実現するため、どのような手法で具体的活動を行ったかなどについて説明した。

また、先方からは、質疑応答や休憩時間における個別の討議で、支援を実施する際の言語の問題や、関係機関との連携を図る上での費用分担の問題など、実務の現場に即した問題意識が提示された。当職のプレゼン資料については、別添資料2として、本報告書に添付した。

4 所感

韓国では、個別の機関が別個に法整備支援活動を実施しており、これまで十分な連携が図られていなかったようである。我が国の法整備支援活動は、物的人的リソースが限られている中、効率的な支援を行っていくため、試行錯誤しながら、関係機関が緊密に連携しており、ALESでも、この点について高い評価を受けた。

現在、韓国を含め、複数の国や機関が、アジア地域の国々に対する法整備支援活動を実施しており、支援分野の一部が重なることも少なくない。今回のALES出席を通じて、今後は、日本一国にとどまらず、韓国を含め、他国ドナーといたかにして連携を図るか検討すべきであるとの思いを新たにした次第である。

² 地球環境の保全と経済成長が密接不可分であるとして、その両立を図る経済発展モデルを指す。韓国は、グリーン・グロースを国家戦略の一つと位置付け、2010年には「スマート・グリッド国家ロードマップ」を発表するなどして、同分野の技術開発等に積極的に取り組んでいる。



○ Program Schedule

Event	Time	Place	Event Details
Opening Ceremony	10:00~10:20	Grand Ballroom A	<ul style="list-style-type: none"> • Opening Remarks (the Minister of the MOLEG) • Congratulatory Remarks (the Chairman of Legislation & Judiciary Committee, the National Assembly) • Congratulatory Remarks(head of the co-organization) • Congratulatory Remarks (the Ambassador of the Islamic Republic of Afghanistan)
Keynote Address	10:20~10:40	Grand Ballroom A	<ul style="list-style-type: none"> • "Legislative Exchange : the Current State and the Future Directions" - An introduction of Korea's legislative development for six decades and proposals for future-oriented international exchanges and collaboration
Session 1	10:40~12:00	Grand Ballroom A	<ul style="list-style-type: none"> • The Roles of Government Agencies in Expanding International Legislative Exchanges ① The Current State of Legislative Exchanges and Challenges for Collaboration between Agencies (10:40 ~11:35) ② A Presentation on Case Studies of Foreign Government Agencies' Legislative Exchanges (11:35~12:00)
	*11:30~12:00	Swan Room	<ul style="list-style-type: none"> • Foreign Officials' Meeting (Being held separately during session 1) - For resident officials at Asian Embassies in Korea - Sharing opinions on what agendas are to be considered between Asian countries and MOLEG in the field of legislative cooperation affairs.
Luncheon	12:00~13:30	Triangle Foyer	Luncheon
Session 2	13:30~15:40	Grand Ballroom A	<ul style="list-style-type: none"> • Legislation Infrastructure and Legislative Exchanges ① Exchanges via Legislation-related Intellectual Assets(13:30~14:30)
			<ul style="list-style-type: none"> ② Methods to Share and Expand "Legislation-related IT Infrastructure" (14:40~15:40)
Coffee Break	15:40~15:50		Coffee Break
Session 3	15:50~17:50	Grand Ballroom A	<ul style="list-style-type: none"> • Nations' Legislation for Specific Areas ① Foreign Countries' Current State of Legislation and Demand for Collaboration(15:50 ~16:30, 40')
		Grand Ballroom A, B	<ul style="list-style-type: none"> ② Vietnam's Legislation for Administrative Procedures (16:40 ~17:50-Grand Ballroom A) ② Cambodia's Construction Legislation (16:40 ~17:50 - Grand Ballroom B)

Legal Technical Cooperation of MOJ, Japan

November 13, 2013

Hiroki KUNII

Professor & Government Attorney
International Cooperation Department,
Research and Training Institute,
MOJ JAPAN



Contents

- 1 Outline of Japanese legal technical cooperation
- 2 International Cooperation Department (ICD)
- 3 Basic policies
- 4 Related organizations
- 5 Activities
- 6 To respect for the ownership of the recipient countries

Outline of Japanese legal technical cooperation

- Since the mid-1990's
- The Research and Training Institute (RTI) of the Ministry of Justice (MOJ) of Japan has provided legal technical assistance to requesting countries.
- To help establish the rule of law and/or develop a market economy
- MOJ established the International Cooperation Department (ICD) in April 2001, as a department specializing in this field.

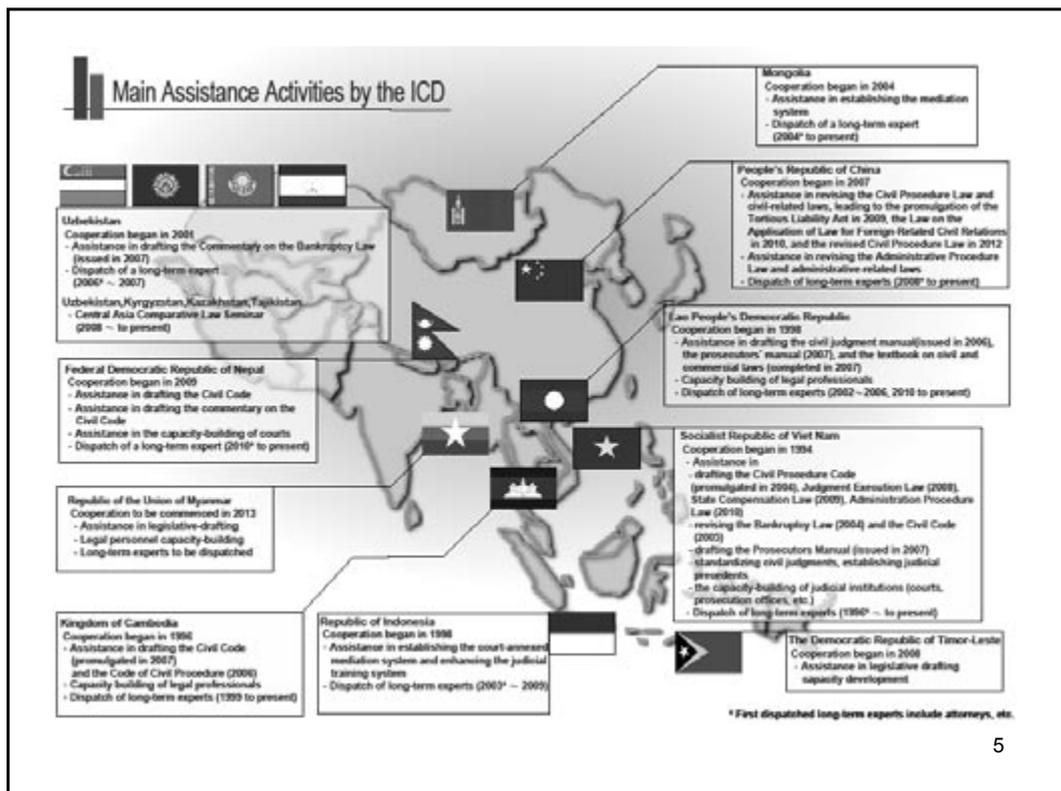
3

International Cooperation Department

- Established in April 2001 under the Research and Training Institute (RTI), the Ministry of Justice (MOJ)
- Professor : Public prosecutor and judge
- Long-term advisor : 6 (public prosecutor and judge) in Vietnam, Cambodia and Lao
- Training Officer
- Refer to ICD activities map



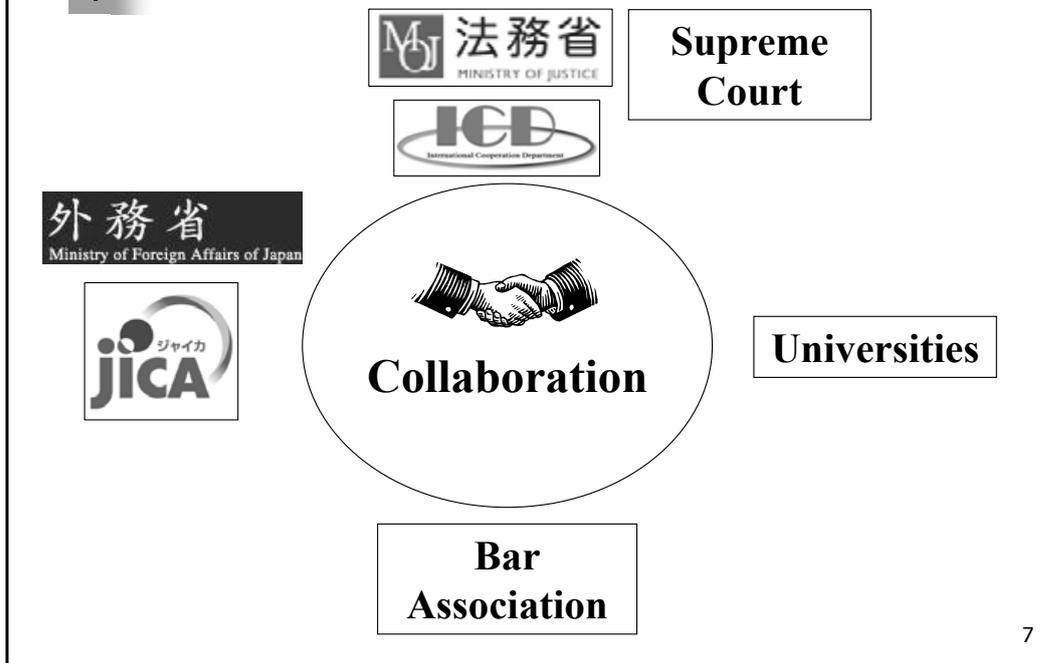
4



Basic policies

- 1 Respect for the independence and voluntariness of the recipient country
- 2 Cooperation which meets the needs of the recipient country
- 3 Japan supports not only the drafting of laws, but also the entire legal-development process to establish a well-functioning system, capacity-building of legal professionals, etc.

Related Organization and Relationship



Activities

- 1 Seminars in Japan**
 - Invite practitioners (C/P) to Japan
- 2 Local workshops**
- 3 Long-term advisor**
 - Legal professionals (judges, prosecutors and private attorneys)
- 4 Advisory group in Japan**
 - Consist of judges, prosecutors, private attorneys, academics, etc.
- 5 Others**
 - Symposium, Research study, etc.
 - Annual Conference on Technical Assistance in the legal field

Seminars in Japan



Seminar in Japan (Cambodia)

9

Local workshops

Local workshop organized by Japanese experts



(Lao)



(Vietnam)



(Myanmar)

10

Annual conference in Japan

- Organized by ICD and JICA
- Supported by Supreme Court of Japan, Japan Federation of Bar Association, Japan External Trade Organization, etc.



The 14th Annual Conference on Technical Assistance in the Legal Field 2013

11

To Respect for the ownership of the recipient country

Cambodia

- Assistance in drafting the Civil Code and the Code of Civil Procedure
- Start from 1997
- In 2006 - Promulgation of the Code of Civil Procedure
- In 2007 - Promulgation of the Civil Code
- Total number of times: 1) working group in Japan : 125 (Civil Code), 105 (Code of Civil Procedure), 2) Local seminar : 48 (dispatching Japanese experts), 3) Training program in Japan : 21
- After promulgation, a number of training programs in Japan and local seminars were held as follow-up assistance.

12

～ 国際協力の現場から ～

笑顔でナマステ

主任国際協力専門官
山田 美紀子

50人のネパール人

私が平成24年4月に国際協力部へ異動してから早くも1年9か月が経ちました。この間、カンボジア、ラオス、ミャンマー、韓国などの研修を担当し、ちょうど今、ネパール研修¹が終了したところです。

ナマステ (NAMASTE) とは、インドやネパールで交わされる挨拶の言葉で、コンニチワ、ハローにとどまらず、オハヨウ、コンバンワ、サヨウナラも意味する魔法の言葉です。つまり、ネパールでは、会ったときだけでなく、別れの挨拶もナマステなのです。

研修最終日の平成25年12月20日正午、私は、「皆さんに出会えてよかった。気を付けて帰国してください。」「また会おう。ネパールへ来るときは必ず知らせて。親切にしてくれて本当にありがとう。」などと互いに言葉を交わし、彼らと別れの挨拶をしました。中には、「ナマステ」と言って、両手を合わせ合掌して目に涙を浮かべ感謝してくれる人、ありがとうと言って強くハグして気持ちを伝えてくれる人もいます。長いようであつという間に終わった2週間。今回に限らず研修最後のこの瞬間は、いつも感慨深いものがあり、私自身、彼らのために、そしてネパールのために頑張ろうという熱い想いでいっぱいになります。

¹ 平成25年12月10日から同月20日までの11日間、ネパール裁判所能力強化プロジェクト第1回本邦研修を実施。研修内容については、横幕教官が本号に掲載。

今回は、ネパール裁判所能力強化プロジェクト²開始後の初めての本邦研修ということもあり、20名の研修員が参加していました。振り返ってみると、国際協力部での研修を通じて、私が日本でお迎えしたネパール人はこの20名を含め、ちょうど50名となりました。50人のネパール人、一人一人の名前と顔、性格は今でも鮮明に覚えており、その出会い全てが私にとっての宝物です。

海とカレー

ネパールとって、私がイメージするのは、海とカレーです。

国土の東、西、南の三方をインドに、北方を中国チベット自治区に接していることから、ネパール人は日本に来ると必ず「海に行きたい。」と言います。

山下公園では、青い海・大きな氷川丸を目の前にしておおはしゃぎする彼ら。カメラを預かり、「ハイ、チーズ。」と日本語の掛け声で何枚もシャッターを切る私。汗が止まらない夏でも手がかじかむ冬でも、写真撮影大会はなかなか終わりません。

水族館へ行けば、「孫に見せるんだ！」と夢中になってデジタルカメラのムービーで撮影し続ける元検事総長、ふれあいコーナーでウニを触って、ハッスルしすぎて危うくトゲをへし折りかけてしまう最高裁事務総長などなど、海の前では、普段の講義中に見せることのない違った彼らの一面を垣間見ること

² プロジェクトの詳細については、本誌57号に掲載。

ができました。

ところで、ネパール研修といえば、いつも頭を悩まされるのが食事のアレンジです。

ネパールはヒンズー教徒が多く、牛（豚も好まない。）は食べませんし、研修員が10名から20名であれば、必ず1名から2名は菜食主義の人も含まれるため、法務省の食堂で昼食を適宜どうぞとはいきません。事前に食堂のシェフに、ベーコンなしのナポリタン（野菜パスタ）やチーズなしのプレーンカレーなどの特別メニューで対応してもらえないかを相談したり、見学先近辺で鶏料理メインで提供してくれるお店を探したり、また、和食を食べるときは、鰹だしを使っていないかの確認をする（魚を食べない菜食主義には鰹だしはNG。）など、細部まで気を配ります。

ただ、このように苦労しながら食事をアレンジするものの、そんな彼らが食べて一番喜ぶのは、カレーなのです。日本人が味噌汁・御飯・卵焼きを食べたときホッとする気持ちになるのと同じなのかもしれないと私は勝手に解釈しています。

「ダルバート」と呼ばれるカレーを日本にあるネパール料理店でも食べることができるので一緒にお店へ行くと、彼らは水を得た魚のように目を輝かせて、注文の要領を得ない私に代わって、ネパール方式で次々と注文をしてくれます。

そして、たらふくネパールカレーを食べた後、彼らは必ず言います。「ネパールで食べるダルバートはもっとおいしいけどね。」と。それを聞いて、ネパー



山下公園で海をバックに記念撮影

ルへ行って本場のダルバートを食べたことのある私は、その現地³で食べたダルバートの優しい味を思い出し、懐かしく感じながら、納得するのでした。

ミッシング事件

2週間の研修期間中には、時にアクシデントが起こることもあります。

今回の研修では、土曜日に浅草観光・ショッピングというプランを企画し、私の他に教官・現地専門家ら6名の日本人スタッフがアテンドの上、研修員の宿泊先から地下鉄を乗り継いで浅草へ向かいました。通常、浅草寺を観光する際には、さすがに研修員全員でずっと一緒に回るわけにもいかないため、迷わないように仲見世通りを本堂まで往復するのみというルールを設け、雷門に集合する時間を決めた上で、いったん解散し、自由行動としています。これまで研修の観光アテンドだけで5回以上も浅草に来ている私は、一時解散したら集合時間まで少しは余裕があるなどいつものように次の移動先までの全員分の切符を券売機で買った後は、集合時間まで少しゆっくりとして待っていたのです。

しかし、集合予定時刻の10時半を過ぎ、しばらくしても研修員の一人、タパさんが現れません。

日本人スタッフは皆真っ青になり、研修員らには、少し待機するように伝えて、再び仲見世通りを往復したり、違う通りを手分けして探したのですが、週末で大賑わいの浅草寺でそう簡単に見つかるはずもありません。次第に待機していた残りの研修員たちも12月の寒空の下で体が冷えてきたため、風邪を引いてしまうといけないので、ひとまず、皆は次にランチを予約していたレストランへ移動することにしました。残された私は一人で、タパさんを探すこととなりました。

³ 平成24年11月27日から同年12月7日までのネパール現地調査において、担当教官とともにカトマンズの他、チトワン、ポカラなど地方を視察。

引き続き、地下鉄の改札口や公衆トイレなど思い当たる場所を探し回りましたが、一向に見つからず、このまま見つからなければどうになってしまうのだろうと心は焦るばかり。

しかし、慌てたところで状況は変わらないと、ここは開き直って、自分自身もトイレに行って一息ついた後、本堂でタパさんが見つかるよう祈り、もう一度仲見世通りを確認しながら雷門へ戻ることにしました。

「雷門で待ってれていますように。」と祈りながら集合場所へ行くと、辺りをキョロキョロしながら不安そうに待つタパさんがいるではありませんか。

「タパさん！」と大声で叫んだときには、お互いを見つけたことに喜び合い、強くハグしていました。

その後、集合時間に現れなかった理由を聞くと、違う通りにあるお店で家族へのお土産を買うのに夢中になって遅れてしまったと告白し、タパさんは、ばつの悪そうな顔をしていました。謝りながらも、私に家族の写真を見せて、嬉しそうに奥さんや娘さんに買ったお土産の話が無邪気にしてくるタパさん。その愛くるしい笑顔を見ていると、思わず怒ることを忘れて許してしまうのでした。

研修後半、タパさんは皆から「missing Tapa-san (行方不明のタパさん)」と呼ばれながら帰国して行きました。

Kind と Punctual

休憩時間やフリータイムでの気さくな会話や元気に明るく移動のバスの中で歌を歌う姿などこれまでのネパール研修を通じて、ネパールの人に対して私は、「陽気でフレンドリー」なイメージを持っています。

研修が始まる前は、顔写真付き名簿を見て、毎回、「強面でとっつきにくそうな人多そうだな。」と感じてしまうのですが、実際に研修初日のオリエンテ

ーションで会うと一言二言会話を交わすだけで、その親しみやすさから、一瞬にして当初抱いていたイメージは払拭され、すぐに彼らと仲良くなれてしまうのです。

逆に、彼らに「日本人のイメージは？」と聴くと、毎回返ってくる答えが、「Polite, Kind と Punctual」。

Polite (礼儀正しい) と Kind (親切) は、少なからず私たちを通じてそう感じていただけたことが大変ありがたい限りです。

一方の Punctual (時間厳守) を聞くと、いかにも一生懸命で勤勉な日本人らしい？イメージだなと感じるとともに、やや慌ただしい研修カリキュラムとなってしまうことに反省もさせられるのです。

つつい私たちはネパール側の要望に少しでも多く応えたいという思いから、講義も見学もかなり濃厚な内容のものを組むことになり、終了時間になっても質疑応答が尽きず、講義時間がおすことも多々あります。また、時には予想もしない交通渋滞に巻き込まれ訪問先への到着が遅れたりもします。そういった場合、次の講義や見学先へ迷惑をかけないようにと、彼らを急いで移動させることになってしまうのです。

おそらく、こうしたタイトなスケジュールが、彼らを Punctual に感じさせてしまうのかもしれませんが。

ここは日本、されど彼らの国民性を尊重しつつ、研修期間中、あまりに窮屈な思いをさせないように、まずは、自分自身がゆったりとした気持ちで接し、時間に厳しいことを過度に言わないようにと心掛けるようにしています。

それでも私は、「明日は9時にホテルのロビーに遅れないように集合してください！」とアナウンス。研修中、専門官は常に時間と戦っているのです。

おもてなし

東京五輪招致のプレゼンテーションで話題となった日本人のお互いを思いやり客人に心配りをする

「おもてなし」の心。まさに、国際協力部に所属する私たちが研修員らと接する上で、最も大切にしているホスピタリティです。

研修で来日した以上は、その成果だけでなく、日本での素敵な思い出の一つでも多く自国に持ち帰ってもらいたいという想いから、何をすれば彼らが満足して、喜んでくれるだろうかといつも考えて、接するようにしています。

昨年、ネパールに出張した際、本邦研修を通じて知り合った研修員らが懇親会や観光などで盛大にも

てなしてくれました。中には、日本で親切にしてもらった御礼にぜひ自宅に招きたいと言って、家族とともに家庭料理を振る舞ってくれる人もいて、大変嬉しく感じました。

ネパールの新プロジェクトは始まったばかりです。今後の日本又はネパールでの新たな出会いに今からワクワクします。

これからもおもてなしの心と笑顔を大切に、51人目のネパール人も「笑顔でナマステ」で迎えたいと思います。



チトワン地方裁判所にて研修員と再会

一 編集後記

新年のスタートとともに本号の編集が始まりましたが、国際協力部では毎年恒例の法整備支援連絡会の準備が佳境に入ったところです。職員総出の一大イベントを成功裏に終わらせ、今後の業務の弾みにしたいものです。

本号が皆様のお手元に届く頃には、寒さも和らぎ、桜の花が咲き始めている頃でしょうか。私は平成24年4月に配属されましたが、本年4月で早くも2年になります。配属された当初は右も左も分からず、周りに流され、迷惑をかける日々を送っていましたが、皆様からの御指導や積み重ねた経験により、現在は国際協力部の一員になれているのかなと感じています。国際協力部では、大学教授を始め、各国の研修員等さまざまな立場の方との多くの出会いがあり、貴重な経験を得ることができます。今後は、私自身が「国際協力専門官」として、出会う相手に貴重な経験をしたと感じてもらえるようになれたらと思っています。

さて、本号の「巻頭言」は、国連アジア極東犯罪防止研修所の赤根所長から御寄稿いただきました。アジア研の活動と法整備支援と題し、これまでのアジア研の活動と法整備支援の関わりについて、御自身の経験を踏まえながら、今後の展望を語られています。

「特集」は、連携企画「アジアのための国際協力in法分野2013」—法整備に関する学生のシンポジウム—です。昨年度から3部構成となった学生シンポジウムですが、運営の多くが学生によって行われており、プレゼン資料からも学生の熱意が伝わってきます。

「外国法令紹介」では、白出弁護士（元中国長期派遣専門家）による中国消費者権益保護法についての

記事を、また、ベトナムの長期派遣専門家による2013年ベトナム社会主義共和国憲法及びベトナム法規範文書発行法の仮訳等についての記事を掲載しました。

「国際研修」は、平成25年10月から12月にかけて実施しました第45回ベトナム法整備支援研修（破産法）、第9回ラオス本邦研修、第2回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援本邦研修、第6回中央アジア地域法制比較研究セミナー、第1回ネパール本邦研修についての報告となります。例年、秋に研修等が多く入るため、本号は研修の報告が盛りだくさんの内容となっております。私も上記ベトナム研修と本号には未掲載の日韓パートナーシップ共同研究の担当をしました。どちらもお酒が強い面々ですが、日韓パートナーシップ共同研究は、浦安寮での開催で、寝食（酒）を共にしたというのもあるかもしれませんが、最後は研修員同士涙を流しながら空港でお別れするなど、とても印象深い共同研究となりました。

「活動報告」では、本年度で第5回目となる国際協力人材育成研修、平成25年11月に韓国にて行われた第1回アジア立法関係専門家シンポジウムの記事を掲載しました。

「国際協力の現場から」は山田主任による執筆です。ネパールに対する思い、国際協力部職員の心構えについて熱く語っていただきました。私自身の仕事ぶりを振り返ると身が引き締まるとともに、まだまだ努力が足りないと感じました。

最後になりましたが、お忙しい中、御寄稿いただきました皆様には厚く御礼申し上げます。

関係者各位におかれましては、今後とも更なる御協力を賜りますようお願い申し上げます。

国際協力専門官 山口 晋平